

# 高知県水防計画書

(令和7年度)

高 知 県



# 目 次

第1章 総 則	1
第1節 前 文	1
第2節 目 的	1
第3節 用語の定義	1
第4節 水防の責任及び義務	4
1 県の責任	4
2 水防管理団体の責任	4
3 国土交通省の責任	5
4 気象庁の責任	6
5 居住者等の義務	6
6 水防協力団体の義務	6
第5節 津波における留意事項	6
第6節 安全配慮	6
第2章 水 防 体 制	8
第1節 県の水防組織	8
1 水防本部の設置	8
2 水防本部の編成及び任務	10
3 各土木事務所等の任務	11
4 水防指令と配備体制	12
5 災害対策本部との関係	15
第2節 水防管理団体	16
1 県内の水防管理団体	16
2 指定水防管理団体	16
3 市町村の水防組織	17
第3節 水防協力団体	17
1 水防協力団体の指定、監督、情報提供	17
2 水防協力団体の業務	17
3 水防協力団体と水防団等の連携	17
4 水防協力団体の申請・指定及び運用	17
5 水防活動委任証	18
第3章 予報及び警報	19
第1節 気象庁が行う予報および警報	19
1 高知県の特別警報、警報、注意報の発表区域	19
2 気象台が発表する特別警報、警報、注意報の種類と基準	19
第2節 洪水予報河川における洪水予報	34
1 洪水予報の取り扱い	34
第3節 水防警報	36
1 水防警報の取り扱い	36
2 水防警報を行う河川	38

3	水防警報を行う海岸	48
第4節	水位周知河川の水位情報	52
1	水位周知河川の水位情報の取り扱い	52
第4章	水防活動	59
第1節	観測及び通報	59
1	雨量	59
2	水位	59
3	潮位等	60
第2節	ダムの流量観測	61
第3節	水門等の操作	62
1	県管理施設	62
2	河川占用許可工作物	62
第4節	河川港湾の貯木及び船舶対策	62
1	実施責任者	62
2	貯木対策	62
3	在港船舶対策（事後措置）	63
第5節	巡視及び警戒	63
1	平常時	63
2	出水時	63
第6節	水防団（消防団）の出動	64
1	出動準備	64
2	出動	64
3	水防作業の開始	64
第7節	緊急通行	64
1	緊急通行	64
2	損失補償	64
第8節	決壊及び越水の通報	65
1	水防管理者等の役割	65
2	土木事務所長等の役割	65
3	水防本部の役割	65
第9節	決壊及び越水のその後の措置	65
第10節	警戒区域の指定	65
第11節	避難のための立退	65
1	水防管理者（市町村長）が行う場合	65
2	知事又はその命を受けた職員が行う場合	66
第12節	資材整備	66
1	資材の整備（水防資材、器具の確認と補充）	66
2	水防用資材器具備蓄基準	67
第13節	水防報告等	67
第5章	協力及び応援	70

第1節	高知県と徳島県の協定	70
第2節	高知県と愛媛県の協定	70
第3節	報道機関の協力	70
1	報道機関（ラジオ、テレビ）	70
第4節	協力部に依頼する事項	71
第5節	市町村の相互援助	72
1	相互協定	72
2	水防事務組合の設立	72
3	警察の援助	72
4	消防機関の相互の援助協力	72
第6節	自衛隊の派遣要請	72
第7節	河川管理者の協力及び援助	73
1	河川管理者四国地方整備局長の協力事項	73
2	河川管理者高知県知事の協力事項	73
第8節	四国地方における国土交通省の応援	74
1	四国地方における災害時の応援に関する申し合わせによる手続き	74
2	四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ	74
第6章	水防費用と公用負担	78
第1節	費用負担	78
第2節	公用負担	78
1	公用負担権限	78
2	公用負担権限委任証	78
3	公用負担命令書	79
4	損失補償	79
第7章	水防訓練	79
1	県の役割	79
2	指定水防管理団体の取り組み	79
第8章	水防管理団体の水防計画の基準	80
1	水防計画作成要領	80
2	水防計画作成基準	80
3	留意すべき事項	80
第9章	諸用語	81
1	水防用語	81
第10章	水防工法	82
1	概説	82
2	使用材料	85
3	準備工法	86
4	越水対策工法	90
5	漏水（浸透）防止工法	96
6	決壊防止工法	107
7	き裂防止工法	113

8	川裏崩壊防止工法	118
第11章	諸法規	125
	水防法	125
	高知県水防法施行細則	148
	高知県水防協議会条例	152
第12章	気象予報等の情報収集	152
第13章	ダム・水門等の操作	154
	鏡ダム操作規則	154
	鏡ダム操作規程	165
	永瀬ダム操作規則	169
	永瀬ダム操作規程	179
	桐見ダム操作規則	184
	桐見ダム操作規程	188
	坂本ダム操作規則	193
	坂本ダム操作規程	196
	鎌井谷ダム操作規則	201
	鎌井谷ダム操作規程	205
	以布利川ダム操作規則	210
	以布利川ダム操作規程	213
	河戸堰操作規則	219
	河戸堰操作規程	222
	江ノ口川水門操作規則	226
	江ノ口川水門操作規程	231
	浦戸湾水門等操作規則	234
	浦戸湾水門等操作規程	241
	下田川水門等操作規則	241
	下田川水門等操作規程	244
第14章	水防活動における役割と具体的措置	246
1	準備配備のとき	246
2	水防指令1号が発令されたとき	246
3	水防指令2号が発令されたとき	247
4	水防指令3号が発令されたとき	248
5	決壊の恐れや、決壊したとき（4～5号）	249
6	水防解除について	250
付表	水防関係機関電話一覧表	251

# 第1章 総 則

## 第1節 前 文

本県では「安全で安心できる生活空間」を創出するため河川、砂防・地すべり、急傾斜地崩壊防止、海岸施設等の整備を行っているが、気象的・地形的・地質的にも水災の発生しやすい条件下にあり、これまでも過去の水災により数多くの人命や財産が失われてきました。このため、住民の避難、救出救護、収容等の応急対策を実施し、人命及び財産の被害を最小限にするための水防活動を迅速かつ的確に行うことが極めて重要です。その活動の第一義的責任は市町村にあります。県と市町村の連携のもとに、的確な対応と速やかな運用が図られるようここに「高知県水防計画書」を作成します。

## 第2節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的に、高知県内の各河川、海岸及び港湾等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム・水門等の操作、水防のための水防団と消防機関の活動、一つの水防管理団体と他の水防管理団体相互間の協力、応援、水防に必要な資材器材施設の整備と運用並びに避難・立ち退きに関し実施の大綱を示したものです。

## 第3節 用語の定義

統 監	高知県知事
副 統 監	高知県副知事
水 防 本 部 長	高知県土木部長
水 防 副 本 部 長	高知県土木部副部長
水 防 本 部	県内における水防を統括するために設置される機関で、本部を高知県土木部に置く。
水 防 管 理 団 体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
水 防 管 理 者	水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
消 防 機 関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
消 防 機 関 の 長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
水 防 団	法第6条に規定する水防団をいう。
量 水 標 管 理 者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

	都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
水位周知下水道	都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、該下水道の水位があらかじめ定められた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）
水位周知海岸	都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、該海岸の水位があらかじめ定められた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸において氾濫発生情報のことをいう。
水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、

氾濫注意水位 (警戒水位)	その水位の状況を関係者に通報しなければならない。 水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定されている洪水特別警戒水位に相当する。
内水氾濫危険水位	法第13条の2第1項及び第2項に規定されている雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
高潮氾濫危険水位	法第13条の3に規定されている高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
雨水出水特別警戒水位	法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
高潮特別警戒水位	法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨または河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。
内水浸水想定区域	水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が生じた場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

高潮浸水想定区域	水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により該当海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。
浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存在する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

## 第4節 水防の責任及び義務

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

### 1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。  
具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑩洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬水防信号の指定（法第20条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- ⑲水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

### 2 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2項）
- ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条の2第2項）
- ⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑪予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑫水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑭警戒区域の設定（法第21条）
- ⑮警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑯他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑰堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑱公用負担（法第28条）
- ⑲避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑳水防訓練の実施（法第32条の2）
- ㉑（指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ㉒（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- ㉓水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ㉔水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ㉕水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉖水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉗消防事務との調整（法第50条）

### 3 国土交通省の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ⑤洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ⑧水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）

- ⑨重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑩特定緊急水防活動（法第32条）
- ⑪水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑫都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- ⑬水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

#### 4 気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

#### 5 居住者等の義務

- ①水防への従事（法第24条）
- ②水防通信への協力（法第27条）

#### 6 水防協力団体の義務

- ①決壊の通報（法第25条）
- ②決壊後の処置（法第26条）
- ③水防訓練の実施（法第32条の2）
- ④津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- ⑤業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

### 第5節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団（消防団）員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団（消防団）員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団（消防団）員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

### 第6節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団（消防団）員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団（消防団）員自身の安全は確保しなければならない。

水防団（消防団）員自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- (3) 水防活動時には、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は水防団（消防団）員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団（消防団）員等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 津波浸水想定のある区域にある水防団（消防団）は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- (11) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団（消防団）員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

## 第2章 水防体制

### 第1節 県の水防組織

#### 1 水防本部の設置

##### (1) 水防本部の配備区分

###### ア 準備配備

高知地方気象台長から気象状況に関する通報を受けてから水防本部が設置されるまでの体制を「準備配備」とする。準備配備の間の連絡業務は河川砂防班において行い、土木部各課並びに出先機関は河川砂防班と連絡を密にし、職員を待機させるなど、それぞれの状況に応じた水防体制を整えるものとする。

###### イ 非常配備

水防本部が設置された後の体制を「非常配備」とし、その配備体制の編成基準は別に定める。

##### (2) 水防本部の設置及びその時期

水防法第10条の規定により、高知地方気象台長から気象等の状況により洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあるとの通知、または高知地方気象台長と国土交通省高知河川国道事務所長及び中村河川国道事務所長との共同による気象状況の通知（以下両通知を合わせて「予報通知」という）を受けて、知事が洪水等に対する危険があり非常配備を整える必要があると認めたときは、土木部に水防本部を設置し、水防活動を迅速かつ積極的に推進するものとする。

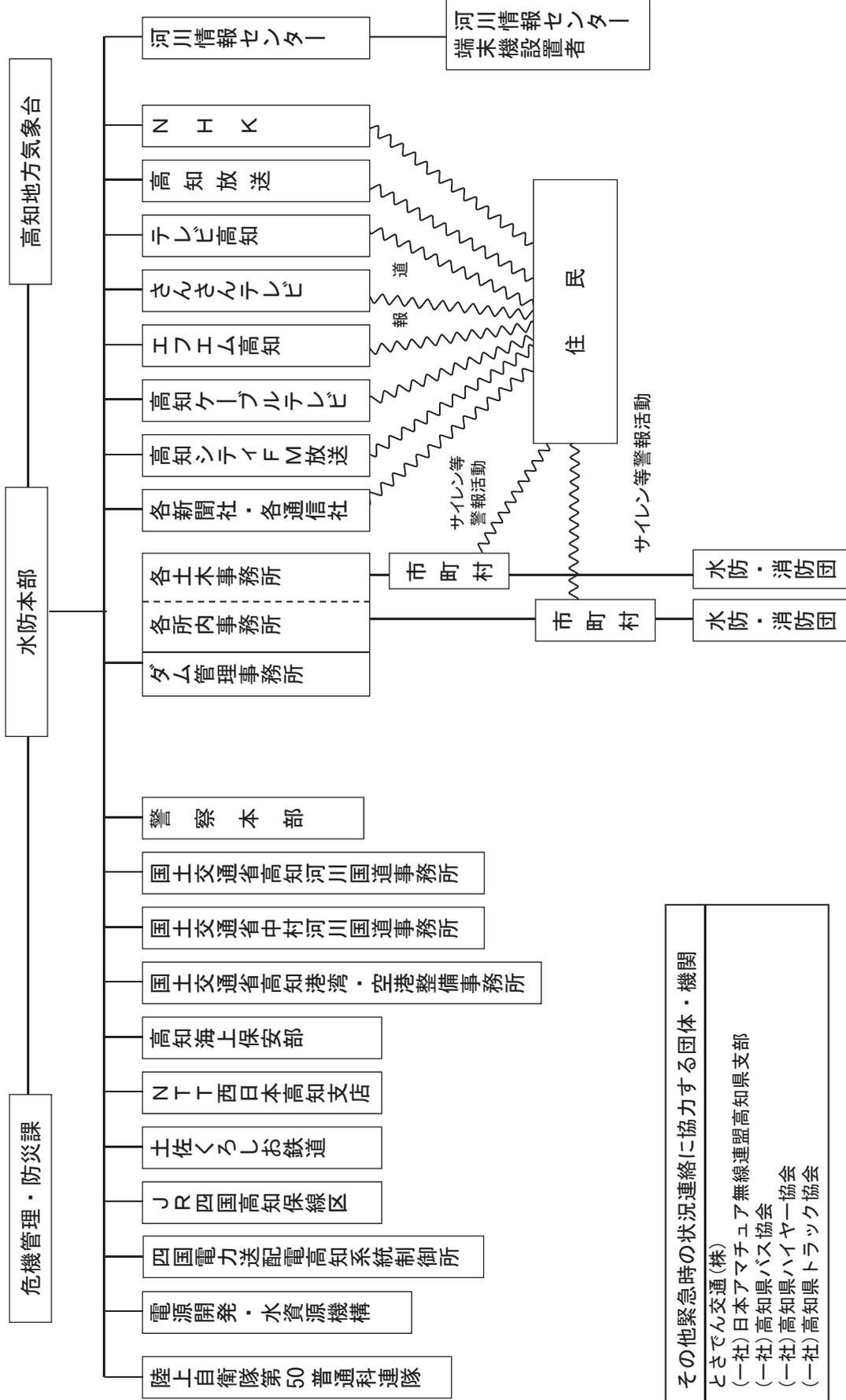
##### (3) 水防本部の解散時期

災害対策本部が設置されたときは災害対策本部の一部として編入される。また統監（知事）が状況判断し解散を命じたときに水防本部は解散する。

##### (4) 水防本部の連絡系統

水防本部の連絡系統は、次表のとおりとする。

# 水防本部の連絡系統



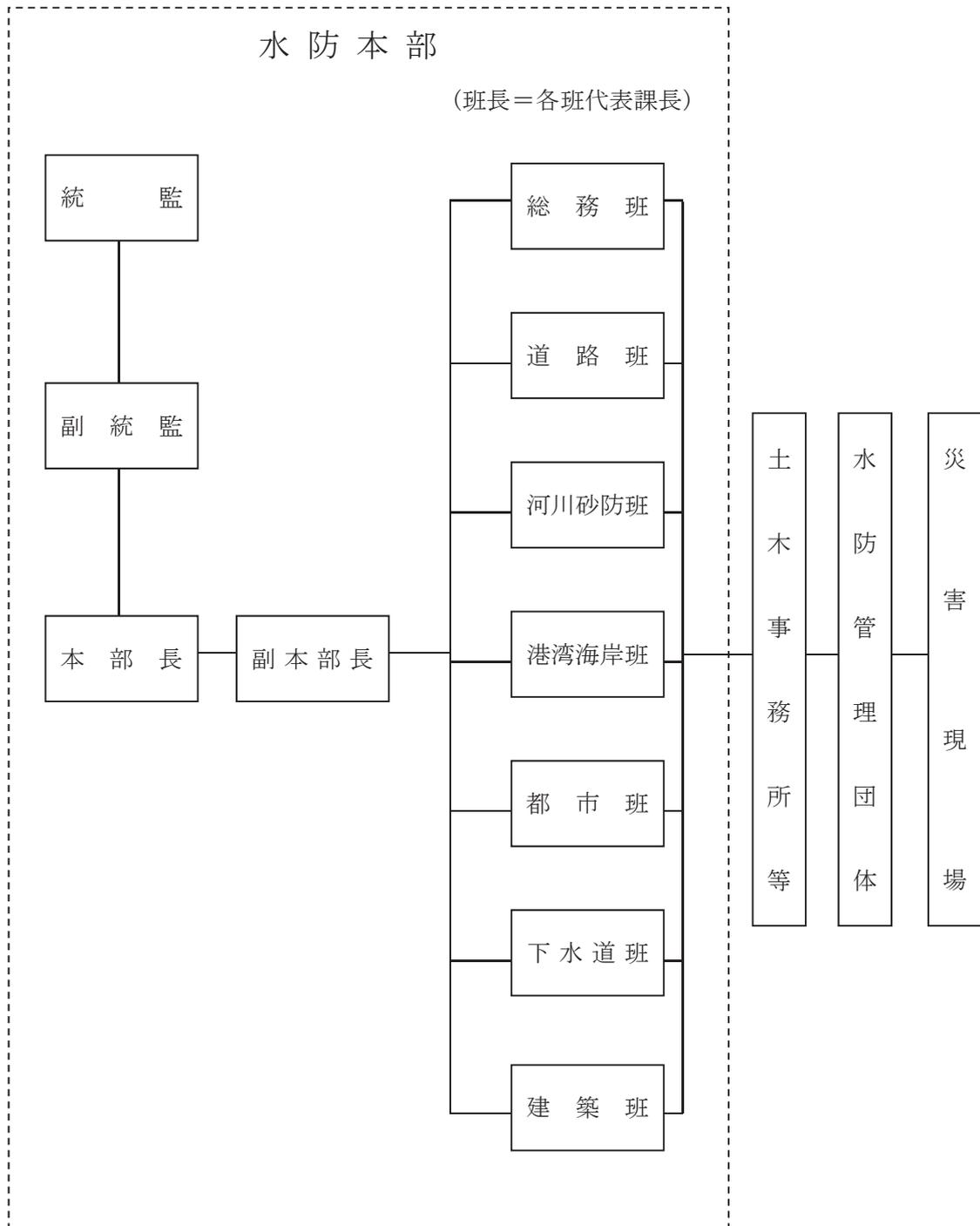
その他緊急時の状況連絡に協力する団体・機関

とさでん交通(株)
(一社)日本アマチュア無線連盟高知支部
(一社)高知県バス協会
(一社)高知県ハイヤー協会
(一社)高知県トラック協会

## 2 水防本部の編成及び任務

### (1) 水防本部の編成

水防本部の編成は次のとおりとする。



統監不在の時は副統監が、本部長不在の時は副本部長がそれぞれ代行する。

(2) 各班の任務

ア 各班の任務は次のとおりとし、各班の構成課員をもって充てる。

班名	構成課名	任務
総務班	◎土木政策課 技術管理課 用地対策課	各班相互の協力、応援、その他調整に関する事項 土木施設災害対策用資材の確保に関する事項 災害対策のための建設業に対する連絡調整に関する事項 連絡用自動車の配車に関する事項 他の班に属しない事項
道路班	道路課	道路、橋梁等の水防に関する事項 水位雨量等観測資料の収集連絡に関する事項 水防指令等の受報発報の情報連絡調整に関する事項 水防時における交通不能箇所の調査及び対策に関する事項 道路施設の応急復旧対策に関する事項
河川砂防班	◎河川課 防災砂防課	河川、砂防、地すべり施設等の水防に関する事項 被害状況のとりまとめに関する事項 河川施設の応急復旧対策に関する事項 水位雨量等観測資料の収集連絡に関する事項 水防指令等の受報発報の情報連絡調整に関する事項 水防警報河川の予測に関する事項
港湾海岸班	◎港湾・海岸課 港湾振興課 漁港漁場課	港湾、漁港、海岸施設の水防に関する事項 海岸施設の応急復旧対策に関する事項 潮位、風向、風速、波高の資料収集連絡に関する事項 水防警報海岸の予測に関する事項 災害輸送用船舶の確保に関する事項
都市班	都市計画課	都市施設の水防に関する事項
下水道班	公園上下水道課	都市排水対策に関する事項
建築班	建築課 建築指導課 ◎住宅課	建築物の災害対策に関する事項 応急仮設住宅の建築に関する事項 建築士、大工、左官の救助事業に関する事項

イ 各班の水防体制の配備及び解除については、常に水防本部（水防本部が設置されていない場合は河川砂防班（河川課））と情報の交換を行い適切に判断するとともに、本部長の指示を受け水防事務の完全な遂行に努めなければならない。

ウ 各班の配備体制は毎年度当初に本部長に報告しておくものとする。（報告先：河川砂防班の河川課）

エ 各班において、◎のついている課を班の代表課とし、班の取りまとめを行う。

3 各土木事務所等の任務

① 各土木事務所、所内事務所及びダム管理事務所（以下「土木事務所等」という。）は水防本部（水防本部が設置されていない場合は河川砂防班（河川課））と水防管理団体との相互間の連絡調整と指導伝達を担う機関で、水防本部の下部組織である。土木事務所等においては、それぞれの地域の特性、規模及び実状に応じた水防体制を編成するものとする。

- ② 土木事務所等の水防体制の配備並びに解除については、地域の状況に応じて常に水防本部（水防本部が設置されていない場合は河川砂防班（河川課））と情報の交換を行い適切に判断するとともに、水防事務に際しては管内の気象や水位等の状況等に留意して、この水防計画の定めるところにより所轄する水防管理団体等が行う水防活動が十分に行われるよう指導に努めなければならない。
- ③ 土木事務所は所内事務所及びダム管理事務所と連携した配備体制を構築し、年度当初に本部長に報告しておくものとする。（報告先：河川砂防班の河川課）

#### 4 水防指令と配備体制

##### (1) 水防本部の統制機能

###### ア 水防指令による統制

水防本部の統制は「水防指令」に基づき行い、水防指令は下記のとおり区分する。

- ① 水防指令第1号（以下「水防1号」という。）
- ② 水防指令第2号（以下「水防2号」という。）
- ③ 水防指令第3号（以下「水防3号」という。）
- ④ 水防指令第4号（以下「水防4号」という。）
- ⑤ 水防指令第5号（以下「水防5号」という。）
- ⑥ 解除

###### イ 水防指令発令基準

水防指令の発令基準は、次表のとおりとする。

## 水防指令発令基準

号種	警備体制	発令基準	状 況
準備	準備業務 (河川砂防班 (河川課))	気象通報などをうけて 水防本部が設置され るまで	
水防指令 第1号	(1)水防本部 設置  (2)水防常備員 の配置  (3)水防団等 待機	気象注意報、気象警 報等の状況判断によ り発令	1 大雨注意報、洪水注意報が高知地方気象台から発表 され、当該河川流域内に相当の降雨が予測され、水位 が水防団待機水位に達したとき。 2 高潮注意報、波浪注意報、津波注意報が高知地方気象台から発 表され、海岸において潮位の異常上昇が予測されるとき。 3 大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報が高知地方気象台か ら発表されたとき。 4 河川・海岸に相当な被害をもたらすと予想される台 風の中心が東経125度から145度の間において北 緯26度に達したとき。 5 気象台よりの発表がなく、土木事務所等管内に局部 的な集中豪雨や異常高潮等があった場合、雨量、水位、 潮位等の状況判断により発令する。
2号	(1)水防団等 出動準備  (2)警察署の 避難誘導等 の準備態勢	水防団待機水位を超 えたとき、潮位が上が り、高潮、津波の危険 が予測されるとき等の 状況判断により発令	1 河川が水防団待機水位を超え、さらに上昇中のとき。 2 海岸の潮位が高潮波浪等の予測される程度に上がったとき。 3 水防警報海岸において、基準波高観測所の有義波高が「待機準 備」のしきい値に達したとき又は、気象波浪状況等により、発令 が必要とされるとき。 4 津波警報が発表されたとき。
3号	水防団等出動	氾濫注意水位に達し たとき、高潮、津波の 危険があるとき等の状 況判断により発令	1 河川が氾濫注意水位に達したとき。 2 海岸が高潮、波浪により災害が予測されるとき。 3 水防警報海岸において、基準波高観測所の有義波高が「出動」の しきい値に達したとき又は、気象波浪状況等により、発令が必要 と判断されるとき。 4 大津波警報が発表されたとき。
4号	水防団等関係機関 の出動	決壊、溢水等のおそ れがあるとき	1 河川が氾濫注意水位を超え、さらに上昇し、決壊、 溢流等のおそれがあるとき。 2 海岸が高潮、波浪により破堤、越波等のおそれがあ るとき。 3 水防警報海岸において、基準波高観測所の有義波高が「距離確 保準備」のしきい値に達したとき又は、気象波浪状況等により、 発令が必要とされるとき。
5号	地域全住民 (危険区域内 住居避難)	水防の限界を予測 し、危険を判断したと き	1 水防指令第4号の状況ののち、河川、海岸における水防 活動が効果なく、必要と認める区域内の居住者に避難の ため立ち退くべきことを指示するとき。 2 水防警報海岸において、基準波高観測所の有義波高が「距離確 保」のしきい値に達したとき又は、気象波浪状況等により、水防 活動を実施するうえで危険と判断されるとき。
解除		氾濫注意水位以下に なり危険がなくなった とき  高潮、津波の危険が なくなったとき	地域全住民に連絡

(2) 水防本部の水防指令と配備体制

ア 水防本部の水防指令

本部長は、予報通知を受けて洪水・高潮等水災のおそれがあると認めたときは、水防指令発令基準によりその状況に応じた水防指令を発令するとともに、関係機関に通知しなければならない。

イ 水防本部の配備体制

水防本部は、洪水・高潮等水災の種類や規模等を勘案し、次の区分により配備体制を整えるものとする。

①水防1号～2号発令時における配備

水防本部は、原則、河川砂防班、道路班、港湾海岸班の三班をもって編成するものとするが、気象警報等の発令状況に応じ、柔軟に運用する。また、情勢の変化に応じさらに高度の体制に移行できる体制とする。

②水防3号～5号発令時における配備

水防本部は、本部編成表の全班配備とする。

(3) 土木事務所等の長の水防指令と配備体制

ア 土木事務所等の長の水防指令

土木事務所等の長は、水防本部からの指令によるほか、管轄する区域内で洪水・高潮等水災のおそれがあると判断したときは、水防本部（水防本部設置前においては河川砂防班（河川課））と情報交換を行ない、長の判断で水防指令を発令することができる。

イ 土木事務所等の長の水防指令の通知

土木事務所等の長は、水防指令を発令したときは速やかに水防本部に連絡するとともに、管轄の水防管理者及び量水標管理者等に通知しなければならない。

ウ 土木事務所等の配備体制

土木事務所等は、水防指令の業務内容に応じた配備体制をとるものとする。

気象情報発表区域に対する水防対応機関

市町村等をまとめた地域	市 町 村	土 木 事 務 所 等
高 知 中 央	高知市	高知土木事務所 鏡ダム管理事務所
	南国市、香南市、香美市	中央東土木事務所 永瀬ダム管理事務所
	須崎市	須崎土木事務所
	土佐市、いの町、日高村	中央西土木事務所
嶺 北	本山町、大豊町、土佐町、大川村	本山事務所
高 吾 北	仁淀川町、佐川町、越知町	越知事務所
室 戸	室戸市、東洋町	室戸事務所
安 芸	安芸市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村	安芸土木事務所 和食ダム建設事務所
	四万十市、黒潮町	幡多土木事務所
幡 多	宿毛市、大月町、三原村	宿毛事務所
	土佐清水市	土佐清水事務所
高 幡	中土佐町、梶原町、津野町	須崎土木事務所
	四万十町	四万十町事務所

水防時における土木事務所等の業務内容

発令区分 業務	準備	水防1号	水防2号	水防3号	水防4号	水防5号	解除
水防指令発令に関する業務	河川砂防班(河川課)と連絡を密にする	水防本部と情報交換を行い気象状況を判断のうえ所長が発令する。	〃	〃	〃	〃	
情報収集並びに連絡業務	準備	①水防管理団体及び水防本部との連絡、情報交換 ②各種情報の収集伝達 ③水防警報の伝達	〃	〃	〃	〃	
技術指導業務	準備			水防管理団体等に対する技術援助	〃	〃	
巡回警戒業務	準備	警戒を要する河川、海岸などの巡視	〃	〃	〃	〃	
記録整理業務	準備	①雨量、水位、流量潮位等の観測並びに記録 ②指令発令後における事項について記録	〃	〃	〃	〃	
庶務並びに資材業務	準備	水防資器材の確認	水防資器材の整備	〃	水防資器材の確保並びに災害対策のための建設業者に対する連絡	〃	

5 災害対策本部との関係

水防本部は、危機管理・防災課と緊密な連絡体制の下、常に情報交換を行い、災害対策本部が設置されたときは、本計画に定める水防組織は、災害対策本部の一部として編入され活動する。

## 第2節 水防管理団体

### 1 県内の水防管理団体

法第2条に定める水防管理団体は34団体（34市町村）（平成28年4月現在）であり、このうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものとして知事の指定したものは、指定水防管理団体と呼ばれ、次のような事務を行わなければならない。

- ア 消防機関が水防事務を十分に処理できない場合は水防団を設置すること。
- イ 水防計画を作成すること。
- ウ 水防協議会を設置すること。（任意設置：水防協議会を置かないときは防災会議で水防計画を定める）
- エ 水防訓練を実施すること。

### 2 指定水防管理団体（昭和44.12.12告示第568号）

（法第4条による指定水防管理団体及び対象主要河川水系、沿岸海岸名）

- (1) 高知市 市内一円（国分川水系、鏡川水系、仁淀川、甲殿・戸原海岸、十市前浜海岸）
- (2) 室戸市 佐喜浜川、尾崎川、椎名川、室津川、東の川、西の川、羽根川
- (3) 安芸市 安芸川、穴内川、赤野川、西浜海岸
- (4) 南国市 物部川水系、下田川、国分川、十市前浜海岸
- (5) 土佐市 仁淀川水系、新居海岸
- (6) 須崎市 奥浦川、桜川、御手洗川、新莊川、横浪海岸
- (7) 宿毛市 渡川水系（中筋川）、福良川、伊与野川、松田川
- (8) 土佐清水市 下の加江川、以布利川、加久見川、三崎川、宗呂川、貝の川川
- (9) 四万十市 渡川水系
- (10) 香南市 物部川、香宗川、吉川海岸
- (11) 香美市 吉野川水系（穴内川）、物部川、国分川
- (12) 東洋町 野根川
- (13) 奈半利町 奈半利川
- (14) 田野町 奈半利川
- (15) 北川村 奈半利川
- (16) 本山町 吉野川水系
- (17) 大豊町 吉野川水系
- (18) 土佐町 吉野川水系
- (19) いの町 仁淀川水系
- (20) 仁淀川町 仁淀川水系
- (21) 中土佐町 渡川水系、久礼川、大坂谷川、上ノ加江川、矢井賀川
- (22) 佐川町 仁淀川水系
- (23) 越知町 仁淀川水系
- (24) 日高村 仁淀川水系
- (25) 四万十町 渡川水系、興津・志和海岸
- (26) 黒潮町 伊与木川、蜷川、湊川、加持川、蛸瀬川

### 3 市町村の水防組織

#### (1) 水防組織の編成基準

市町村の水防組織は、県の水防組織に準じて編成しなければならない。

また、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、非常配備体制を解除するものとする。

#### (2) 水防団の活動体制

水防団の活動については、次の4段階の体制によるものとする。

ア 待 機 水防団の足留を行う体制

イ 出動準備 水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制

ウ 出 動 水防団が出動する体制

エ 解 除 水防活動の終了

## 第3節 水防協力団体

### 1 水防協力団体の指定、監督、情報提供

水防管理団体は、2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関して必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

### 2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に付帯する業務

### 3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第32条の3)

### 4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

## 5 水防活動委任証

水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は水防管理者の定めた水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなくてはならない。

### 第3章 予報及び警報

#### 第1節 気象庁が行う予報および警報

##### 1 高知県の特別警報、警報、注意報の発表区域

高知県の特別警報・警報・注意報発表区域の説明

高知県	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市 町 村 (二次細分区域)
	中 部	高 知 中 央	
嶺 北			本山町、大豊町、土佐町、大川村
東 部	高 吾 北		仁淀川町、佐川町、越知町
	室 戸		室戸市、東洋町
西 部	安 芸		安芸市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
	幡 多		宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
	高 幡		中土佐町、檜原町、津野町、四万十町

※高知県での津波予報区名は「高知県」で、高知県沿岸全域が対象である。

##### 2 気象庁が発表する特別警報、警報、注意報の種類と基準（令和6.5.23現在 高知地方気象台）

高知地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を四国地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準は次のとおりである。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準		
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合		
		観測点	陸上	海上
		平均風速	20m/s (注1)	25m/s
	暴風特別警報	暴風により災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には「(別表6)」の基準に到達することが予想される場合		
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想され雪を伴う場合		
		観測点	陸上	海上
		平均風速	20m/s (注1)	25m/s

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準						
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により災害が発生するおそれ著しく大きいと予想され、具体的には「(別表6)」の基準に到達することが予想される場合						
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表1)」の基準に到達することが予想される場合						
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想され、具体的には「(別表6)」の基準に到達することが予想される場合						
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表5)」の基準に到達することが予想される場合						
	高潮特別警報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には「(別表6)」の基準に到達することが予想される場合						
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 有義波高が6.0m以上と予想される場合						
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には「(別表6)」の基準に到達することが予想される場合						
水防活動用 津波警報	津波警報	津波による重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には「(別表7)」の基準に到達することが予想される場合						
	大津波警報	津波による重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想され、具体的には「(別表7)」の基準に到達することが予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)						
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表2)」の基準に到達することが予想される場合						
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想され雪を伴う場合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>観測点</td> <td>陸上</td> <td>海上</td> </tr> <tr> <td>平均風速</td> <td>12m/s (注2)</td> <td>15m/s</td> </tr> </table>	観測点	陸上	海上	平均風速	12m/s (注2)	15m/s
観測点	陸上	海上						
平均風速	12m/s (注2)	15m/s						
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>観測点</td> <td>陸上</td> <td>海上</td> </tr> <tr> <td>平均風速</td> <td>12m/s (注2)</td> <td>15m/s</td> </tr> </table>	観測点	陸上	海上	平均風速	12m/s (注2)	15m/s
観測点	陸上	海上						
平均風速	12m/s (注2)	15m/s						

水防活動の利用に適する注意報・警報	一般の利用に適する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表3)」の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表5)」の基準に到達することが予想される場合
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 有義波高が3.0m以上と予想される場合
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表4)」の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には「(別表7)」の基準に到達することが予想される場合

注1 室戸岬特別地域気象観測所の観測値は27 m / sを目安とする。

注2 室戸岬特別地域気象観測所の観測値は18 m / sを目安とする。

※一般の利用に適する洪水の特別警報は設けられていない。

#### 【備考】

- 発表基準欄に記載した数値は、高知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によっては災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 警報、注意報はその種類にかかわらず解除するまで継続される。また新たな警報、注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報、注意報は自動的に解除されて、新たな警報、注意報に切り替えられる。
- 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- 洪水警報等の連絡系統については別図1を参照。
- 津波警報等の連絡系統については別図2を参照。

## 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準欄には、各市町村内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、気象庁ホームページ資料  
([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html))を参照のこと。
- (2) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (3) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

### <参考>

大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想された場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は、気象庁ホームページ資料  
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>)を参照のこと。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域に当該時刻に存在する雨水の量を示す指数。詳細は、気象庁ホームページ資料  
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>)を参照のこと。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が表面にたまっている量を示す指標。詳細は、気象庁ホームページ資料  
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>)を参照のこと。

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所または同局高知河川国道事務所と気象庁高知地方気象台が共同で洪水予報（洪水警報、洪水注意報）を実施している指定河川（四万十川、仁淀川、物部川）については、流域雨量指数の基準を設定していない。

(別表 1) 大雨警報基準

令和 7 年 5 月 29 日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
高知中央	高知市	34	232
	南国市	33	261
	土佐市	30	232
	須崎市	26	248
	香南市	28	215
	香美市	30	231
	いの町	17	230
	日高村	20	264
嶺北	本山町	22	235
	大豊町	26	224
	土佐町	28	242
	大川村	24	227
高吾北	仁淀川町	23	227
	佐川町	19	259
	越知町	18	287
室戸	室戸市	27	262
	東洋町	30	245
安芸	安芸市	32	262
	奈半利町	28	300
	田野町	24	289
	安田町	26	277
	北川村	27	258
	馬路村	22	348
	芸西村	28	233
幡多	宿毛市	20	230
	土佐清水市	25	216
	四万十市	23	191
	大月町	16	189
	三原村	26	300
	黒潮町	26	284
	中土佐町	21	247
高幡	禰原町	18	201
	津野町	25	217
	四万十町	22	256

## (別表2)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
高知中央	高知市	鏡川流域=41.5, 神田川流域=14.1, 吉原川流域=13, 十市川流域=13.6, 下田川流域=22.6, 久万川流域=42.8, 新川川流域=20.2, 舟入川流域=14.8, 江ノ口川流域=12.8, 国分川流域=30.8, 芳原川流域=8.6, 紅水川流域=6.6, 北山川流域=6, 的瀧川流域=13.4	久万川流域=(12, 34.1), 新川川流域=(12, 15.2), 舟入川流域=(12, 12.4), 江ノ口川流域=(12, 9.9), 国分川流域=(12, 27.7), 紅水川流域=(12, 6.6), 的瀧川流域=(12, 11)	仁淀川〔伊野〕, 物部川〔深淵(有堤)〕
	南国市	後川流域=3.5, 下田川流域=18, 舟入川流域=9.3, 国分川流域=35.1, 山崎川流域=8.7, 笠ノ川川流域=12.8	—	物部川〔深淵(有堤)〕
	土佐市	波介川流域=23.6, 甲原川流域=10, 萩谷川流域=9.3	波介川流域=(13, 23.6)	仁淀川〔伊野〕
	須崎市	押岡川流域=14, 桜川流域=11.3, 御手洗川流域=11.6, 新荘川流域=33.6, 依包川流域=15.5	桜川流域=(12, 11.2)	—
	香南市	夜須川流域=18.1, 香宗川流域=23.2, 山北川流域=10, 烏川流域=9.5	夜須川流域=(12, 16.5), 香宗川流域=(12, 19.6), 山北川流域=(12, 9)	物部川〔深淵(有堤)〕
	香美市	物部川流域=58.5, 片地川流域=12.5, 国分川流域=19.6, 土生川流域=7.6	—	物部川〔深淵(無堤)・深淵(有堤)〕
	いの町	吉野川流域=46, 葛原川流域=21.7, 仁淀川流域=91.7, 宇治川流域=11.4, 勝賀瀬川流域=17.7, 上八川川流域=39.9, 小川川流域=22.2	仁淀川流域=(10, 78.8), 宇治川流域=(10, 9.7)	仁淀川〔伊野〕
	日高村	日下川流域=19.4	日下川流域=(12, 18.4)	仁淀川〔伊野〕
嶺北	本山町	吉野川流域=73.6, 汗見川流域=23.2	—	—
	大豊町	吉野川流域=78.2, 南小川流域=25.8, 穴内川流域=33.5, 立川川流域=22.9	—	—
	土佐町	地藏寺川流域=32.6	—	—
	大川村	吉野川流域=51.1	—	—
高吾北	仁淀川町	仁淀川流域=81.9, 土居川流域=36.7, 中津川流域=16.6, 長者川流域=21.7, 小郷川流域=13.5, 安居川流域=20.6	—	—
	佐川町	日下川流域=11.6, 柳瀬川流域=24.8, 中野川流域=9.4, 春日川流域=5.5, 西山川流域=9.9, 長竹川流域=6.5, 斗賀野川流域=10.2	—	仁淀川〔伊野〕
	越知町	仁淀川流域=74.2, 坂折川流域=26.4, 南の川流域=9.2	仁淀川流域=(15, 74.2)	—
室戸	室戸市	入木川流域=14.5, 佐喜浜川流域=22.4, 室津川流域=19.5, 元川流域=15.9, 東ノ川流域=20.3, 西ノ川流域=22.6, 羽根川流域=27.3, 井の谷川流域=9.1	—	—
	東洋町	野根川流域=30.7	—	—
安芸	安芸市	伊尾木川流域=35.5, 小谷川流域=10.9, 安芸川流域=35.1, 穴内川流域=11.3, 赤野川流域=17.5, 帯谷川流域=11.6, 江川川流域=16.7	伊尾木川流域=(16, 35.5), 安芸川流域=(16, 31.5), 穴内川流域=(16, 11.3), 帯谷川流域=(16, 10.4), 江川川流域=(16, 15)	—
	奈半利町	奈半利川流域=58.8, 長谷川流域=6.6	—	—
	田野町	奈半利川流域=58.8, 池谷川流域=7.5	—	—
	安田町	安田川流域=34.3, 横谷川流域=10.1	—	—
	北川村	奈半利川流域=58.6, 野川川流域=16.2, 小川川流域=31.6, 西谷川流域=9.3	—	—
	馬路村	東川川流域=10.7, 安田川流域=25.1	—	—
	芸西村	和食川流域=13.2, 谷内川流域=8.1	和食川流域=(16, 11.8)	—

(別表2)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
幡多	宿毛市	中筋川流域=23, 山田川流域=12.7, 芳奈川流域=6.7, ヤイト川流域=7.6, 松田川流域=41, 篠川流域=24.2, 福良川流域=27, 伊与野川流域=14.9	中筋川流域=(12, 19.9), 山田川流域=(18, 9.7), ヤイト川流域=(12, 7.1), 伊与野川流域=(12, 14.7)	—
	土佐清水市	立石川流域=10.3, 布川流域=11.5, 市野瀬川流域=16.7, 鍵掛川流域=10.7, 久百々川流域=11.7, 加久見川流域=12.2, 益野川流域=13.8, 三崎川流域=15.4, 宗呂川流域=19.9, 片粕川流域=8.9, 貝ノ川流域=14.5, 下ノ加江川流域=22.5, 市野々川流域=11.6, 西ノ川流域=10.9, 木ノ辻川流域=8.1	布川流域=(13, 10.4), 益野川流域=(13, 12.4), 三崎川流域=(13, 13.8), 宗呂川流域=(13, 17.9), 片粕川流域=(13, 8), 貝ノ川流域=(13, 13)	—
	四万十市	四万十川流域=75.3, 竹島川流域=9.2, 津蔵淵川流域=11.1, 深木川流域=10.2, 後川流域=41.8, 中筋川流域=35.9, 手洗川流域=10.8, 黒尊川流域=18.4, 目黒川流域=23.7, 藤の川流域=14.6, 広見川流域=43.6, 江川流域=10.6, 岩田川流域=15.5, 板の川流域=6.9, 内川流域=22.1, 森沢川流域=9.5, 磯ノ川流域=8.4, 横瀬川流域=13.2, 家地川流域=10.2	四万十川流域=(15, 48.5), 後川流域=(15, 26.2), 中筋川流域=(13, 35.9), 手洗川流域=(18, 9), 黒尊川流域=(10, 18.1), 目黒川流域=(13, 22.5), 広見川流域=(15, 39.2), 岩田川流域=(13, 13.9)	四万十川[具同(無堤)・具同(有堤)]
	大月町	貝ノ川流域=5, 小才角川流域=10.5, 才角川流域=10.1, 周防形川流域=9.3, 頭集川流域=10.6, 弘見川流域=11.4	小才角川流域=(9, 9.4), 才角川流域=(9, 9), 周防形川流域=(9, 8.3)	—
	三原村	長谷川流域=10.6, 宮ノ川流域=9.8	—	—
	黒潮町	伊与木川流域=27.5, 伊田川流域=9.4, 有井川流域=10.8, 蟻川流域=14.2, 湊川流域=12.6, 加持川流域=13, 蛸瀬川流域=14.1, 伊与喜川流域=7.5, 市野々川流域=8.1, 衣川流域=8.2, 小黒川流域=10, 矢の川流域=6.6, したの川流域=7.7	—	—
	高幡	中土佐町	四万十川流域=39.5, 竹原川流域=8.3, 桑の又川流域=7.3, 大坂谷川流域=12.7, 久礼川流域=23.2, 上ノ加江川流域=15.1	大坂谷川流域=(12, 11.4), 上ノ加江川流域=(12, 13.5)
橋原町		橋原川流域=51.1, 久保谷川流域=16.5, 北川流域=34.2, 高野川流域=10.4, 仲洞川流域=8.5, 四万川流域=22.3, 松谷川流域=8.7, 本毛谷川流域=9.2, 田野々川流域=8.7, 永野川流域=7.4	橋原川流域=(12, 48.8), 四万川流域=(14, 19.2), 本毛谷川流域=(11, 9.2)	—
津野町		北川流域=27.9, 高野川流域=7.1, 西の谷川流域=14.6, 力石川流域=9.1, 四万十川流域=13.7, 新莊川流域=24.4	—	—
四万十町		四万十川流域=58.6, 長沢川流域=18.4, 久保川流域=16.4, 野々川流域=12.2, 北の川流域=9.6, 橋原川流域=58.6, 葛籠川流域=13.9, 打井川流域=13.8, 相去川流域=11.6, 井細川流域=18.5, 若井川流域=12, 神ノ川流域=12.3, 見付川流域=11.5, 弘川流域=9.7, 仁井田川流域=28.7, 勝賀野川流域=9.7, 戸ノ川流域=8.5, 芳川川流域=15.6, 中津川流域=16.5, 東又川流域=20.8, 与津地川流域=11.8, 大井川流域=11.4, 奥呉地川流域=9, 日野地川流域=10.4, 志和川流域=8.7, 後川流域=9.4	四万十川流域=(13, 56), 戸ノ川流域=(13, 7.6), 芳川川流域=(17, 15.6), 志和川流域=(13, 6.8)	—

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3) 大雨注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
高知中央	高知市	16	171
	南国市	16	193
	土佐市	17	171
	須崎市	16	183
	香南市	15	159
	香美市	16	170
	いの町	13	170
	日高村	16	195
嶺北	本山町	17	173
	大豊町	18	165
	土佐町	20	179
	大川村	19	167
高吾北	仁淀川町	16	167
	佐川町	12	191
	越知町	9	212
室戸	室戸市	21	193
	東洋町	23	181
安芸	安芸市	20	193
	奈半利町	21	222
	田野町	19	213
	安田町	20	204
	北川村	20	190
	馬路村	17	257
	芸西村	21	172
幡多	宿毛市	13	170
	土佐清水市	17	159
	四万十市	17	141
	大月町	12	139
	三原村	19	222
	黒潮町	17	210
高幡	中土佐町	16	182
	壽原町	15	148
	津野町	18	160
	四万十町	17	189

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
高知中央	高知市	鏡川流域=33.2, 神田川流域=11.2, 吉原川流域=10.4, 十市川流域=10.8, 下田川流域=18, 久万川流域=34.2, 新川川流域=16.1, 舟入川流域=11.8, 江ノ口川流域=10.2, 国分川流域=24.6, 芳原川流域=6.8, 紅水川流域=5.2, 北山川流域=4.8, 的瀨川流域=10.7	鏡川流域=(13, 26.6), 神田川流域=(8, 9.6), 吉原川流域=(13, 8.3), 久万川流域=(8, 30.7), 新川川流域=(8, 12.7), 舟入川流域=(8, 11.2), 江ノ口川流域=(8, 8.9), 国分川流域=(8, 24.4), 紅水川流域=(8, 5.2), 的瀨川流域=(12, 8.6)	仁淀川[伊野]
	南国市	後川流域=2.7, 下田川流域=14.4, 舟入川流域=6.9, 国分川流域=28, 山崎川流域=6.9, 笠ノ川川流域=10.2	下田川流域=(8, 11.2), 舟入川流域=(8, 6.9)	物部川[深淵(有堤)]
	土佐市	波介川流域=18.8, 甲原川流域=8, 萩谷川流域=7.4	波介川流域=(8, 18.8), 萩谷川流域=(8, 6.6)	仁淀川[伊野]
	須崎市	押岡川流域=11.2, 桜川流域=9, 御手洗川流域=9.2, 新莊川流域=26.8, 依包川流域=12.4	桜川流域=(12, 8.9), 御手洗川流域=(8, 9.2), 新莊川流域=(8, 26.8)	—
	香南市	夜須川流域=14.4, 香宗川流域=18.5, 山北川流域=8, 烏川流域=7.6	夜須川流域=(7, 14.4), 香宗川流域=(7, 17.6), 山北川流域=(8, 8), 烏川流域=(7, 7)	物部川[深淵(有堤)]
	香美市	物部川流域=46.8, 片地川流域=10, 国分川流域=15.6, 土生川流域=6	—	物部川[深淵(無堤)・深淵(有堤)]
	いの町	吉野川流域=36.8, 葛原川流域=17.3, 仁淀川流域=73.3, 宇治川流域=9.1, 勝賀瀬川流域=14.1, 上八川川流域=31.9, 小川川流域=17.7	仁淀川流域=(10, 70.9), 宇治川流域=(6, 6.9)	仁淀川[伊野]
	日高村	日下川流域=15.5	日下川流域=(8, 15.5)	仁淀川[伊野]
嶺北	本山町	吉野川流域=58.8, 汗見川流域=18.5	—	—
	大豊町	吉野川流域=62.5, 南小川流域=20.6, 穴内川流域=26.8, 立川川流域=18.3	—	—
	土佐町	地藏寺川流域=26	—	—
	大川村	吉野川流域=40.8	—	—
高吾北	仁淀川町	仁淀川流域=65.5, 土居川流域=29.3, 中津川流域=13.2, 長者川流域=17.3, 小郷川流域=10.8, 安居川流域=16.4	—	—
	佐川町	日下川流域=9.2, 柳瀬川流域=19.8, 中野川流域=7.5, 春日川流域=4.4, 西山川流域=7.9, 長竹川流域=5.2, 斗賀野川流域=8.2	柳瀬川流域=(6, 18.8), 斗賀野川流域=(6, 8.2)	—
	越知町	仁淀川流域=44.2, 坂折川流域=21.1, 南の川流域=7.3	仁淀川流域=(8, 35.4)	—
室戸	室戸市	入木川流域=11.6, 佐喜浜川流域=17.9, 室津川流域=15.6, 元川流域=12.7, 東ノ川流域=16.2, 西ノ川流域=18, 羽根川流域=21.8, 井の谷川流域=7.2	—	—
	東洋町	野根川流域=24.5	—	—
安芸	安芸市	伊尾木川流域=28.4, 小谷川流域=8.7, 安芸川流域=28, 穴内川流域=9, 赤野川流域=14, 帯谷川流域=9.2, 江川川流域=13.3	伊尾木川流域=(12, 28.4), 安芸川流域=(10, 16.6), 穴内川流域=(16, 9), 赤野川流域=(18, 14), 帯谷川流域=(10, 9.2), 江川川流域=(10, 13.3)	—
	奈半利町	奈半利川流域=47, 長谷川流域=5.2	—	—
	田野町	奈半利川流域=47, 池谷川流域=6	奈半利川流域=(17, 40), 池谷川流域=(14, 6)	—
	安田町	安田川流域=27.4, 横谷川流域=8	—	—
	北川村	奈半利川流域=46.8, 野川川流域=12.9, 小川川流域=25.2, 西谷川流域=7.4	西谷川流域=(20, 7.4)	—
	馬路村	東川川流域=8.5, 安田川流域=20	—	—
	芸西村	和食川流域=10.5, 谷内川流域=6.4	和食川流域=(10, 10.5)	—

(別表4) 洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
幡多	宿毛市	中筋川流域=18.4, 山田川流域=10.1, 芳奈川流域=5.3, ヤイト川流域=6, 松田川流域=32.8, 篠川流域=19.3, 福良川流域=21.6, 伊与野川流域=11.9	中筋川流域=(8, 17.9), 山田川流域=(8, 8.7), 芳奈川流域=(8, 4.8), ヤイト川流域=(8, 6), 松田川流域=(13, 25.6), 篠川流域=(13, 15.3), 伊与野川流域=(12, 9.4)	—
	土佐清水市	立石川流域=8.2, 布川流域=9.2, 市野瀬川流域=13.3, 鍵掛川流域=8.5, 久百々川流域=9.3, 加久見川流域=9.7, 益野川流域=11, 三崎川流域=12.3, 宗呂川流域=15.9, 片粕川流域=7.1, 貝ノ川流域=11.6, 下ノ加江川流域=18, 市野々川流域=9.2, 西ノ川流域=8.7, 木ノ辻川流域=6.4	布川流域=(8, 9.2), 鍵掛川流域=(14, 6.6), 加久見川流域=(8, 9.7), 益野川流域=(13, 8.8), 三崎川流域=(13, 9.8), 宗呂川流域=(8, 15.9), 片粕川流域=(13, 5.7), 貝ノ川流域=(13, 9.3), 下ノ加江川流域=(16, 18)	—
	四万十市	四万十川流域=60.2, 竹島川流域=7.3, 津蔵瀬川流域=8.8, 深木川流域=8.1, 後川流域=33.4, 中筋川流域=28.7, 手洗川流域=8.6, 黒尊川流域=14.7, 目黒川流域=18.9, 藤の川流域=11.6, 広見川流域=34.8, 江川流域=8.4, 岩田川流域=12.4, 板の川流域=5.5, 内川流域=17.6, 森沢川流域=7.6, 磯ノ川流域=6.7, 横瀬川流域=10.5, 冢地川流域=8.1	四万十川流域=(14, 43.7), 後川流域=(11, 23.6), 中筋川流域=(13, 21.5), 手洗川流域=(6, 8.1), 黒尊川流域=(10, 14.7), 目黒川流域=(13, 18.9), 広見川流域=(15, 27.8), 岩田川流域=(13, 12.4)	四万十川[具同(無堤)・具同(有堤)]
	大月町	貝ノ川流域=4, 小才角川流域=8.4, 才角川流域=8, 周防形川流域=7.4, 頭集川流域=8.4, 弘見川流域=9.1	貝ノ川流域=(6, 4), 小才角川流域=(6, 8.4), 才角川流域=(6, 8), 周防形川流域=(6, 7.4), 頭集川流域=(10, 6.7)	—
	三原村	長谷川流域=8.4, 宮ノ川流域=7.8	長谷川流域=(9, 8.4), 宮ノ川流域=(9, 7.8)	—
	黒潮町	伊与木川流域=22, 伊田川流域=7.5, 有井川流域=8.6, 鱈川流域=11.3, 湊川流域=10, 加持川流域=10.4, 蛸瀬川流域=11.2, 伊与喜川流域=6, 市野々川流域=6.4, 衣川流域=6.5, 小黒川流域=8, 矢の川流域=5.2, したの川流域=6.1	鱈川流域=(8, 11.2)	—
	高幡	中土佐町	四万十川流域=31.6, 竹原川流域=6.6, 桑の又川流域=5.8, 大坂谷川流域=10.1, 久礼川流域=18.5, 上ノ加江川流域=12	四万十川流域=(8, 30.9), 大坂谷川流域=(8, 10.1), 上ノ加江川流域=(8, 12)
橋原町		橋原川流域=40.8, 久保谷川流域=13.2, 北川流域=27.3, 高野川流域=8.3, 仲洞川流域=6.8, 四万川流域=17.8, 松谷川流域=6.9, 本毛谷川流域=7.3, 田野々川流域=6.9, 永野川流域=5.9	橋原川流域=(7, 40.8), 四万川流域=(7, 17.3), 本毛谷川流域=(11, 7.3)	—
津野町		北川流域=22.3, 高野川流域=5.6, 西の谷川流域=11.6, 力石川流域=7.2, 四万十川流域=10.9, 新荘川流域=19.5	—	—
四万十町		四万十川流域=44.6, 長沢川流域=14.7, 久保川流域=13.1, 野々川流域=9.7, 北の川流域=7.6, 橋原川流域=46.8, 葛籠川流域=11.1, 打井川流域=11, 相去川流域=9.2, 井細川流域=14.8, 若井川流域=9.6, 神ノ川流域=9.8, 見付川流域=9.2, 弘川流域=7.7, 仁井田川流域=22.9, 勝賀野川流域=7.7, 戸川ノ川流域=6.8, 芳川流域=12.5, 中津川流域=13.2, 東又川流域=16.6, 与津地川流域=9.4, 大井川流域=9.1, 奥呉地川流域=7.2, 日野地川流域=8.3, 志和川流域=6.9, 後川流域=7.5	四万十川流域=(12, 44.2), 仁井田川流域=(16, 20.7), 戸川ノ川流域=(13, 6.8), 芳川流域=(16, 12.5), 東又川流域=(8, 16.6), 志和川流域=(12, 5.7), 後川流域=(8, 7.5)	—

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5) 高潮警報・注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	警報基準	注意報基準
高知中央	香南市	2.0m	1.2m
	南国市	2.0m	1.2m
	高知市	2.0m	1.2m
	土佐市	2.0m	1.2m
	須崎市	2.0m	1.2m
室戸	東洋町	2.1m	1.2m
	室戸市	2.0m	1.2m
安芸	奈半利町	2.0m	1.2m
	田野町	2.0m	1.2m
	安田町	2.0m	1.2m
	安芸市	2.0m	1.2m
	芸西村	2.0m	1.2m
高幡	中土佐町	2.0m	1.8m
	四万十町	2.0m	1.8m
幡多	黒潮町	2.1m	1.8m
	四万十市	2.1m	1.8m
	土佐清水市	2.1m	1.8m
	大月町	2.0m	1.8m
	宿毛市	2.0m	1.8m

備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。 「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いている。</li> <li>・危険潮位として、各海岸施設（防潮堤、護岸）の計画高潮位を設定。 また、危険潮位から沿岸各市町村の高潮警報基準を設定。</li> </ul>

(別表6) 気象等に関する特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

(別表7) 大津波警報、津波警報、津波注意報基準

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報（以降、「津波警報等」と記す）を発表する。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報 ※	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m < 予想高さ	10m超	巨大
		5 m < 予想高さ ≤ 10m	10m	
		3 m < 予想高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記しない)

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※大津波警報は、特別警報に位置づけられる。

#### 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

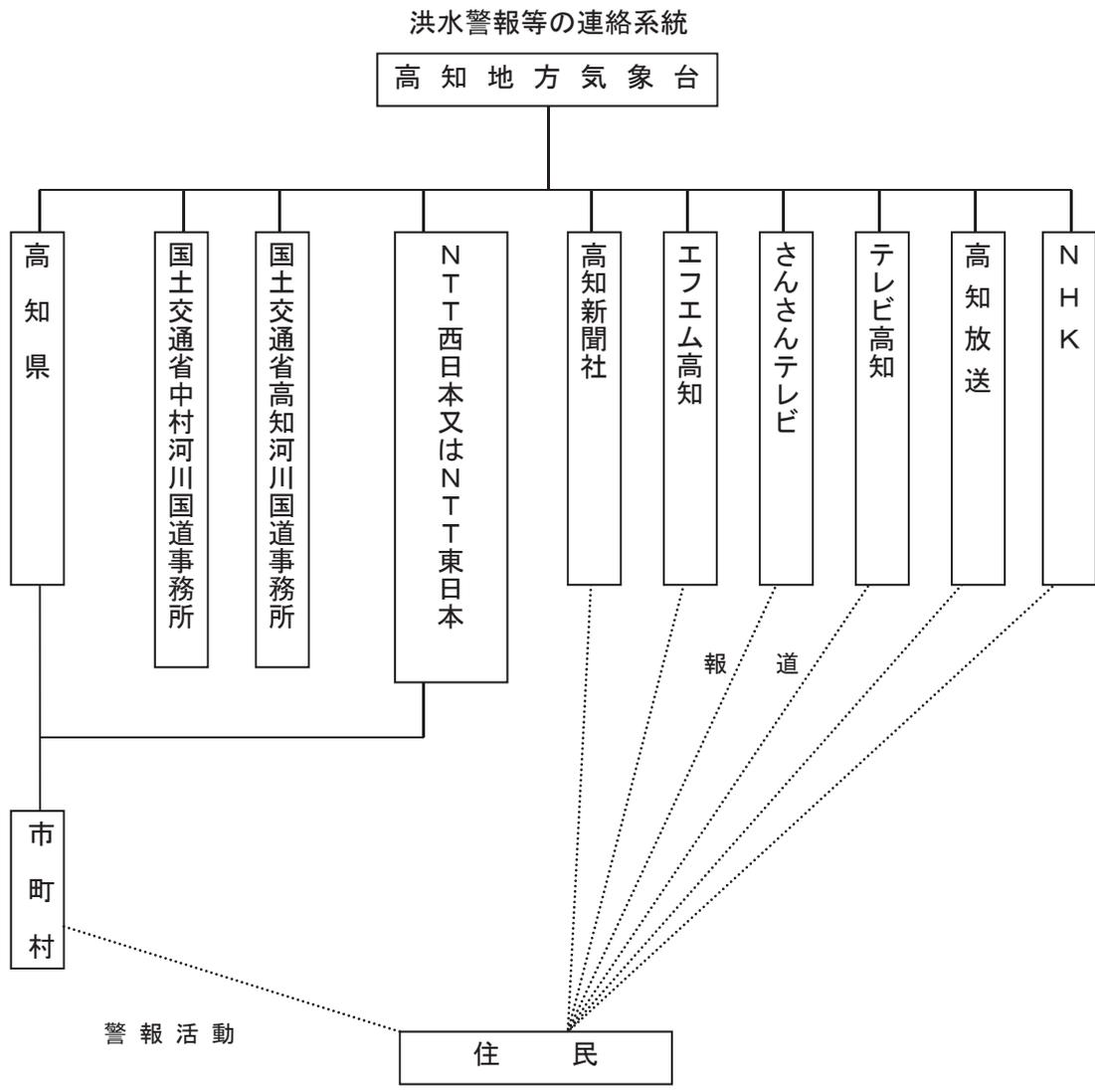
#### <参考資料>

気象庁

ホーム > 知識・解説 > 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/jishin/joho/tsunamiinfo.html>

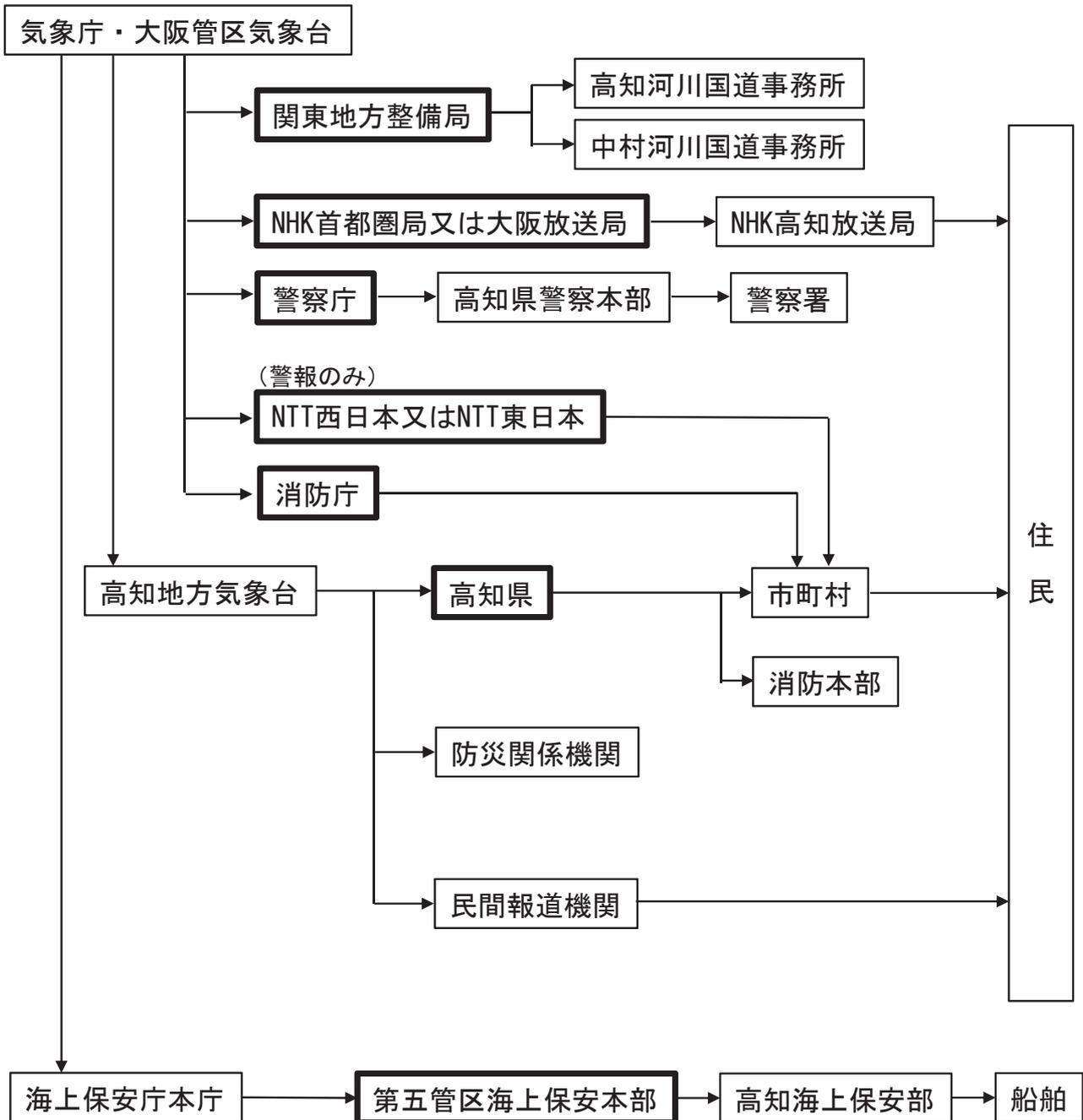
別図 1



# 津波警報等の伝達系統

別図2

太枠の機関は気象業務法に基づく法定伝達機関



- ・ 太枠の機関は気象業務法に基づく法定伝達機関
- ・ 高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、NHK高知放送局、自衛隊、高知県警察本部へは高知地方气象台よりバックアップ回線を接続

- \* 1 防災関係機関：国土交通省高知港湾・空港整備事務所、四国電力送配電（株）高知系統制御所、高知新聞社、高知県無線漁業協同組合・室戸漁業無線局に限る
- \* 2 民間報道機関：FM高知、RKC高知放送、KUTVテレビ高知、高知さんさんテレビに限る

## 第2節 洪水予報河川における洪水予報

### 1 洪水予報の取り扱い

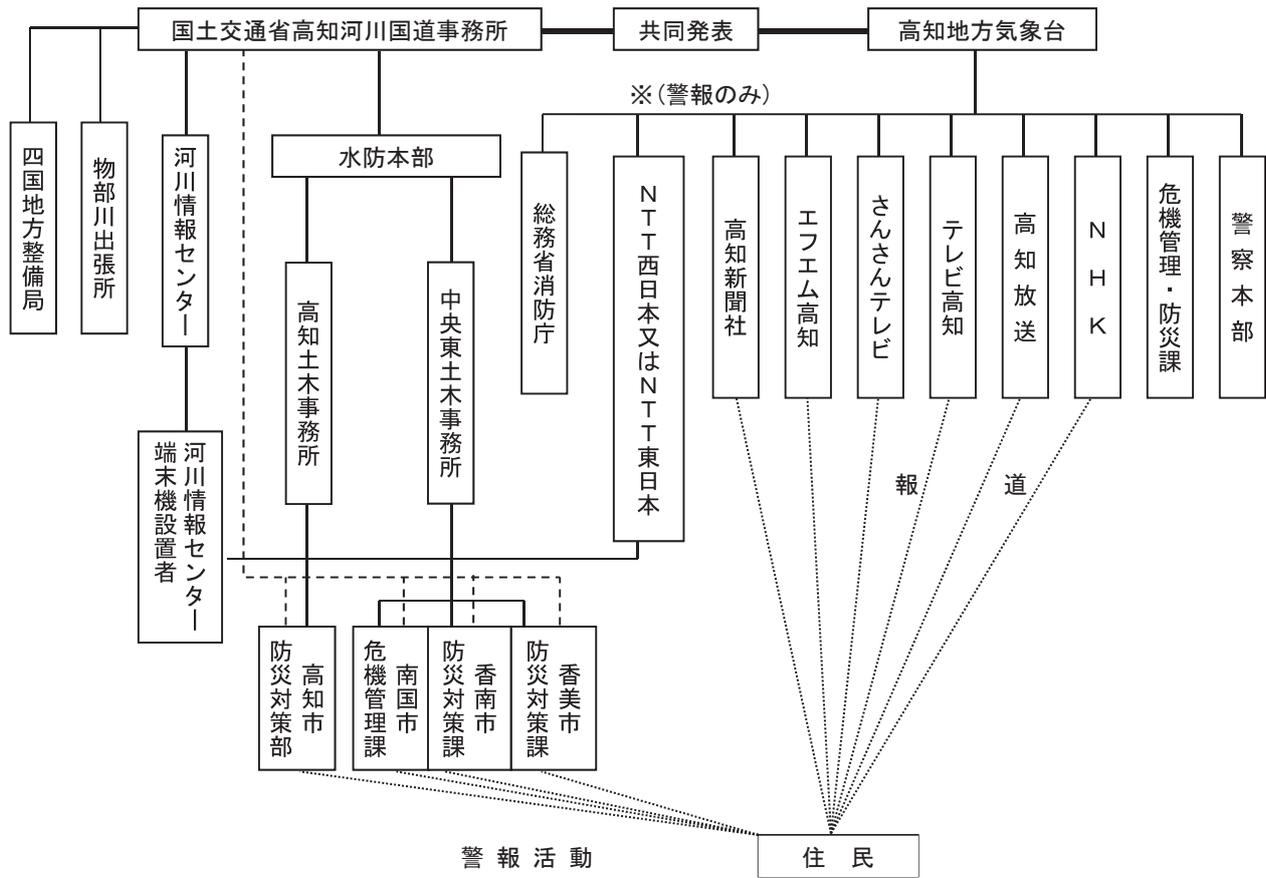
県は、法第10条第2項の規定による洪水予報を高知地方气象台又は国土交通省高知河川国道事務所長及び国土交通省中村河川国道事務所長から連絡を受けた場合は、これを直ちに関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

また、国土交通大臣は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

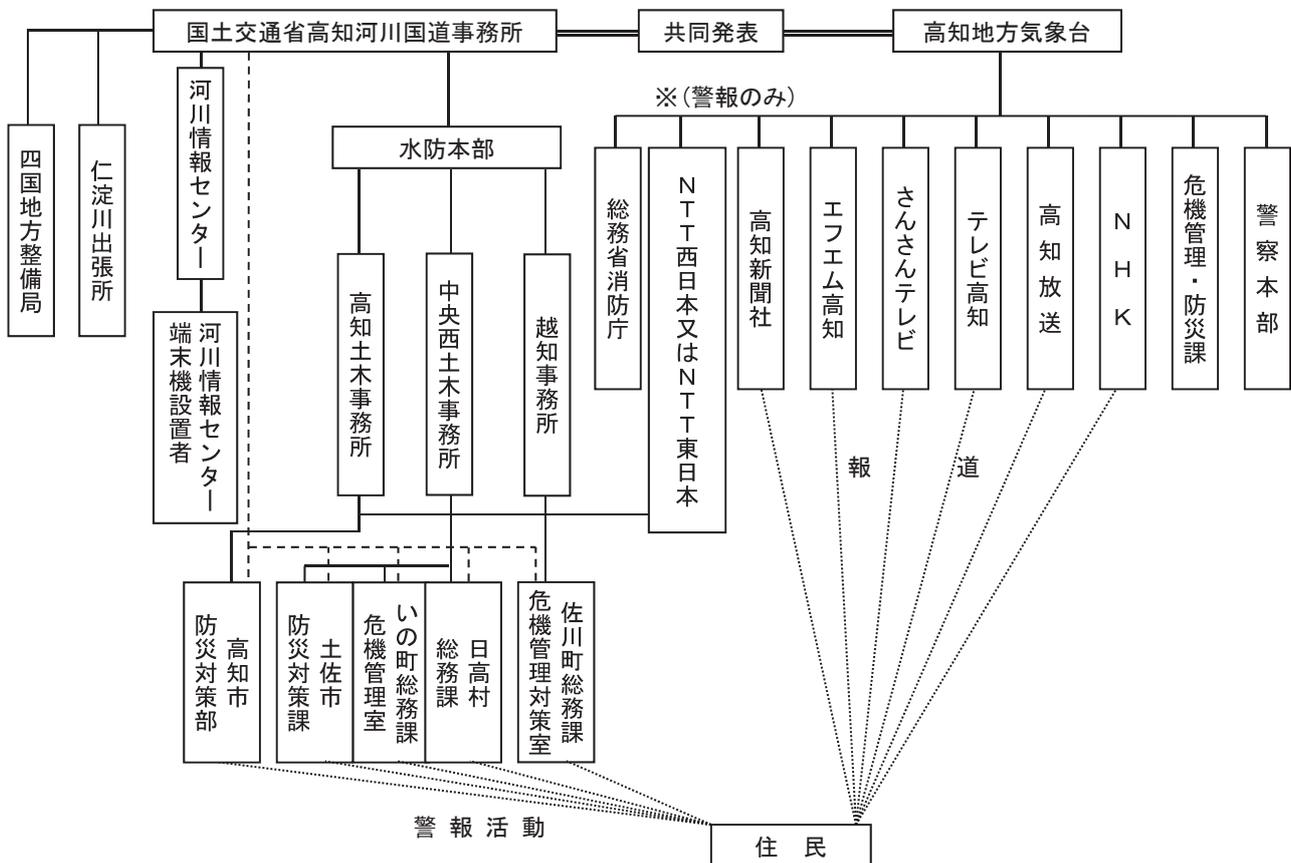
#### (1) 国土交通大臣が気象庁長官と共同して行う洪水予報を受けた高知県知事の水防管理者への通知

河川名	予報にかかる事項の通知			連絡方法 ※連絡様式は 付属資料に記載
	発報担当者	受報関係担当者 (発報担当者)	水防管理団体 (受報関係担当者)	
物部川	水防本部	中央東土木事務所 高知土木事務所	南国市危機管理課 香南市防災対策課 香美市防災対策課 高知市防災対策部	電話、FAX メール
仁淀川	水防本部	中央西土木事務所 越知事務所 高知土木事務所	日高村総務課 土佐市防災対策課 いの町総務課危機管理室 佐川町総務課危機管理対策室 高知市防災対策部	電話、FAX メール
四万十川	水防本部	幡多土木事務所	四万十市地震防災課	電話、FAX メール

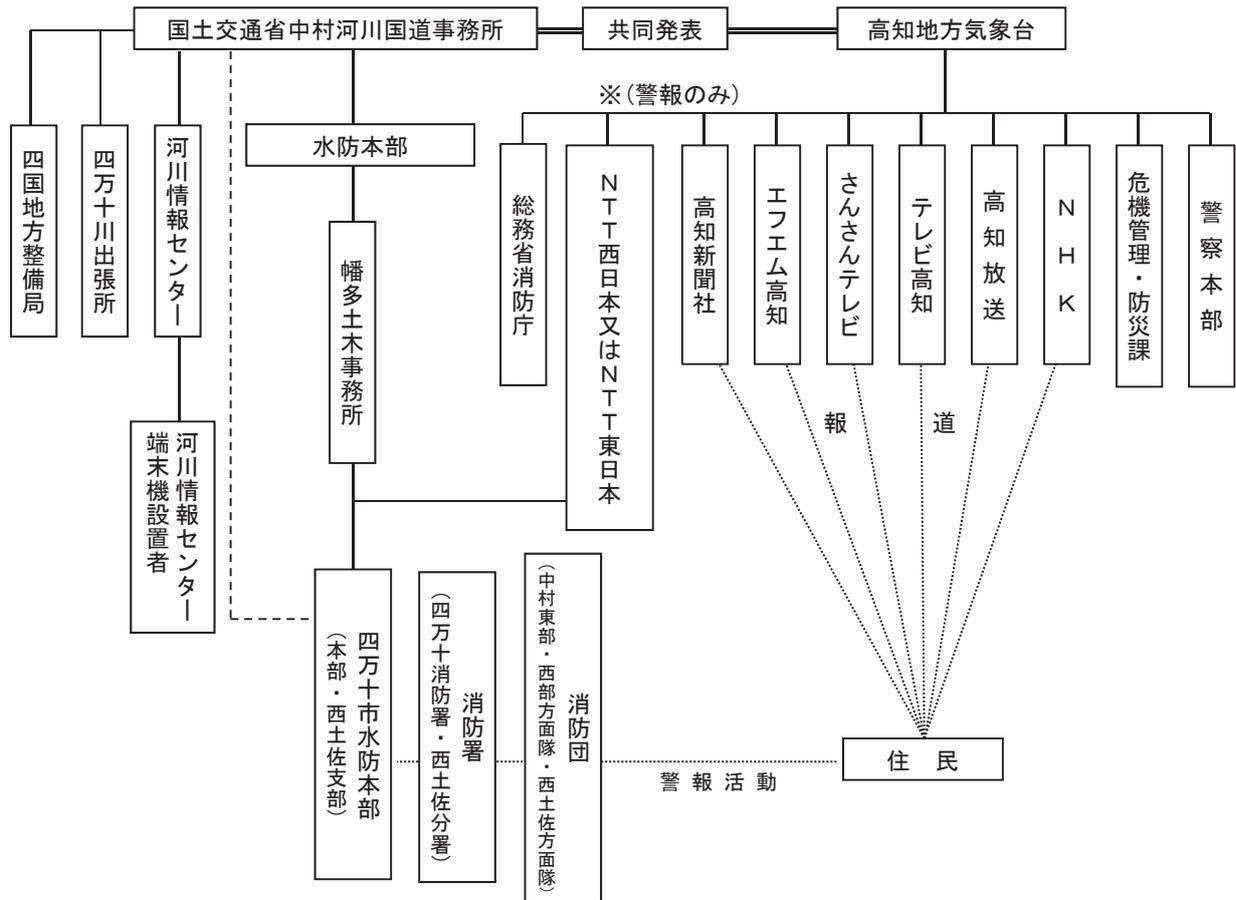
国土交通省が気象庁長官と共同して行う洪水予報を国土交通省から連絡を受けた場合の連絡系統  
(物部川)



(仁淀川)



(四万十川)



### 第3節 水 防 警 報

#### 1 水防警報の取り扱い

(1) 国土交通大臣の行う水防警報の警報事項の通知を受けた県水防本部の対応

##### ア 水防警報の周知方法

本部長は、国土交通省高知河川国道事務所長及び国土交通省中村河川国道事務所長から水防警報の連絡を受けた場合は、これをラジオ・テレビ又は電話等の放送・通信メディアに協力を求めて他の水防関係者並びに住民に対して周知・連絡するものとする。

また、土木事務所等に直ちに適切な水防体制を取らせるとともに、土木事務所等を通じて水防管理団体が万全の水防活動が行えるよう指導するものとする。

イ 国土交通大臣の行う水防警報の警報事項の通知を受けた高知県知事の水防管理者への通知

i) 水防警報河川

河川名	警報にかかる事項の通知			連絡方法 ※連絡様式は 付属資料に記載
	発報担当者	受報関係担当者 (発報担当者)	水防管理団体 (受報関係担当者)	
物部川	水防本部	中央東土木事務所 高知土木事務所	南国市危機管理課 香南市防災対策課 香美市防災対策課 高知市防災対策部	電話、FAX メール
仁淀川	水防本部	中央西土木事務所 越知事務所 高知土木事務所	日高村総務課 土佐市防災対策課 いの町総務課危機管理室 佐川町総務課危機管理対策室 高知市防災対策部	電話、FAX メール
宇治川	水防本部	中央西土木事務所	いの町総務課危機管理室	電話、FAX メール
四万十川 中筋川 後川	水防本部	幡多土木事務所	四万十市地震防災課	電話、FAX メール

海岸名	警報にかかる事項の通知			連絡方法 ※連絡様式は 付属資料に記載
	発報担当者	受報関係担当者 (発報担当者)	水防管理団体 (受報関係担当者)	
高知海岸 (※)	水防本部	高知土木事務所 中央西土木事務所	高知市防災対策部 土佐市防災対策課	電話、FAX メール

(※) 長浜海岸、戸原海岸、仁ノ海岸、新居海岸

(2) 県の指定河川等における水防警報

ア 指定河川等の選定

県が、法第16条の規定に基づき、県知事の管理する河川及び海岸（以下「河川等」という。）の中で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めた河川及び海岸を指定河川等とする。

イ 水防警報の発表と通知

指定河川での水防警報の発表は水防本部で行うこととし、本部長は水防警報を発表した場合は、土木事務所等に直ちに適切な水防体制を取らせるとともに、土木事務所等を通じて水防管理者に連絡を行い、同時に水防管理団体が万全の水防活動が行えるよう指導するものとする。また、これをラジオ・テレビ又は電話等の放送・通信メディアに協力を求めて他の水防関係者並びに住民に対して周知・連絡するものとする。

水防管理者は水防活動を行うとともに、水防計画に基づき住民への警報活動を行う。

なお、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

ウ 知事の行う水防警報の警報事項の通知

河川名	警報にかかる事項の通知			連絡方法 ※連絡様式は 付属資料に記載
	発報担当者	受報関係担当者 (発報担当者)	水防管理団体 (受報関係担当者)	
安芸川	水防本部	安芸土木事務所	安芸市危機管理課	電話、FAX、メール
国分川	水防本部	中央東土木事務所 高知土木事務所	南国市危機管理課 香美市防災対策課 高知市防災対策部	電話、FAX、メール
鏡川	水防本部	高知土木事務所	高知市防災対策部	電話、FAX、メール
宇治川	水防本部	中央西土木事務所	いの町総務課危機管理室	電話、FAX、メール
松田川	水防本部	宿毛事務所	宿毛市危機管理課	電話、FAX、メール

海岸名	警報にかかる事項の通知			連絡方法 ※連絡様式は 付属資料に記載
	発報担当者	受報関係担当者 (発報担当者)	水防管理団体 (受報関係担当者)	
高知海岸 (十市前浜海岸 (南国工区))	水防本部	中央東土木事務所 高知土木事務所	南国市危機管理課 高知市防災対策部	電話、FAX メール

2 水防警報を行う河川

(1) 国土交通大臣の行う水防警報の指定河川

ア 国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域

水系名	河川名	区 域
物部川	物部川	左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添426番の2地先 右岸 〃 〃 〃 楠目字半坂1742番地先 (合同堰下流) から海まで (河口)
仁淀川	仁淀川	左岸 高知県吾川郡いの町加田字又四郎2473番の1地先 (いの町加田地先) から海まで 右岸 〃 高岡郡日高村下分字上ノ首2653番地先 (日高村下分地先) (河口)
	支 川 宇治川	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先 右岸 〃 〃 〃 〃 〃 292番地先 から幹川合流点まで (本川合流点)

渡川	四万十川	左岸 高知県四万十市佐田三段畑道ノ西1409番地先 右岸 〃 〃 〃 鏡ヶ城山3189番のイ地先 (四万十市佐田)	から海まで (河口)
	支川 後川	高知県四万十市蕨岡字北坂折甲160番地先の県道橋 (坂折橋)	から幹川合流点まで (本川合流点)
	支川 中筋川	左岸 高知県四万十市有岡字沖前1431番の1地先 右岸 〃 九樹字カゲヒラ1485番の1地先 (九樹橋上流約200m)	から幹川合流点まで (本川合流点)

注) ( ) 内書は、警報の通知を行う場合の呼称である。

#### イ 水防警報の対象とする基準水位観測所及び諸元

##### 高知河川国道事務所

河川名	基準水位 観測所	地 先 名	位 置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫危険水位
物部川	深 淵	香南市 野市町深淵	河口より 3.6km	2.80m	3.40m	無堤部区間 3.80m	無堤部区間 4.25m
						有堤部区間 4.10m	有堤部区間 4.55m
仁淀川	伊 野	吾川郡 いの町谷	河口より 12.2km	5.00m	6.60m	8.15m	8.80m
宇治川	枝 川	吾川郡 いの町枝川	幹川合流点 より 4.0km	1.90m	2.20m	2.80m	3.40m

##### 中村河川国道事務所

河川名	基準水位 観測所	地 先 名	位 置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫危険水位
四万十川	具 同	四万十市 具同	河口より 9.55km	5.00m	6.50m	無堤地区(佐田) 7.70m 有堤地区(岩崎) 9.70m	無堤地区(佐田) 8.15m 有堤地区(岩崎) 10.10m
後 川	秋 田	〃 麻生	幹川合流点より 7.20km	3.80m	5.00m	5.67m	6.66m
中筋川	磯ノ川	〃 磯ノ川	幹川合流点より 14.35km	3.80m	5.50m	7.40m	8.11m

ウ 水防警報発表者

河川名	発表者	責任者
仁淀川	高知河川国道事務所	所 長
支川 宇治川	〃	〃
物部川	〃	〃
四万十川	中村河川国道事務所	〃
支川 後 川	〃	〃
〃 中筋川	〃	〃

エ 水防警報の種類・内容と発表基準

i) 種類と内容

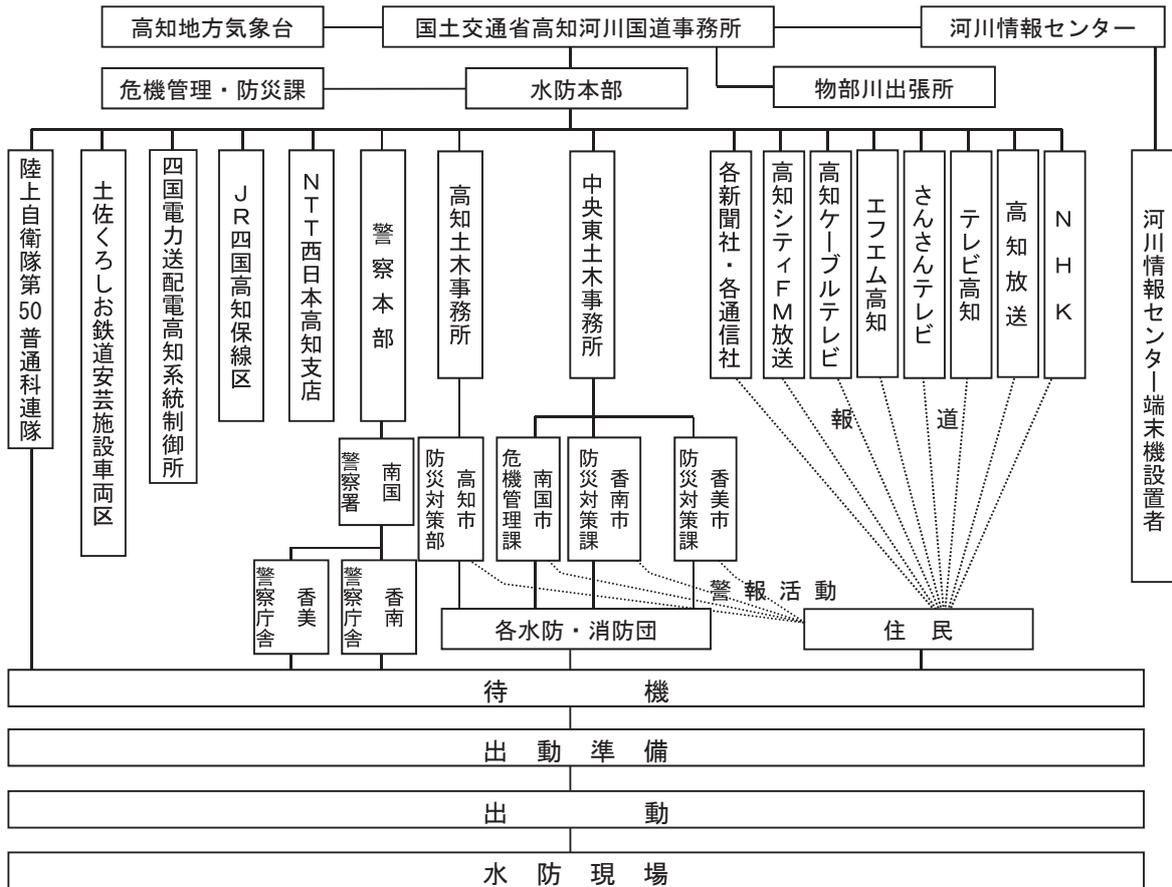
種 類	内 容
待 機	水防団員の足留めを行うもの。
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。
出 動	水防団の出動を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。
情 報	出水状況、河川状況を適宜提供するもの。

ii) 発表基準

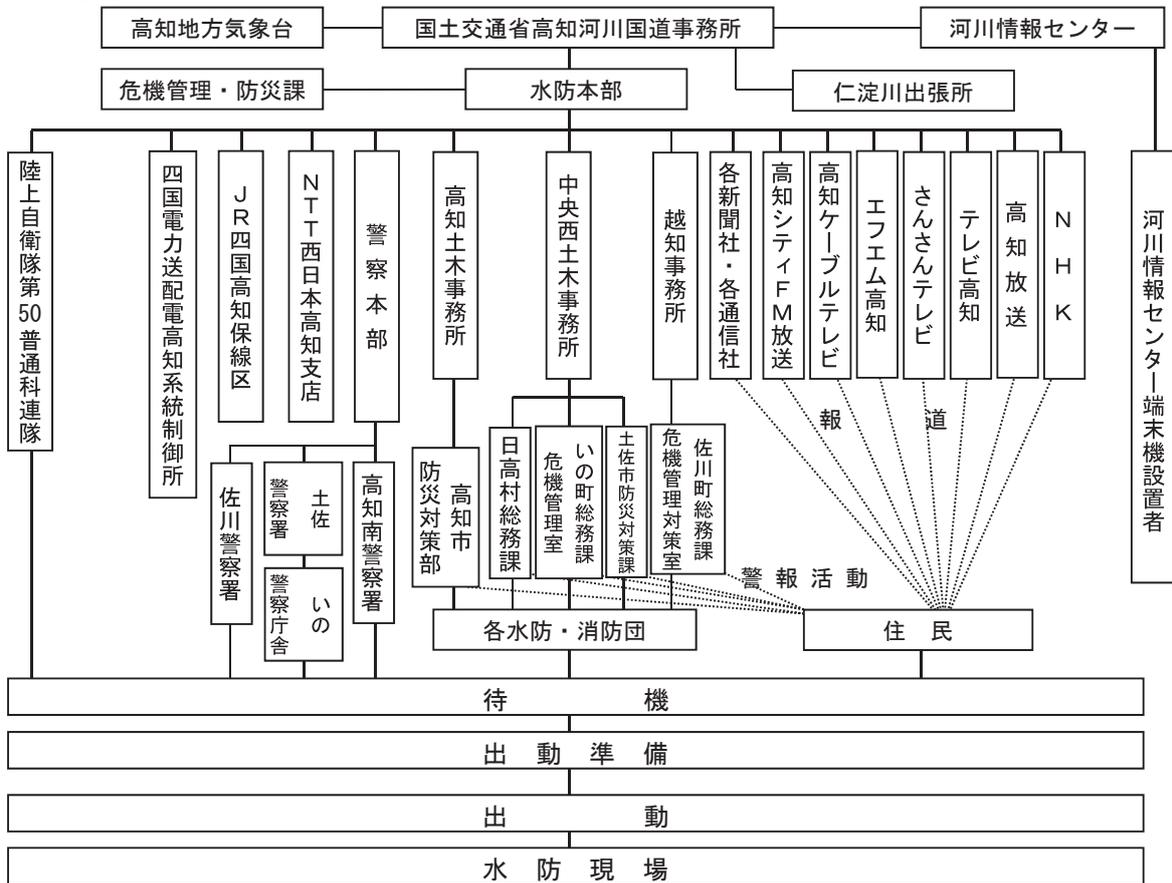
河川名	基準水位 観測所	待 機	準 備	出 動	情 報	解 除
仁淀川	伊 野	氾濫注意水位 以上に達する と思われる とき	水位5.0mに 達しなお上昇 のおそれがある とき	水位6.6mに 達しなお上昇 のおそれがある とき	出水状況、河 川状況等を適 宜提供する	水防作業を必 要としなくな ったとき
支川宇治川	枝 川	〃	〃 1.9m	〃 2.2m	〃	〃
物部川	深 淵	〃	〃 2.8m	〃 3.4m	〃	〃
四万十川	具 同	〃	〃 5.0m	〃 6.5m	〃	〃
支川 後川	秋 田	〃	〃 3.8m	〃 5.0m	〃	〃
〃中筋川	磯ノ川	〃	〃 3.8m	〃 5.5m	〃	〃

国土交通省から水防警報の連絡を受けた場合の連絡系統

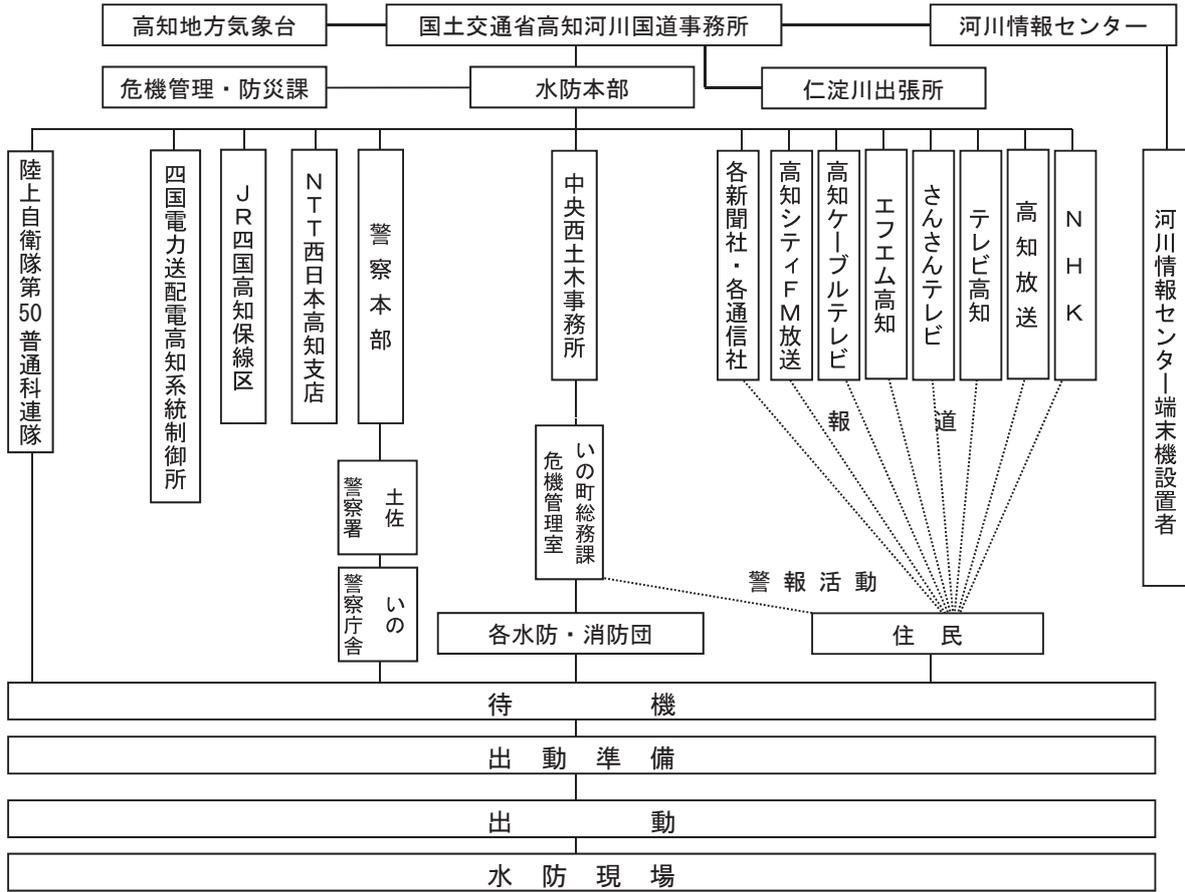
(物部川)



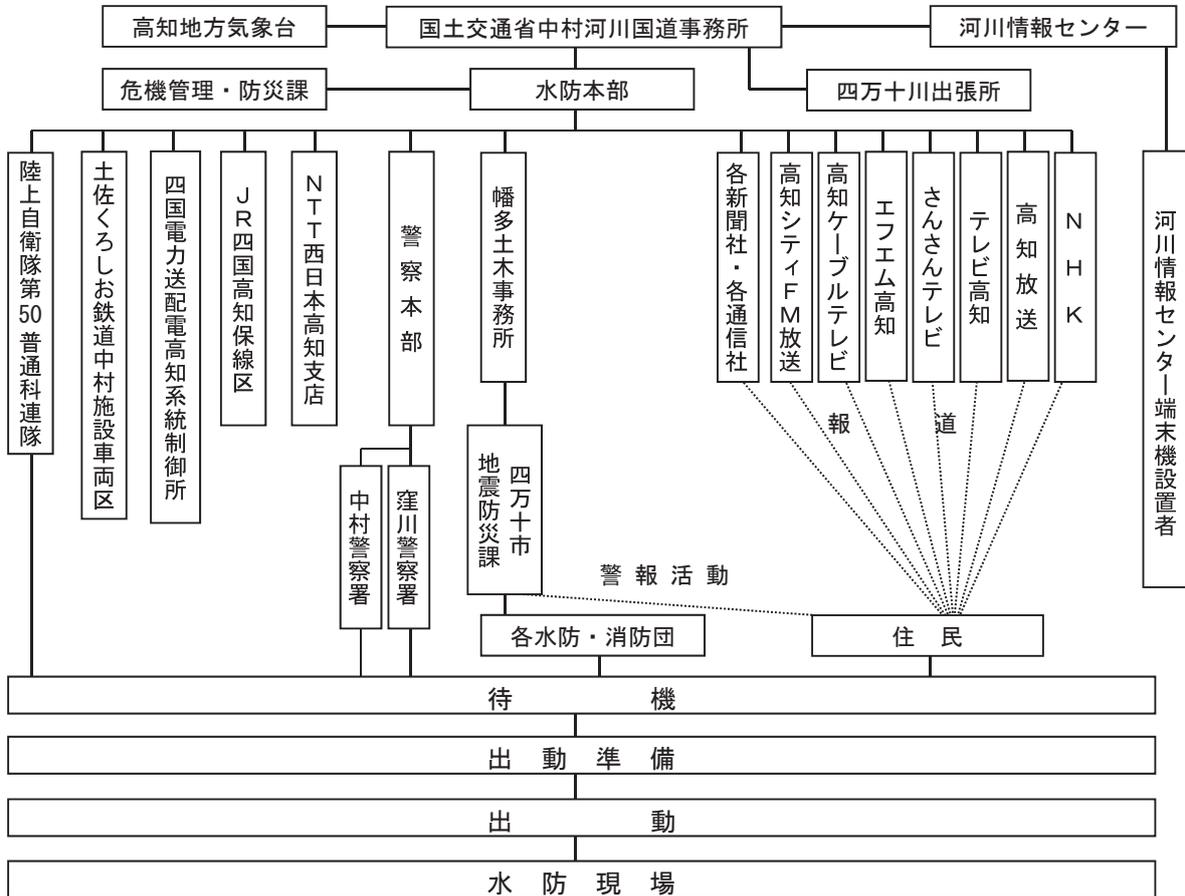
(仁淀川)



(宇治川)



(四万十川・中筋川・後川)



(2) 知事の行う水防警報の指定河川

水防法第16条第1項の規定による国土交通大臣の指定した以外の河川で相当な被害を生ずるおそれのあるもので知事が指定した河川は次のとおりである。

ア 知事が水防警報を行う河川とその区域

水系名	河川名	区 域
安芸川	安芸川 (幹川)	左岸 高知県安芸市栃ノ木字北ノ岡から海まで 右岸 高知県安芸市栃ノ木字惣毛から海まで
国分川	国分川 (幹川)	左岸 高知県香美市土佐山田町須江字神ノ坪から高知港まで 右岸 高知県香美市土佐山田町上改田字東土居から高知港まで (上改田橋)
鏡 川	鏡川 (幹川)	左岸 高知県高知市尾立字村ノ上から高知港まで 右岸 高知県高知市宗安寺字寺中から高知港まで
仁淀川	宇治川 (支川)	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字西ノ袖から直轄管理区間まで 右岸 高知県吾川郡いの町枝川字川原田から直轄管理区間まで (向山橋)
松田川	松田川 (幹川)	左岸 高知県宿毛市和田字上小高田から海まで 右岸 高知県宿毛市中角字永田から海まで

イ 水防警報の対象とする基準水位観測所及び諸元

河川名	基準水位 観 測 所	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	備考
安芸川	栃の木	安芸市 栃ノ木	河口より 7 k m	1.80m	2.20m	2.20m	3.00m	
国分川	布師田	高知市 七ッ城	河口より 5 k m	4.00m	5.30m	5.80m	6.40m	
鏡 川	築屋敷	高知市 東石立	河口より 4 k m	2.80m	3.80m	3.80m	4.20m	
宇治川	枝川	吾川郡 いの町 枝川	幹川合流点 より4.0km	1.90m	2.20m	2.80m	3.40m	
松田川	平井	宿毛市 平井	河口より 4 k m	2.50m	3.50m	3.80m	4.20m	

ウ 水防警報発表

河 川 名	発 表 者	責 任 者	職 名
安芸川	高知県水防本部	水防本部長	土木部長
国分川	〃	〃	〃
鏡 川	〃	〃	〃
宇治川	〃	〃	〃
松田川	〃	〃	〃

エ 水防警報の種類・内容と発表基準

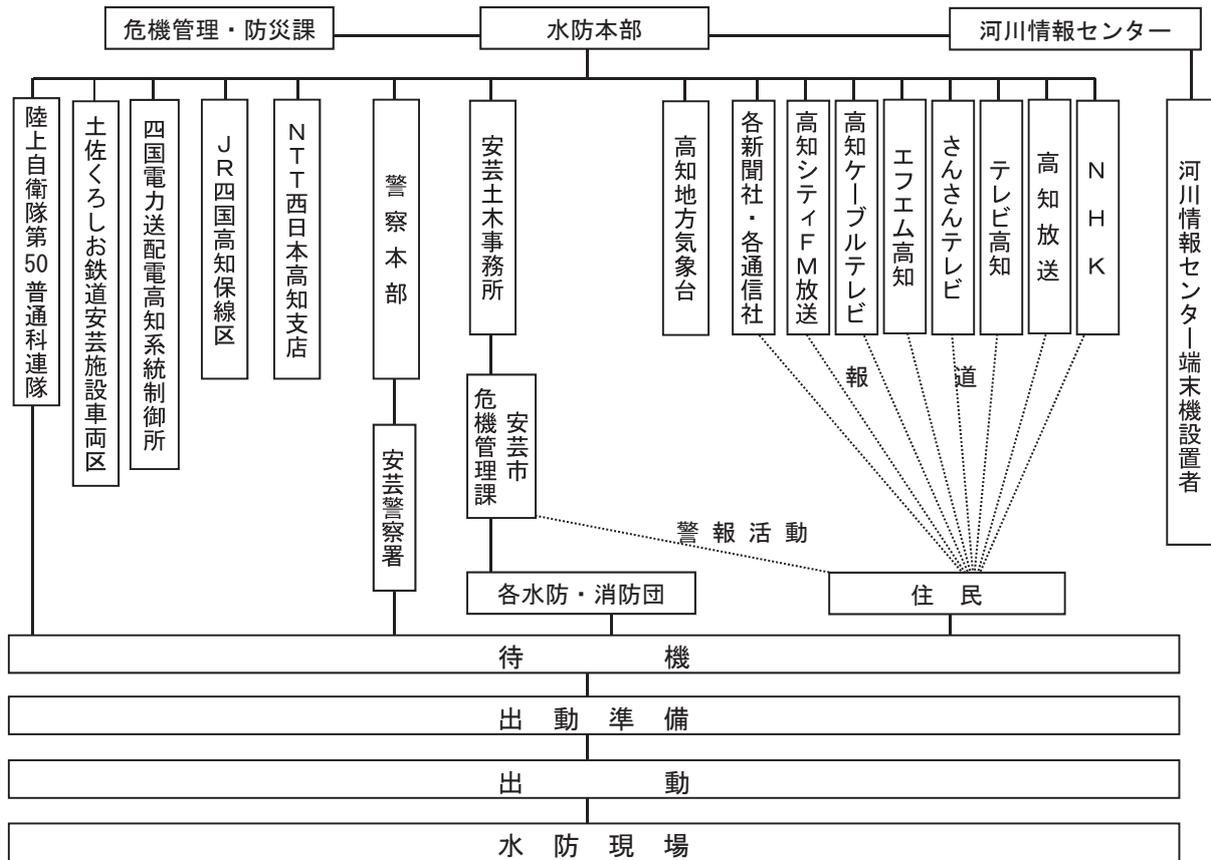
i) 種類と内容

種 類	内 容
待 機	水防団員の足留めを行うもの。
準 備	水防資器材の整備点検、樋門等開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。
出 動	水防団の出動を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。
情 報	出水状況、河川状況を適宜提供するもの。

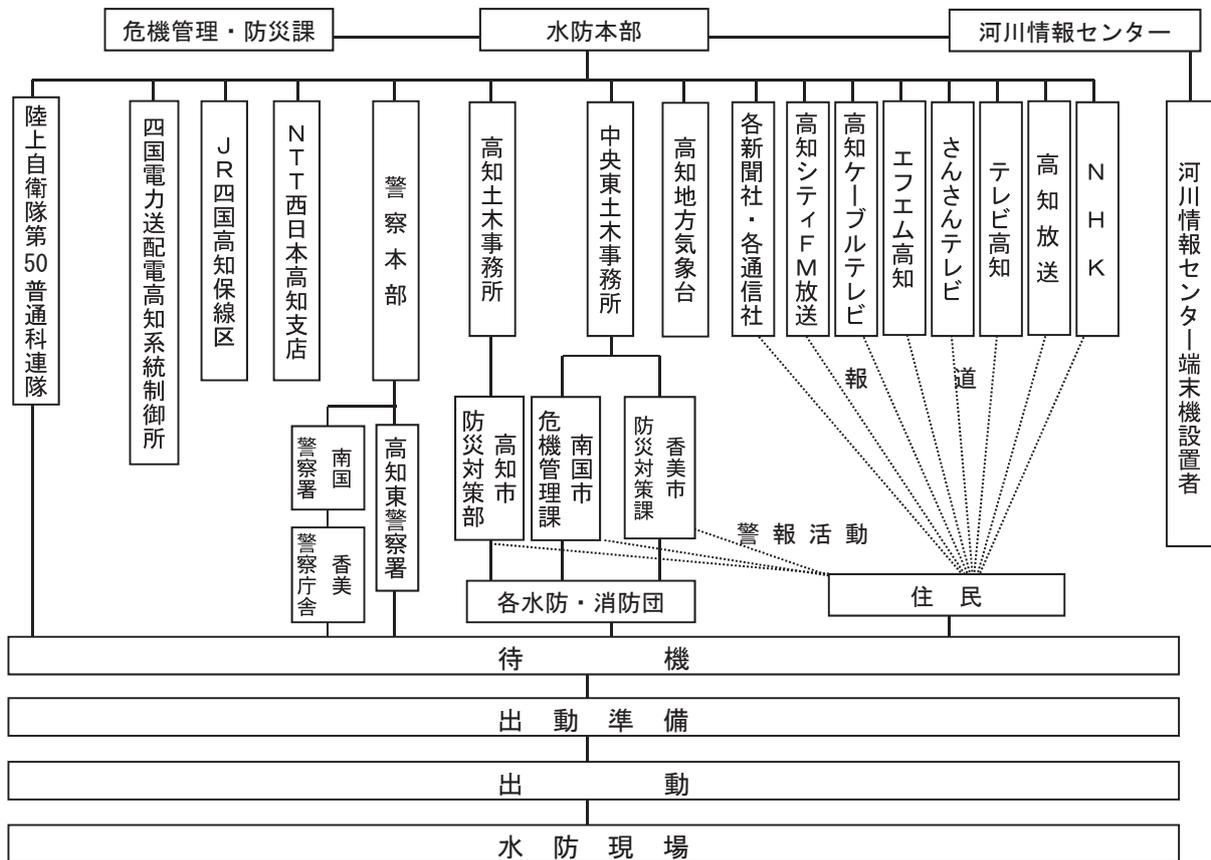
ii) 発表基準

河川名	基準水位 観測所	待 機	準 備	出 動	情 報	解 除
安芸川	栃の木	氾濫注意水位2.20m以上に達すると思われる時 (高知県水防指令1号相当)	水防団待機水位1.80mに達し、なお上昇のおそれがある時 (高知県水防指令2号相当)	氾濫注意水位2.20mに達し、なお上昇のおそれがある時 (高知県水防指令3号相当)	出水状況、河川状況などを適宜提供する	水防作業を必要としなくなったとき
国分川	布師田	〃 5.30m以上 〃	〃 4.00m 〃	〃 5.30m 〃	〃	〃
鏡 川	築屋敷	〃 3.80m以上 〃	〃 2.80m 〃	〃 3.80m 〃	〃	〃
宇治川	枝川	〃 2.20m以上 〃	〃 1.90m 〃	〃 2.20m 〃	〃	〃
松田川	平井	〃 3.50m以上 〃	〃 2.50m 〃	〃 3.50m 〃	〃	〃

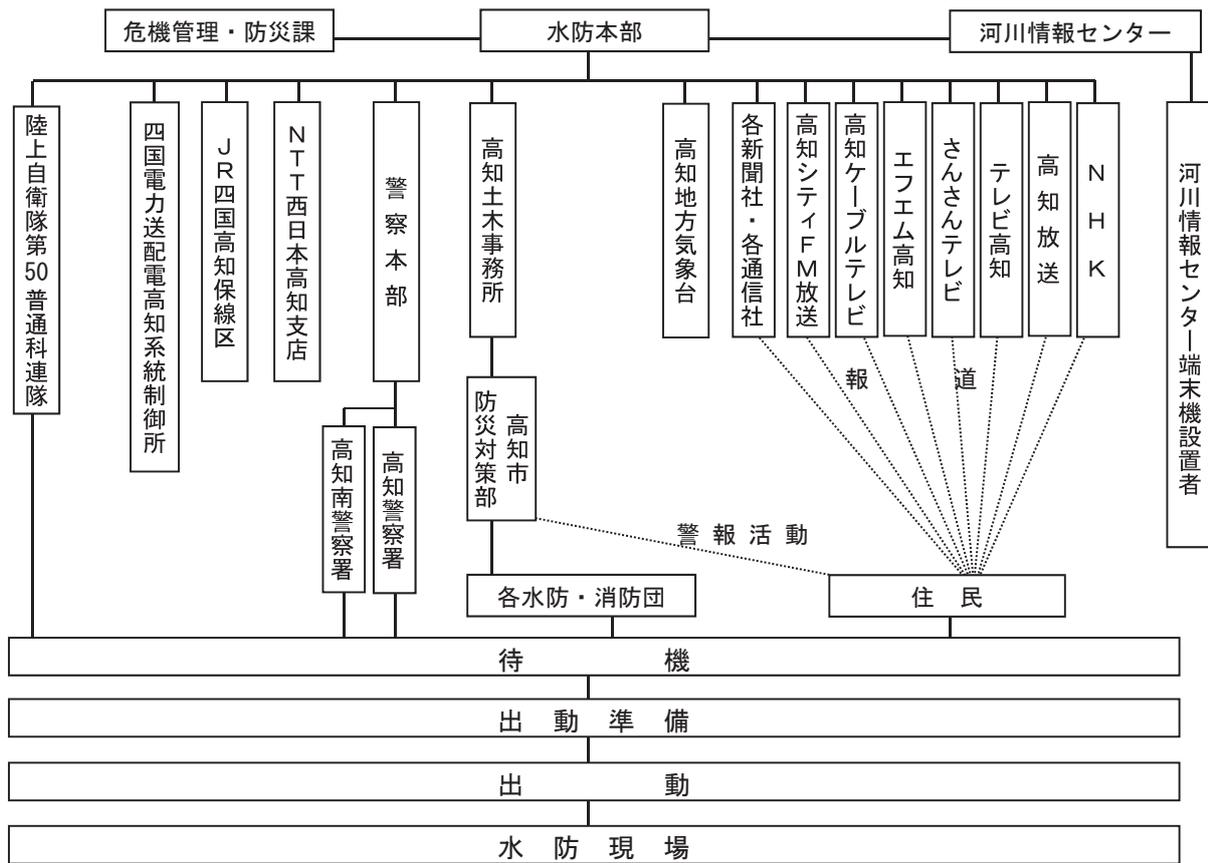
知事の指定河川における水防警報の連絡系統  
(安芸川)



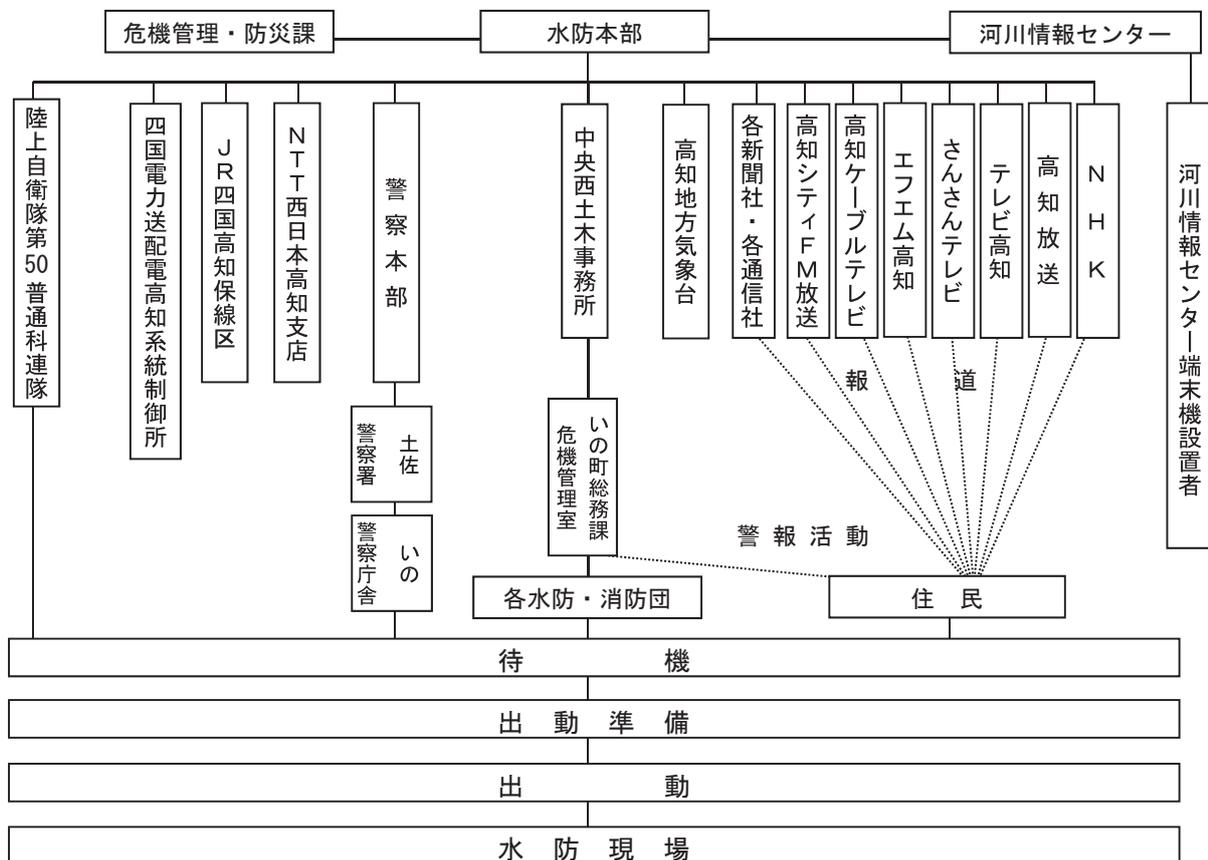
(国分川)



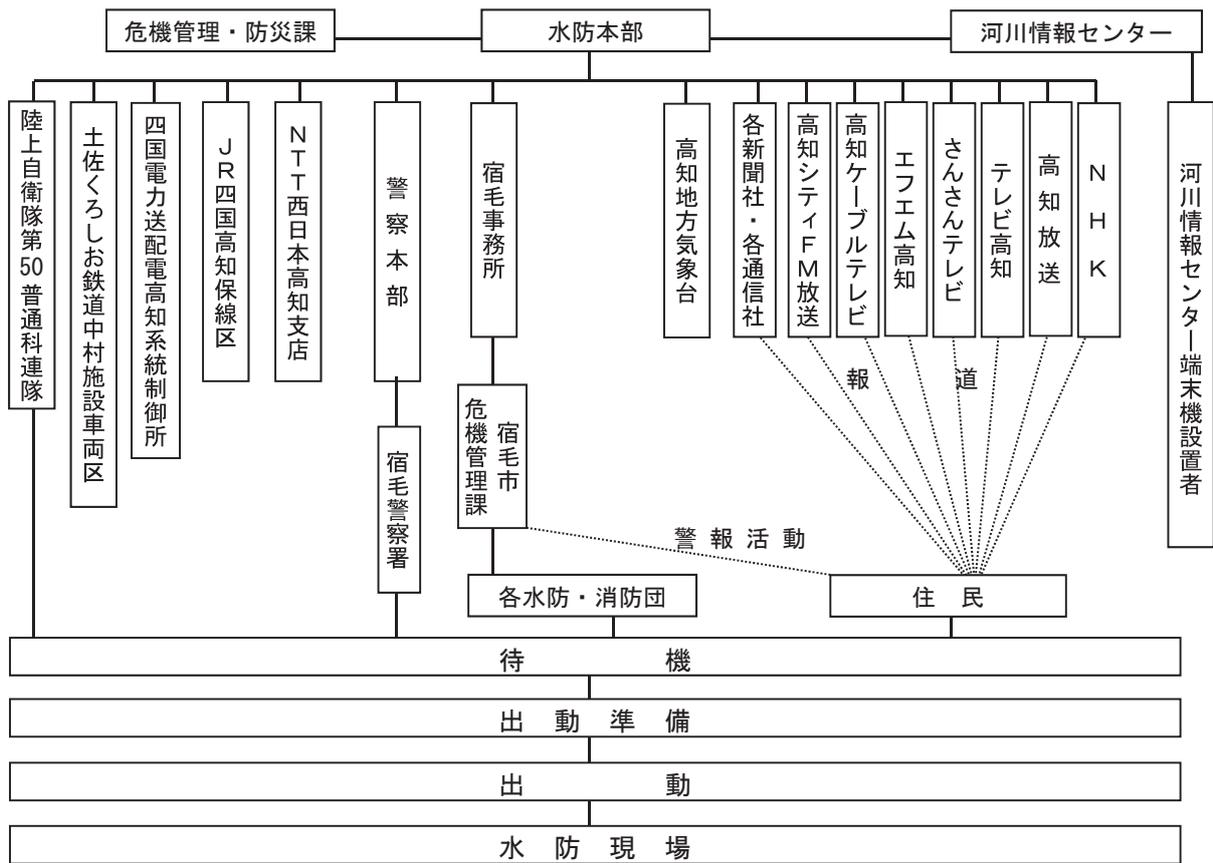
(鏡川)



(宇治川)



(松田川)



### 3 水防警報を行う海岸

#### (1) 国土交通大臣の行う水防警報の指定海岸

##### ア 国土交通大臣が水防警報を行う海岸とその区域

海岸名	区 域		延 長 (k m)
高知海岸	長浜海岸 戸原海岸 仁ノ海岸 新居海岸	高知県高知市浦戸字城山830番地の3地先から 同県土佐市新居字池ノ浦10番地先まで (高知市春野町甲殿字塩濱1423番地の2地先から高知市春野町仁ノ字小松崎3868番地の1地先まで、高知市春野町仁ノ字中洲3833番地の1地先から土佐市新居字大東31番地2地先までを除く。)	9.8

##### イ 水防警報の対象とする基準観測所及び諸元

###### 高知河川国道事務所

海岸名	基準波高 観測所	県 名	地 先 名	位 置
高知海岸(※)	戸 原	高知県	高知市春野町甲殿	沖合2,037m

##### ウ 水防警報発表者

海岸名	発表者	責任者
高知海岸(※)	高知河川国道事務所	所 長

(※)長浜海岸、戸原海岸、仁ノ海岸、新居海岸

##### エ 水防警報の種類・内容と発表基準

###### i) 種類と内容

種類	内容
待機・準備	水防団が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告するもの。水防に関する情報連絡・収集、水防資器材の整備・確保に努める。
出 動	水防団が出動する必要がある旨を警告するもの。
距離確保準備	水防団が越波から安全な距離を確保できる場所へ移動準備し、避難誘導・浸水対策等にあたる。
距 離 確 保	水防団が越波から安全な距離を確保できる場所で、避難誘導・浸水対策等にあたる。
距離確保解除	越波の恐れが無く、水防作業が必要な場所で浸水対策等にあたる。
解 除	水防作業の必要が無く、一連の水防警報を解除する旨を通告する。

ii) 発表基準

海岸名	基準波高観測所	区分	待機・準備	出動	距離確保準備	距離確保	距離確保解除	解除
高知海岸	戸原	長浜・戸原・仁ノ海岸	有義波高が4.5mに達したとき。又は気象・波浪状況等により発令が必要とされるとき	有義波高が6.0mに達したとき。又は気象・波浪状況等により発令が必要と判断されるとき ※	有義波高が7.5mに達したとき。又は気象・波浪状況等により発令が必要と判断されるとき	有義波高が8.5mに達したとき。又は気象・波浪状況等により水防活動を実施する上で危険と判断されるとき	有義波高が8.5mを下回り、気象・波浪状況等により水防活動を実施する上で安全と判断されるとき	有義波高が4.5mを下回り、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき
		新居海岸	〃 6.0 〃	〃 7.0 〃	〃 9.0 〃	〃 10.0 〃	〃 10.0 〃	〃 6.0 〃

※「長浜・戸原・仁ノ海岸」については、戸原5号突堤付近の侵食による越波の可能性があるため、当面は「有義波高5.5m」を水防警報（出動）発令基準として運用する。

(2) 知事の行う水防警報の指定海岸

ア 知事が水防警報を行う海岸とその区域

海岸名	区 域		延 長 (k m)
高知海岸	十市前浜海岸 (南国工区)	高知県南国市十市字東井流4785番地の1地先から 同県高知市仁井田字九窪42番地の3地先まで	3.5

イ 水防警報の対象とする基準観測所及び諸元

海岸名	基準波高 観測所	県 名	地 先 名	位 置
高知海岸 (十市前浜海岸 (南国工区))	戸 原	高知県	高知市春野町甲殿	沖合2,037m

ウ 水防警報発表者

海岸名	発表者	責任者	職 名
高知海岸 (十市前浜海岸 (南国工区))	高知県水防本部	水防本部長	土木部長

エ 水防警報の種類・内容と発表基準

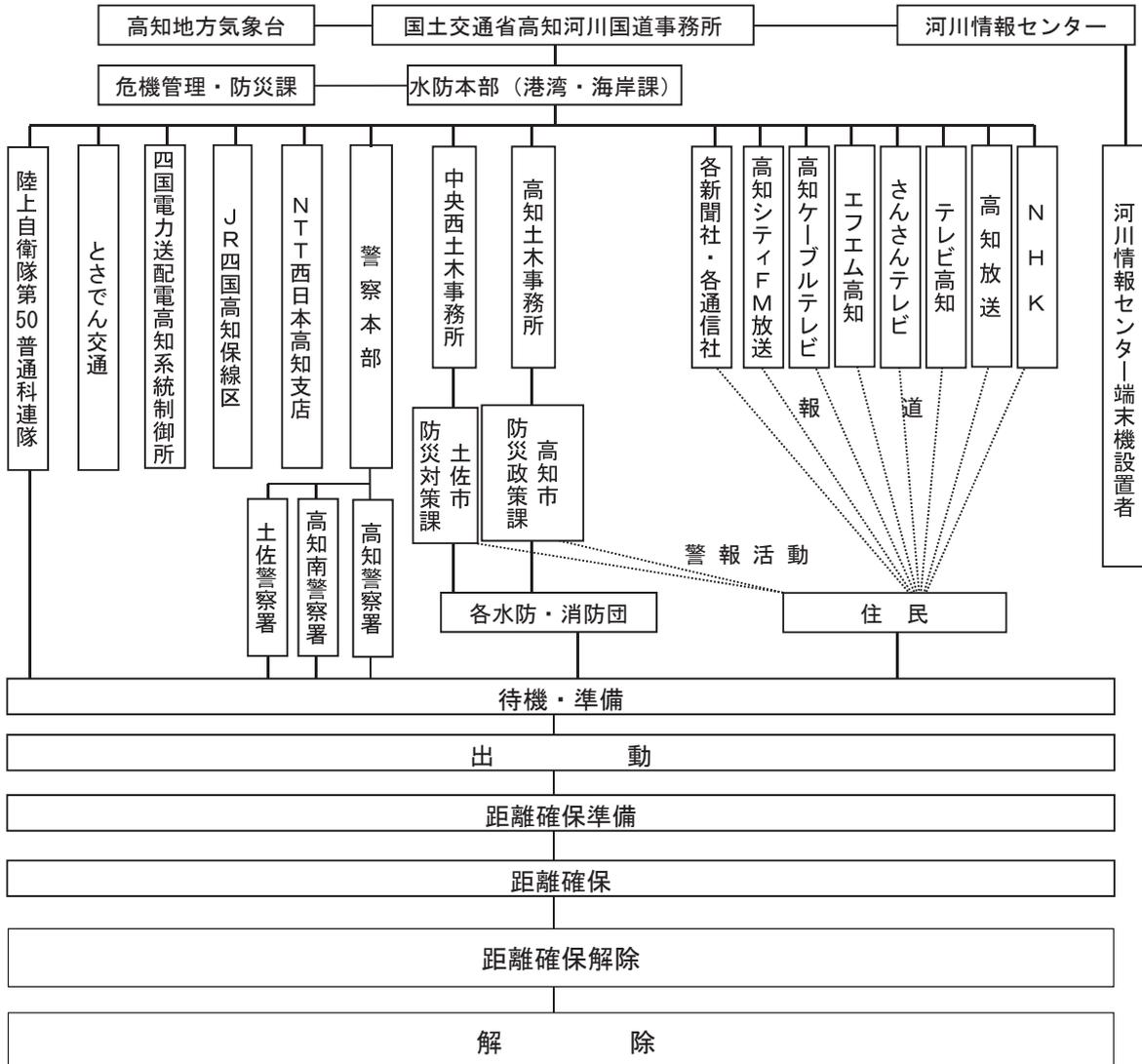
i) 種類と内容

種類	内容
待機・準備	水防団が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告するもの。水防に関する情報連絡・収集、水防資器材の整備・確保に努める。
出 動	水防団が出動する必要がある旨を警告するもの。
距離確保準備	水防団が越波から安全な距離を確保できる場所へ移動準備し、避難誘導・浸水対策等にあたる。
距 離 確 保	水防団が越波から安全な距離を確保できる場所で、避難誘導・浸水対策等にあたる。
距離確保解除	越波の恐れが無く、水防作業が必要な場所で浸水対策等にあたる。
解 除	水防作業の必要が無く、一連の水防警報を解除する旨を通告する。

ii) 発表基準

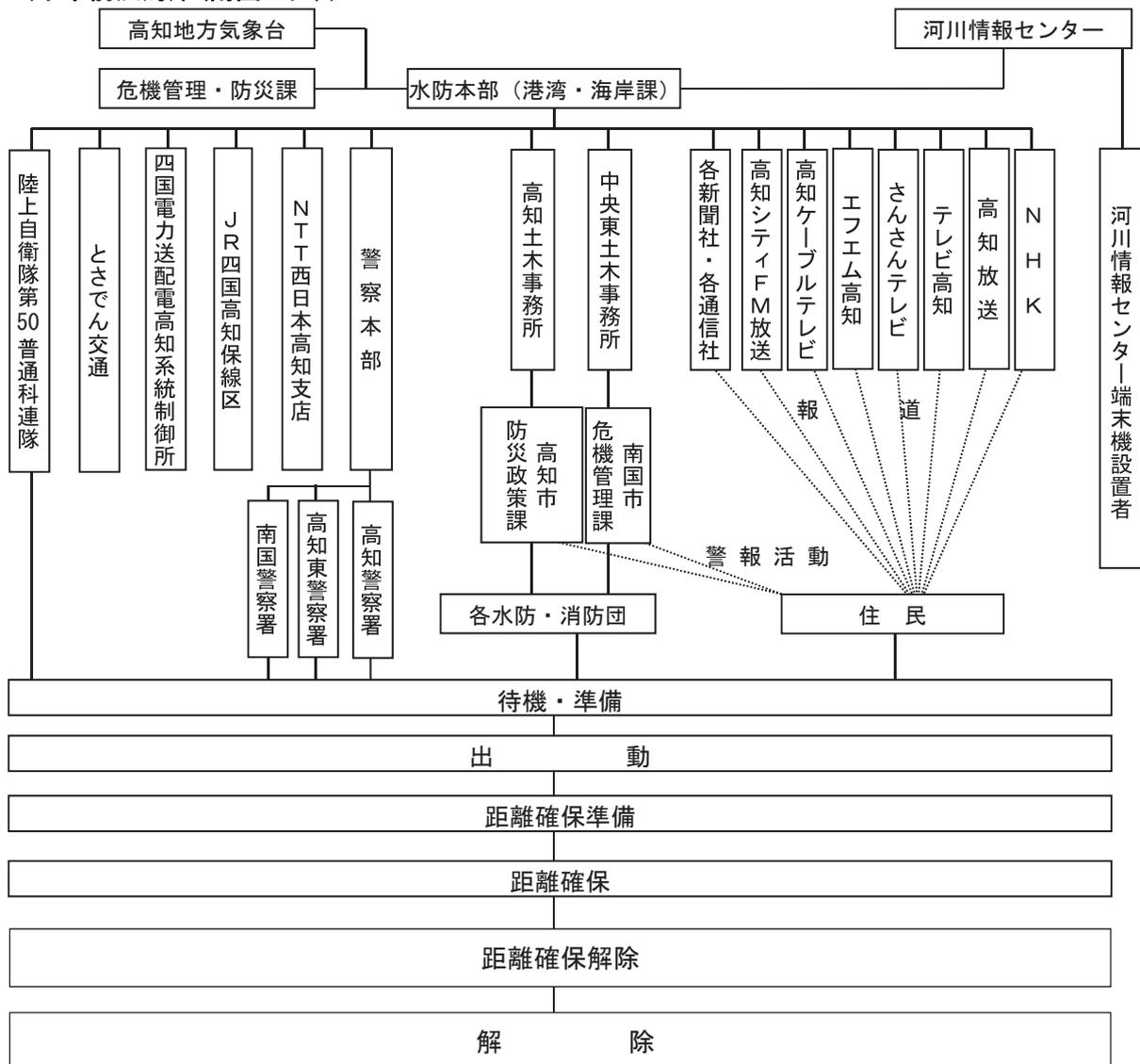
海岸名	基準波高観測所	区分	待機・準備	出動	距離確保準備	距離確保	距離確保解除	解除
高知海岸	戸原	十市前浜海岸（南国工区）	有義波高が5.0mに達したとき。又は気象・波浪状況等により発令が必要とされるとき	有義波高が6.0mに達したとき。又は気象・波浪状況等により発令が必要と判断されるとき	有義波高が8.0mに達したとき。又は気象・波浪状況等により発令が必要と判断されるとき	有義波高が9.0mに達したとき。又は気象・波浪状況等により水防活動を実施する上で危険と判断されるとき	有義波高が9.0mを下回り、気象・波浪状況等により水防活動を実施する上で安全と判断されるとき	有義波高が5.0mを下回り、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき

国土交通省から水防警報の連絡を受けた場合の連絡系統  
（長浜海岸、戸原海岸、仁ノ海岸、新居海岸）



## 知事の指定する海岸における水防警報の連絡系統

(十市前浜海岸(南国工区))



## 第4節 水位周知河川の水位情報

### 1 水位周知河川の水位情報の取り扱い

国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、国土交通大臣又は知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、適宜行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(1) 国土交通大臣の行う水位到達情報の通知

ア 通知する河川と関係機関

河川名	水位情報の通知			連絡方法 (様式は付属資料)
	発報担当者	受報関係担当者 (発報担当者)	水防管理団体 (受報関係担当者)	
宇治川	水防本部	中央西土木事務所	いの町総務課危機管理室	電話、FAX、メール
中筋川 後川	水防本部	幡多土木事務所	四万十市地震防災課	電話、FAX、メール

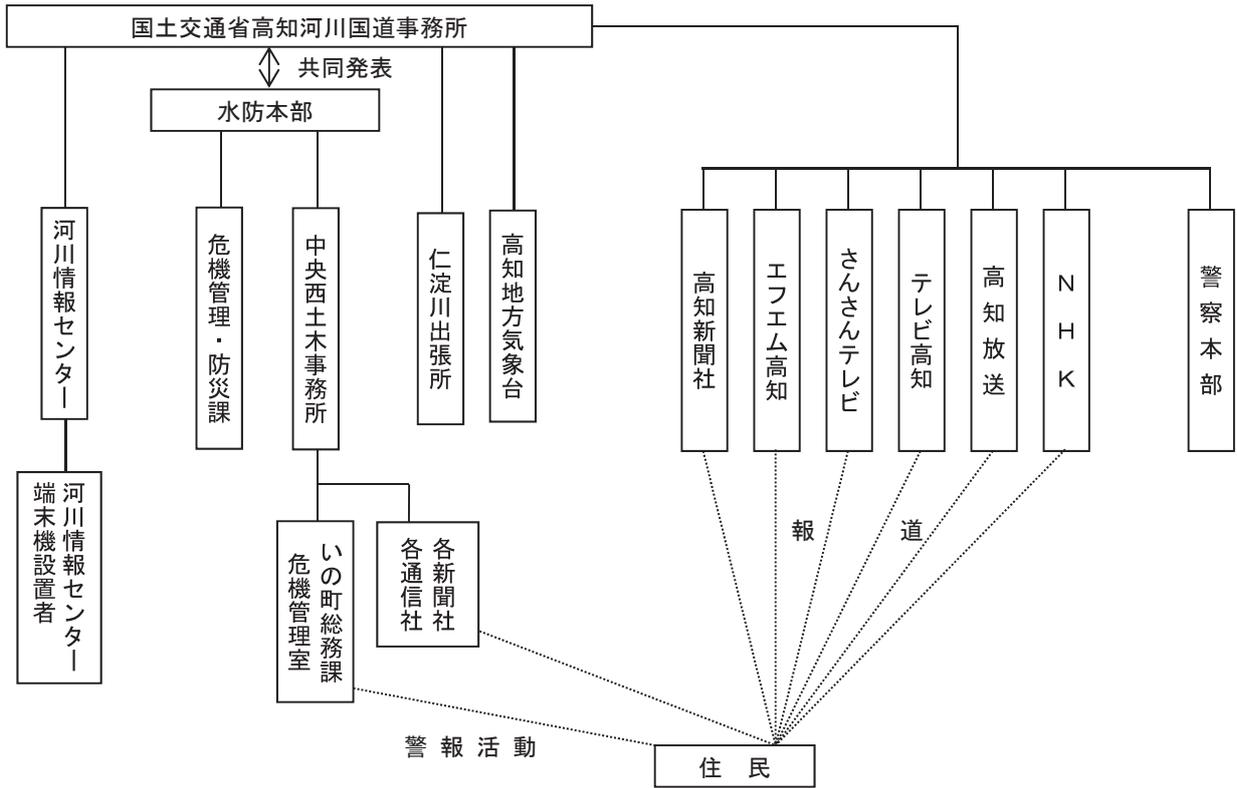
イ 通知する河川の範囲

水系名	河川名	区 域	
仁淀川	支川 宇治川	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先から	幹川合流点まで (本川合流点)
		右岸 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ292番地先から	
渡川	支川 後川	高知県四万十市蕨岡字北坂折甲160番地先の県道橋から (坂折橋) 幹川合流点まで (本川合流点)	
	支川 中筋川	左岸 高知県四万十市有岡字沖前1431番の1地先から	幹川合流点まで (本川合流点)
右岸	九樹字カゲヒラ1485番の1地先 (九樹橋上流約200m)		

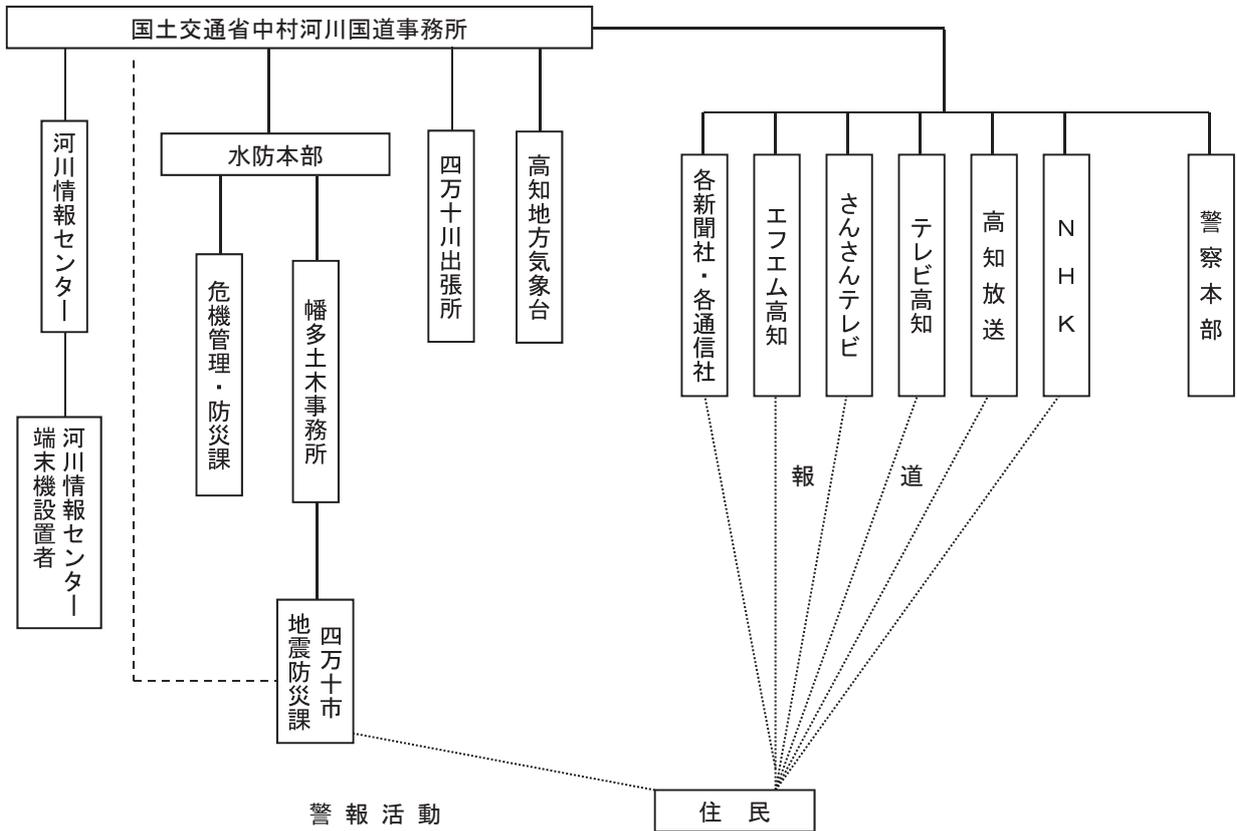
ウ 通知の対象となる基準水位観測所

河川名	基準水位 観測所	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
宇治川	枝川	吾川郡いの町枝川	幹川合流点より 4.00km	1.90m	2.20m	2.80m	3.40m
後川	秋田	四万十市麻生	幹川合流点より 7.20km	3.80m	5.00m	5.67m	6.66m
中筋川	磯ノ川	四万十市磯ノ川	幹川合流点より 14.35km	3.80m	5.50m	7.40m	8.11m

国土交通大臣の指定河川における水位情報の連絡系統  
(宇治川)



(中筋川・後川)



## (2) 知事の行う水位情報の通知

## ア 通知する河川と関係機関

河川名	水位情報の通知			連絡方法
	発報担当者	浸水想定区域管轄土木事務所	浸水想定区域自治体	
安芸川	水防本部	安芸土木事務所	安芸市危機管理課	電話、FAX、メール
国分川	水防本部	中央東土木事務所 高知土木事務所	南国市危機管理課 高知市防災対策部 香美市防災対策課	電話、FAX、メール
鏡川	水防本部	高知土木事務所 鏡ダム管理事務所	高知市防災対策部	電話、FAX、メール
宇治川	水防本部	中央西土木事務所	いの町総務課危機管理室	電話、FAX、メール
松田川	水防本部	宿毛事務所	宿毛市危機管理課	電話、FAX、メール

## イ 通知する河川の範囲

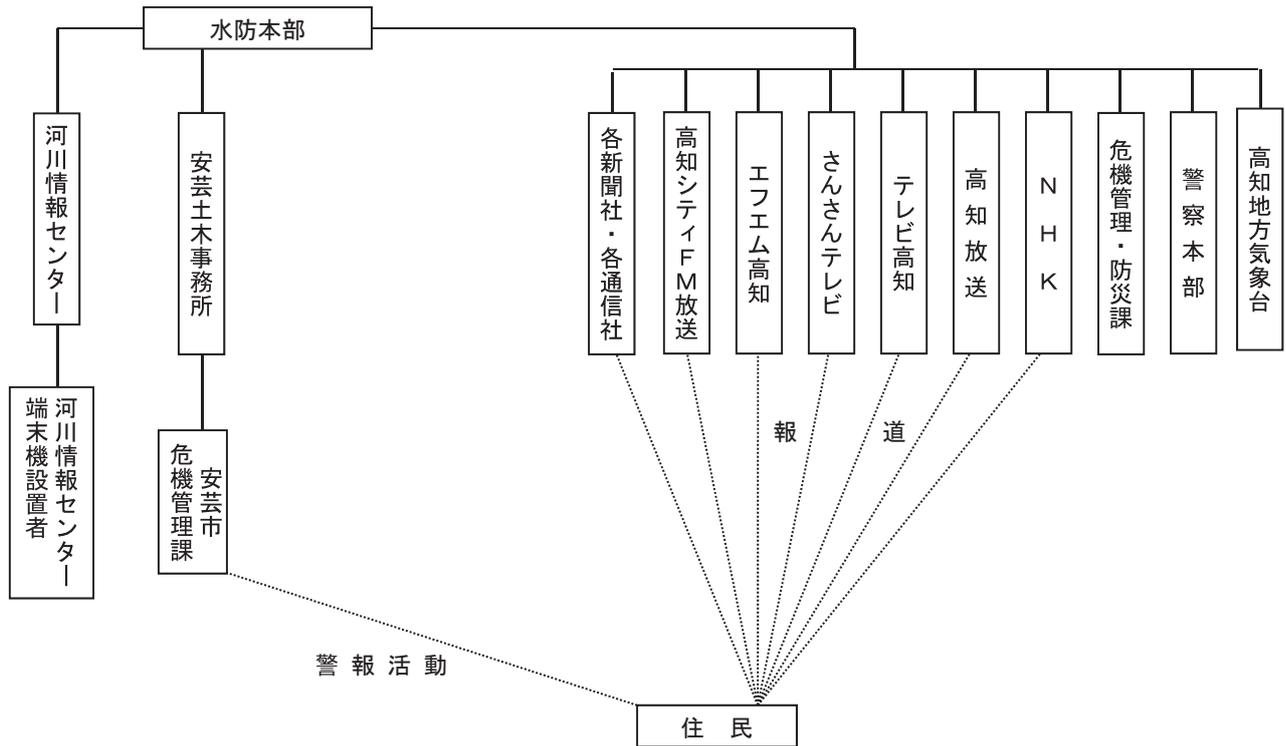
水系名	河川名	区 域
安芸川	安芸川 (幹川)	左岸 高知県安芸市栃ノ木字北ノ岡から海まで 右岸 高知県安芸市栃ノ木字惣毛から海まで
国分川	国分川 (幹川)	左岸 高知県香美市土佐山田町須江字神ノ坪から高知港まで 右岸 高知県香美市土佐山田町上改田字東土居から高知港まで (上改田橋)
鏡川	鏡川 (幹川)	左岸 高知県高知市尾立字村ノ上から高知港まで 右岸 高知県高知市宗安寺字寺中から高知港まで
仁淀川	宇治川 (支川)	左岸 高知県吾川郡いの町枝川字西ノ袖から直轄管理区間まで 右岸 高知県吾川郡いの町枝川字川原田から直轄管理区間まで (向山橋)
松田川	松田川 (幹川)	左岸 高知県宿毛市和田字上小高から海まで 右岸 高知県宿毛市中角字永田から海まで

## ウ 通知の対象となる基準水位観測

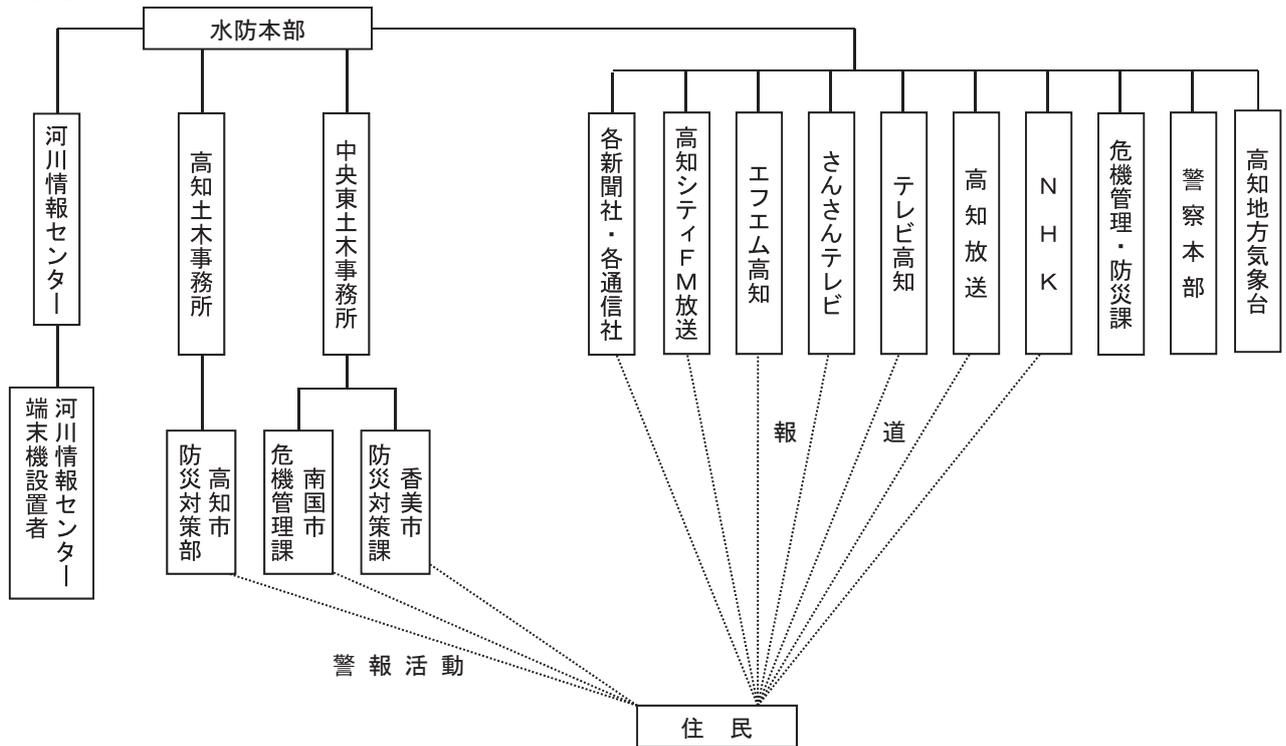
河川名	基準水位 観測所	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
安芸川	栃の木	安芸市 栃ノ木	河口より 7 km	1.80m	2.20m	2.20m	3.00m
国分川	布師田	高知市 七ツ城	河口より 5 km	4.00m	5.30m	5.80m	6.40m
鏡川	築屋敷	高知市 東石立	河口より 4 km	2.80m	3.80m	3.80m	4.20m
宇治川	枝川	吾川郡 いの町枝川	幹川合流点 より 4 km	1.90m	2.20m	2.80m	3.40m
松田川	平井	宿毛市 平井	河口より 4 km	2.50m	3.50m	3.80m	4.20m

知事の指定河川における水位情報の連絡系統

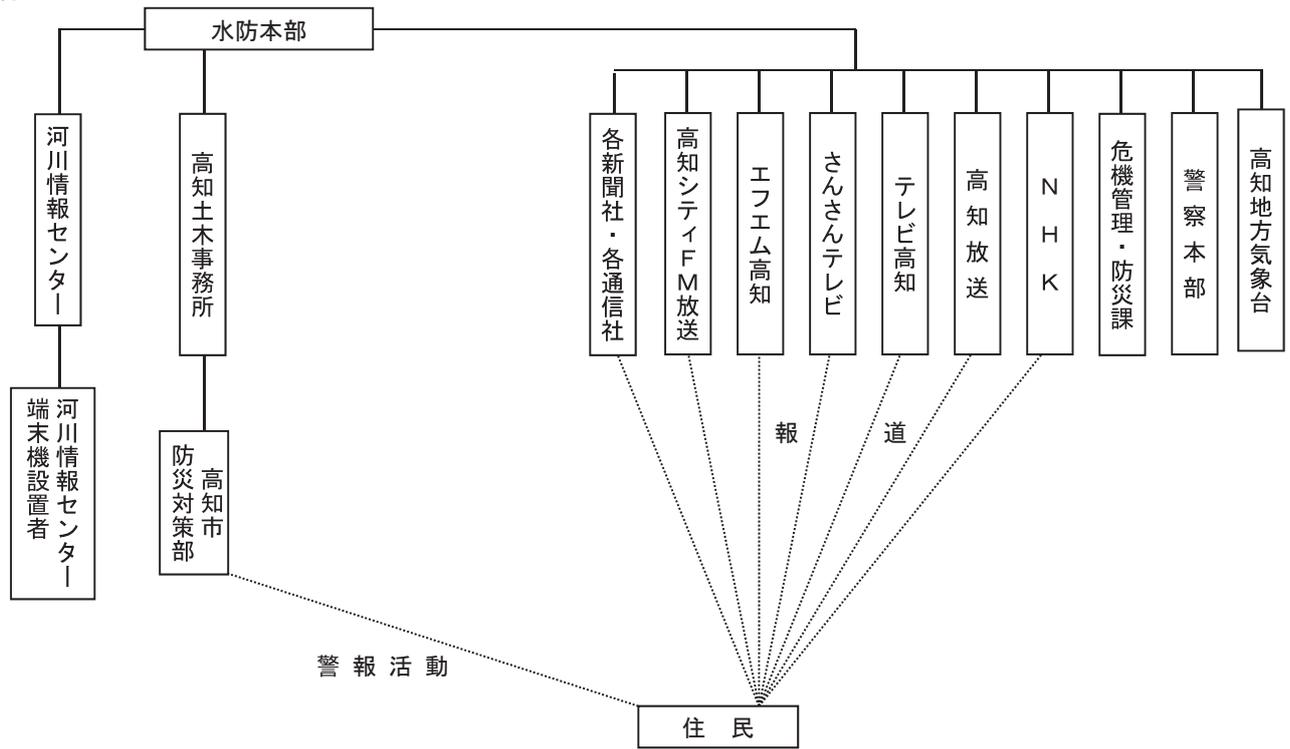
(安芸川)



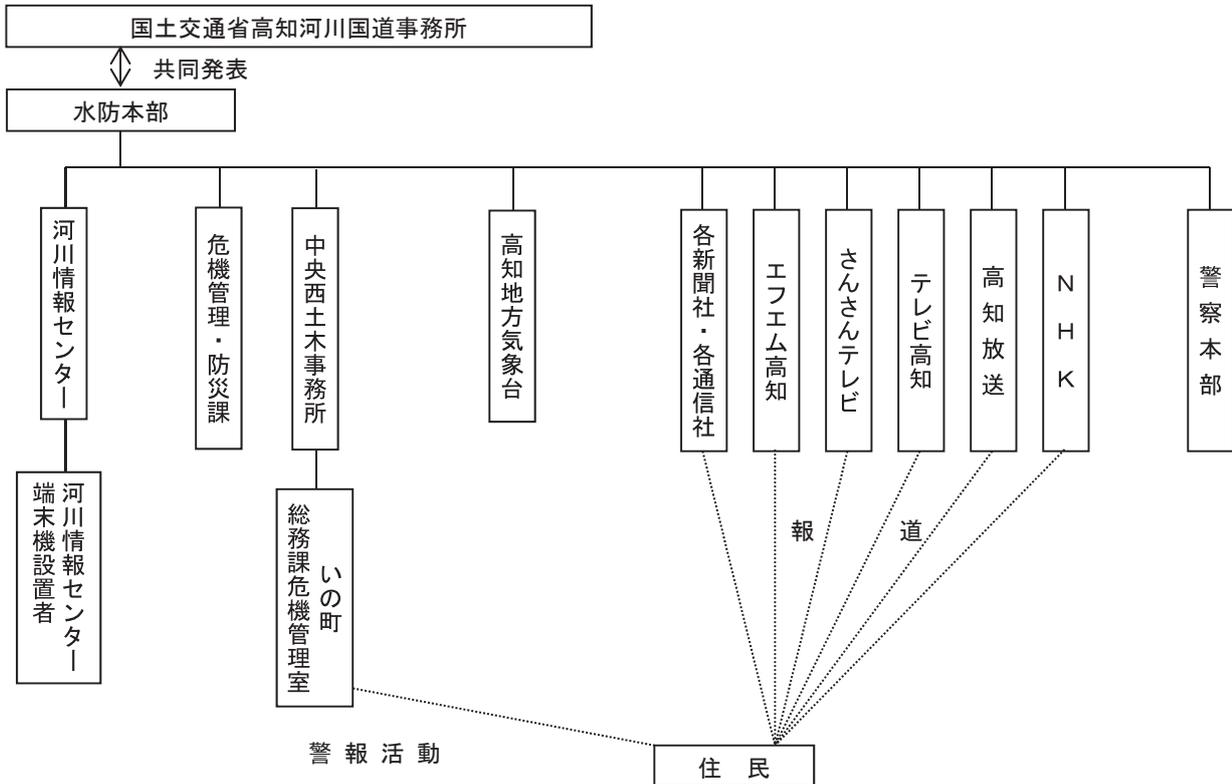
(国分川)



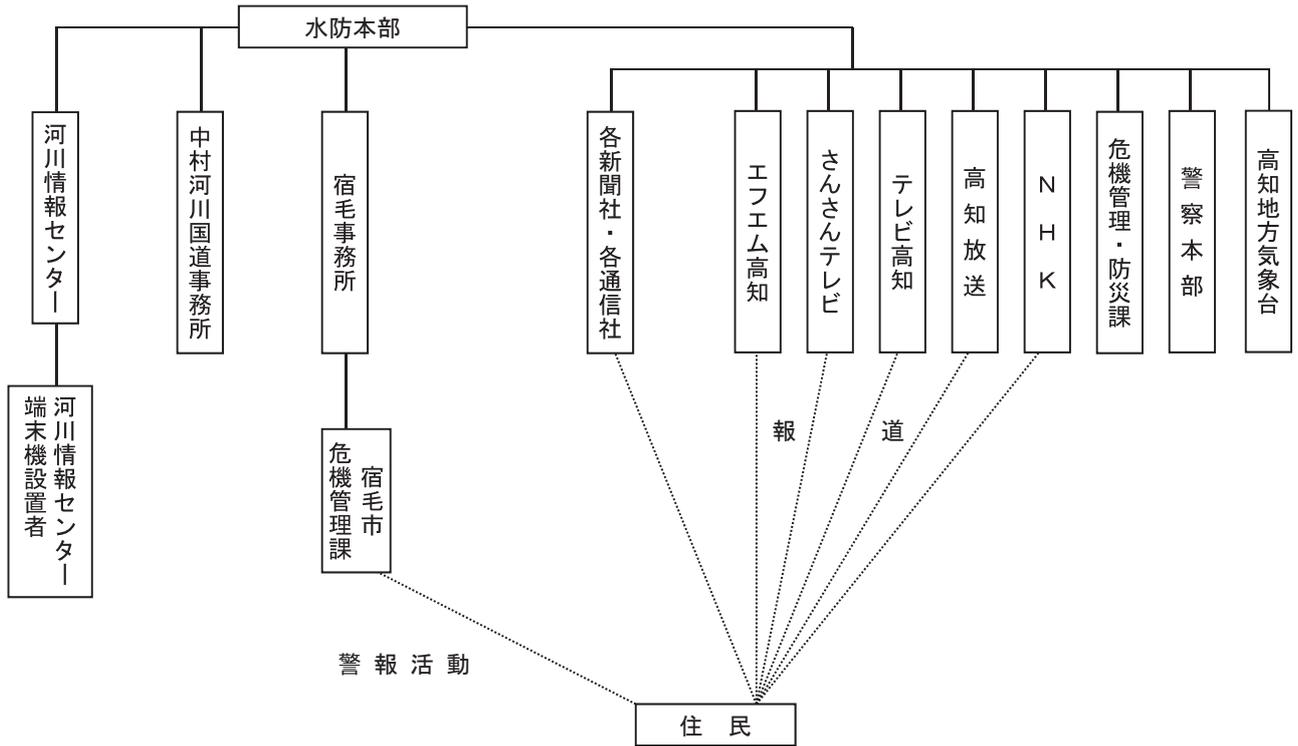
(鏡川)



(宇治川)



(松田川)



## 第4章 水防活動

### 第1節 観測及び通報

#### 1 雨量

##### (1) 観測

水防活動において主な観測所のデータは高知県総合防災情報システムにより収集する。

##### (2) 通報

水防管理団体においても主な観測データは総合防災情報システムにより得られることが可能であるが、土木事務所等は、知り得た情報については積極的に通報し、情報の共有化を図るよう務めなければならない。

##### (3) 連絡

ア 土木事務所等は、必要に応じて観測・通報の状況を水防本部との間で連絡を取り合うものとする。

イ 水防本部（実務は河川砂防班（河川課））は、必要に応じ上の情報を高知地方気象台、国土交通省高知河川国道事務所、国土交通省中村河川国道事務所、報道機関等に連絡するものとする。連絡系統は、第2章「水防本部の連絡系統」に従って行うものとする。

##### (4) 通報・連絡の内容

土木事務所等が、観測情報を水防管理団体に通報し、また、水防本部（河川砂防班（河川課））との間で連絡を取り合う場合には、次の内容を参照にすること。

項目	内容		
1. 定量報告	観測時刻 何時何分	観測所 総雨量	降雨開始 時刻
2. 定時報告	観測時刻 何時何分	観測所 総雨量	降雨開始 時刻
3. 特別報告	観測時刻 何時何分	観測所 総雨量	降雨開始 時刻
4. 総雨量報告	観測時刻	観測所 総雨量	

備考 ① 雨量の単位 mm

② 観測時刻 24時制

なお、雨量観測所は付属資料を参照（※水防情報施設とは水防情報伝達体制整備事業で整備された雨量観測施設をいう。）

#### 2 水位

##### (1) 観測

水防活動において主な観測所のデータは総合防災情報システムにより収集する。

##### (2) 通報

水防管理団体においても主な観測データは総合防災情報システムにより得られることが可能であるが、土木事務所等は、知り得た情報は積極的に通報し、情報の共有化を図るよう努めなければならない。

(3) 連絡

ア 土木事務所等は、必要に応じて観測・通報の状況を水防本部との間で連絡を取り合うものとする。  
(連絡先：河川砂防班（河川課）)

イ 水防本部（実務は河川砂防班（河川課））は、必要に応じ上の情報を高知地方气象台、国土交通省高知河川国道事務所、国土交通省中村河川国道事務所、報道機関等に連絡するものとする。連絡系統は、第2章「水防本部の連絡系統」に従って行うものとする。

(4) 通報・連絡の内容

土木事務所等が、観測情報を水防管理団体に通報し、また、水防本部（河川砂防班（河川課））との間で連絡を取り合う場合には、次の内容を参照にすること。

項目	内容			解説
上昇前水位の報告	何時何分	観測所	水位	警報受領の時現在の水位を報告
水防団待機水位報告	何時何分	観測所	水防団待機水位 概況	水位が水防団待機水位に達した時と水防団待機水位を下った時に報告
氾濫注意水位報告	何時何分	観測所	氾濫注意水位 概況	水位が氾濫注意水位に達した時と氾濫注意水位を下った時に報告
最高水位報告	何時何分	観測所	最高水位	最高水位を報告

- 備考 ① 水位の単位 m  
② 観測時刻 24時制

(5) 公表

高知県ホームページ「こうち防災情報」によりテレメーター水位観測局の水位を公表する。  
(テレメーター観測所は高知県水防計画付属資料 5. 水位観測所一覧表に記載)

(6) 欠測時の措置

ア 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、その状況を関係機関等に速やかに周知するとともに、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めること。

イ 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

3 潮位等

(1) 観測

土木事務所等は、潮位情報等を高知県総合防災情報システム等により収集する。観測を実施する場合は次の項目を参考にする。

- ア 風向および風速の概要（下表参照）
- イ 潮位
- ウ 波高（推定）及び波頭から防潮堤天端までの差

(参考) 風の強さと吹き方 (気象庁)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	~50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平に なり、高速運転中では横風に 流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	~70km		風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始め る。	高速運転中では、横風に流さ れる感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるもの がある。 雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	~90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっていなくて 立ってられない。 飛来物によって負傷するおそ れがある。	細い木の幹が折れたり、根 の張っていない木が倒れ始 める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運転するのが 困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するもの がある。 固定されていないプレハブ小屋が移 動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材) が広範囲に破れる。	30
	25以上 30未満	~110km					固定の不十分な金属屋根の葺材が めくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	
猛烈な風	30以上 35未満	~125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯が倒れるもの がある。 ブロック壁で倒壊するもの がある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、 下地材が露出するものがある。	50
	35以上 40未満	~140km					住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。	
	40以上	140km~					60	

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。  
(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。  
(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。  
1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。  
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。  
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(2) 通 報

土木事務所等は、観測情報を水防管理団体に通報しなければならない。

(3) 連 絡

ア 土木事務所等は、必要に応じて観測・通報の状況を水防本部との間で連絡を取り合うものとする。

(連絡先：港湾海岸班 (港湾・海岸課))

イ 水防本部は、必要に応じ上の情報を高知地方気象台、国土交通省高知河川国道事務所、国土交通省中村河川国道事務所、報道機関、河川情報センター等に連絡するものとする。連絡系統は、第2章「水防本部の連絡系統」に従って行うものとする。

第2節 ダムの流量観測

(1) 県管理ダムの観測及び通報

永瀬ダム管理事務所、鏡ダム管理事務所、桐見ダムを所管する越知事務所、鎌井谷ダムを所管する中央東土木事務所、坂本ダムを所管する宿毛事務所、以布利川ダムを所管する土佐清水事務所は、それぞれの管理ダムの流入量を観測し、各ダム操作規則に従い関係機関に通報する。

水防本部については情報を四国地方整備局に報告するものとする。

ア 洪水流量に達したとき、及び減水し同水量に復したときの時刻

イ 洪水流量を越えたときは同流量に復するまでの毎時ごとの流量

ウ 最高流量に達し、減水に向かうときはその流量と時刻

(2) その他の連絡及び通報

早明浦ダム、大渡ダムの状況については、水防本部が必要に応じ、独立行政法人水資源機構、国土交通省に問い合わせるものとする。また、魚梁瀬ダム、平鍋ダム、久木ダムの状況については電源開発(株)高知電力所が、伊尾木川ダム、休場ダムの状況については四国電力(株)高知支店が、それぞれ各ダム操作規程に従い水防本部に通報するものとする。

## 第3節 水門等の操作

### 1 県管理施設

県の管理する水門等の操作及び通報は、次により行うものとする。

- (1) 水門、陸閘等の管理者は水防上必要な気象の状況の通知をうけたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門等の操作責任者は気象に留意し、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに水門等および附近に異常を認めたときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないよう点検整備を行わなければならない。
- (4) 河口部・海岸部の水門等の管理者は、大津波警報・津波警報が発表された場合等には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、的確な操作を行うものとする。

### 2 河川占用許可工作物

河川の占用工作物については、緊急時における県への情報の提供と連絡態勢づくり、工作物の管理方法や操作技術の取得など、その適正管理について指導しておくものとする。

## 第4節 河川港湾の貯木及び船舶対策

災害における河川の氾濫、又は高潮時における貯木及び船舶の流動等に起因する被害を防御する対策は、次のとおりとする。

### 1 実施責任者

流木の被害を防御するための貯木対策指導は、県において行い、県又は市町村は高知海上保安部等と連携して、港内の在泊船舶の対策指導にあたるものとする。

### 2 貯木対策

#### (1) 災害防止の方法

各貯木場においては、貯木の流動を防止するため、ワイヤーロープ、鉄棚、非常用ロープ、器具類、流出防護用柵等を設置するものとする。

#### (2) 事前措置

- ア 木材入荷状況の把握
- イ 貯木状況及び原材料の把握ならびに必要時の管制
- ウ 流出防止対策の指導
- エ 災害時における危険箇所の想定とこれに対する対策の策定
- オ 災害時における流木回収不能の把握
- カ 流出防止措置の確認

#### (3) 事後措置（流木対策）

- ア 流木状
- イ 流木状況の船舶及び関係者への周知
- ウ 流木の早期回収の勧告或いは除去命令の発動

- エ 流木回収状況の把握及び関係者への周知
- オ 流木早期回収の完全実施の推進

- 3 在港船舶対策（事後措置）  
在港船舶に対する情報伝達等

## 第5節 巡視及び警戒

### 1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この節において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第5章第7節に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団（消防団）員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

### 2 出水時

#### (1) 洪水

水防管理者等は、県から水防指令が発令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（付属資料参考）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、土木事務所など河川等の管理者に連絡し、土木事務所などは水防本部に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第8節に定める決壊及び越水のその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

#### (2) 高潮

水防管理者等は、県から水防指令が発令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、土木事務所など及び海岸等の管理者に連絡し、土木事務所などは水防本部

に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

## 第6節 水防団（消防団）の出動

水防管理者は、次に示す基準により、水防団（消防団）の準備又は出動の命令を出し水防団（消防団）の水防活動を適切に行わなければならない。

### 1 出動準備

水防管理者は、次の場合、管下の水防団（消防団）に出動準備をさせるものとする。

- (1) 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想される  
とき。
- (2) 豪雨、地震等により、破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想される  
とき。
- (3) 気象予報、洪水予報、水防警報により、洪水、内水、高潮、津波等の危険が予想される  
とき。

### 2 出 動

水防管理者は、次の場合、管下の水防団（消防団）を出動させるものとする。

- (1) 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。
- (2) 潮位が異状を示し、高潮のおそれがあるとき。
- (3) 台風が本県又はその近くを通過するおそれがあるとき。
- (4) その他気象予報、洪水予報、水防警報により、水防団（消防団）の出動を要すると認め  
たとき。

### 3 水防作業の開始

水防工法は第10章参照。

## 第7節 緊急通行

### 1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

### 2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の制限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第8節 決壊及び越水の通報

### 1 水防管理者等の役割

堤防その他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは直ちに関係者に通報するものとする。通報を受けた河川管理者により確認を行い、水防上危険が認められる場合、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は直ちにその旨を可能な限りの方  
法を用いて地域住民に周知するとともに、土木事務所等の長及び氾濫のおそれのある隣接水防管理者並  
びに関係機関等に通報しなければならない。

### 2 土木事務所長等の役割

この通報を受けた土木事務所等の長は、直ちに県水防本部に報告する（報告先：河川砂防班（河川課））  
とともに、当該河川の水防警報を行う国土交通省高知河川国道事務所長、中村河川国道事務所長、所轄  
の警察署長、陸上自衛隊第50普通科連隊その他必要な機関に通報するものとする。

### 3 水防本部の役割

水防本部は、これをラジオ・テレビ又は電話等の放送・通信メディアに協力を求めて、他の水防関係  
者並びに県内一円の住民に対して周知・連絡する。また、高知県のホームページの総合防災情報システ  
ムのコーナーによっても住民に対し情報を提供するとともに、知事（災害対策本部長）は自衛隊の派遣  
を要請する必要がある場合は協力を要請する。

## 第9節 決壊及び越水のその後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときにおいても、  
水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大  
しないよう努めるものとする。

また、状況によって土木事務所の協力が必要な場合や自衛隊が派遣された時は、連携を図り、氾濫の  
解消に努めるものとする。

## 第10節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域  
を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその  
区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったと  
きは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

## 第11節 避難のための立退

災害による避難のための立ち退きの指示等は次に定めるところによる。この定めのほかは「県地域防  
災計画」の定めるところによる。

### 1 水防管理者（市町村長）が行う場合（法第29条）

(1) 水防管理者は洪水、津波又は高潮等により非常に危険が切迫していると認められるときは、直ちに  
必要と認める区域の居住者に対し避難のため立ち退き又はその準備を指示するものとする。

- (2) 水防管理者はあらかじめ危険が予想される区域について、当該区域を所轄する警察署長と協議のうえ、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。
- (3) 水防管理者は上の立ち退き又は準備を指示した場合は当該区域を所轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- (4) 水防管理者は立ち退きを指示した場合はその状況を県水防本部（県災害対策本部）に速やかに報告するものとする。

## 2 知事又はその命を受けた職員が行う場合

- (1) 知事又はその命を受けた県職員は、洪水、津波又は高潮等により非常に危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、危険地域の居住者に対し、立ち退きを指示をする。
- (2) また、住民に対する情報の提供を第一義とし、災害の状況等をラジオ・テレビ又は電話等の放送・通信メディアに協力を求めて、迅速な周知・連絡に努める。

## 第12節 資材整備

### 1 資材の整備（水防資材、器具の確認と補充）

- (1) 資材の確保のためには、水防区域の近在の資材業者を登録し手持量を調査しておくなど緊急時のための補給に留意しておくこと。また、器具、資材が使用あるいは損耗等により不足を生じた場合は直ちに補充しておくことを怠ってはならない。
- (2) 水防用資器材  
指定水防管理団体は、水防倉庫には次表を参考として資材及び器具を備蓄すること。

## 2 水防用資材器具備蓄基準

資材・器材 名称	適 合
1) 大型土のう	
2) 土嚢	
3) 縄・ロープ類	
4) むしろ	
5) ビニールシート	
6) 杉丸太	小口 10 c m 5 m
7) 杉丸太	小口 10 c m 4 m
8) 杉丸太	小口 10 c m 2 m
9) 杉丸太	小口 6 c m
10) 鉄杭 鉄筋	
11) 番線	# 8 ~ # 1 2
12) 板類	
13) 大型照明灯	
14) 懐中電灯	
15) はしご	
16) バケツ	
17) スコップ	
18) 鍬 (くわ)	
19) 鶴嘴 (つるはし)	
20) 鋤簾 (じょれん)	
21) 鎌 (かま)	
22) 鋸 (のこ)	
23) 柄鎌・鉋	
24) 斧 (おの)	
25) 鳶口 (とびぐち)	
26) 掛矢 (かけや) ・ハンマー類	
27) 胴突き たこ槌	
28) しょうれん 梃子棒	
29) ペンチ 番線カッター	
30) 荷車・一輪車	
31) にない棒	
32) 救命胴衣	
33) 発動発電機	
34) チェーンソー	
35) 船	

### 第13節 水防報告等

洪水、津波又は高潮等により水防活動を実施したときは、関係水防管理者及び土木事務所等の長は遅滞なく、様式1、2を県土木部長あてに報告するとともに、現地の写真、水防資材受払簿、資材購入の際の証拠書類の整備を行うこととする。

様式1

水防活動実施報告書

令和 年 月 日  
作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		人
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
		m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人	
使用資器材	かます、俵					居住者の			
	万年、土俵					出動状況			
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死 傷			
	その他					雨量水位の			
					状況				
水防活動に関する 自己評価 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

**令和〇年台風第〇号における水防活動  
(〇〇県〇〇市消防団・令和〇年〇月〇日～〇日)**

**概要**

〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のための活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み(300袋)</li> <li>・避難誘導(20世帯)</li> <li>・排水作業(3件)</li> </ul>

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
堤防巡視

水防活動または  
被害状況写真

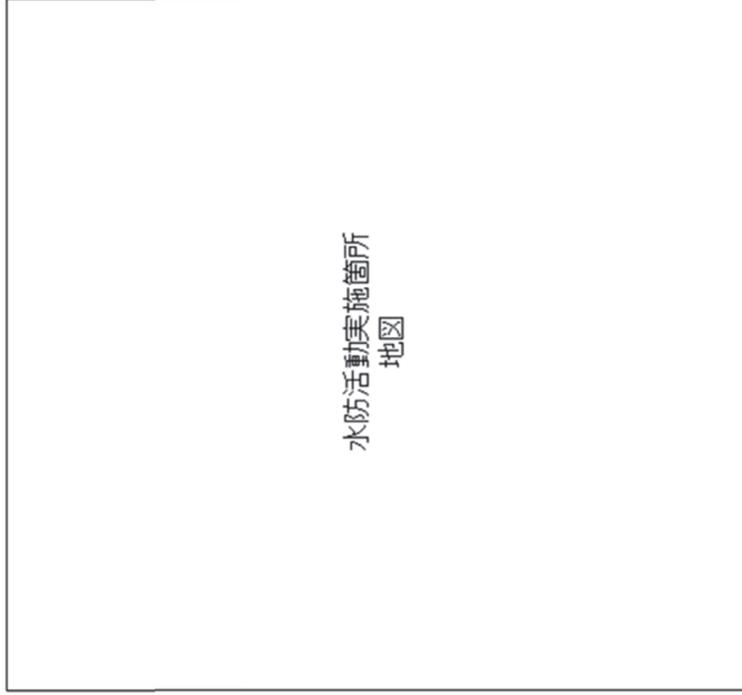
〇〇川左岸(〇〇地先)  
積み土のう工

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)  
月の輪工

水防活動または  
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



## 第5章 協力及び応援

### 第1節 高知県と徳島県の協定

高知県と徳島県との水防事務に関する協定について

吉野川水系の水防管理については、互いに連絡を密にし、相互の応援は自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で協力するものとする。

相互に応援を求められたときには、法第23条に基づき行うものとする。

相互に水位、雨量等必要情報の提供を求められたときは、関係機関を通じて通報するものとする。

### 第2節 高知県と愛媛県の協定

高知県と愛媛県との水防事務に関する協定について

仁淀川水系及び渡川水系の水防管理については、互いに連絡を密にし、相互の応援は自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で協力するものとする。

相互に応援を求められたときには、法第23条に基づき行うものとする。

相互に水位、雨量等必要情報の提供を求められたときは、関係機関を通じて通報するものとする。

### 第3節 報道機関の協力

#### 1 報道機関（ラジオ、テレビ）

県民（地域を限る場合もある。）に周知させる必要のある重要事項を放送する。

本部長が報道機関（ラジオ、テレビ）へ依頼する事項は次のとおりとする。

依頼事項

#### ①水防指令発令状況

・水防指令発令状況表

#### ②河川水位一覧表

・河川水位  
・水防団待機水位  
・氾濫注意水位  
・避難判断水位  
・氾濫危険水位

#### ③雨量一覧表

・時間雨量  
・累加雨量

#### ④ダム諸量一覧表

・ダム流入量  
・ダム放流量  
・ダム貯水量

#### ⑤その他の重要事項

## 第4節 協力部に依頼する事項

- (1) 県警察本部  
水防指令下において、警戒警備、避難誘導等警察本来の任務の外に市町村水防管理団体又は一般県民から連絡のあった事項及び警察署で入手した情報を県水防本部又は危機管理・防災課に連絡する。
- (2) NTT西日本高知支店  
水防指令発令下における通信網を確保する。
- (3) JR四国高知保線区及び土佐くろしお鉄道(株)
  - ア 水防指令発令下においてJR四国及び土佐くろしお鉄道が各機関を利用して得た水防管理団体や一般県民からの情報連絡を県水防本部に連絡する。
  - イ 運転停止区間、運転停止予想区間を県水防本部又は危機管理・防災課に連絡する。
  - ウ 資器材・人員の輸送を要請したとき、その迅速な輸送を図る。
- (4) 四国電力(株)高知支店  
関係するダムの状況を県水防本部に通報する。
- (5) 四国電力送配電(株)高知支社  
本部長は3号以上の水防指令発令の際には四国電力送配電高知系統制御所（TEL088-840-7461）に連絡する。
- (6) 電源開発(株)高知電力所  
ダム地点の気象観測情報を県水防本部に連絡する。
- (7) 国土交通省事務所  
国土交通省において洪水予報、水防警報を発令したときは、県水防本部に通知する。また、県知事の要請があったときは、水防上の指揮、工法の指導、手持資器材の援助を行う。
- (8) 国土交通省高知港湾・空港整備事務所  
高知港の海象観測情報を県水防本部から依頼を受けた場合に連絡する。
- (9) 高知海上保安部  
巡視船等から情報を収集し、海上の気象、海象観測情報を県水防本部に連絡する。
- (10) 水資源機構  
関係するダムの状況を県水防本部に連絡する。
- (11) 旅客運送業(とさでん交通(株)、(一社)高知県バス協会、(一社)高知県ハイヤー協会)、貨物輸送業((一社)高知県トラック協会)  
走行車が運転中その路線沿線の山崩れ、波浪、浸水等により通行止め又は橋梁の破損、堤防の溢水、決壊、破堤等の状況を目撃した時は直ちに最寄りの土木事務所又は警察署、或いは県水防本部に連絡する。
- (12) アマチュア無線局
  - ア 台風、洪水、津波により有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるとき水防関係者から協力の依頼があったとき関係事項を送信する。
  - イ 上記の発信を受信した局は直ちに最寄りの土木事務所、警察署又は県水防本部に連絡する。(参照-電波法第52条(4)非常通信、電波法施行規則第37条(7)目的外通信、法第27条(1)水防通信)
- (13) 高知県本庁の連絡
  - ア 高知県本庁の連絡は、本庁（TEL088-823-1111）、県水防本部（TEL088-823-9838）、危機管理・防災課（TEL088-823-9018）のいずれかとする。

- イ 連絡を受けた課は該当する課に連絡する。(無線の場合は同時聴取)
- ウ 水防時の他の関係機関や報道機関に対しての広報・問い合わせは県水防本部が担当する。

## 第5節 市町村の相互援助

### 1 相互協定

隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関しあらかじめ具体的な協定をして置かなければならない。(参照-消防組織法第39条及び39条の2)

### 2 水防事務組合の設立

法第3条の2に基づき、地形の状況により市町村が単独で水防責任を果たすことが著しく困難又は不適当である下記の場合には、関係市町村は洪水又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定めるとともに水防事務組合を設けることとする。

- (1) A町の堤防が破堤した場合B村まで被害が及ぶ場合
- (2) A町、B村いずれかの堤防が破堤した場合には、A町、B村がそれぞれに被害を受ける場合
- (3) A町の堤防が破堤した場合背後のC市まで被害が及ぶ場合

水防事務組合の設立基準は次のとおりである。

- ① 原則として関係市町村に被害の共通性があること
- ② 関係市町村が共同して水防を行うことができる合理的な範囲にすること

### 3 警察の援助

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

### 4 消防機関の相互の援助協力

隣接市町村の水防に関する消防機関の相互の援助協力に関して、水防管理者はあらかじめ次の事項を協定しておき、応援等の必要が生じたとき隣接市町村長又は水防管理者に対して応援を要請するものとする。

前項により消防機関の応援を要請した場合は、土木事務所を経由し、県水防本部へその旨報告するものとする。

- (1) 応援要請の要領に関する事
- (2) 応援隊の編成集合に関する事
- (3) 応援する資材の品目数量及びこれの輸送の方法に関する事
- (4) 経費の負担区分に関する事
- (5) 応援隊の任務分担、輸送、休養(宿泊)等に関する事
- (6) その他必要事項

## 第6節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、高知県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請にあたっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に要請をする旨を通知等行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

## 第7節 河川管理者の協力及び援助

### 1 河川管理者四国地方整備局長の協力事項

河川管理者四国地方整備局長は、自らが管理する物部川水系、仁淀川水系及び渡川水系において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- (5) 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と四国地方整備局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）
- (6) 水防活動状況の写真等の記録及び広報
- (7) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (8) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (9) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

### 2 河川管理者高知県知事の協力事項

河川管理者高知県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- (5) 災害発生時の状況により、河川管理者が行う応急対策及び支援の円滑な実施に資するため必要と認められた場合において、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

- (6) 水防活動状況の写真等の記録及び広報
- (7) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (8) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (9) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

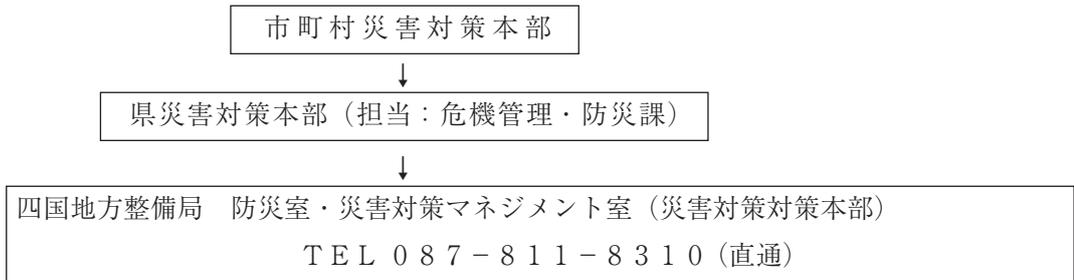
## 第8節 四国地方における国土交通省の応援

1 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ（以下「申し合わせ」という）による手続き

(1) 申し合わせ文書に関する手続き事務



(2) 第4条に係わる応援要請



- 1) 応援要請は、基本的には各市町村災害対策本部から県災害対策本部への連絡に始まり、県災害対策本部の判断により実施されますが、相互の連絡不能あるいは緊急を要する場合等は、県災害対策本部の自らの判断で四国地方整備局に要請できるものとする。
- 2) 四国地方整備局は、応援要請の内容により機器の保有基地に連絡し、要請場所へ搬送する。

2 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省四国地方整備局企画部長（以下「甲」という。）と徳島県県土整備部長、香川県土木部長、愛媛県土木部長、及び高知県土木部長（以下「乙」という。）は、四国地方における国土交通省所管施設等に災害が発生し又は発生のおそれがある場合の応援について次のとおり申し合わせを締結する。

（目 的）

第1条 四国地方における国土交通省所管施設等に災害が発生し又は発生のおそれがある場合、甲及び乙が連携することにより初動時の情報収集を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び被害の拡大や二次災害の防止を図ることを目的とする。

(応援内容)

第2条 応援内容は、次の業務の実施に係る災害対策用資器材の提供及び人員の応援に関するものとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

(被災状況等の連絡)

第3条 甲及び乙は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、相互に連絡するものとする。

- 2 甲及び乙は連絡体制を予め定めておくものとする。

(応援の要請)

第4条 四国地方の国土交通省所管施設等に災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて、乙は甲に対し応援要請を伝え、速やかに文書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の要請を受け、応援を行う場合は、乙に対し応援する旨を伝え、速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 甲は乙からの応援要請に対して、災害対策用資器材及び人員の配備状況を勘案し可能な応援を行うものとする。

(応援の要請ができない場合等の応援の実施)

第6条 災害が発生し、被災による連絡不能等のため乙より応援の要請がないが、特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合においては、甲は、自らの判断で応援を行うことができる。この場合連絡手段が復旧しだい速やかに乙に対しその旨を通知するとともに、文書にて応援内容を通知する。

(経費の負担)

第7条 第2条に規定する応援を行った場合の経費負担については下記のとおりとする。

**【甲が災害初動時に第2条(1)(2)の応援を行う場合】**

原則として甲の負担とする。また災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置している期間とする。

**【甲が災害初動時に第2条(3)(4)の応援を行う場合】**

原則として応援を受けた機関の負担とする。

ただし、第2条(3)の応援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。

- ① 災害種別が大規模自然災害である場合
- ② 被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない）
- ③ 広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
- ④ 国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
- ⑤ 甲が独自の判断で応援を行った場合

(平常時の連絡)

第8条 甲及び乙は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

2 甲の保有する災害対策用資器材の保有状況については、毎年乙に通知するとともに、変更が生じた場合はその都度通知するものとする。

(訓練等の実施)

第9条 乙は甲において実施する、災害対策用機械等の操作訓練等に参加し操作技術を習得するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めない事項は、甲及び乙はその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この申し合わせの有効期間平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、引き続き、この協定の有効期間を1年間延長したものとみなしその後もまた同様とする。

この申し合わせの証として本書5通を作成し捺印のうえ各自1通を保有する。

平成21年3月31日

甲 高松市サンポート3番33号  
四国地方整備局 企画部長 小池 剛

乙 徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県 県土整備部長 海野 修司

乙 高松市番町4丁目1番10号  
香川県 土木部長 久保 市郎

乙 松山市一番町4丁目4番地2号  
愛媛県 土木部長 井上 要

乙 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県 土木部長 石井 一生

機械	規格	機械番号	管理事務所	保管場所	地区名	
対策本部車	拡幅型	07-1871	土佐国道事務所	高知国道(出)	高知	
		25-4871	松山河川国道事務所	専用車庫(防災ステーション)	愛媛	
		29-4871	四国技術事務所	事務所	香川・徳島	
衛星通信車	トラック型	1331-08	土佐国道事務所	高知国道(出)	高知	
		4411-12	松山河川国道事務所	松山第一(出)	愛媛	
		1321-12	中村河川国道事務所	事務所	高知	
		1212-14	徳島河川国道事務所	専用車庫(蛇池川)	香川・徳島	
		4121-15	四国技術事務所	事務所	香川・徳島	
待機支援車	バス型(10人乗り)	06-1871	土佐国道事務所	佐川国道(出)	高知	
		08-1871	松山河川国道事務所	松山第一(出)	愛媛	
		09-1871	徳島河川国道事務所	池田国道(出)	香川・徳島	
		18-1871	土佐国道事務所	奈半利国道(出)	高知	
		19-4871	那賀川河川事務所	専用車庫(新辰巳水防倉庫)	香川・徳島	
	バス型(4床式)	19-1871	四国技術事務所	事務所	香川・徳島	
		R02-4871	中村河川国道事務所	山路車庫	高知	
		11-4872	徳島河川国道事務所	専用車庫(西村中島)	香川・徳島	
		12-1876	大洲河川国道事務所	大洲国道(出)	愛媛	
		R03-4877	四国技術事務所	事務所	香川・徳島	
照明車	2kw×6灯(ITV付床 <sup>レ</sup> 高さ:20.3m)	16-1876	徳島河川国道事務所	日和佐国道(出)	香川・徳島	
		16-4881	那賀川河川事務所	専用車庫(熊谷川)	香川・徳島	
		17-1876	徳島河川国道事務所	池田国道(出)	香川・徳島	
		17-1877	香川河川国道事務所	高松国道(出)	香川・徳島	
		17-1878	土佐国道事務所	奈半利国道(出)	高知	
		18-4881	徳島河川国道事務所	専用車庫(蛇池川)	香川・徳島	
		18-4882	中村河川国道事務所	事務所	高知	
		R05-4882	高知河川国道事務所	高知国道(出)	高知	
		R05-4883	大洲河川国道事務所	専用車庫(防災ステーション)	愛媛	
		18-1876	松山河川国道事務所	西条国道(出)	愛媛	
		18-1877	四国技術事務所	事務所	香川・徳島	
		R05-4884	大洲河川国道事務所	専用車庫(防災ステーション)	愛媛	
		19-4882	中村河川国道事務所	山路車庫	高知	
		R05-4885	高知河川国道事務所	専用車庫(波介川)	高知	
		R02-4883	高知河川国道事務所	高知国道(出)	高知	
		19-1876	土佐国道事務所	佐川国道(出)	高知	
		20-4881	徳島河川国道事務所	専用車庫(飯尾川)	香川・徳島	
	21-4881	中村河川国道事務所	事務所	高知		
	21-4882	香川河川国道事務所	普通寺国道(出)	香川・徳島		
	21-4883	松山河川国道事務所	森松橋車庫	愛媛		
	24-4881	中村河川国道事務所	事務所	高知		
	25-4881	徳島河川国道事務所	専用車庫(舞中島)	香川・徳島		
	25-4882	那賀川河川事務所	専用車庫(辰巳水防倉庫)	香川・徳島		
	26-1876	土佐国道事務所	高知国道(出)	高知		
	27-1876	松山河川国道事務所	松山第一(出)	愛媛		
	R03-1876	大洲河川国道事務所	専用車庫(防災ステーション)	愛媛		
	1.2kw×6灯(LED)	R02-4884	中村河川国道事務所	川家川排水機場車庫	高知	
		R02-4885	中村河川国道事務所	事務所	高知	
		28-1873	土佐国道事務所	中土佐IC(資材置場)	高知	
		R02-1873	香川河川国道事務所	高松国道(出)	香川・徳島	
		13-1871	徳島河川国道事務所	日和佐道路(資材置場)	徳島	
		27-1871	松山河川国道事務所	松山第一(出)	愛媛	
	標識車	自走式 LED昇降式	27-1803	中村河川国道事務所	中村国道出張所	高知
23-4892			大洲河川国道事務所	専用車庫(防災ステーション)	愛媛	
LED標識装置	車載式	24-4891	高知河川国道事務所	雨の谷排水機場	高知	
排水ポンプ車	30(15) m <sup>3</sup> /min軽量水中ポンプ	24-4892	四国技術事務所	事務所	香川・徳島	
		25-4891	那賀川河川事務所	専用車庫(辰巳水防倉庫)	香川・徳島	
		25-4892	大洲河川国道事務所	柿早車庫	愛媛	
		25-4893	高知河川国道事務所	高知国道(出)	高知	
		25-4894	中村河川国道事務所	川家川排水機場車庫	高知	
		30-4891	高知河川国道事務所	高知国道(出)	高知	
		R01-4891	中村河川国道事務所	事務所	高知	
		18-4891	香川河川国道事務所	普通寺(出)	香川・徳島	
		19-4892	高知河川国道事務所	専用車庫(波介川)	高知	
	30m <sup>3</sup> /min軽量水中モータポンプ	20-4891	大洲河川国道事務所	柿早車庫	愛媛	
		20-4892	大洲河川国道事務所	専用車庫(防災ステーション)	愛媛	
		20-4893	高知河川国道事務所	南国国道(出)	高知	
		20-4894	中村河川国道事務所	事務所	高知	
		21-4891	徳島河川国道事務所	専用車庫(百石須)	香川・徳島	
		21-4892	四国技術事務所	事務所	香川・徳島	
		21-4893	那賀川河川事務所	大野水防倉庫	香川・徳島	
		21-4894	香川河川国道事務所	普通寺国道(出)	香川・徳島	
		21-4895	松山河川国道事務所	専用車庫(防災ステーション)	愛媛	
	60(30) m <sup>3</sup> /min軽量水中ポンプ 高揚程	23-4891	徳島河川国道事務所	専用車庫(舞中島)	香川・徳島	
		25-4895	中村河川国道事務所	事務所	高知	
		27-4891	徳島河川国道事務所	専用車庫(西村中島)	香川・徳島	
		R02-4897	高知河川国道事務所	高知南国道路雪水防災倉庫	高知	
		R02-4898	中村河川国道事務所	事務所	高知	
		R02-4891	徳島河川国道事務所	専用車庫(飯尾川)	徳島	
		R02-4892	徳島河川国道事務所	専用車庫(蛇池川)	徳島	
		R02-4893	徳島河川国道事務所	蛇池排水機場	徳島	
		R02-4894	徳島河川国道事務所	専用車庫(飯尾川)	徳島	
R02-4895		那賀川河川事務所	熊谷川排水機場	徳島		
05-4870		四国技術事務所	事務所	香川・徳島		
橋梁点検車		バケット式	R03-1877	四国技術事務所	事務所	四国
			27-1811	四国技術事務所	事務所	四国
応急組立橋		トラス2車線 40m	47-1430	香川河川国道事務所	普通寺(出)	香川・徳島
		トラス1車線 30m	05-1890	松山河川国道事務所	牛洲高架橋下、松山第一(出)	愛媛
	トラス1車線 40m	08-1872	土佐国道事務所	南国国道(出)	高知	
	トラス2車線 50m	1213-24	徳島河川国道事務所	牟岐(資材置場)	徳島	
簡易遠隔装置操縦装置	バックホウ用	1321-24	中村河川国道事務所	事務所	高知	
		R03-4881	中村河川国道事務所	事務所	高知	
バックホウ	後方超小型旋回型	13-1881	四国技術事務所	事務所	四国	
	分解型 遠隔操縦式	23-4881	四国技術事務所	事務所	四国	

## 第6章 水防費用と公用負担

### 第1節 費用負担

水防管理団体が、その管轄区域の水防に要する経費は、当該水防団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める。

### 第2節 公用負担

#### 1 公用負担権限

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防のため必要があるときは、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木、その他の資材の収用
- (4) 車輛その他の運搬具又は器具の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記の(3)を除く権限を行使することができる。

#### 2 公用負担権限委任証

法第28条により公用負担の権限を行使するものは水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携帯し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあたっては、第2章第3節に規定する水防活動委任証をもって公費負担権限委任証に代えることとする。

公用負担権限委任証	
〇〇〇水防団	〇〇部長
氏	名
上記のものに	区域における水防法第28条第2項の権限を委任
したことを証明する。	
年	月 日
	水防管理者
	氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

### 3 公用負担命令書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成してその1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書					
第	号				
	種		員		
	類		数		
	使		取		
	用		用		
			処		
			分		
	年		月		
			日		
				水防管理者	氏 名
				事務取扱者	氏 名
					印
				殿	

### 4 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては当該管理団体は時価によりその補償をしなければならない。

## 第7章 水防訓練

### 1 県の役割

県は、指定水防管理団体の行う水防訓練に協力し、水防工法の解説・指導を行い、水防訓練が効果あるよう努めなければならない。

### 2 指定水防管理団体の取り組み

#### (1) 水防訓練実施要領

指定水防管理団体の水防訓練は、次の項目について十分訓練を行うよう水防計画に定めるものとし、できれば一般住民の参加を求め、水防思想の高揚に努めるものとする。

なお、水防訓練の実施にあたっては、県の水防担当職員の指導を努めて受けること。

ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）

イ 通報（水防団、消防団の動員、居住者の応援）

ウ 輸送（資材、器材、人員）

エ 工法（各消防工法）

オ 樋門（角落としの操作）

カ 避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）

#### (2) 水防訓練の実施時期

① 指定水防管理団体の水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、毎年1回以上単独又は関係機関との連合あるいは合同で実施するものとする。

② 非指定の水防管理団体においても前項に準じて実施するよう努めるものとする。

## 第8章 水防管理団体の水防計画の基準

### 1 水防計画作成要領

- (1) 指定水防管理団体は、水防計画（具体的実施計画）を高知県水防計画に準じて作成し、知事に届け出をしなければならない。また、その水防計画を変更したときはその都度届け出をしなければならない。  
非指定水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて水防計画を作成し、所轄の土木事務所に提出しておくものとする。
- (2) 水防計画の作成については、水防協議会（これに準ずるものを含む）において各種の事態を想定してできる限り具体的に作成し、これを住民に周知徹底するよう努めるものとする。

### 2 水防計画作成基準

水防管理団体が水防の目的を完全に達成するため組織の整備、資器材、特に通信施設の充実、通信連絡方法の合理的な運営を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に計画を定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。

- (1) 水防本部の設置・組織
- (2) 水防団分担区域及び動員計画
- (3) 水防警報、水防に関する指示命令の受領伝達の方法及び責任者
- (4) 警察、消防その他の関係機関との連絡及び応援計画並びに応援の場合の責任分担
- (5) 水防資材、設備等の整備、備蓄並びにその運用計画
- (6) 避難計画
- (7) 訓練計画

### 3 留意すべき事項

- (1) 危険個所の把握及び被害想定  
水防計画は実際活動に適合し得るように現地に即したものでなければならない。従って、計画の策定にあたっては、危険個所の把握並びに被害想定が極めて重要な要素となるので、的確に把握する必要がある。
- (2) 関係機関との応（受）援体制の確立  
複雑な行政組織の中にあってもその地域に起こり得る災害の事態に対処できるよう常に関係機関との間に物的、人的応（受）援体制を周到に検討し確立しておくこと。
- (3) 避難計画  
次の事項において留意検討する必要がある。
  - ア 立ち退き指示の時期（時期の基準）
  - イ 指示の方法及び避難の範囲
  - ウ 伝達担当者及び避難誘導の責任者、場所、経路
  - エ 水防管理者、警察、知事の立ち退き指示に関する調整
  - オ 水防管理者との立ち退き避難の指示権の委任
  - カ 現場指揮体制の確立

## 第9章 諸用語

### 1 水防用語

水防に関する用語を次に示す。

ただし、被災状況の表現には注意が必要である。

#### (例) 堤防決壊

堤防の全部または一部の破損を意味する用語で侵食やのり崩れも決壊に含まれる。単に堤防決壊という表現では、堤防の全部が決壊し、破堤・氾濫している状態と混同されやすいので、具体的に裏のり崩れ、漏水、破堤・氾濫などの言葉を用いることが望ましい。

#### (1) 河川

ア 亀裂 堤防に亀裂を生じること。

イ 決壊 堤防が崩壊し、水が堤防から流れ出すこと。

ウ 越水 堤防を超えて、水があふれ出すこと。

エ 溢水 堤防のない護岸などから、水があふれ出ること。

オ 洗堀 激しい川の流れなどにより、堤防の土が削りとられること。

カ 漏水 河川の水位が上がることにより、その水圧で堤防や地盤の中に水みちができて、川の水が漏れること。

キ 法崩れ 雨の浸透や川の流れなどにより、堤防の斜面が崩れること。

#### (2) 海岸

ア 亀裂 堤防に亀裂を生じること。

イ 決壊 高波等により堤防が壊れて崩れること。(破堤)

ウ 越波 堤防よりも高い波が来た場合に、海水が陸側へ流入すること。

#### (3) 道路

ア 路側欠壊 道路の側面が欠けること。

イ 路面流出 道路の表面がデコボコになること。

ウ 崩土 道路に土砂が崩れること。

エ 落石 風化などにより不安定になった岩塊や石が斜面から転落すること。

#### (4) 砂防

ア 土石流 山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流されるもの。

イ 地すべり 斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下方に移動する現象。

ウ がけ崩れ 地中にしみ込んだ水分により斜面が不安定になり、雨や地震などの影響によって急激に崩れ落ちること。

# 第10章 水防工法

## 1 概 説

水防工法は、資器材の入手が容易であり、出水緊急時の暗夜暴風雨の中においても、迅速確実に実施が可能であり、より効果のあがるものでなければならない。

また、水防従事者は、平常から河川の状態を良く把握しておくほか、資器材、労力の確保をはかる一方、水防演習を行なって工法を習熟しておくことが大切である。

なお、洪水時において堤防に異常の起る時期は滞水時間にもよるが大体水位の最大の時又は、その前後である。然し、法崩れ陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水の3/4位に減少した時が最も危険）から洪水最盛期を過ぎても完全に流過するまでは警戒を解いてはならない。

次にこれらの工法の概要を記す。

水 防 工 法 一 覧 表

現象	工 法	工法の概略説明	おもに使用される箇所河川	主要材料	摘 要
越 水	積み土のう工	堤防天ばに土のうを何段かに積み重ねる。	一般河川	土のう、杭または竹	
	せき板工 (その1)	堤防天ばに杭を打ち、せき板を当てる。	都市局辺河川	杭、板、くぎ	
	〃 (その2)	同 上	同上(木材の得にくいところ)	鉄パイプ、鉄板、防水シート	
	じゃかご 積み土	堤防天ばに土のうの代わりにじゃかごを積む。	急流河川	じゃかご、詰石、防水シート	
	連結水のう	堤防天ばに土のうの代わりにビニロン帆布連結水のう(水マット)を置く。	都市周辺河川(土砂、土のう、杭、板の人手困難なところ)	帆布製水のう、鉄パイプ、ポンプ	
	裏むしろ(シート)張り工	堤防裏のり面をむしろ(シート)で被覆する。	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、かご、竹、土のう、シート	応急越流堤工

現象	工法	工法の概略説明	おもに使用される箇所河川	主要材料	摘要	
漏水	川表	詰め土のう工	川表の漏水口に土のうを詰める。	構造物などのあるところ、水深のあまり深くないところ	土のう、縄、むしろ、杭、竹	
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る。	水深のあまり深くないところ	竹、縄、土のうむしろ	
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る。	漏水面の広いところ、水深の浅いところ	むしろ、縄、竹、杭、土のう	
		たたみ(シート)張り工	川表の漏水面にたたみ(シート)を張る。	水深のあまり深くないところ	古たたみ、杭、土のう、縄、シート	
	川裏	かま段工	裏小段、裏のり先平地に円形に積み土のうする。	一般河川	土のう、むしろ、杭または竹、樋	
		水マット式かま段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水のうを積み上げる。	同上(土砂、土のうの入手困難なところ)	帆布製、中空水のう、鉄パイプ樋、ポンプ	
		鉄板式かま段工	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。	一般河川	鉄板、土のう、樋、杭または鉄パイプ	
		月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるように、欠円形に積み土のうする。	同上	土のう、むしろ、杭または竹、樋	
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるように、ビニロン帆布製水のうを組み立てる。	同上	帆布製水のう、杭、土のう、樋	
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろをならべる。	同上(漏水量の少ないところ)	むしろ、丸太または竹	
	たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたる又はおけを置く。	一般河川	たるまたはおけ、むしろまたはシート、土のう		
	洗掘	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、たたみ(シート)張り工	漏水対策と同じ。	比較的緩流河川	漏水対策と同じ	
		木流し工	樹木に重り土のうをつけて流し被覆する。(竹を使うこともある。)	急流河川	立木、土のう、縄、鉄線、杭	
立てかご工		表のり面にじゃかごを立てて被覆する。	砂利質堤防、急流河川	じゃかご、詰石、杭、鉄線		
すて土のう工		土のうを表のり面決壊箇所に投入する。	比較的急流河川	土のう、竹		

現象	工法	工法の概略説明	おもに使用される箇所河川	主要材料	摘要	
洗掘	すて石工	大きな石または石のうなどを投入する。	急流河川	石、石のう		
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけ、のり面を被覆する。	緩流河川	杭、竹、縄、土のう		
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川石、牛杵、追牛、鳥脚、猪の子等を投入する。	急流河川、かなり河幅の広い河川	杵工材		
	築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる。	凸側堤防、他の工法と併用	杭丸太、鉄線土のう	表のり崩れの断面補充に用いる。	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面にたおし被覆する。	比較的緩流河川	杭、竹、かや、よし、縄、土のう		
き裂	天端く川裏法面	折り返し工	天ばのき裂をはさんで両肩附近に竹を突きさし折り曲げて連結する。	粘土質堤防	竹、土のう、縄	
		杭打ち継ぎ工	天ばのき裂を竹の代わりに杭を用い鉄線でつなぐ。	砂質堤防	杭、鉄線、	
		控え取り工	き裂が天ばから裏のりにかかるもので折り返し工と同様に行なう。	粘土質堤防	竹、土のう、縄	
		継ぎ縫い工	同上現象のとき、杭をき裂の両端に打ち竹で連結し土のうでおさえる。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう	
		ネット張りき裂防止工法	同上の現象で竹のかわりに金網を用いる。	同上	杭、金網、土のう	
崩壊	川裏	五徳縫い工(その1)	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	竹、縄、土のう	
		”(その2)	裏のり面のき裂をはさんで杭を打ちロープで引き寄せる。	同上	杭、ロープ、土のう	
		竹刺し工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面が滑らないように竹を深く刺す。	同上	竹、土のう	

現象	工法	工法の概略説明	おもに使用される箇所河川	主要材料	摘要	
崩壊	川裏	力杭打ち工	裏のり面附近に大きな杭をならべる。	粘土質堤防の滑り面に沿い滑動するヶ所	杭または竹	
		かご止め工	裏のりにひし形になるよう杭を打ち、竹または鉄線で縫う。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう	
		立てかご工	裏のり面にじゃかごを立て被覆する。	砂利質堤防急流河川	じゃかご、詰石杭	川表にも用いる。
		杭打ち積み土のう工	裏のり面に杭を打ちならべ中詰めに土のうを入れる。	砂質堤防	杭、布木、土のう、鉄線	
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に張り上げる。	一般堤防	土のう、竹または杭	
		つなぎ杭打ち工	裏のり面に杭を打ちならべ連結して中詰めに土のうを入れる。	同上	杭、土のう、鉄線	
		さくかき詰め土のう工	杭を数列のりの上下に打ちならべこれを連結して中詰め土のうを入れる。	同上	杭、丸太、鉄線土のう	

## 2 使用材料

水防資材は、いつでも入手でき、加工が簡単で、かつ流水に対して強靱であり施工しやすいものでなければならない。

### 解説

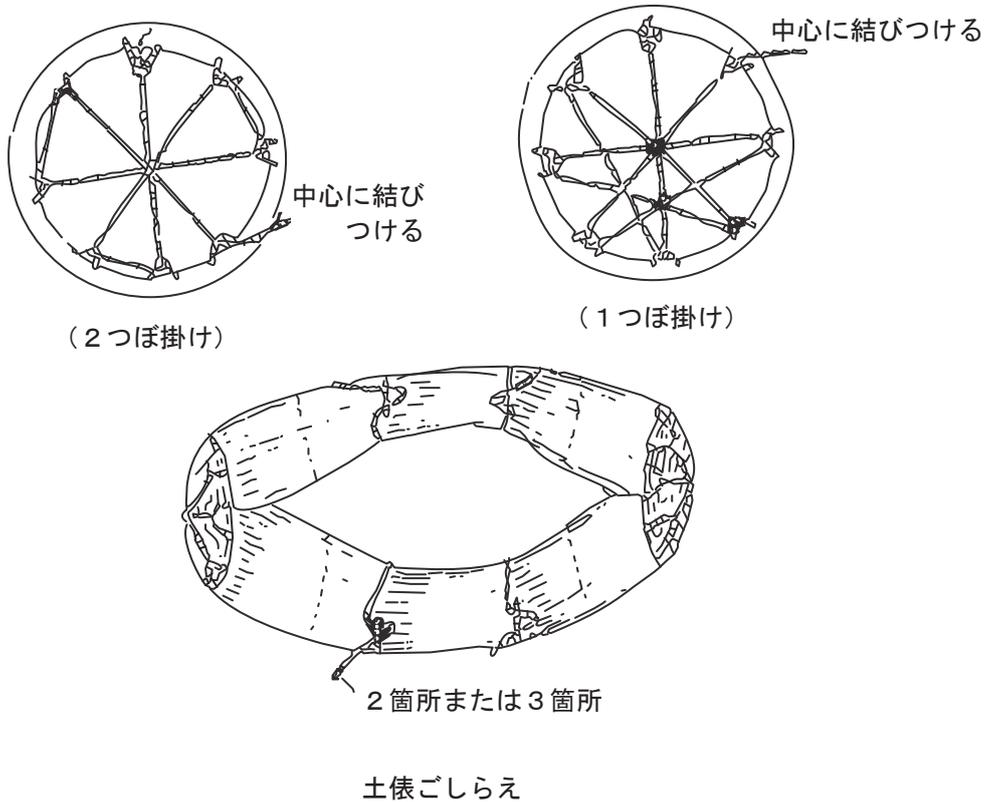
従来の自然の材料を主体とした水防工法も沿川の都市化に伴う耕地や山地等の減少ならびに農業形態の変化によるわら製品の減少により土俵、むしろ、縄および竹木等の入手が次第に困難となっている。また、水防団員の確保も困難となりつつある現在、水防工法の省力化、機械化、近代資材の活用を考えなければならない。旧来の土俵、むしろ、縄、竹木等に変わる主材料として塩化ビニール系統の土のう、シート、合成繊維ロープ、鉄パイプ、鉄線などが考えられる。これらは、備蓄が可能であり、しかも事前に加工できる利点があり省力化の面でも見直さなければならない材料である。

### 3 準備工法

#### (1) 土俵ごしらえ

空俵の両端にさん俵をあて、良質の土または砂利等をつめ胴を2～3箇所縄で二重まわしに締めくくる。土俵は、重さ50kg程度に詰めるのを標準とする。

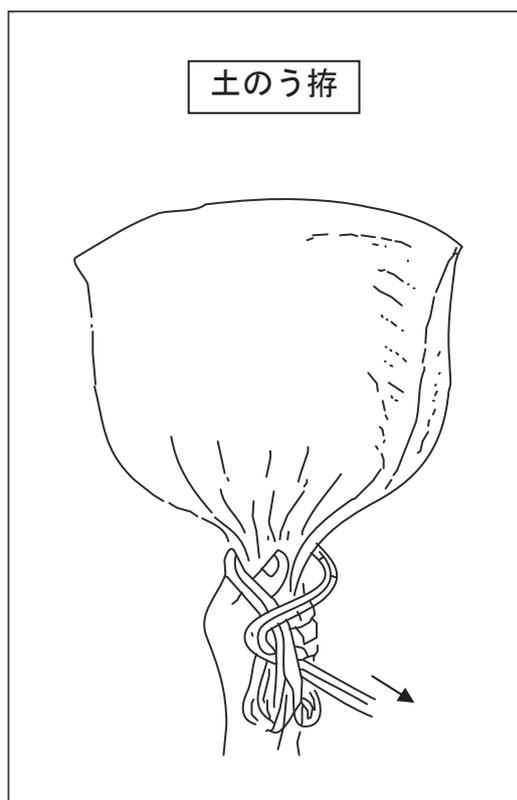
水防において、土俵は、ほとんどの工法に用いられ、土俵羽口または積み土俵などを施すときは、ばく大な数量を必要とする。従って、土俵ごしらえの速さと出来ばえはその工事の成否を左右するから、取り扱いについては、平常より訓練することが大切である。空俵は、さん俵を図のようにあててこしらえるが、さん俵が不足したときは、空俵を縦に四つ切りとして一つに結んで代用し、1つぼ掛けまたは2つぼ掛けにこしらえる。次に、俵の腹のかまで縦に切り開き図のようにくくり、縄を取り付ける。縄の長さは、二つ折りにして土俵を2重にまわせるように約3.6mぐらいにする。縄をそろえて切るには、一筋の所要の長さの半分の間隔に小杭2本を打ち、これに縄を巻きその一端を切断すれば能率的である。締めくくり縄の端を胴縄によくねじこむか、角結びに作成する。



(2) 土のうごしらえ

土のうに、土砂または砂を詰め、口についたひもで縛った後、縄、ビニールひも等で胴を2～3箇所2重まわしに締めくくる。

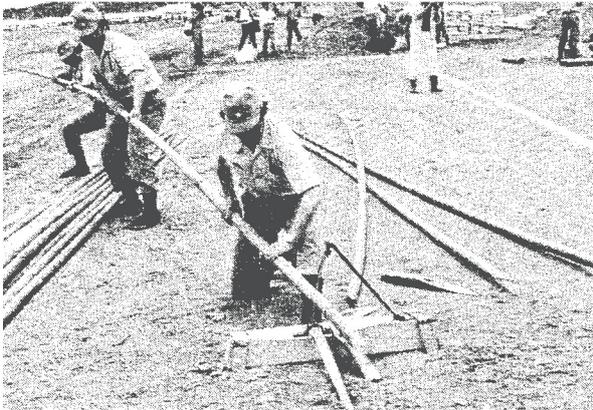
最近では土俵の入手が難しく、土俵に代わり塩化ビニール製の土のうを使用することが多い。土のうは、軽量でかさ張らず大量の備蓄が可能で土俵に比べてそのこしらえは迅速、確実にできる利点があり、重さは約30kg同程度である。



土のう拵え数量表（1組当たり10袋）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
2人	土のう	ひも付き	袋	10	スコップ	丁	1	

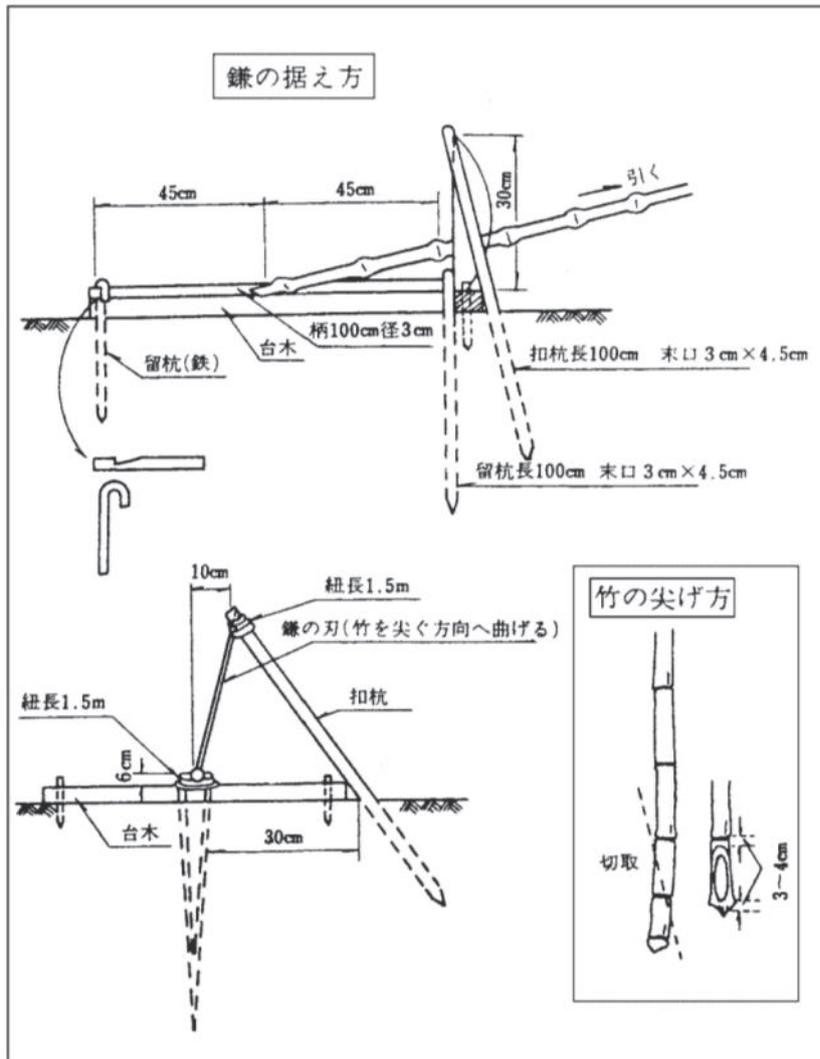
(3) 竹尖げ、杭拵え



(竹尖げ)

竹尖げの用途：五徳縫い、折返し、控取り、杭用等。

尖げ方：竹の径の五倍くらいのあいだを片のめにそぎ、先端には割れを防ぐため節を残す。竹尖げ専用の鎌を台木に取り付け、枕木を地上に打って台木を固定し、1人が鎌に接して、折敷の姿勢をとり他の2人が後から引く。竹をおさえる位置は竹の元から45cm位の所で竹の節を鎌の刃につけ、竹の巾だけ内にして引けば30cm位に尖がる。

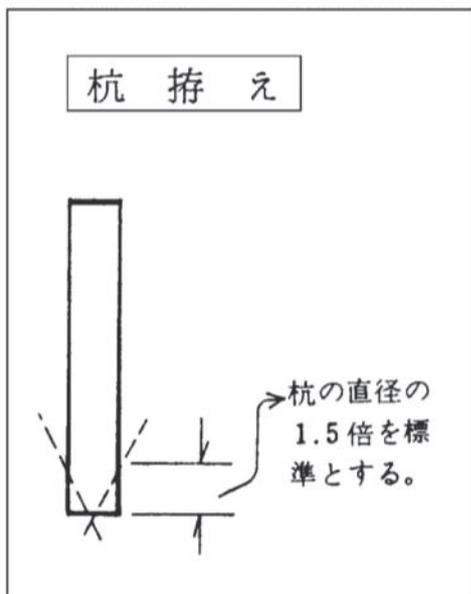


鎌の据え方の要点

- ア 鎌の元の縛り方は麻紐の両端を余して3回廻し、紙の両端で柄を1回宛巻いていぼ結びに締め付ける。
- イ 鎌の先の縛り方は麻紐を鎌の先の穴に通し2つ折にして3回廻し、つつみをかけて、いぼ結びに締め付ける。
- ウ 竹尖げの所要時間は15分で20本を標準とする。

竹尖げ数量表(1組当たり15本)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
3人	竹	目通周 18cm 末延	本	15	鎌	丁	1	



杭拵え数量表(1組当たり10本)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
2人	杭	末口9cm 長1.2m	本	10	ナタ	丁	1	

## 4 越水対策工法

当工法には、直接工法と間接工法がある。

- (1) 直接工法として、積み土のう、せき板工、じゃご積み、たたみを立てて用いる方法、戸板を用いる方法また連結水のう工法（水マット）があり手もとや身近にある材料で堤防の高さの低いのを応急的にかさあげする方法。
- (2) 間接工法としては、越水のおそれがあるとき、または越水が始まったとき、裏のり面、裏のり先を保護するため、むしろ、ビニール等で覆う裏むしろ張り工である。

### 解 説

- (1) 越水の区間が長く越水の高さによっては、敏速に作業を行っても時間的に防止しがたいので、かかるおそれのある区域は堤防を出水期前によく調査し、あらかじめ天端を積み土のうその他の工法である程度のかさ上げを施し、出水中でも量水標のあるところは水位と堤防天端の差を調べる。なお、巡視中要所要所をポール等により水位差を測る注意が必要である。堤防の全延長にわたって越水する可能性のある場合は、土のうを長手に一段積みでも良いから全延長に行なうように努める。また、堤防の高さが均等な場合は、下流側よりも上流側を、耕地沿いよりも部落沿いの堤防をまず強化する。橋梁に流木や塵埃のかかった場合は、とび口のようなものでこれを取り除き、水位のせき上げを防ぐなど当工法の施行に先立ち十分心がけるべきである。
- (2) 越水が始まった場合に、裏のり面に電柱があったり、杭が打ってあったりすると、その根もとから洗掘され、また堤脚の近くに水路があるとのり先決壊のおそれが他の箇所より大きいので、平常の管理が大切であると同時に洪水時に注意を要し、間接工法についての準備をあらかじめ考えるべきである。

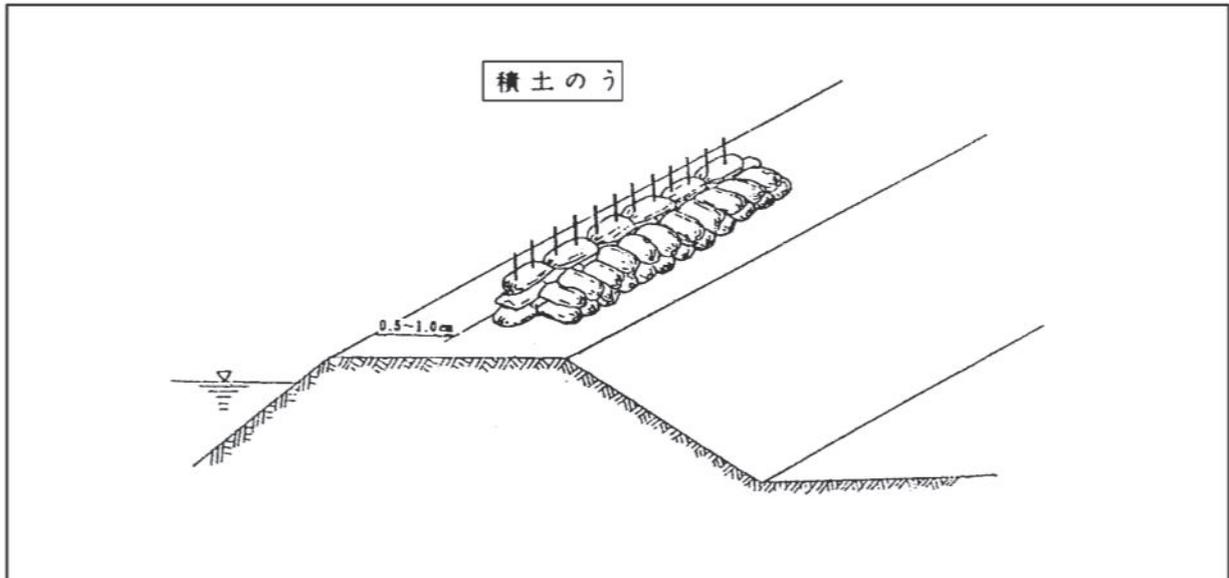
### 直接工法

#### (1) 積み土のう

増水がはなはだしく堤防天ばより越水するおそれがある場合に、堤防の欠け込みを考直して天ばの表のり肩より0.5～1.0 m位後退して土のうを水深に応じ1～3段積みにする工法である。

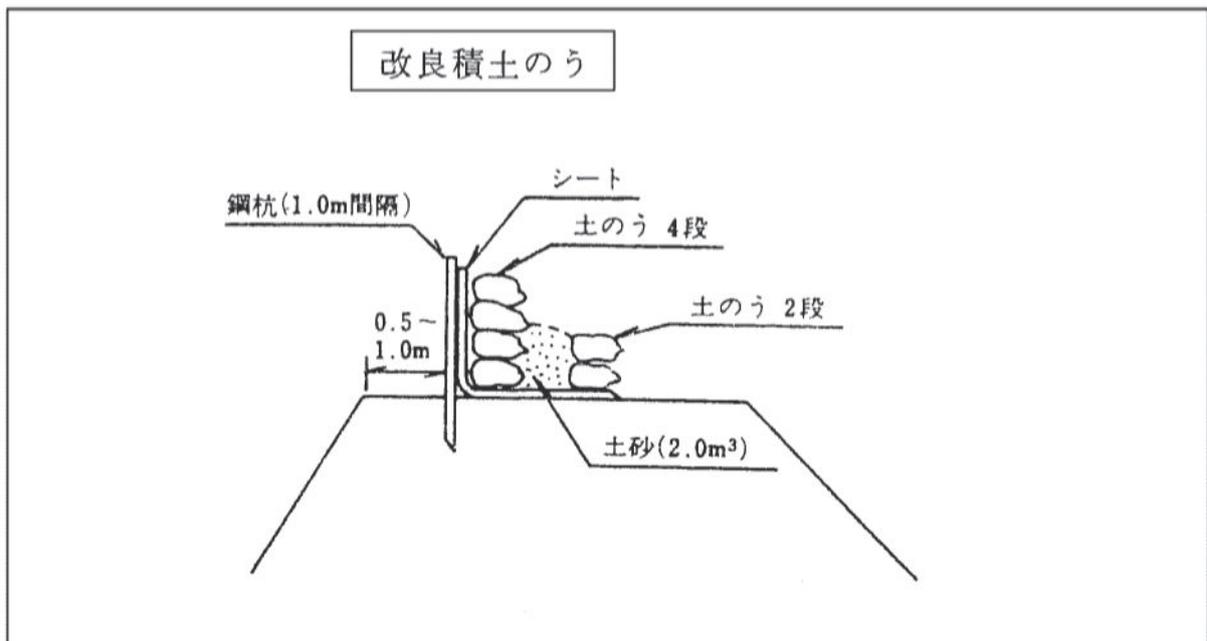
1段積みの高さは25～30 cm、2段積みの高さは50 cm程度、3段積みは80 cm位である。

1段積みの場合は長手あるいは小口ならべとし、2段積みの場合は下段を長手にし2列に継目をそろえないようにならべ、その上に小口1俵ならべとするか、あるいは上段も長手にする。また、前列を長手2段にいても継ぎを避けて積み、控えを小口1俵ならべとし、前列の土俵1俵に対し竹を2本ずつ刺しじゃばら縫いにするかまたは竹の代わりに杭打ちをする。3段積みは、前面長手3段にいても継ぎを避けて積み、裏手に控えとして小口2段積みをする。この場合、前面3段は木杭または竹で土のう1袋に2本の割で刺し、竹はじゃばら縫いを行なうかあるいは3.2.1積みと称して長手のみ段積み施工する。特に注意を要する点は、土のうと土のうの継目、すき間には粘土または粘質土を十分詰めてよく踏み固め漏水を防止するとともに、流水または波浪により、てん充土が洗い出されないように施すべきである。てん充土がない場合は、防水シートで覆うことにより水密性が得られる。また、堤防天端が舗装されている箇所においては、杭打ちが困難なためドリル等の機械ならびに工具等の準備をしなければならない。



積土のう数量表(1組当たり)10m 当たり

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
20人	土のう		袋	140	掛 矢	丁	2	前3段、後2段
	鋼 杭	長 1.2 m $\phi$ 16 mm	本	40	スコップ	〃	4	1袋当たり2本使用
	土 砂		m <sup>3</sup>	2	モ ッ コ	組	3	



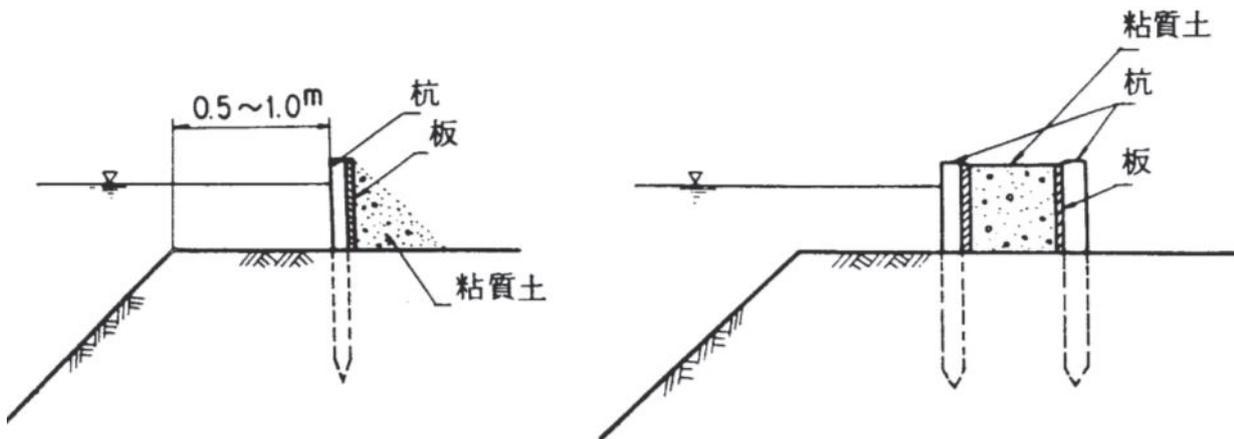
数量表(1組当たり)10m 当たり

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
20人	シート	長さ10m 巾2.0m	枚	1	掛 矢	丁	2	前3段 後2段
	鋼 杭	長さ1.2m $\phi 16^m$	本	11	スコップ	//	4	
	土のう		袋	140	モ ッ コ	組	3	
	土 砂		m <sup>3</sup>	2				

(2) せき板工 (その1)

杭をとおりよく打ち込み、その前面に板をくぎ付けして越水を防止するか、または杭を2列に打ちその両内側に板をくぎ付けし、板の間に土砂をてん充する工法である。

当工法は、依、多量の土砂が入手困難な地域で、板の入手が容易な市街地等に適し、板の厚さに応じ杭を適当な間隔に打ち込み、その後杭に板をくぎ付けし、漏水を防ぐため板の後面に粘土または土砂を置き十分踏み固める。滞水時間の長い河川において時間的に余裕のある場合、杭を2列に打ち内側に留め板を打ち付け、粘土および土砂をてん充する方法は相当な効果がある。杭の末口、打ち込み長さおよびてん充土砂の厚さはせき板の高さに応じて決めなければならない。

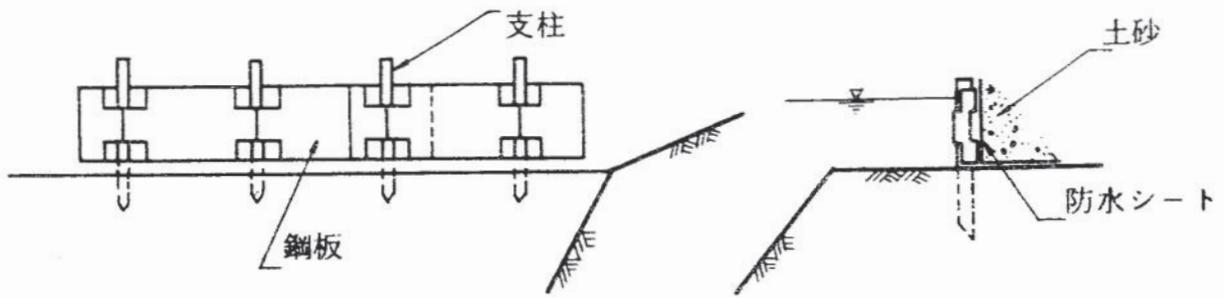


(3) せき板工 (その2)

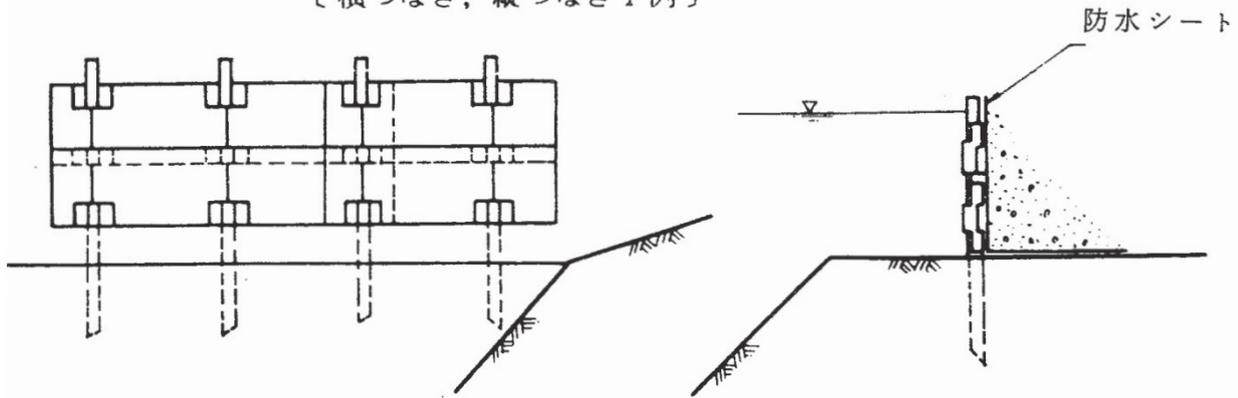
鉄製支柱を通りよく打ち込み、これに加工された鋼板を通して越水を防止するか、または支柱を2列に並設して打ち込み、支柱間に針金等で控えをとり中間に上砂をてん充する工法である。

当工法は、多量の土砂、板、杭等の入手が困難な市街地に適し、軽量でかさばらず耐久性に富み長期の水防資材としての備蓄が可能である。作業は、鋼板に支柱をとおして打ち込む簡単な工法であるから、現場作業が迅速にできる。また、水平継ぎ、重ね継ぎも容易にでき延長、高さが自由にとれる。

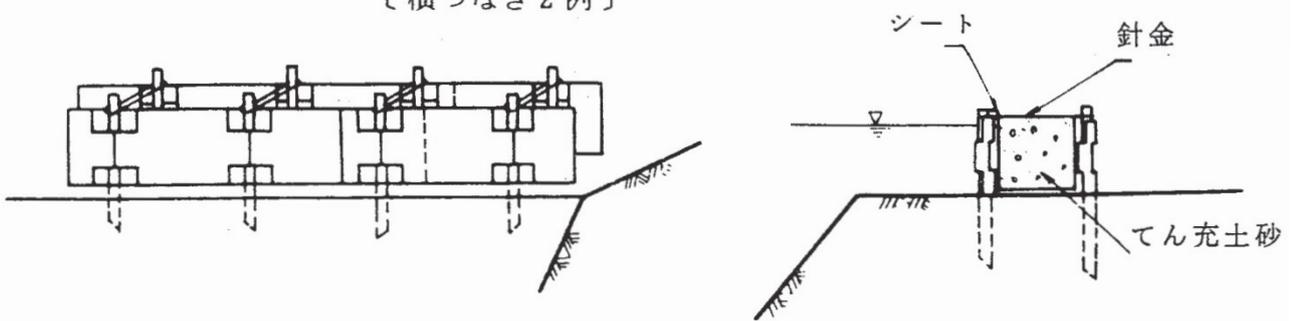
〔横つなぎ1例〕



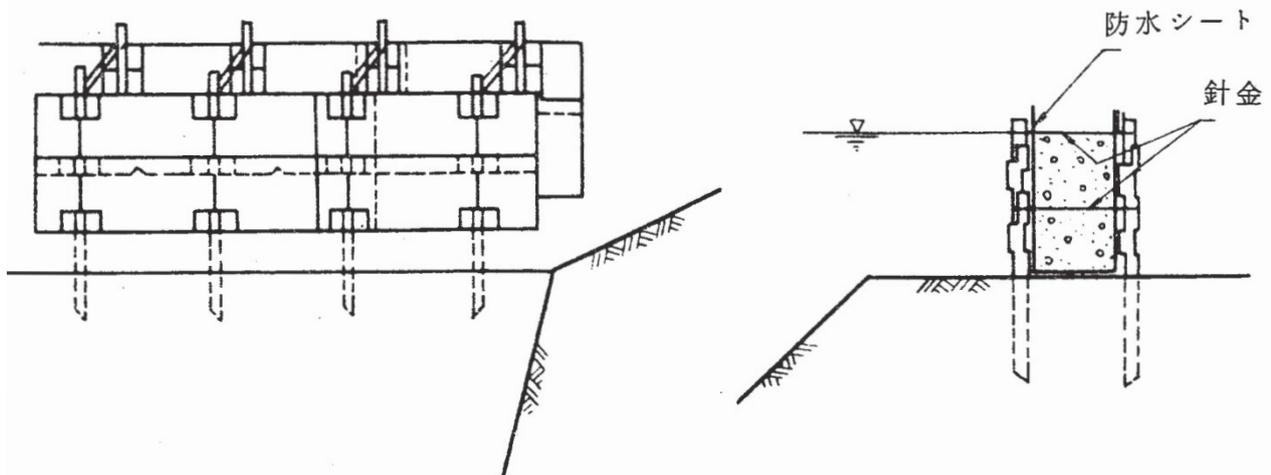
〔横つなぎ、縦つなぎ1例〕



〔横つなぎ2例〕



〔横つなぎ、縦つなぎ2列〕

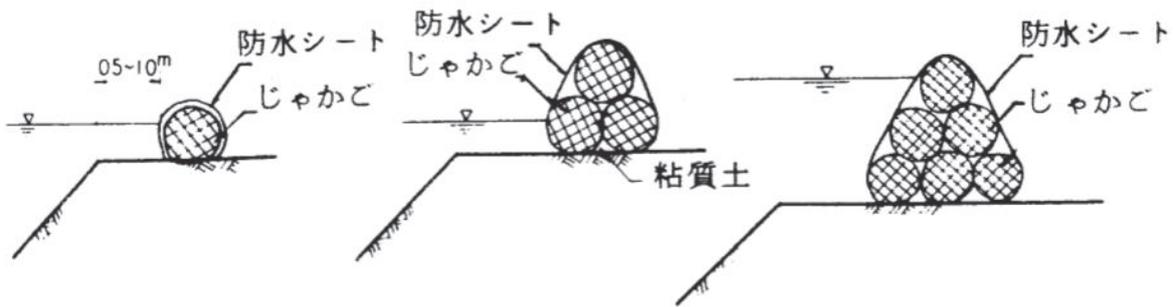


(4) ジャかご積み工

玉石等の採取が容易にでき場所で滞水時間の比較的短い急流部に使用されるもので、堤防の表肩より欠け込みを考慮して0.5～1.0 m位後退して積み越水を防止する。

当工法に用いられる竹・鉄線ジャかごの径は、45 cm程度で1段、2段(2.1積み)、3段(3.2.1積み)に重ね漏水を防ぐためむしろ前面に挿入する。

最近では、竹ジャかごより鉄線ジャかごが使用されることが多く、これを利用する場合水密性を得るためにジャかごとジャかごの間に粘質土をてん充したり、防水シートで覆う。

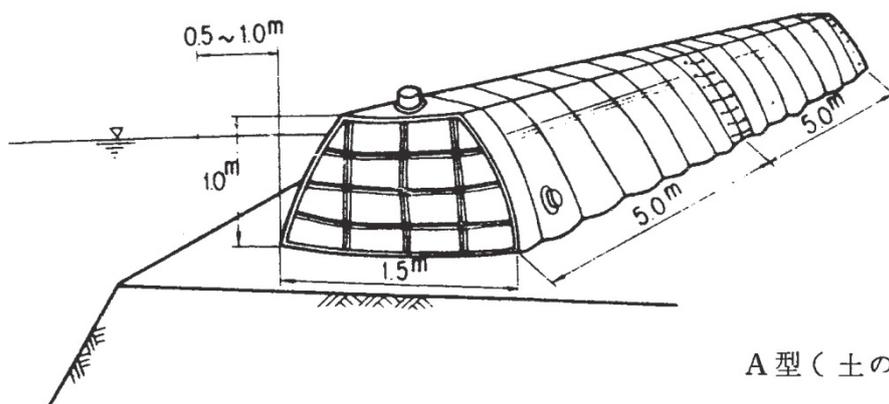


(5) 連結水のう (水マット)

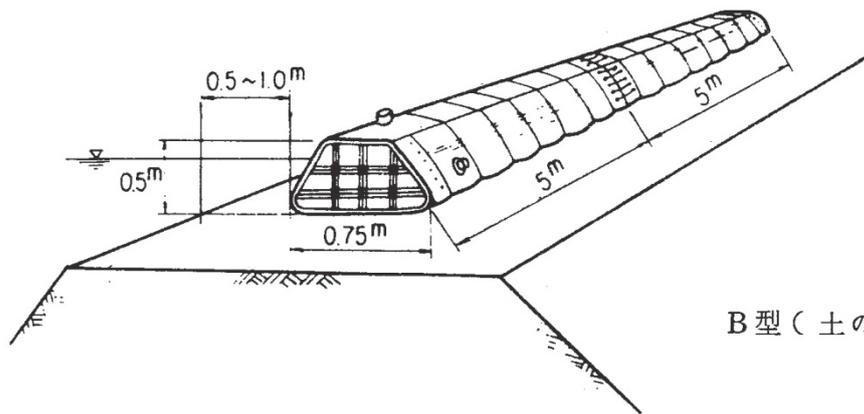
ビニロン帆布製水のうを天ばに置きみず水を注入して堤防状にし越水を防ぐ工法である。流水による堤防天ばの欠け込みを考慮して表肩より0.5～1.0 m後退して設置する。

当工法は、土砂、俵、板、杭等の主材料の入手が困難な都市部および水防団員確保の困難な地域等に適する。

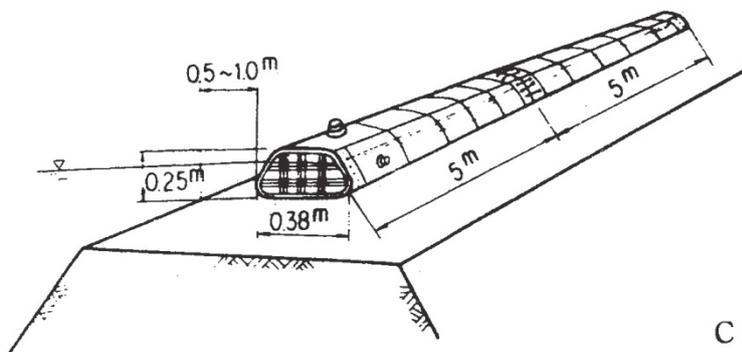
帆布製水のうをたるみなくのばし排水口を漏水のないよう固く縛る。2袋以上連結する場合は注水前に連結しておく、連結部は凹部と凸部が密着するように上下四辺にあるフックを組み合わせ、縫い合わせる。ポンプにより注水し、注水が終わると台形断面の堤防形ができる。施工箇所の接地面に凹凸がある場合は、なるべく平坦にし設置面が粘土質で連結水のうが移動する恐れがある場合は、両側上下にあるテープ輪に鉄パイプ杭をとおして土に打ち込む。



A型(土のう 6段積み)に相当)



B型(土のう3段積みに相当)



C型(土のう1~2段積みに相当)

## 間接工法

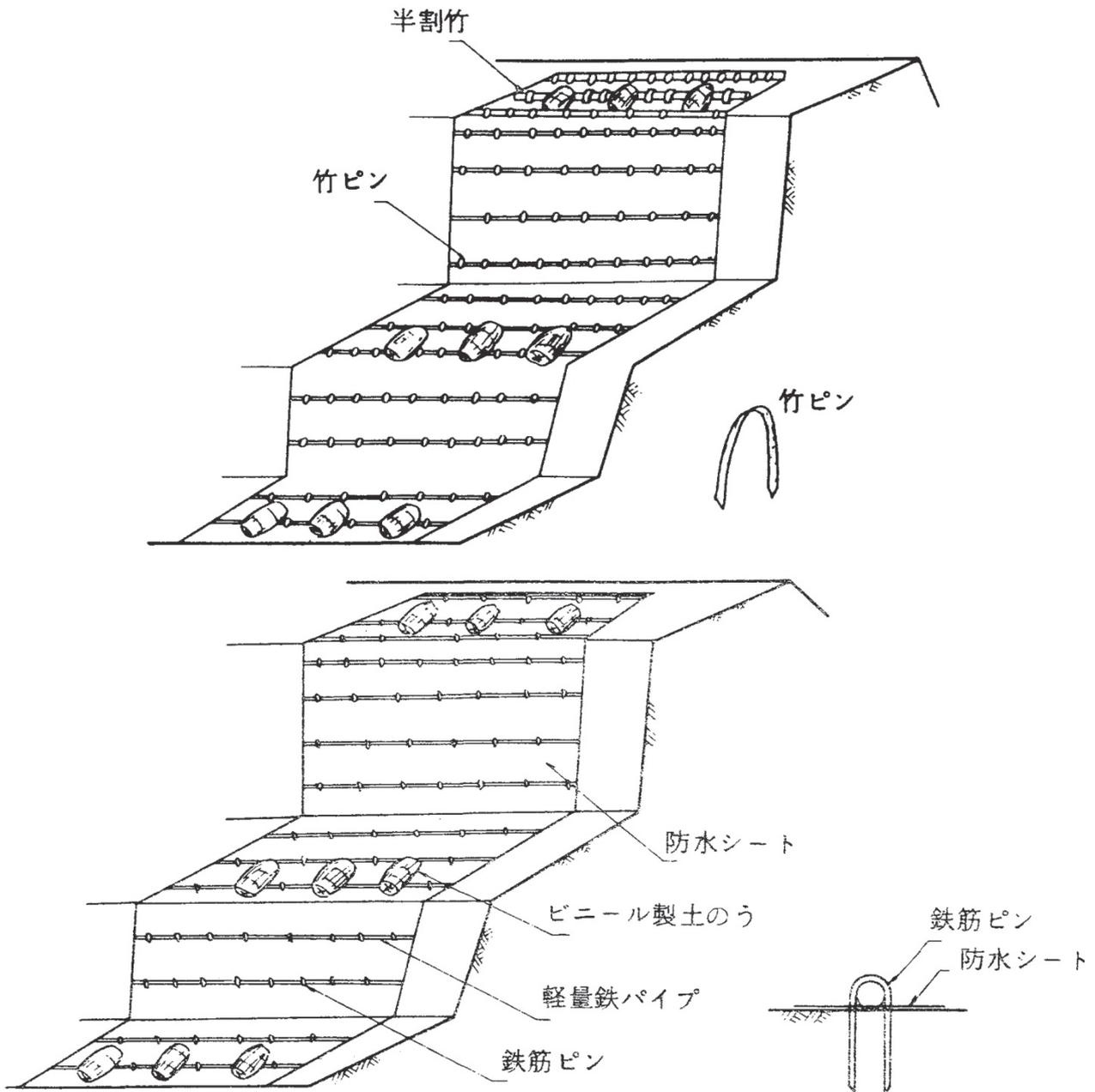
### (1) 川裏むしろ張り工

堤防の川裏にむしろを最下部最下流から堤防に長手が平行になるよう下流側が下になり、のりに対して羽重ねになるよう敷きならべる工法である。

当工法は、越流し堤防の天ば、裏小段または犬走りなどが洗掘拡大するのを防ぐ場合や、積み土のうなどからの漏水が多い時または、水位が上昇し越水のおそれがある場合などに積み土のうとあわせ使用する。

むしろの継目は、重ね合わせを15cm程度として、張り始めおよび張り終わりの縁の重ね合わせの部分に半割りにした竹を刺しあて、さらに二年子竹の竹ピンを約0.5m間隔に刺し込む。また、天ば、小段、犬走り等の平場には重し土のうを1.5m程度の間隔で長手を堤防に直角になるように置く。この工法では、天ばに十分むしろをかぶせのり尻、平場にむしろを張って堤体を保護することが重要である。

また、越流するような場合にも十分落ちついて粗雑に施工したり、設置したりすることのないよう最善の努力をすべきである。なお、むしろ、割竹、土俵、竹ピン等の入手の困難な地域にあっては、防水シート、鉄パイプ、塩化ビニールの土のう、鉄筋等を材料として出水期前にあらかじめ製作し備蓄しておくことにより水防時における省力化、緊急施工が可能となる。



## 5 漏水（浸透）防止工法

堤体に浸透する水を川表の吸い込み口に土のうを詰めたり、むしろを張って防止する直接工法と漏水の流勢を減じるために川裏の漏水口の周辺に土のうを積む等の間接工法がある。また、堤体がうんだために裏のりが崩れたり、き裂が入っている場合には、杭や竹を突き刺し連結してき裂が大きくなるように防止する工法等である。

### 解説

築堤時における堤敷の清掃不完全、突き固め不足、切込砂利による築堤あるいは堤体にねずみ、もぐらなどの穴があった場合は、洪水時裏のりおよび犬走りなどに漏水することがあり、その漏水発見は早いほどよいが、漏水の早期発見はよほど良く観測しないと困難である。しかし、漏水が少量で水が澄んでおればそれほど危険ではないが、次第に水量が増し濁りを帯びこれが濃濁になり泡を混えるようになると、堤体内の土を洗流している証拠で、放置すれば手の施しようがなくなる。

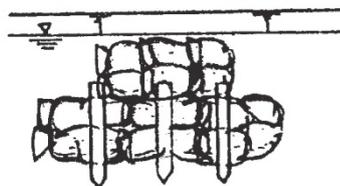
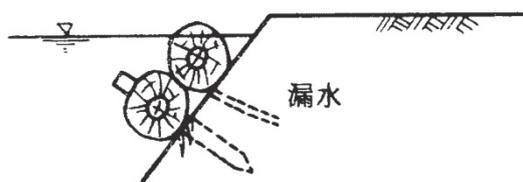
漏水について特に注意すべきことは、吸い込み口を閉そくし、吐口を絶対に閉じてはならない。もし、吐口をふさげば圧力ある浸透水は必ず附近の浸透しやすい所を透して漏水し、いたるところに漏水箇所は拡大し水防作業が非常に困難となる。直接工法は、明らかに表のり面から浸透している場合には効果的であるが、水脈が河床から裏のり先等に出ている場合のように浸透層が下部にある場合は効果的でない。また、旧河道につくった堤防、破堤口の堤防、地盤が砂利層のような所は、堤体の下が水脈になっている場合が多く河川沿いの井戸の水位が河川水位の昇降と直接関連しているところも同様である。このような所の漏水現象は比較的水位の低いうちから水位の上昇につれ湧水量も湧水箇所も増してくる。以上のような箇所は、かま段、月の輪等の間接工法がよい。

## 川表に施す工法

### (1) 詰め土のう工

堤防の表のり面からの吸い込み口がはっきりとした場合に、吸い込み口に土のうを詰める工法で、土のうが移動するおそれがある場合は、小杭または竹を突き刺して安定をはかる。

吸い込み口をはっきり探しあてるには、表のり面の水中を棒で突きその結果著しい濃濁水の生じた場合は吸い込み口を探り当てた証拠であり、その箇所に土のうを詰め込み閉そくするものである。しかし、これは、はっきり漏水口がある場合に適し、浸透面が広い場合は、効果が期待できない。また、当工法は比較的水深の浅い所に適する。

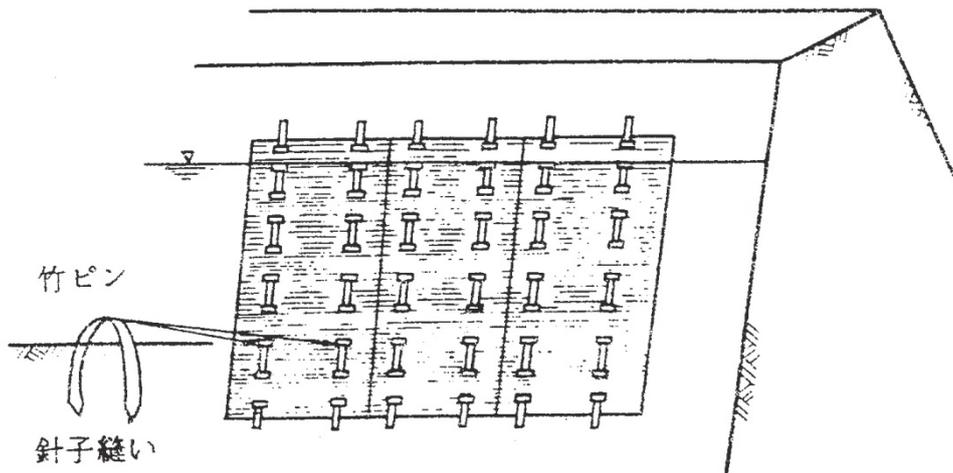


### (2) むしろ張り工

当工法は、吸い込み口が判然とせずまたは数箇所より浸透し、詰土のうでは、閉そく困難な場合に堤防表のり面にむしろを何枚か縫い継ぎし、力竹をとおしこれを竹ピンでのり面に刺し場合によっては重し土のうをのせるものである。

この工法は、堤防表のり面にむしろ張りを施し漏水を極力防止する工法で、水深の比較的小さいところに用いられる。むしろには、小割竹を曲げてのり面に針子縫いを施し、状況によって力竹を 50cm 間隔にとおし、これに重し土のうをのせ刺し竹を行い浮き揚げりを防止しなければならない。

針子縫いの竹は、2年子竹を使用した方がよい。また、当工法は、堤防のり面が欠け込んだ場合にも用いられる。なお、むしろ、竹等の入手が困難な地域にあっては、塩化ビニールシート、鉄パイプ、鉄筋のピン等を使用してもよい。



### (3) 継ぎむしろ張り工

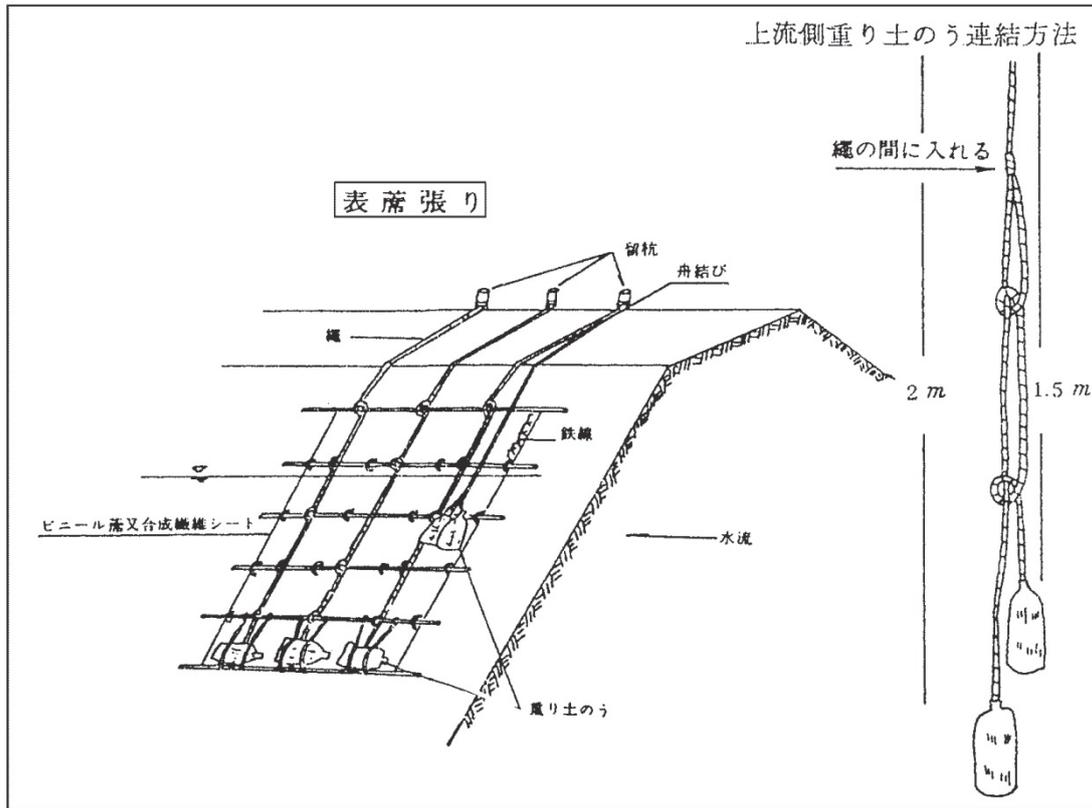
浸透箇所が水中の深い場合には、むしろ張りでは防止作業が困難で効果的でないので、漏水箇所の表のり面にむしろを羽重ねし、これを縄で縫い合せさらに力竹を0.5～0.9 m間隔に荒く縫い最下位のむしろ1枚に1個当たりの土のうの重量を十分考慮して必要個数の土のうを取り付けこれを裏のり肩に打った留め杭に固定する。重り土のうは、上流側にのせる。

当工法は、6の決壊防止工法にも採用される。

継ぎむしろの大きさは、漏水または決壊箇所を完全に覆える大きさとし、むしろの継目は、表肩に平行で流れに対し下流側が下に、のり長に対して羽重ねになるよう15 cm程度重ね合せ二子縄で縫い合わせる。しかし、表肩に沿う辺が長いと施工が困難になるので3枚を限度としのり長に応じ6枚、9枚あるいは12枚を前と同様に二子縄で縫い合せ使用した方が効果的である。

次に、あおりを防ぎ重り土のうのつり縄の安定を図るため長手上下端の間に力竹を50～90 cm間隔に荒く縫い入れ下端はむしろ1枚に1個当たりの土のうの重量を十分考慮して必要個数の土のうを取り付ける。この重り土のうは、あらかじめ用意した2本のより合せの縄で胴中をしぼり、先に縫い付けた力竹を下から順序よく巻き付け、その上端を堤防天ばの裏肩附近に打った留め杭に結束できるようにしておく。なお、下端重り土のうは、別の縄で各土のうの左右2箇所をしぼり、その縄の端を力竹に結び付ける。むしろの継ぎ合せは竹針または鉄製針で縫い合わせる。竹は、裏竹をそいで穴をおけ二子縄をとおす。

むしろを掛けおろすには、下端土のうを心にむしろと土のうをすの子巻きとし別の縄または鉄線をすの子巻きにしたむしろに巻きつける。縄の一方をゆるめながら漸次おろして所定の位置におろし、裏のりに打ち込んだ留め杭に下端の重り土のうと力竹とを連結した縄を結びつけ、むしろのあおり止めとして必要に応じ重り土のうをのせる。なお、この作業ではむしろをおろす前に控え縄を使用せず巻きおろすと水流によって流されて危険を伴うので注意を要する。むしろ、竹、縄の入手が困難な地域にあっては、塩化ビニール製の防水シート、軽量鉄パイプ、合成繊維ロープ等を代用し、あらかじめ出水期間前に加工し備蓄しておくべきである。



(注) 上流側の下の重り土のうは、席の端より 2.0m の位置でおろし、上の重り土のうは席の端より 1.5m の位置よりおろせば適当な所に来る。

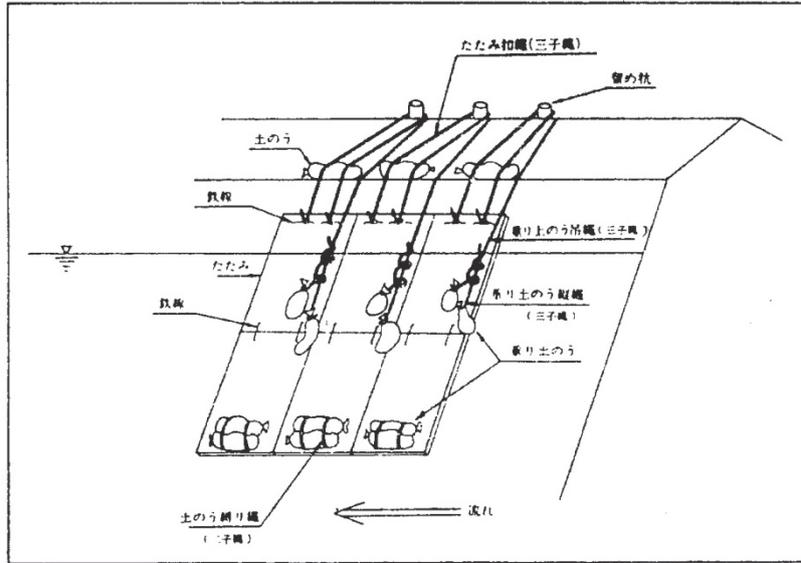
表席張り数量表〔ビニール席又は合成繊維シート使用〕(1組1枚当り)

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	席	ビニール席 90cm×180cm	枚	9	縫針	個	2~3	合成繊維シートの場合、 縫針必要なし
		又は 合成繊維シート 5.0m×2.7m	枚	1				
	竹	目通り 9cm 長 3.5m	本	7	掛矢	丁	1	
	杭	末口 10cm 長 1.2m	枚	3	ペンチ	枚	1	
	土のう	ひも付き	袋	5				
	二子縄	長 3.5m(ビニール可)	筋	2				合成繊維シート使用の 場合必要なし
	"	長 5.5m( " )	"	2				"
	"	長 6.5m( " )	"	6				
	"	長 61.0m( " )	"	1				
	席吊縄	長 11.0m( " )	"	3				
	三子縄	長 12.0m( " )	"	3				
	"	長 7.5m( " )	"	2				
"	長 14.5m( " )	"	1					

(4) たたみ工

従来より使われている表蓆張と同様な効果を期待して考案された方法であり、出水時に付近より集められやすい古畳を利用するものである。

畳二枚を縦方向に鉄線で2箇所連結し、下端に鉄線及び二子縄で重り土のうを縛り上端に鉄線を介して扣縄を結び、この二枚一組を順次すべり落し川裏に打ちつけた留杭に固定し、最後に重り土のうを上流端に置いていく。



数量表

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	畳	(1.8m×0.9m)	枚	6	掛 矢	丁	1	
	木 杭	長さ 1.2 m 末口 9 cm	本	3	ペンチ	"	3	
	土 の う		袋	15				
	鉄 線	8 # 1.5 m も の	本	18				
	たたみ扣縄 (三子縄)	1 2 m も の	"	16				
	重り土のう 吊 縄 (三子縄)	1 4.5 m も の	"	3				
	重り土のう 縦 縄 (三子縄)	7.5 m も の	"	6				
	たたみ下端 重り土のう 縛り縄 (二子縄)	7 m も の	"	6				

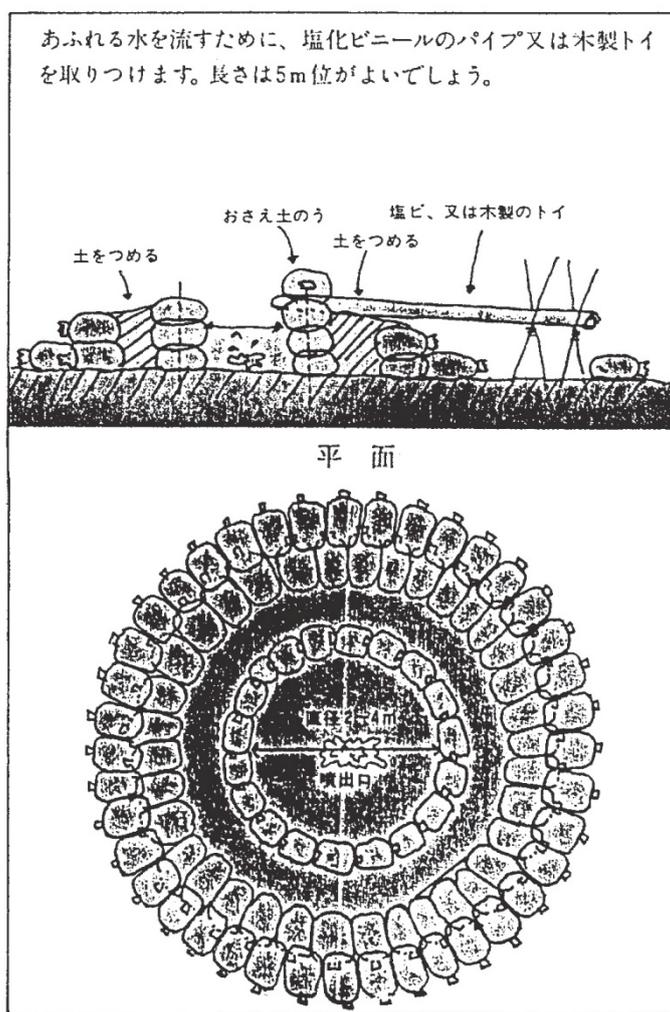
## 川裏に施す工法

### (1) かま段工

裏小段のり先、平場等に漏水が生じた時、存漏水箇所の周辺を円型に土のうを積み漏水による噴水をせき上げ圧力を減殺する工法であり、別名をかま築き、かま止めと呼ばれている。

当工法の施工にあたっては、湧水の箇所をあわてて土やむしろで詰めたり、また土のうを漏水の水位よりも高く積むと水は堤体に充満し、堤体はゆるみ裏のり崩れが始まり破堤の原因となるから十分注意しなければならない。漏水位の高さにより1段、2段積みとし、その積み方を変えてゆく。

かま都の水密をよくするため、土のうと土のうのかさね目には粘土または良質の土で十分詰土する。円の大きさは、普通半径1～2m程度で、なるべく大きめの方がよい。また、水の逃げ口は土のうから犬走り、のり先附近に徐々に放流するような簡単な樋をかけ流れの落下する所はむしろまたは空袋をあて洗堀を防ぐ。

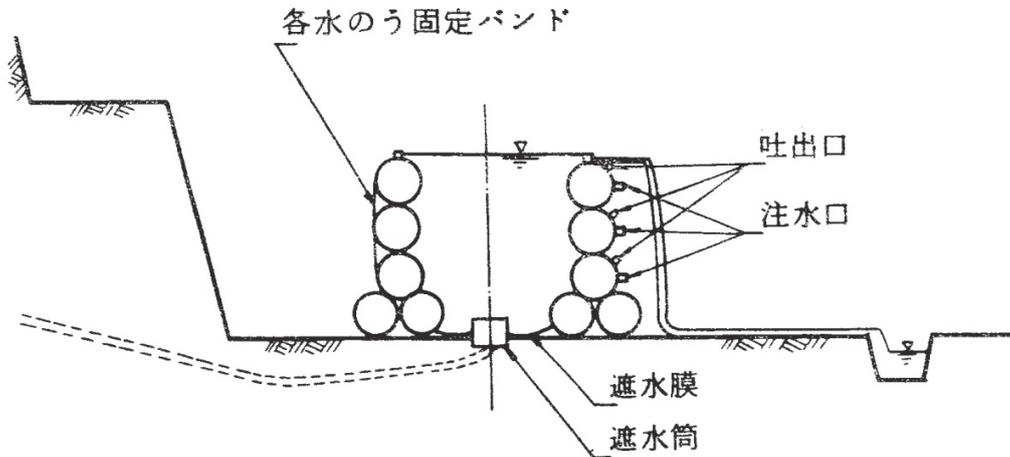


### (2) 水マット式かま段工

土のう入手困難な都市地域などに適し、ビニロン帆布製水のうを利用するかま段工である。

この工法は、所定の漏水箇所に水マットの中心を合わせて四方から引張り水マットを広げて敷き位置の固定のため周囲4箇所（または8箇所）に水マットの杭孔を利用してエアースパイルドライバーで杭打ちを行う。水マット内側底部の遮水膜とゴム引布に土砂を盛り十分踏み固め遮水を完全にします。

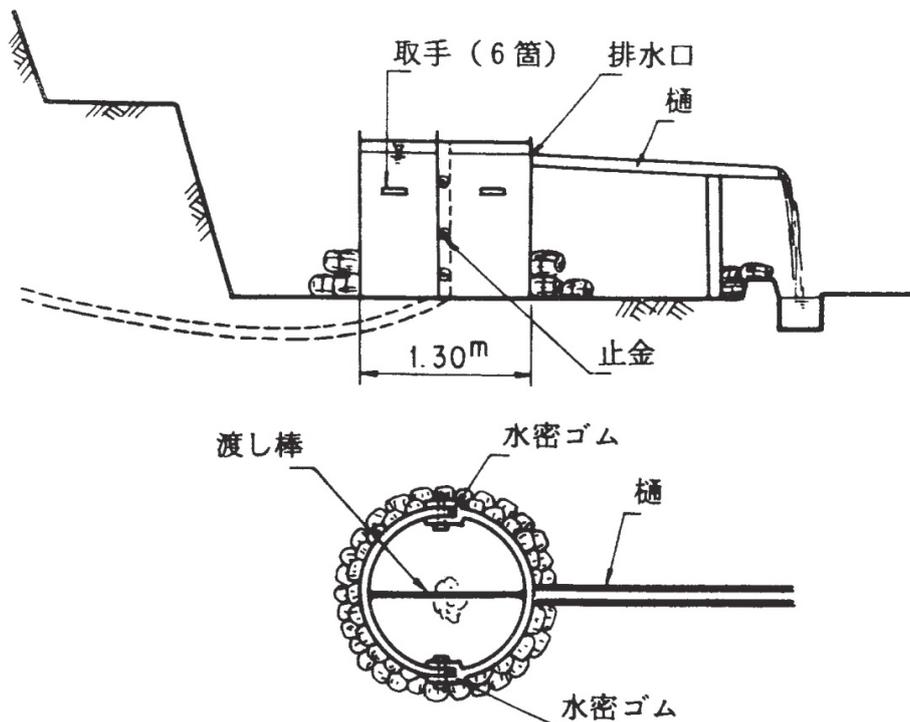
水マットへポンプにより直接注水、膨張成形し、支持杭を打ち込む。作業は、ほとんどが機械施工によるため、水防団の弱体化した都市地域などにおいて有効である。また、このマットは、ふるしきのようにおりたたみができ備蓄、運搬が容易である。しかし、この施工にあたっては日頃の訓練が必要である。



(3) 鉄板式かま段工（簡易かま段工）

2枚の半型鉄板を堤防裏のり先平場の漏噴水箇所を中心に囲んで円型に組み合わせ、漏噴水をせき上げ水を上部の排水口より放出し、漏水の水流を減じ堤内土砂の流出を防止するものである。

漏噴水箇所を囲んで2枚の半円型鉄板を組み合せ鉄板の接合部に取り付けられた留め金を下段より順次上段へ均等に締めてゆく、この際継目からの漏水を防止するために水密ゴムを挿入する。円筒鉄棒上部に渡し棒をセットし円筒の安定を図る。また、円筒鉄棒の下部地点および逃げ口の部分に別途準備した土のうを2～3段に積み上げ十分につき固める。この場合必要な土のうは40～60俵である。排水は、樋によって堤内の水路へ排出する。また、ドラム管、土管、コンクリート管等で、かま段を築くこともできる。管と管の継目は、水密性が得られるよう十分に考慮し、管の中には中詰め土砂を入れ円筒の安定を図る。

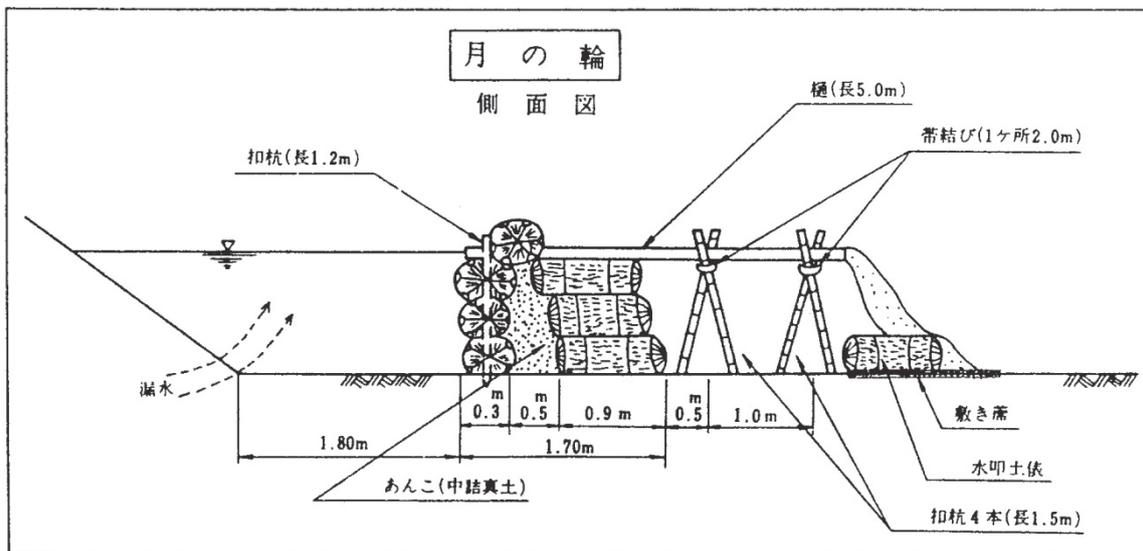


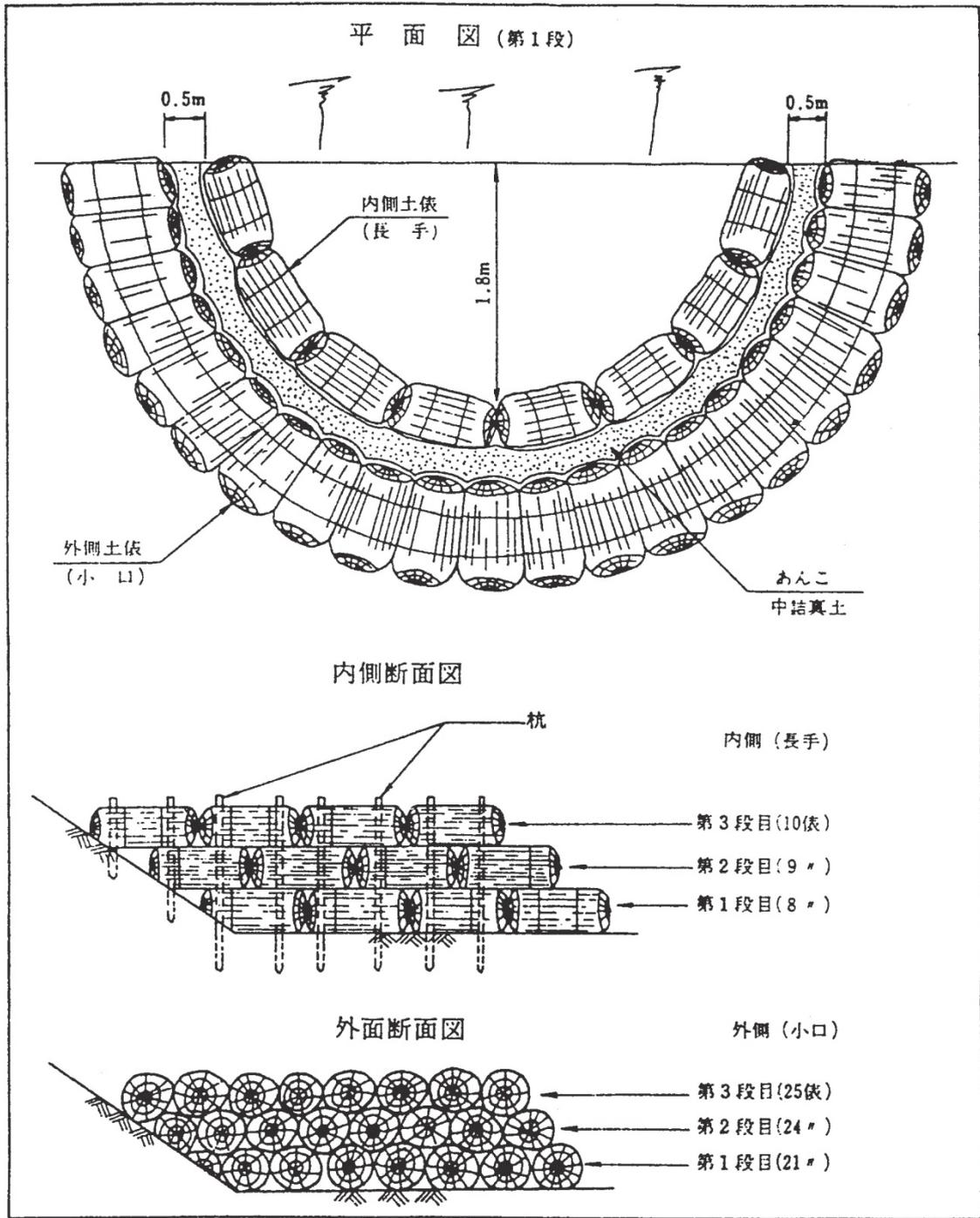
(4) 月の輪工

かま段工の円型に対し、堤防裏のり面およびのり先から漏水がある場合、のり面に土俵堤がかかる半円型の土俵積みで、この中に漏水をため圧力を減殺するものである。

この工法は漏水量が次第に増加し、かつ濁りが加ってくる場合施すもので土俵堤の高さは、この内側に漏水をためて水压を減ずる程度まで築き上げる。大きさは、漏水量により定めるが普通半径1～2mくらいに築く。ためられた水は、樋等を仕掛けて導水し、流水の落下するところは、むしろまたは空俵を置き洗堀を防ぐ。土俵は、小口ならべとしその間げきに粘質土砂をもって十分踏み固める。3俵以上重ねるときは、土俵に木または竹の留め杭を打ち土俵の頂部は竹でじゃばら縫いにするこもある。

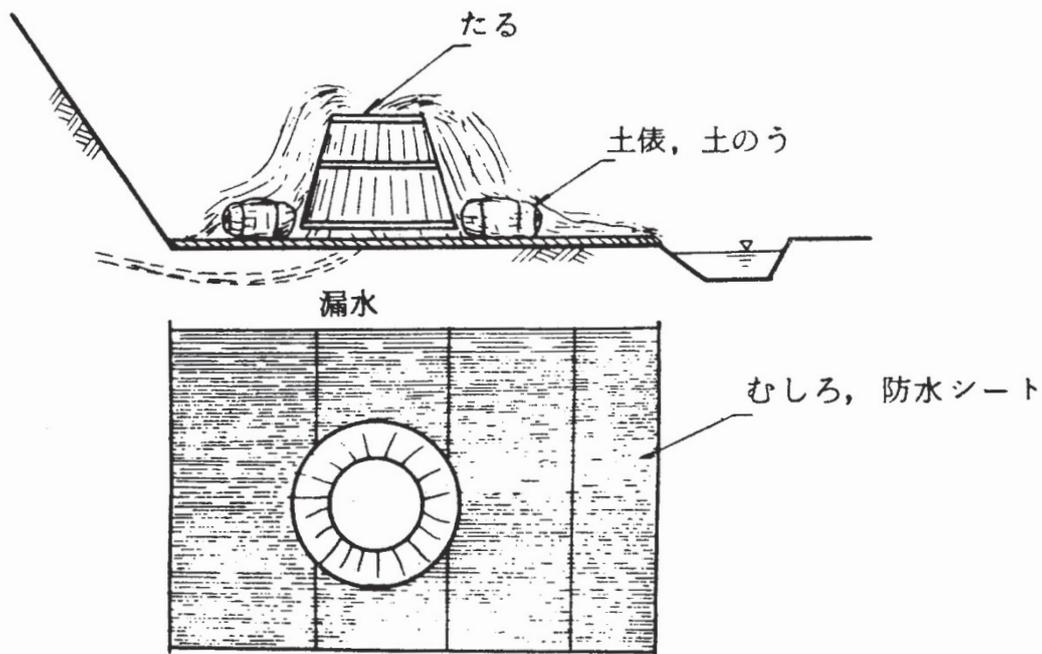
また、積み土俵の内側を長手ならべに積み上げる場合も外側の積み土俵は、必ず小口ならべにすることが大切である。











## 6 決壊防止工法

芝付けの堤防のり面が欠け込んだ場合、芝にかわる材料でのりおおいを行うむしろ張り、継ぎむしろ張り、たたみ張り、防水シート張りおよび護岸の崩れた場合に主に使われる木流し、立てかご、捨て石等直接洗掘防止のほかに流木か河岸に当るのを避けるための枠入れなどの工法、または直接決壊した部分を手当する代わりに裏のり面に補強する築まわし等がある。

### 解 説

河川急流部においては、流木の激突によって川表のり面およびのり先が洗掘され、これが次第に拡大して決壊を起し破堤の原因となり、また大河川緩流部等は洪水時の烈風により波浪を起し、これにより芝裏の土砂を洗流し、そのため破壊を生ずるので、かかる箇所に対しては川表の欠け崩れに対する工法に万全を期すべきである。

#### (1) むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、たたみ工

5-1 川表に施す工法 (2)~(4)を参照

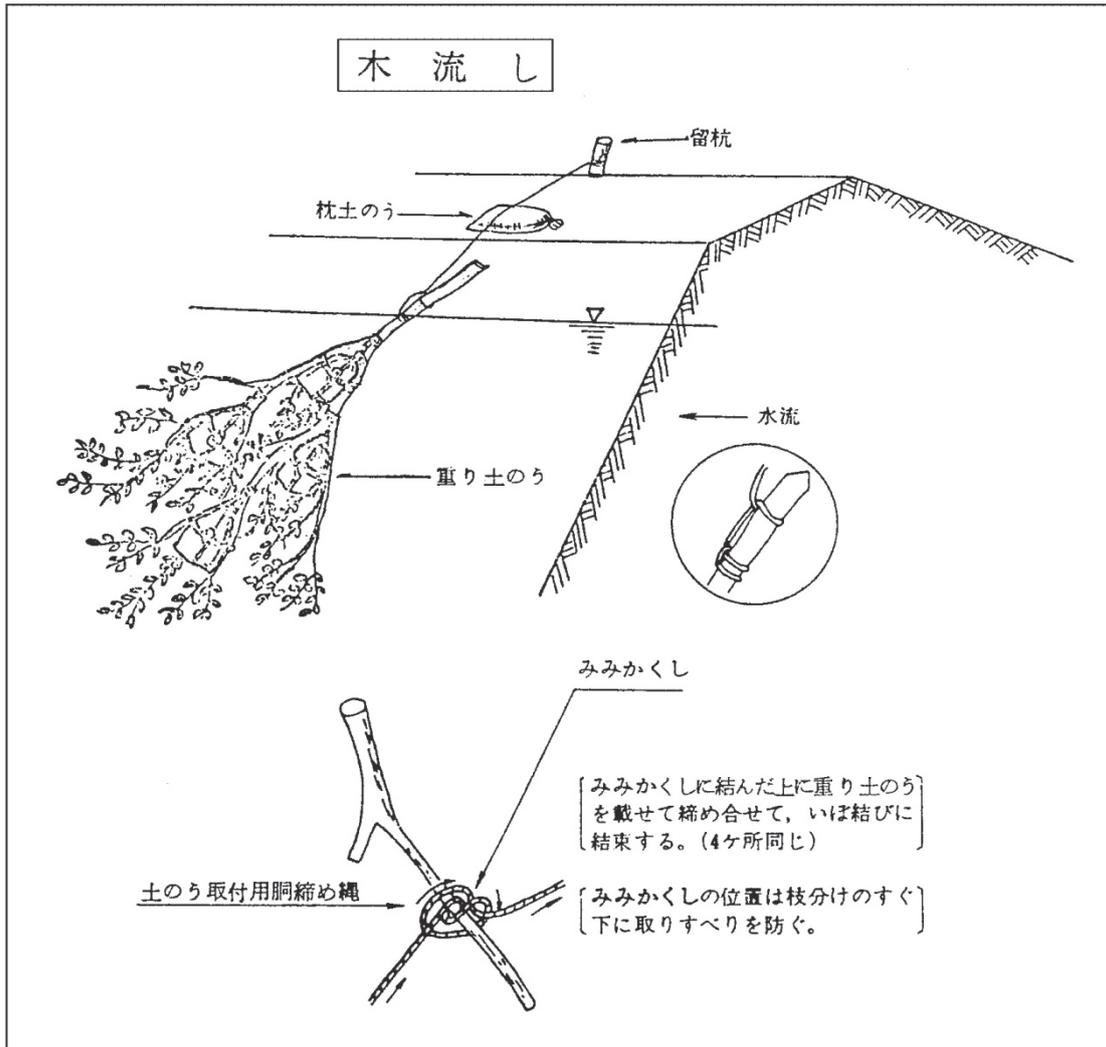
#### (2) 木流し工

この工法は、別名「掛け木」と呼ばれ緩流部などの波よけ防止にも用いられるが、主として急流部において堤脚や護岸のり面が激流のため欠け崩れた場合に有効で、流水を緩和し決壊による洗掘、拡大防止に用いられる。枝葉のついた樹木に土のうまたは砂袋を重しにつけて鉄線または縄で天ばの杭にとめる。樹木の代わりに竹の多い所は竹を使用することがある、これを『竹流し』と呼ぶ。この工法は、樹木、竹等の入手容易なあらゆる河川に有効である。

なるべく枝葉の繁茂した樹木（松、杉、ひのき、なら）を根もとから伐採して枝、幹に重り土のう（玉石、割石、砂利を詰めたもの）を数個結束し、これに鉄線を根もとに結びつけ、留め杭に仮つなぎをし、上流側から局部に当るように流し、位置が定まったら留め杭に固定する。この場合、命づなを腰につけた者が水中に入り補助する。なお、鉄線が堤防に喰い込まぬように表のり肩に枕土のうをおく。樹木が得られないときは、竹を数本たばにして樹木のかわりに利用する。この工法では、投げかけた

樹木や竹が決壊した箇所に十分当るようにすることが重要である。

また、重り土のうは、水流によって渡されたり中詰めの玉石土砂が放出しないように十分、樹木、竹に結束しなければならない。



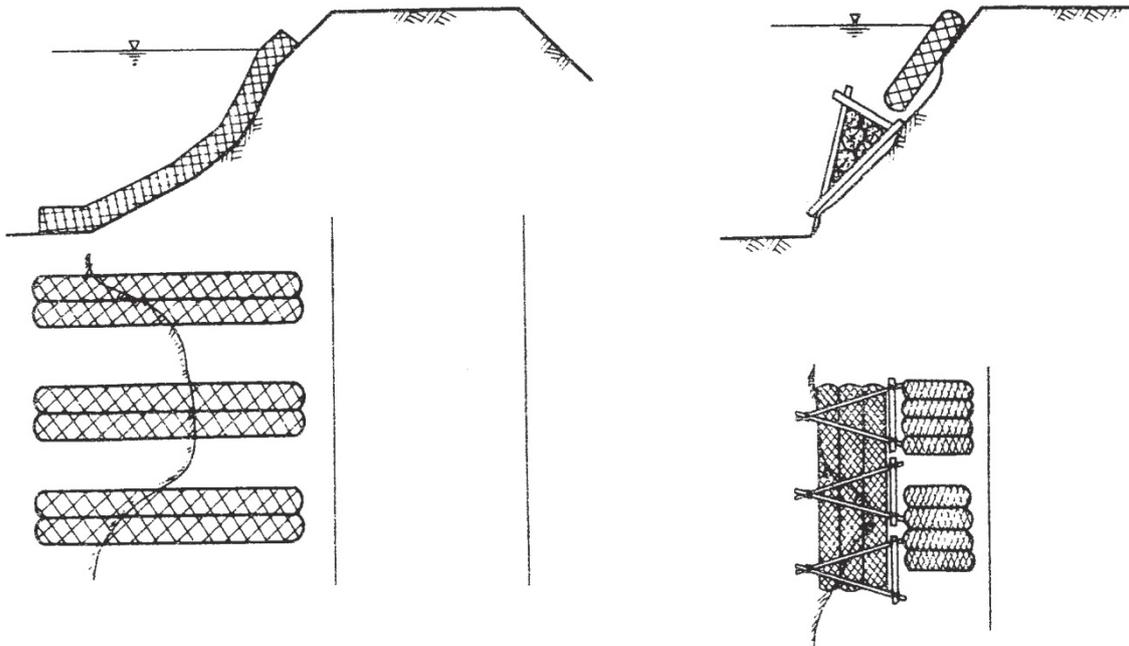
木流し数量表(1組当り1本)

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	雑 木	長 約5.5m 末口 9cm	本	1	掛 矢 丁		1	天端幅により加減
	杭	長 1.2m 末口 9cm	〃	1	ベンチ	〃	1	
	土 の う	ひも付き	袋	5				
	二子縄 (木との接合)	長 5.5m (2ツ折)	本	4				
	二子縄 (吊 縄)	長 14.5m (2ツ折)	〃	4				
	鉄 線	10#亜鉛鍍	m	20				

### (3) 立てかご工

この工法は、主として急流部において洗掘および決壊箇所の拡大防止に効果的で、決壊した箇所にじゃかごを立てかける工法である。

状況により竹じゃかごを全面にならべるか2～3本ずつ並列にする場合がある。しかし、激流で水位の高いときの施工は不可能である。じゃかごの長なりに目どおり12cm程度の力竹を内側に結束し、頭部に鉄線を結びつけ被害箇所の上流端堤防の裏肩付近に打った留め杭に仮りつなぎをし、次に下部より1m以内のところに鉄線を力竹に結ぶ。これを滑り込ませるには杉丸太または竹の太いものを両側におき、細竹をその間に配置し、滑り下しやすいように取り付け台のせ、詰め石を流水中に滑降することのできる程度に詰めて、頭部および下部の鉄線を解き滑降させ、目的の位置に達したとき下部の鉄線と固定し、次いでじゃかごが堤防に直角になるように方向を直し鉄線を留め杭に固結する。この間、じゃかごに適当な詰め石を施す。これが安定すれば2本目から、けい留鉄線を頭部のみ結び、前の要領で順次施工する。もし滑動困難なときは、滑り台の上端を持ち上げ滑降させる。上流からの施工が困難であれば被害は大きくなるが、下流側より施工するより方法がない。また、深掘れ箇所は、わく類と併用すると効果的である。



### (4) 捨て土のう工

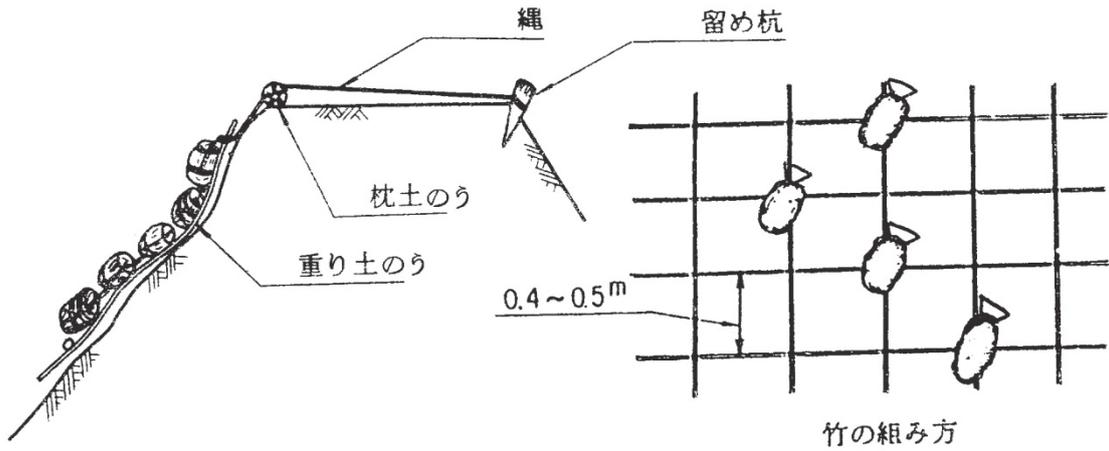
洗掘または決壊の拡大を防ぐ応急処置であって、捨て土のうを行い、これに竹を突き刺して安置させる。土のうの中にはなるべく切込砂利等を詰めるのがよい。

### (5) 捨て石工

急流部において洗掘等が生じた場合、流出されない程度の玉石または野面石を投げ込む。重機械の搬入できる地域においては、コンクリートブロック、じゃかご等を投げ込むことができる。この場合、堤防の状態を十分に注意しなければならない。

### (6) 竹網流し工

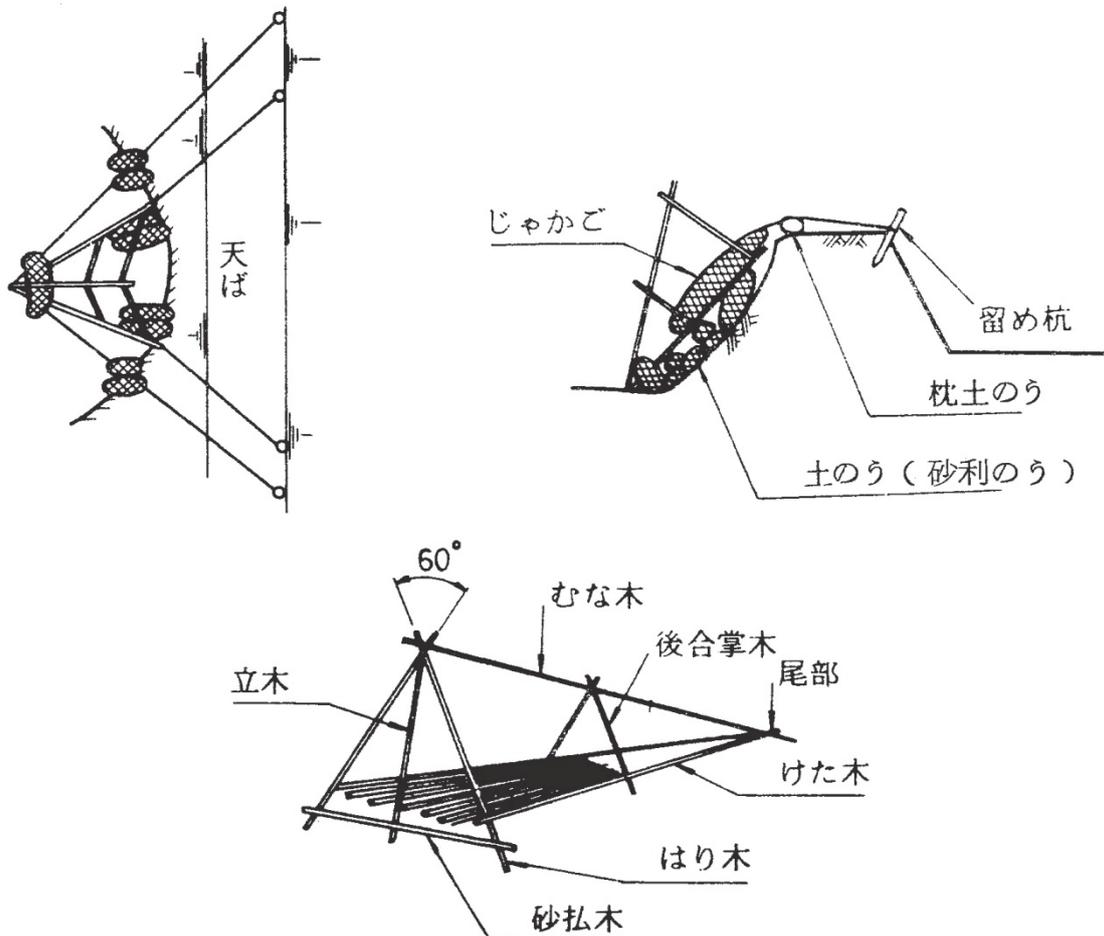
のり面の決壊が起った場合、目どおり15～18cmの竹を50cmくらいの格手形に結束し、これに垂り土のうを適宜しばりつけ、さらに鉄線または縄を格子に結び、これを上流側より流し決壊面に固着させ裏肩に打った留め杭に鉄線あるいは縄を緊結し、土のうまたは石のうを格子内へ投入する。



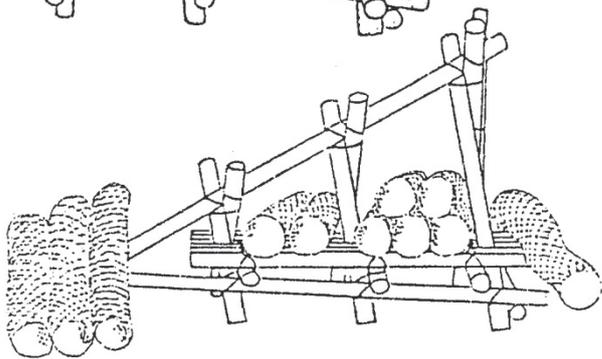
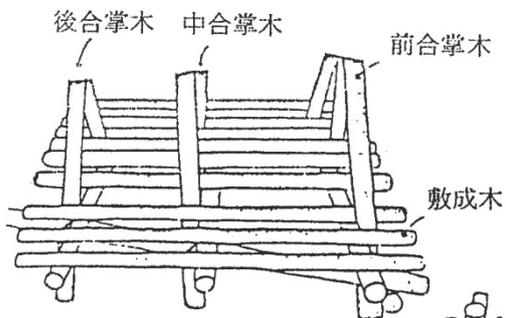
(7) わく入れ工

急流河川の深掘れ箇所には川倉、牛わく、追牛、鳥脚、猪の子等を入れ流水の激突を緩和し、洗掘箇所の拡大防止に使用される工法である。

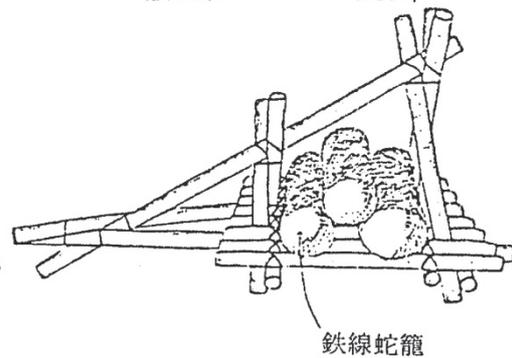
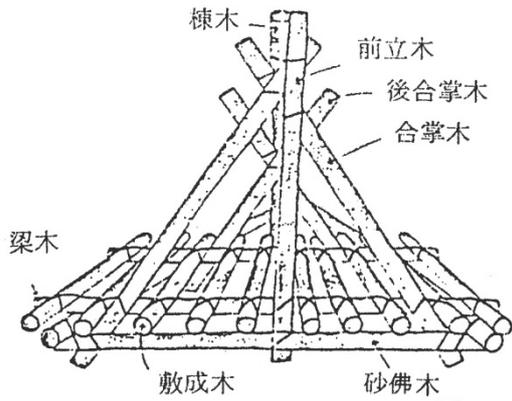
施工にあたりむな木を河岸とは直角より上向きにし頭部を河岸側におき、逆にして水中に入れ、直ちに石のう、重りかごをのせ上下流にじゃかごを伏せこむ。



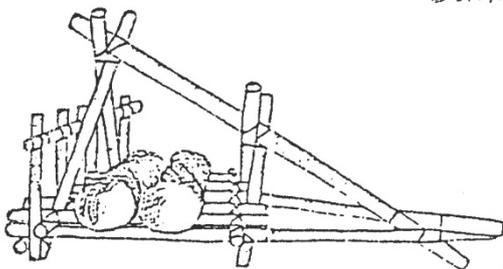
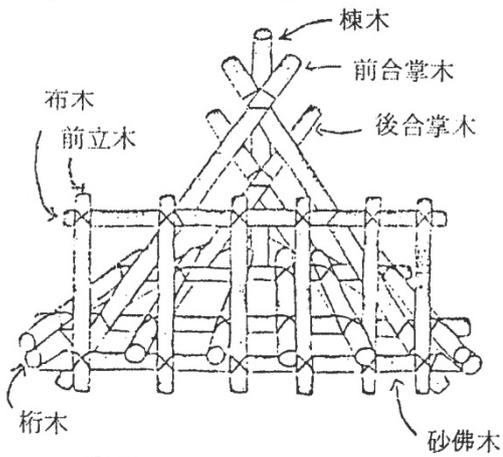
中 聖 牛



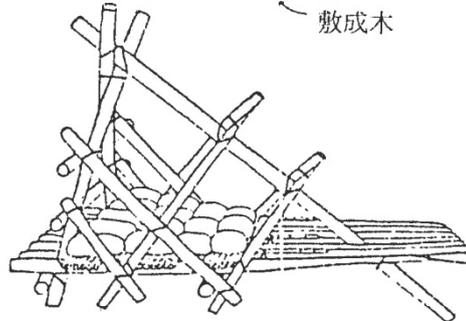
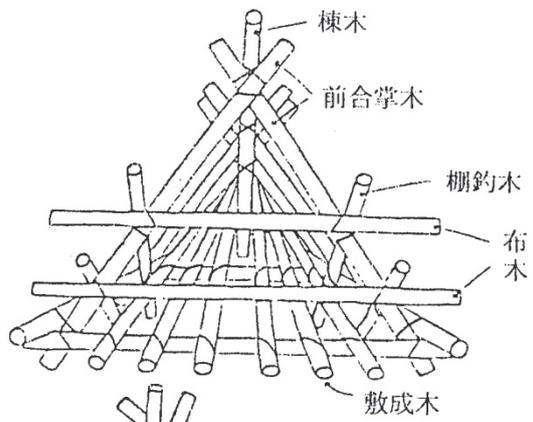
川 倉



笈 牛



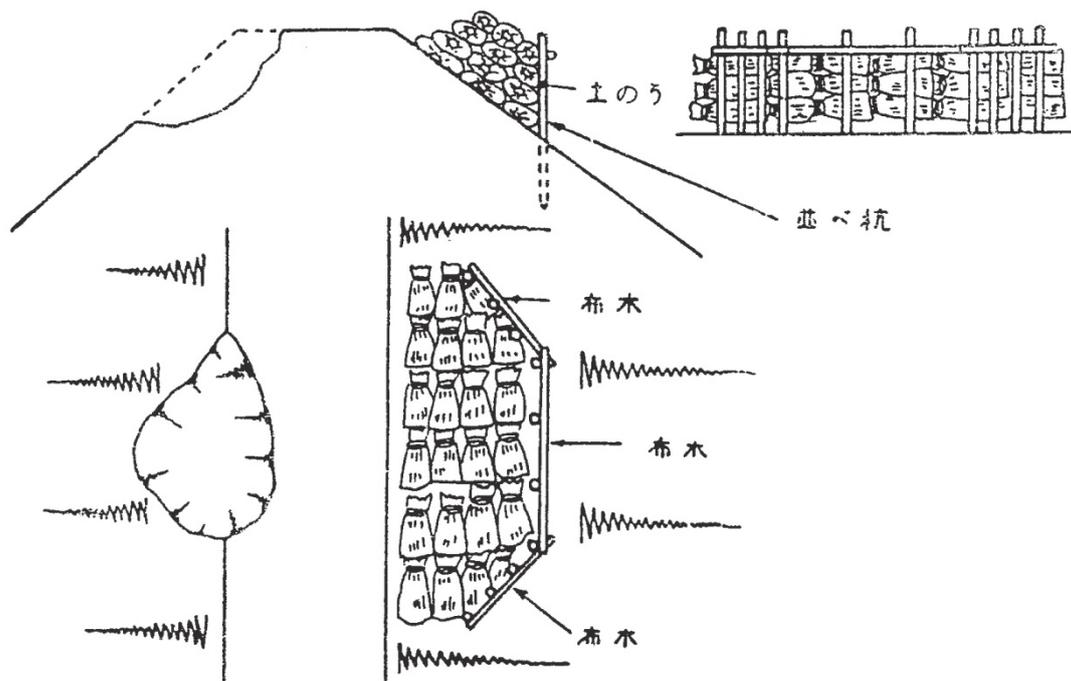
鳥 脚



(8) 築きまわし工

堤防の表のりが決壊したとき、断面の不足を補うため裏のり側に補強する工法である。

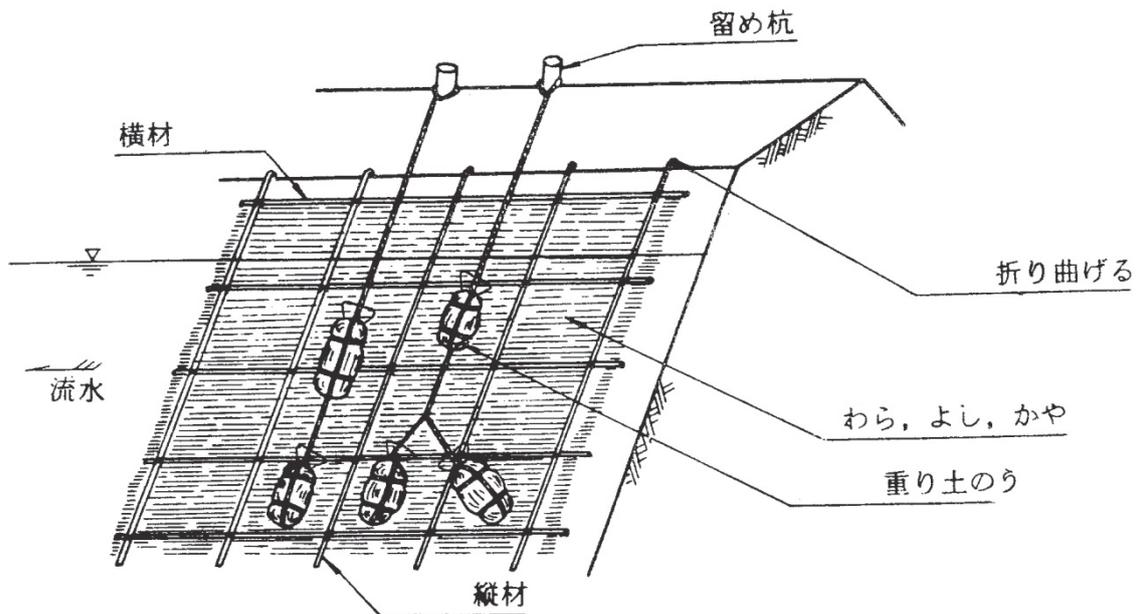
川表のり面の決壊は、ある程度進むとそれ以上は決壊が余り増加しないことがあるが、この場合堤防はやせ、漏水で破堤することがある。当工法は、このような場合に適しており杭を0.9mくらいの間隔に打ち竹しがら編みし、その内部に土のうを長手にしていも継ぎを避けて踏み固めながら詰めこんでゆく。また、川表の崩壊箇所にもしろ張り等と合わせて施工すると効果的である。



(9) びょうぶ返し工

波浪または流水により川表が欠け込んだ場合、その拡大を防止するとともに漏水防止工法としても採用される。竹を骨材として使用し、わら、かや、よし等をあて「びょうぶ」のようなものをつくり、これを竹材の根もとから折り曲げて川表に倒し、洗掘面を覆う工法である。

目どおり6～9cm程度の竹を30～40cm間隔に組み、これを縦材とし、かや、よし等を縦材に直角に厚さ約10cmに敷きならべ、その表裏に横材として、竹を約45cm間隔に押し当てて縦材と梅村を縄で結束してびょうぶのようなものを作る。その後、表のり肩附近にこのびょうぶをつきたて縦材の根もとを折り曲げ洗掘箇所を覆い、その上に土のうを適当にのせる。重り土のうは、あらかじめ縄または鉄線で結束し最後に裏のり肩に打った留め杭につなぐ工法である。



7 き裂防止工法

天端または天端から裏のり面にかけてき裂が生じた時の水防工法は、浅いき裂は掘り返しを行い十分突き固めながら埋め戻し、き裂が深くあるいは拡大の恐れがある場合は地しほり工法によって防止する。き裂内に雨水が流れ込むと崩壊を進めるから、雨水の流入を防ぐ方法を講じるべきである。

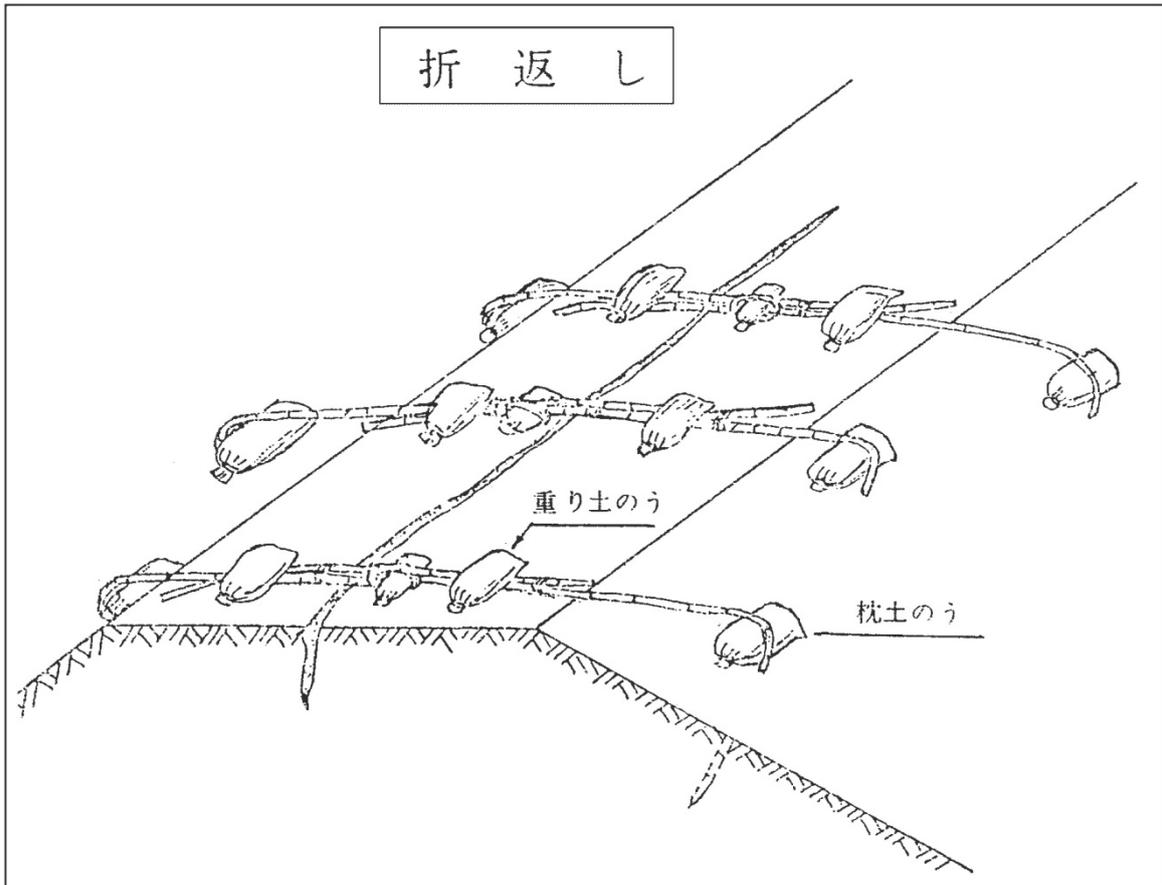
(1) 折り返し工

この工法は、堤防の天端にき裂が生じ放置すればき裂部分に雨水が流入し堤防決壊の恐れがある場合に行うもので、表のり、裏のりの適当なところに土のうを置き、その土のうの下側に竹を突き刺し土のうを枕として折り曲げ天ばに置いて双方を折り返し二子縄で結束する。また、折り返しの中央に重り土のうのをのせると有効である。

表のりと裏のりの適宜な位置に目どおり15～18cmの竹を堤体深く突き刺し、その根もとに土のうを千鳥形に配置する。間隔は1～2mが適当で、土のうを枕として双方の竹を折り曲げ、天ばに置いて双方の竹を折り返し、その曲部に空袋等を切断したものを当て竹の急曲による切断を防止する。折り返した部分は、縄で結束する。竹の引き締め加減は、土のうを下に差し込むか、または重り土の

うをのせて調整をする。

なお、き裂の部分は、土を用いて埋め戻し雨水の流入を防ぐ。

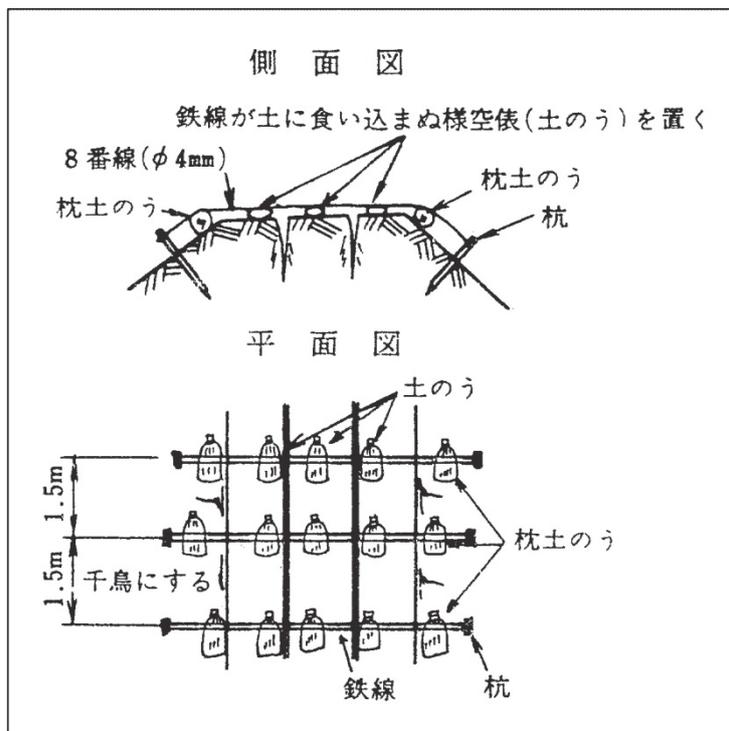


折返し数量表(1組1筋当り)

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	竹	目通り周 15cm	本	2	鉋	丁	2	
	土のう	ひも付き	袋	5	掛矢	〃	4	
	麻袋		個	1				
	二子縄	長 1m	筋	4				

〔鉄線を使用する場合〕

竹の代わりに鉄線と木杭により行う。



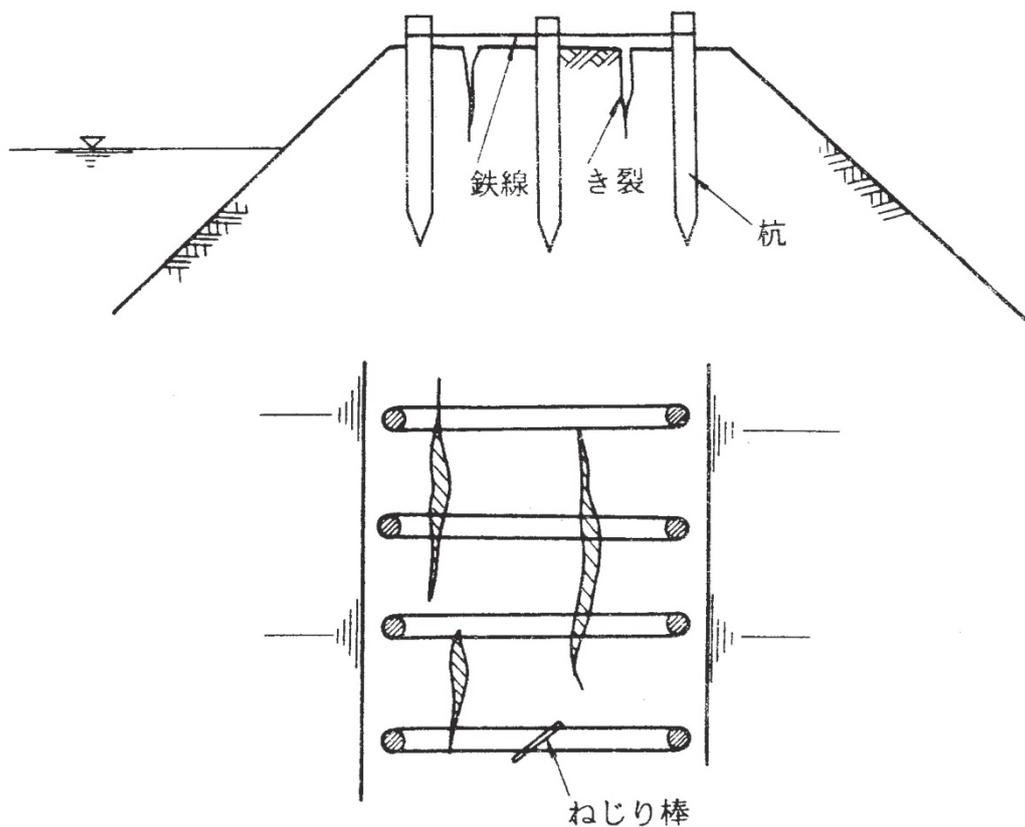
折返し数量表〔鉄線使用〕(1組1筋当り)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	鉄 線	8 #	本	1	鉋	丁	1	
	杭	末口10cm長1.5m	"	2	掛 矢	"	1	
	土のう	ひ も 付 き	袋	5	ベンチ	"	1	

(2) 杭打ち継ぎ工

竹の入手が困難な地域では、折り返しと同様天端のき裂の拡大を防止するため割れ目の両側に杭を打ち込み、鉄線でつなぐものである。

杭は、末口7cm内外のもので、長さはき裂の深さによって定め、各列の距離もその程度により適宜定め延長に応じ数列打つ。作業方法は、き裂の両側に杭を打ち、その列の隣接する杭と杭の下部を鉄線で2回ほど引き締めるようにつなぐ。最後に天ばの中央で、ねじり棒を鉄線の間に入れねじって緊定する。

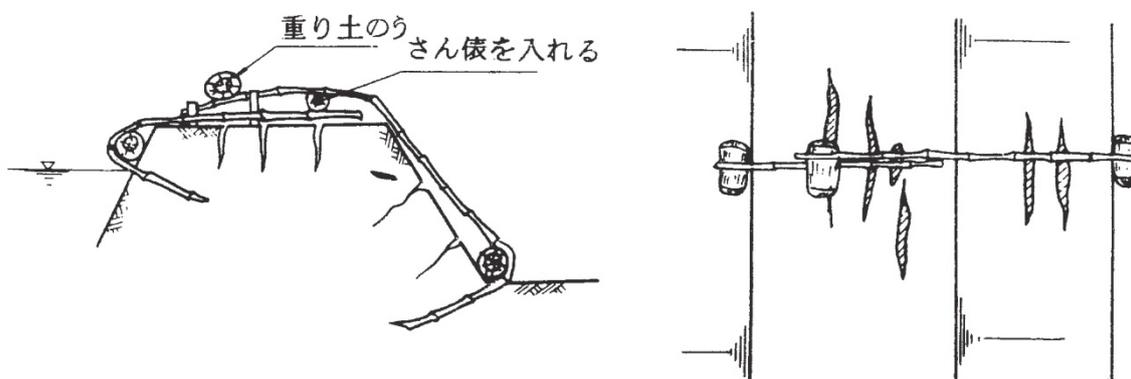


(3) 控え取り工

折り返しは、天端のき裂であるが、控え取りは天ばから裏のりにかけて生じたき裂の拡大を同時に防止するものである。

川裏ののり先に土のうの長手を堤防に平行になるようにならべ、これに細竹を突き刺しじゃばら縫いにするか、小杭を打ち地盤に固定させ、これに沿い目どおり15~18cmの竹を2~5mごとに刺し立て、これに対応するように表のり肩附近に竹を立てその根もとに枕土のうをおき、双方の竹を折り曲げ天ばで双方の竹を折り返す。曲部にさん俵などを当て連結し、縄または鉄線で結束する。

この締めつけ具合は枕土のうか重り土のうで加減する。

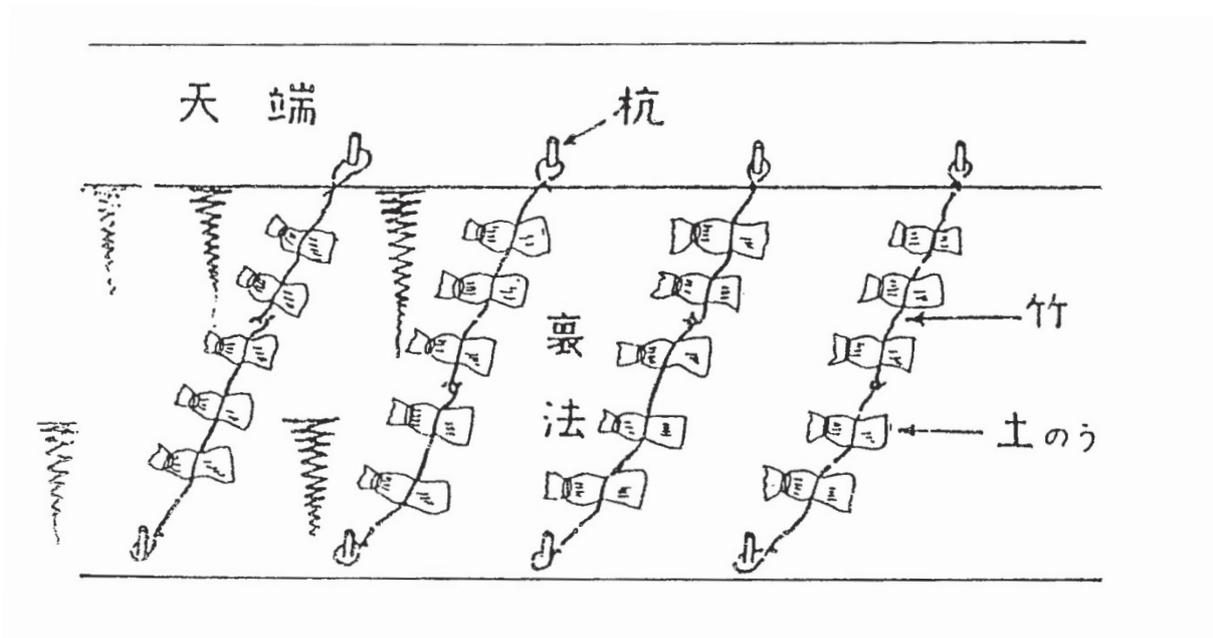


#### (4) 継ぎ縫い工

折り返しに対する杭打ち継ぎがあるように、控え取りの竹の代わりに木を用い、き裂の拡大防止をする工法である。

裏のりまたはのり先に末口6～9 cm、長さ2.7～3.6 mの杭をのり面に対し直角に1～2 m間隔に打ち込み、これに対応して天ばにもき裂をはさんで杭を打ち双方の杭を目どおり9～15 cmの竹でつなぎ、その上に適宜土のうをのせ、縄および鉄線で竹にしぼる。竹の取り扱い、控え取り工と同様である。

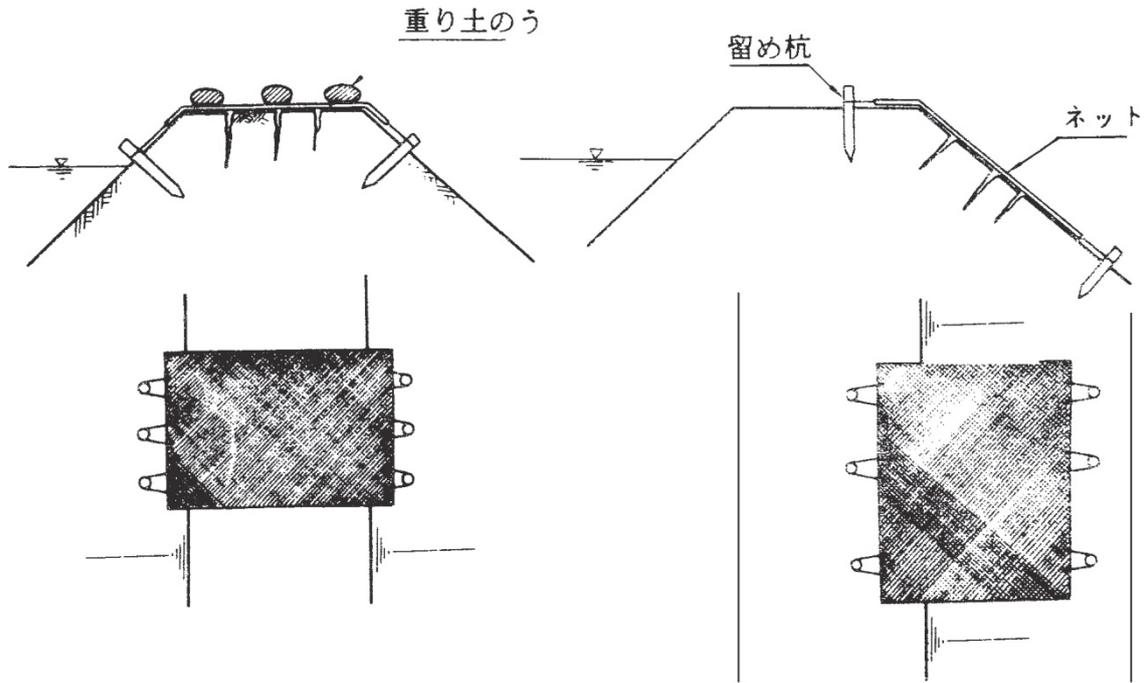
施工に当って注意すべきことは、竹先の細い部分は約2 cmの継手を残して折り曲げる。また、生竹がない場合は、鉄線を使用する。当工法で防止しにくい場合には、竹刺し、五徳縫い等を併用すると有効である。なお、き裂の部分は、土で埋め戻して、雨水の流入を防止する。



#### (5) ネット張りき裂防止工

竹の入手が困難な地域では、折り返しと同様天ばおよびのり面のき裂の拡大を防止するため、古裂の両側に杭を打ち込みき裂箇所をネットで覆う。

天ばの表のりと裏のりに杭を打ち、ネット（金網）を使用し、両端は鉄線で留め杭へ結束する。杭は、き裂の大きさに応じ根入長を考える。ネット上には、重り土のう、コンクリートブロックをのせ安定させる。ネット（金網）は、1.0 cm程度の網目とし鉄線はφ 4 mm程度がよい。



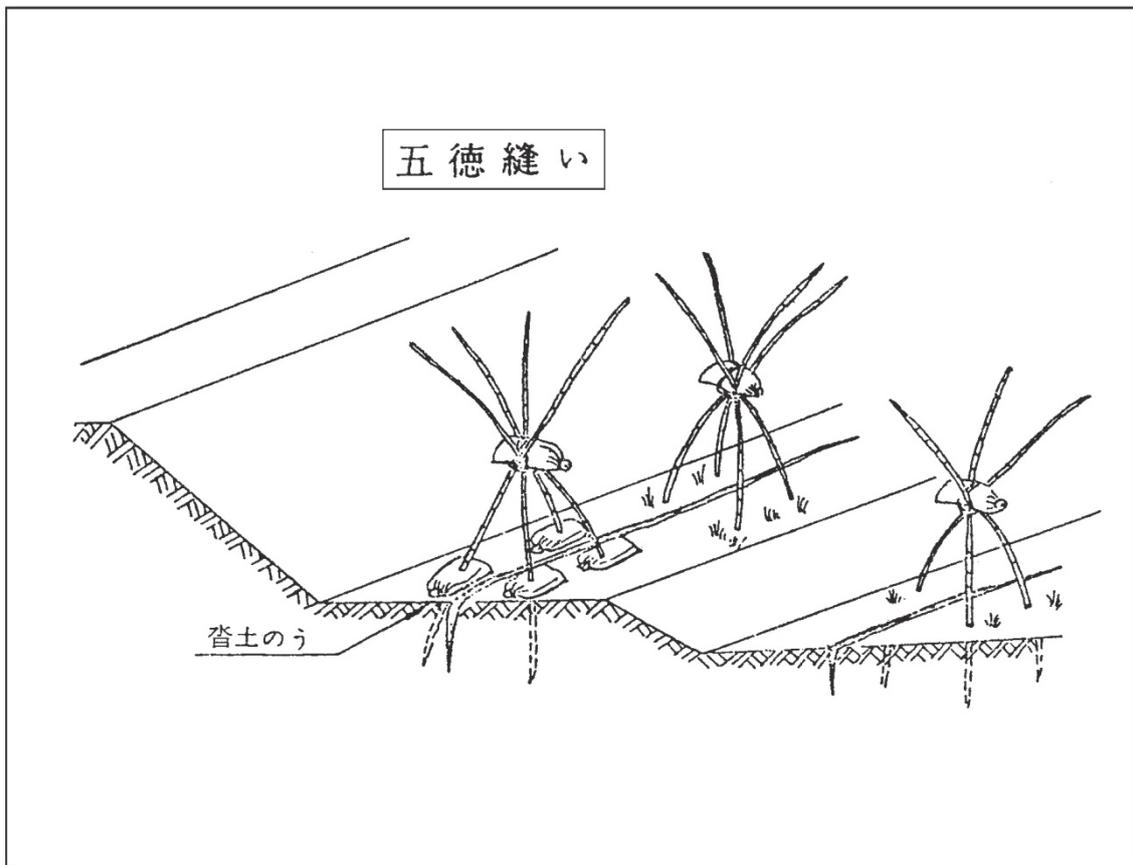
## 8 川裏崩壊防止工法

湛水時間が長いあるいは長期の降雨のため堤体が飽和状態になったとき、小段またはのり面にき裂が入りこれに雨水が流入するとおり崩れとなる。このような箇所は、地盤の軟弱、軟土、のり先附近の湿潤なところに非常に多く発生する。この場合、水防工法としては五徳縫い、竹刺し、力杭打ち、かご止め、立てかご、杭打ち積み土のう、土のう羽口、築きまわし、継ぎ杭打ち、珊瑚かき詰め土のう等の工法が適する。

### (1) 五徳縫い工（その1）

裏のりまたは小段におけるき裂の拡大を防止する工法で、き裂をはさんでこれを縛るようにするため目どおり15～18cmの竹3本か4本を1組になるよう2～3人で地中深く正三角形または正方形に1m間隔に竹を刺し地上1.2～1.5m程度の所で1組づつ縄、鉄線で結束し、その交叉上に重り土のうをのせる工法である。

当工法は、使用する竹の本数によって3本建て、4本建てがあり、当工法を何組か適当な間隔に組み立て、のり崩れを防止するが、堤体が軟弱で竹が曲っても堤体が締まらないことのないように、足に土のうをはかせる場合もある。踏み土のうは、のり長方向に長手をおき、土と密着するよう踏み固め、その上から竹を刺す。竹を五徳形に結束するには、まず2本しぼり、次に3本目の竹を引き寄せ、前の縄の端で巻き4本目も同様にして最後に竹の大きさに応じて数回巻きつけ結束する。なお、き裂の部分は、埋め戻しを行い雨水の流入を防止する。



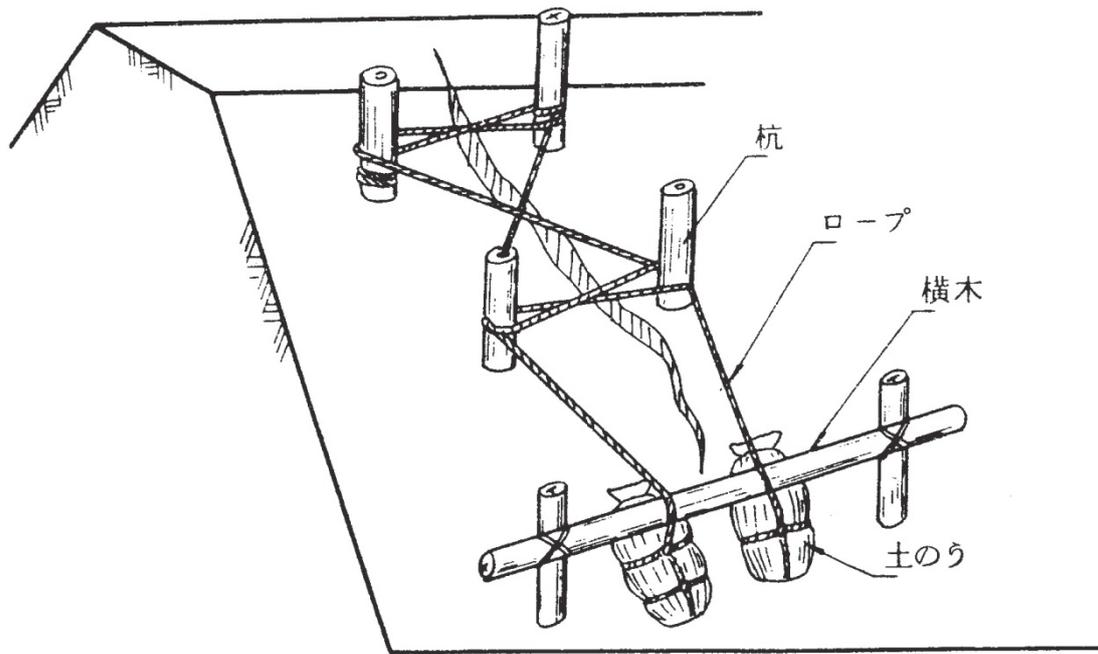
五徳縫い数量表（1組1本当たり）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	竹	目通り周 18cm 末 延	本	3				3本建の場合
	土のう	ひも付き	袋	4				
	二子縄	16.5m	本	1				
	竹	目通り周 18cm 末 延	〃	4				4本建の場合
	土のう	ひも付き	袋	5				
	二子縄	18.0m	本	1				

(2) 五徳縫い工（その2）

竹の入手が困難で杭の入手が比較的容易な地域でのり面のき裂の拡大防止工法である。

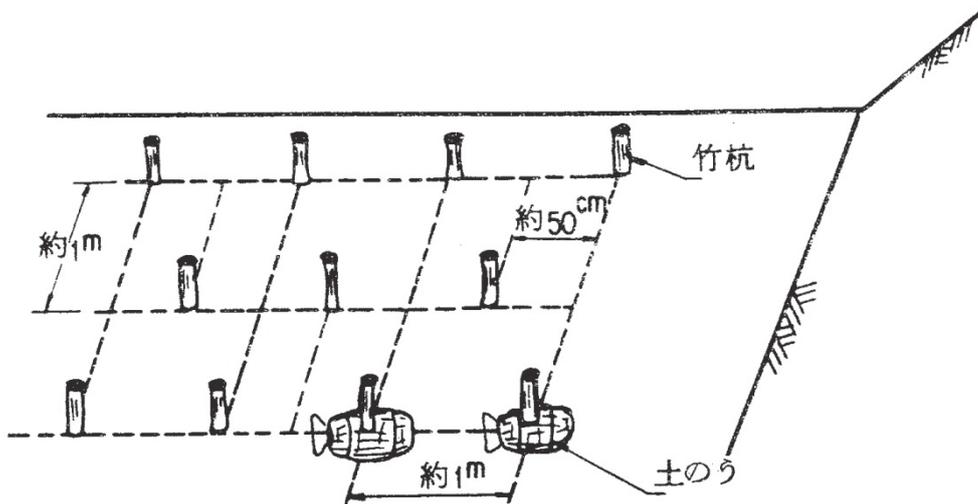
木杭をき裂箇所の両側に4本程度を対称または千鳥に打ち込み、このうち2本の杭に丈夫なロープをしばり、他の杭にくつひもの様にまわす。このロープの先に十分重い土のうをつるす。のり面が緩こう配で俵がすべり落ちない場合は、杭を2本別に打ち込みこれに横木をかけ、土のうにつけた縄をこれにかけ土のうを宙づりとし、き裂の部分は埋め戻しを行い雨水の流入を防ぐ。



(3) 竹刺し工

五徳縫いの簡易工法ともいべきもので、目どおり12～18cmの竹を堤体深く刺し、深い土と浅いのり面附近の土とを一体化させて、のり面がすべらないようにするものである。

天端あるいはのり尻におおむね平行に約1m間隔に第1列の竹を刺し、2列以下は千鳥になるようにする。竹の方向は、のり面に直角とし、竹の長さは1～1.5mが適当である。また、のり面が軟弱な場合は、土のうを置いてくし刺しする。当工法は、五徳縫い工と併用すると効果的である。



(4) 力杭打ち工

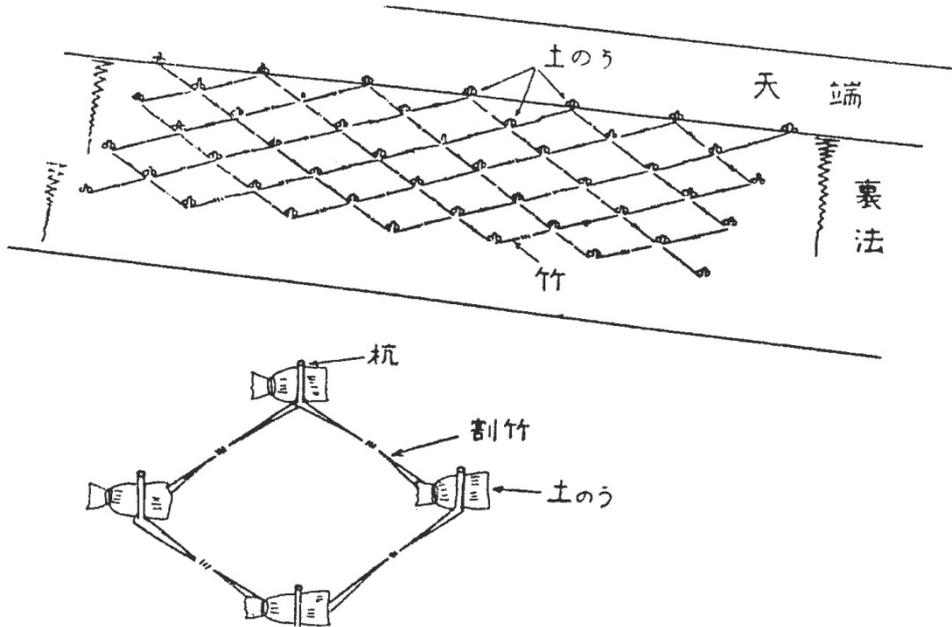
竹刺し工の竹に代わって木杭を使用するもので、力杭を1～3列に打ち込み、のり崩れが起きそうなのり、のり先附近の地盤の緩みを固めるものである。

(5) かご止め工

五徳縫いは、竹を用いたものであるが、かご止めは木杭を用いのり面のき裂、のり面崩壊を防止するものである。

長さ1.8～2.7mの杭を2m間隔にき裂全体をおおうように直角に杭頭を20～30cm残すように

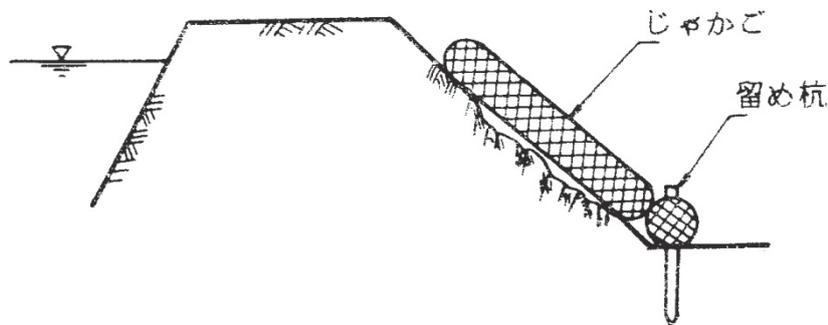
打ち込む。さらにその中間に千鳥に打ち、ひし形になるよう鉄線で相互に緊結する。鉄線の代わりに割竹を継ぎ留めることもある。各杭の根もとに重り土のうを置く。また、かご止め工は、川表側がき列を生じたときに用いることもあるが、この場合は、のり面にそだを敷いて保護し杭ごとに重し土のうをのせて、堤腹の崩壊を防止する。



(6) 立てかご工

急流河川においては、堤防は一般に玉石混りの切込砂利で造られていることが多く、このため芝の根張りが不完全な裏のりが浸透水または内水によりのり崩れを起こすので立てじゃかごを伏せ込みこれを防止する工法である。

のり先に沿いじゃかごを1列布設し留め杭を打ち、これを基礎としてじゃかごを縦に布設するか、または立てじゃかごのみを施工し、これに数本の留め杭を打つこともある。なお、のり面が軟弱である場合は、敷そだを行い、その上にじゃかごを施工することもある。

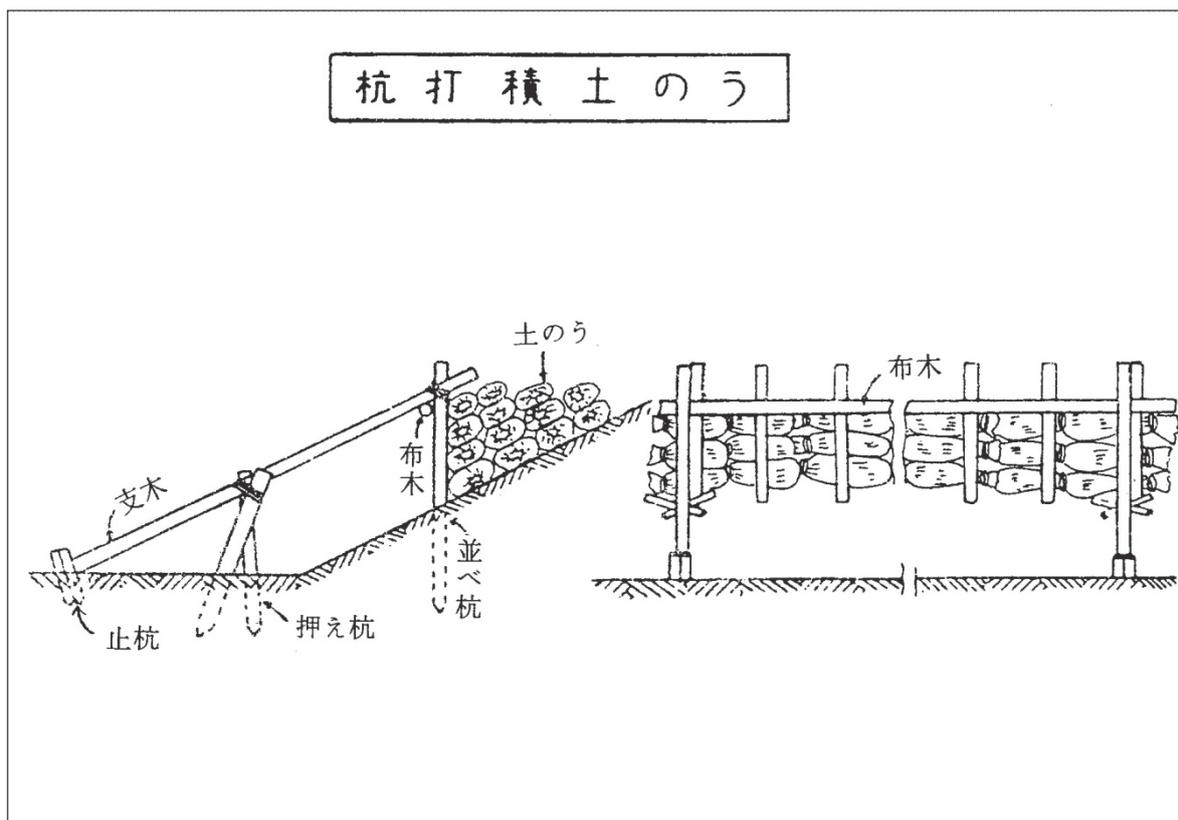


(7) 杭打ち積み土のう工

のり崩れまたはその恐れがあるとき、その下部に杭を打ちならべ、これに積み土のうを行う方法である。

のり崩れの下部に長さ2.5 m程度の杭を土のう1袋につき1本の割合で打ち、これに長手の土のうを段積みにし、杭頭より30 cm下りに布木を取りつけ約3.6 m間隔で長さ4 mの支え木を打ち布木に鉄線で十分結束する。支え木の中に長さ1.5 mぐらいの押え木2本を合掌に打ちはさみ結束する。支え木の根もとに長さ1.2 mぐらいの杭2本をならべて打ち根止めとする。

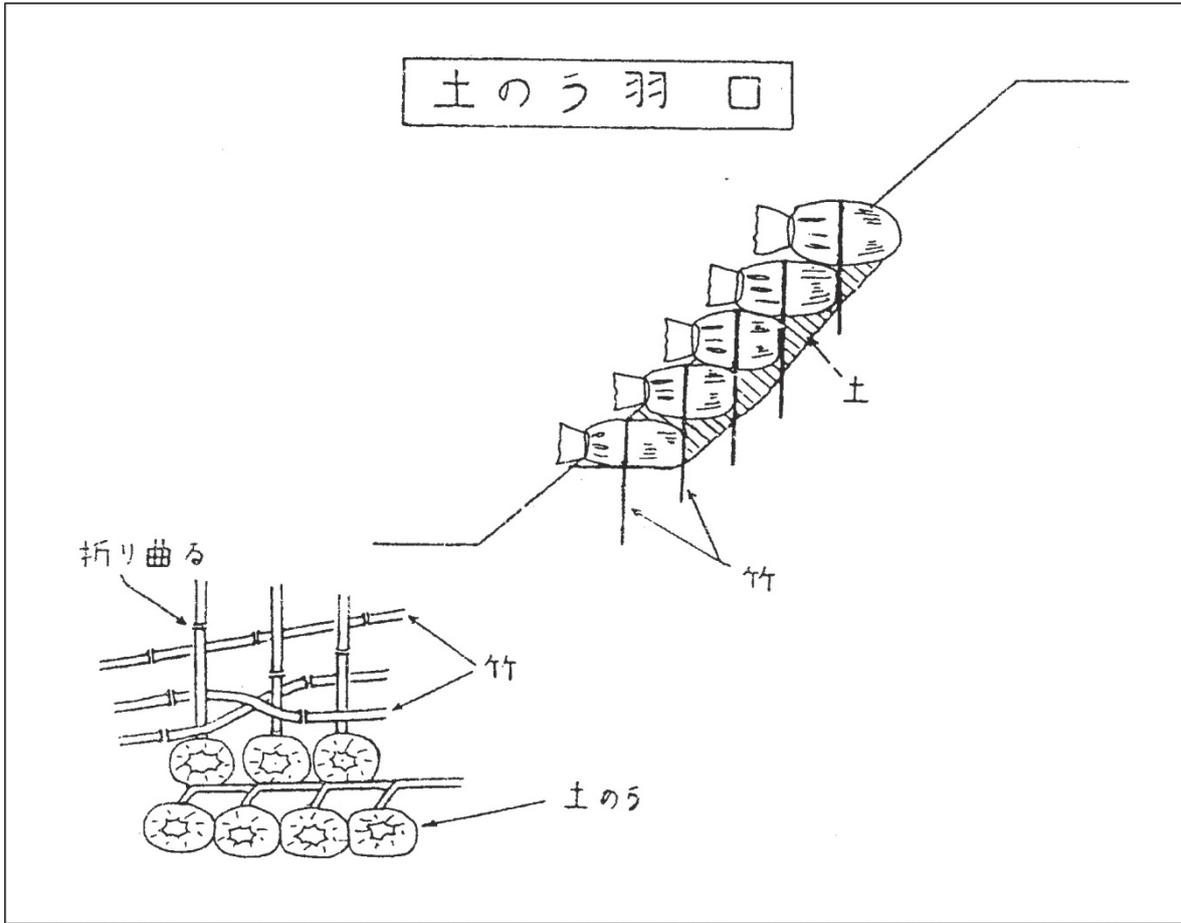
なお、場合によっては、支え木と杭および押え杭の交叉上に重し土のうを載せることもある。



(8) 上のう羽口工

川裏、川表が崩壊した時、堤防断面の補強または、のり崩れの拡大を防止するため、崩壊の下部から土のうを小口にならべ積みあげるものである。

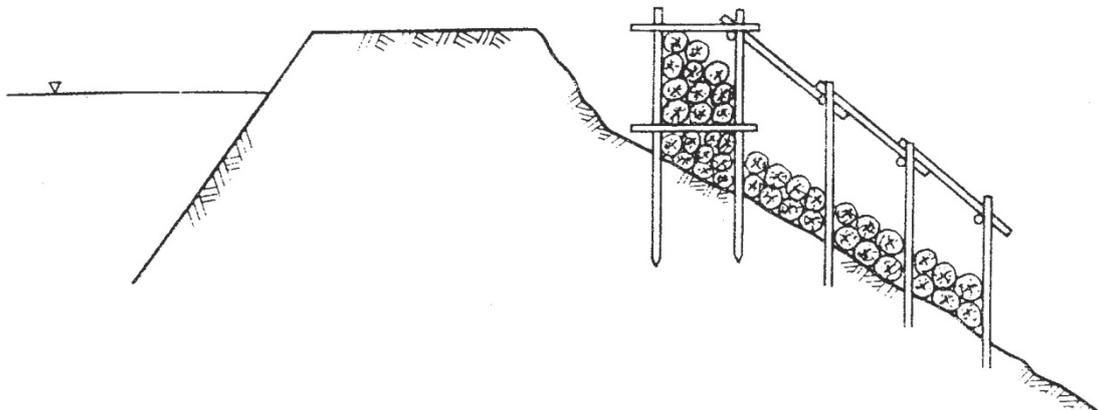
崩壊の下部に土のうを小口にならべ1段積みし、この土のうの中央に竹を突き刺し止めるか、周囲6～9 cmの竹を深く突き刺してじゃばら縫いをして土のうを安定させ土のうの間げきと裏に土を詰め突き固める。2段目からは、半袋引きのこう配をあたえ順次積み上げてゆく。



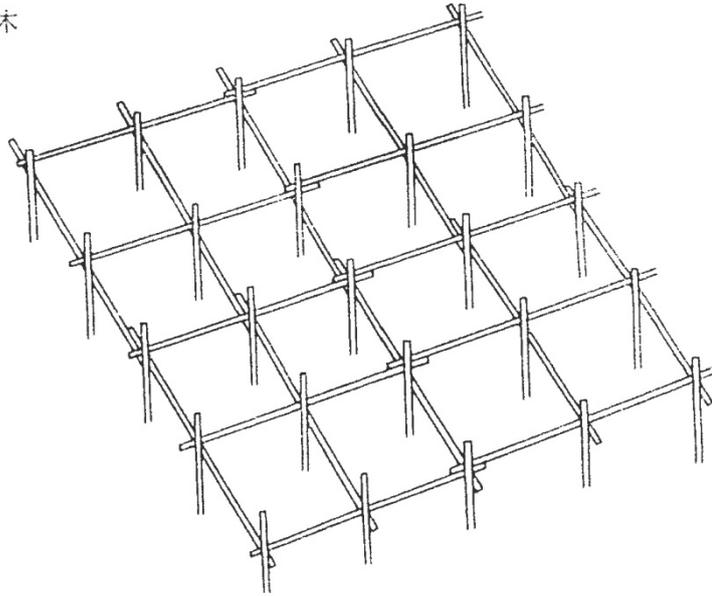
(9) つなぎ杭打ち工

裏のりの崩壊した箇所の前面に木杭を数列に打ち並べ、これを連結し、その中に土のうを詰め込み堤防断面の補強を図るものである。

杭の間隔は、堤防に沿って約80cmとし、上下各列の間隔は詰土のうができる程度に打ち、各杭とも布木を鉄線または丸鋼でもって緊結する。なお、詰土のうは、いも継ぎにならないように結込む。



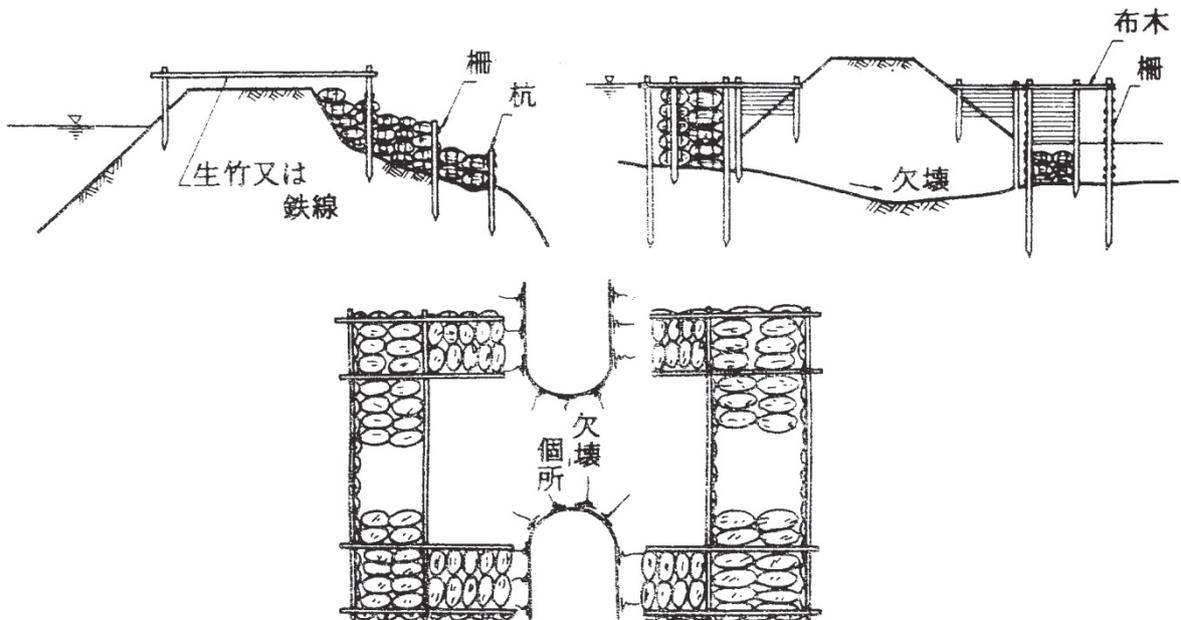
布 木



(10) さくかき詰め土のう工

崩壊の程度によってその最下部より天ばと平行に数列の杭を打ち、その各列に竹、そだでさくを作つて詰め土のうを行い補強する工法である。

詰め土のうは、小口ならべにし、その間げきは粘土質または良質な土を詰め十分突き固めをする。高さによって杭の転倒等を防ぐため、各杭列間および表肩など適当な所に杭を打ち、鉄線または竹で連結する。また、この工法は、小河川が破堤した場合に仮締切として利用され、その場合川表と川裏ののり先附近に各2列の杭を打ち、これに竹さくをもうけ土のうを詰め、各さく、抗間は鉄線および丸太で連結し、間詰め土のう間を土砂で充填する。



# 第11章 諸 法 規

## 水 防 法

(昭和二十四年六月四日法律第百九十三号)  
最終改正：令和五年五月三十一日法律第三七号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条―第八条）
- 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）
- 附 則

### 第一章 総 則

#### （目 的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

#### （定 義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門こらの操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律

第百六十七号) 第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第二章 水防組織

### (市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

### (水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

### (水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

### (水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、

当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都道府県に係る水防事務については、関係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある

ことを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
  - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
  - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
  - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
  - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通

省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
  - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
  - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

#### （高潮浸水想定区域）

- 第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
  - 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
  - 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
  - 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の

国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防

組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同

法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の

拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した

地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認め、指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係るのある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急のある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応 援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれに関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは取用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
  - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
  - 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消

防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

#### (水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

#### (津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

### 第四章 指定水防管理団体

#### (水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

#### (水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

#### (水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

## 第五章 水防協力団体

### (水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

### (水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### (水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

### (監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

### (情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

## 第七章 雑 則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条

例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表 彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報 告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第八章 罰 則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万

円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則（平成二七年五月二〇日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

- 2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月一九日法律第三一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検 討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定により改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一河川法(昭和二十二年法律第百六十七号)の項第一号イ中「第十六条の三第一項」の下に、「第十六条の四第一項」を加え、「第五十八条の十から第五十八条の十二まで」を「第五十八条の十一から第五十八条の十三まで」に改め、合号ハを同号ニとし、同号ロ中「第三十三条第四項」を「第十六条の四第一項、第三十二条第四項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第十六条の四第一項の規定により、指定区間内の一級河川に関して都道府県が処理することとされている事務

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定(「第七条の二第二項」

を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。)及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定(同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。)、第七条の規定(同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。)並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の項第一号の改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検 討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

# 高知県水防法施行細則

○高知県水防法施行細則

(昭和24年7月30日規則第43号)

改正 昭和29年7月19日規則第38号 昭和29年7月19日規則第38号  
 昭和31年6月26日規則第29号 昭和40年5月4日規則第38号  
 昭和52年7月1日規則第41号 平成18年5月19日規則第74号

高知県水防法施行規則を次のように定める。

## 高知県水防法施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、水防法（昭和24年法律第193号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成18年規則74号〕

(優先通行の標識)

第2条 水防法第18条の標識は、別記様式によるものとする。

全部改正〔平成18年規則74号〕

(水防信号)

第3条 水防法第20条第1項に規定する信号は、別表に定めるとおりとする。

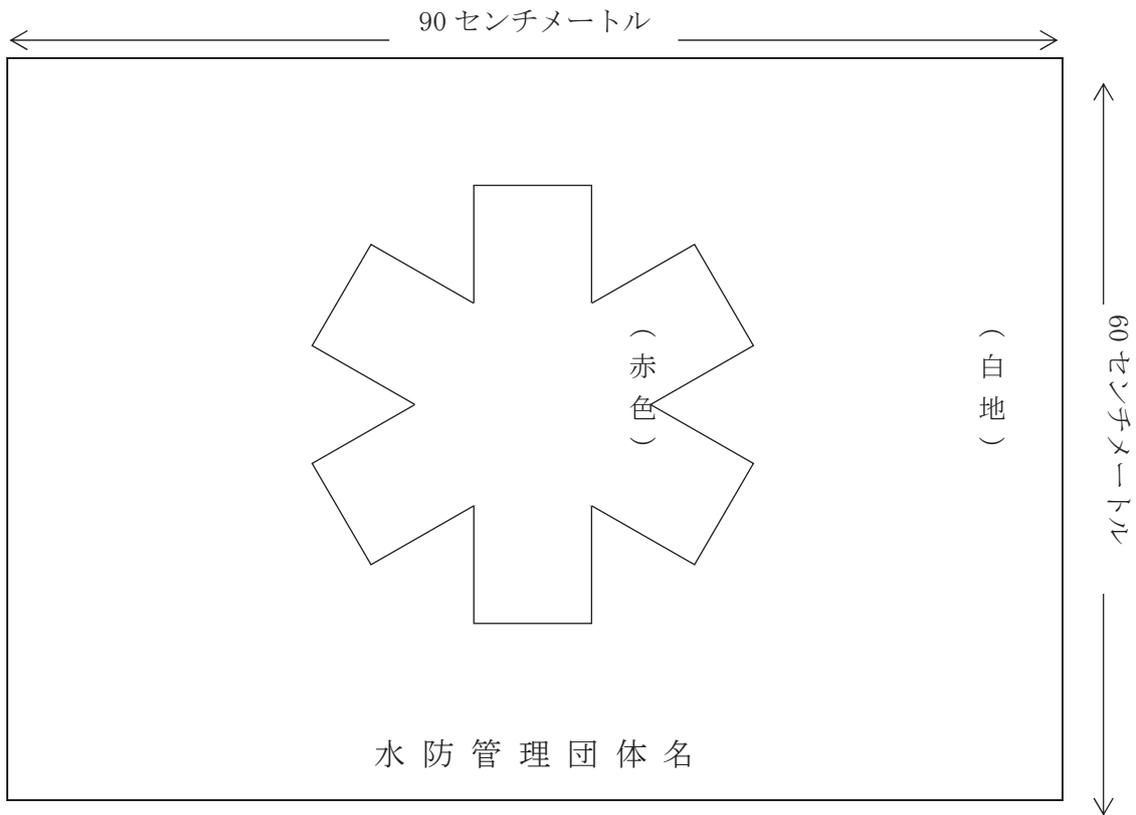
全部改正〔昭和52年規則41号〕、一部改正〔平成18年規則74号〕

別表(第3条関係)

水防信号		
種別	打鐘信号	サイレン信号
警戒水位に達しなお増水のおそれがあるとき (水災警報)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 3点打 5回	30秒 ○———6秒○——— ○——— ○——— ○——— 6秒を間し30秒吹鳴 5回
関係諸機関の出動信号	○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ 3連打 5回	3秒 10秒 ○—3秒 ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— 3秒吹鳴、3秒を間し10秒吹鳴 5回
(危険区域内住民) 避難退去信号	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ 乱打	3秒 ○—1秒 ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— 1秒を間し3秒吹鳴 10回
解除信号	○ ○○ ○ ○○ ○ ○○ ○ ○○ ○ ○○ 1点、2点の斑打 5回	○——— 長声 1回

全部改正〔昭和26年規則12号〕、一部改正〔昭和52年規則41号・平成18年74号〕

別記様式（第2条関係）



# 高知県水防協議会条例

## ○高知県水防協議会条例

(昭和28年1月26日条例第6号)

改正 平成11年12月27日条例第54号  
平成25年12月27日条例第85号

## 高知県水防協議会条例

(設置等)

第1条 この条例は、水防法(昭和24年法律第193号)第8条第1項の規定に基づき高知県水防協議会(以下「協議会」という。)を設置するとともに、同条第5項の規定により協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成11年条例54号・25年85号〕

(会長)

第2条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

一部改正〔平成25年条例85号〕

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

一部改正〔平成25年条例85号〕

一部改正〔平成25年条例85号〕

(委員の定数等)

第3条 委員の定数は、15人とする。

追加〔平成25年条例85号〕

2 水防法第8条第4項に規定する関係行政機関の職員及び水防に関係のある団体の代表者である委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。

一部改正〔平成25年条例85号〕

3 前項に規定するその他の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

一部改正〔平成25年条例85号〕

4 知事は、特別の必要があると認めるときは、委員を解任し、又は解嘱することができる。

一部改正〔平成25年条例85号〕

5 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者が、その職務を行うことができる。

一部改正〔平成25年条例85号〕

一部改正〔平成25年条例85号〕

(招集)

第4条 会長は、協議会の会議(次条において「会議」という。)を招集し、その議長となる。

一部改正〔平成25年条例85号〕

(議事)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

一部改正〔平成25年条例85号〕

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成25年条例85号〕

一部改正〔平成25年条例85号〕

(雑 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

一部改正〔平成25年条例85号〕

## 第 12 章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

### (1) 気象情報

気象庁

- ・気象警報・注意報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>

- ・アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>

- ・ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

- ・大雨危険度

[https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning\\_level](https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning_level)

- ・洪水警報の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

- ・大雨警報（浸水害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

高知地方気象台

<https://www.data.jma.go.jp/kochi/>

### (2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報

【PC版】<https://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】<https://www.river.go.jp/s/>

### (3) 潮位・波高

国土交通省

- ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC版】<https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン・携帯版】<http://nowphas.mlit.go.jp>

気象庁

- ・潮位観測情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>

- ・海洋の健康診断表・波浪に関するデータ

[https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index\\_wave.html](https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html)

(4) 高知県

- ・ こうち防災情報

<https://kochi-bousai.my.site.com>

- ・ 高知県防災アプリ

インストール方法は以下のウェブサイトを参照

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010101/2020040200015.html>

(5) 危機管理型水位計

危機管理型水位計運用協議会 運営事務局

- ・ 川の水位情報（危機管理型水位計）

<https://k.river.go.jp>

# 第13章 ダム・水門等の操作

## ○鏡ダム操作規則

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001150.htm>

(昭和42年3月17日規則第12号)

改正	昭和54年3月31日規則第9号	昭和59年4月1日規則第20号
	平成10年4月1日規則第65号の3	平成15年4月1日規則第43号
	平成15年11月7日規則第111号	平成17年3月1日規則第6号
	平成17年4月1日規則第61号	平成18年4月1日規則第59号
	平成19年4月1日規則第50号	平成30年3月27日規則第29号

### 鏡ダム操作規則

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条－第10条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第11条－第13条）
- 第4章 洪水調節等（第14条－第21条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第22条－第27条）
- 第6章 ゲートの操作（第28条－第31条）
- 第7章 点検、整備等（第32条・第33条）
- 第8章 記録等（第34条－第37条）
- 第9章 雑則（第38条）

#### 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、鏡ダムの操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

第2条 鏡ダムは、洪水調節、上水道用水及び工業用水道用水の供給並びに発電をその用途とする。

#### 第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒300立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 洪水期間 7月1日から9月30日までの期間
- (2) 非洪水期間 10月1日から翌年6月30日までの期間

(水位の測定)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高75メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時満水位)

第7条 貯水池の洪水時満水位は、標高77メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第8条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、次に掲げる水位とし、洪水期間においては、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

- (1) 7月1日から7月31日までの期間においては、標高68メートル
- (2) 8月1日から9月20日までの期間においては、標高63メートル
- (3) 9月21日から9月30日までの期間においては、標高68メートル

(最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高53メートルとする。

(予備放流水位の最低限度)

第10条 予備放流水位の最低限度は、標高63メートルとする。

### 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第11条 洪水調節は、標高63メートルから標高77メートルまでの容量最大613万立方メートルを利用して、洪水期間にあつては水位を制限水位より上昇しないよう制限するほか、予備放流により水位を低下させて行い、非洪水期間にあつては予備放流により水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、標高63メートルから標高77メートルまでの容量最大613万立方メートルを利用して行うものとする。

(上水道用水及び工業用水道用水のための利用)

第12条 上水道用水及び工業用水道用水の供給は、洪水期間にあつては標高53メートルから第8条各号に掲げる標高までの容量最大402万立方メートルを、非洪水期間にあつては標高53メートルから標高75メートルまでの容量最大729万立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第13条 発電は、洪水期間にあつては標高60メートルから第8条各号に掲げる標高までの容量最大262万立方メートルを、非洪水期間にあつては標高60メートルから標高75メートルまでの容量最大589万立方メートルを利用して行うものとする。

### 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 高知県高知土木事務所鏡ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 高知地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければ

ならない。

- (1) 高知県土木部河川課、高知県高知土木事務所、高知地方気象台、四国電力株式会社高知支店その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- (3) 洪水調節計画を立て、予備放流水位を定めること。
- (4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第16条 所長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第3号の規定により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第17条 所長は、次に掲げるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、これによらないことができる。

- (1) 流入量が毎秒300立方メートルに達するまでは流入量を限度として極力放流し、流入量が毎秒300立方メートルから一度最大に達した後、当該流入量が放流量に等しくなるまでは一定開度により流水を放流して洪水調節を行うこと。
- (2) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において水位が制限水位又は常時満水位に低下するまでの間に流入量が再び増加したときは、流入量が同条に規定する放流量（毎秒300立方メートル以上のものに限る。）と等しくなったとき以降は、前号の規定を準用して放流すること。

(洪水調節後等における水位の低下)

第18条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあっては制限水位を、排洪水期間にあっては第6条に規定する常時満水位を超えているときは、速やかに水位をそれぞれ制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、濁水対策上特に必要があると認める場合は、利水に支障を与えない範囲で制限水位以下に水位を低下させることができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第19条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合は、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第20条 所長は、第14条の規定による洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第21条 所長は、気象、水象その他の状況により第15条第3号の規定により定めた予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合は、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

## 第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第22条 ダムによって貯留された流水は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に限り放流すること

ができる。

- (1) 非洪水期間において、水位が第6条に規定する常時満水位を超えるとき。
- (2) 非洪水期間から第8条第1号に掲げる期間及び同条第1号から第2号に掲げる期間に移るに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- (3) 洪水期間において、水位が制限水位を超えるとき。
- (4) 第16条の規定により予備放流を行うとき。
- (5) 第17条の規定により洪水調節を行うとき。
- (6) 第18条の規定により洪水調節後又は洪水に達しない流水の調節後に水位を低下させるとき。
- (7) 第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- (8) 第25条の規定により下流の上水道用水、工業用水道用水及び既得水利のための放流を行うとき。
- (9) 第32条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特にやむを得ない理由により放流を行うとき。

(放流の原則)

第23条 所長は、ダムから放流を行う場合は、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流にならないよう努めるものとする。

(放流量)

第24条 ダムから放流を行う場合におけるダムからの放流量は、次に掲げる量から発電所の使用水量（毎秒10立方メートル以内とする。）を控除した量を超えないようにしなければならない。

- (1) 第22条第1号、第3号又は第7号に掲げる場合は、流入量に相当する量
- (2) 第22条第2号、第4号、第9号又は第10号に掲げる場合は、毎秒300立方メートル
- (3) 第22条第5号、第6号又は第8号に掲げる場合は、それぞれ第17条、第18条又は第25条の規定による放流量

(下流の上水道用水、工業用水道用水、既得用水等のための放流)

第25条 所長は、ダムによる流水の貯留を利用して行う上水道用水及び工業用水道用水の供給のため必要があると認める場合は、上水道用水にあつては毎秒0.961立方メートル、工業用水道用水にあつては毎秒1.195立方メートルの流水を宗安寺地点において確保できるよう必要な流量をダムから放流しなければならない。

2 所長は、既得用水（鏡川総合開発事業全体計画策定前にその権原が生じた水利使用をいう。）の供給及び流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合は、次の各号に掲げる期間に応じてそれぞれ当該各号に定める流水を宗安寺地点において確保できるよう自流を限度として必要な流量をダムから放流しなければならない。

- (1) 1月1日から4月15日まで及び11月1日から12月31日まで 毎秒1.984立方メートル
- (2) 4月16日から4月30日まで及び10月1日から10月31日まで 毎秒2.294立方メートル
- (3) 5月1日から5月19日まで及び6月11日から9月30日まで 毎秒3.684立方メートル
- (4) 5月20日から6月10日まで 毎秒4.124立方メートル

(放流量等の決定)

第26条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合は、発電所の使用水量を確認して放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の規定による決定をしようとする場合は、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水調節後等に水位を低下させる場合を除き、あらかじめ四国電力株式会社高知支店に連絡しなければならない。

(放流に関する通知)

第27条 所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別表第1に定める関係機関に対し、同表に定める方法により通知するとともに、知事が別に定めるところにより一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

## 第6章 ゲートの操作

(ゲートの操作の方法)

第28条 ゲート进行操作してダムから放流を行う場合は、第22条第5号の規定に該当する場合を除き、クレストゲートの操作により行うことを原則とし、これによって所要の放流を行うことができないときは、オリフィスゲート进行操作して放流を行うものとする。

(クレストゲートの操作)

第29条 クレストゲートは、8月1日から9月20日までの期間にあつては、第17条の規定により洪水調節を行う場合を除き常に全開しておくものとし、その他の期間にあつては、次に掲げる場合を除き常に閉塞しておくものとする。

- (1) 第22条各号のいずれかに該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- (2) 第32条の規定によりクレストゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(オリフィスゲートの操作)

第30条 オリフィスゲートは、次に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- (1) 第22条各号のいずれかに該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- (2) 第32条の規定によりオリフィスゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(放流管バルブの操作)

第31条 放流管バルブは、次に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- (1) 水位が標高60メートル以下にある場合において、ダムから放流する必要があるとき。
- (2) 次条の規定により放流管バルブの点検又は整備を行うため必要があるとき。

## 第7章 点検、整備等

(点検及び整備)

第32条 所長は、ダム本体、ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）进行操作するため必要な機械及び器具、警報、通信連絡、観測等のため必要な設備、監視のため必要な船舶、警報のため必要な車両並びにこれらの操作のため必要な資材を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行い、特にゲート等及び予備電源設備については、適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第33条 所長は、別表第2に定める事項に関し、それぞれ同表に定める項目について調査又は測定を行わなければならない。

## 第8章 記録等

(ゲート等の操作記録)

第34条 所長は、第16条若しくは第18条の規定により放流を行ったとき、第17条の規定により洪水調節を行ったとき又は第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次に掲げる事項を記録しておかななければならない。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) ゲート等の操作の理由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度並びにゲート等の操作による放流量及び水位の変動
- (3) ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床変動の状況
- (4) 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に記載を必要とする事項

2 所長は、前項に規定する場合を除き、第29条各号、第30条各号又は第31条各号に該当する場合においてゲート等を操作したときは、その状況を前項の規定に準じて記録しておかなければならない。

(調査結果等の記録)

第35条 所長は、第33条の規定により調査又は測定を行った結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第36条 所長は、知事が別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(報告事項)

第37条 所長は、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) ダムから放流を行ったときの状況
- (2) 前条のダム管理月報及びダム管理年報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

## 第9章 雑 則

(雑 則)

第38条 この規則に定めるもののほか、鏡ダムの操作に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

(他の規則の廃止)

2 工事中における鏡ダム操作規則（昭和41年高知県規則第91号）は、廃止する。

附 則（昭和54年3月31日規則第9号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日規則第20号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第65号の3）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第43号）抄  
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年11月7日規則第111号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月1日規則第6号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第61号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成17年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を發せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

健康福祉部医療対策課 健康福祉部新病院整備課 健康福祉部薬務課	健康福祉部医療薬務課
商工労働部労働政策課 商工労働部雇用対策室	商工労働部雇用労働政策課
出納事務局出納課	出納局出納課
出納事務局会計課	出納局会計課
南国県税事務所	中央東県税事務所
中央県税事務所	中央西県税事務所
東部福祉事務所 東部保健所	東部福祉保健所
中央東福祉事務所 中央東保健所	中央東福祉保健所
中央西福祉事務所 中央西保健所	中央西福祉保健所
高幡福祉事務所 高幡保健所	高幡福祉保健所
幡多福祉事務所 幡多保健所	幡多福祉保健所
高知河川事務所 高知河川事務所鏡ダム管理事務所	高知土木事務所

- 3 平成17年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる職に補せられている者で、別に辞令を發せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に勤務を命ぜられている所属において次の表の右欄に掲げる職に補せられたものとする。

改良普及員	普及指導員
専門改良普及員	専門普及指導員
林業改良指導員	林業普及指導員
水産業改良普及員	水産業改良指導員

(高知県職員被服貸与規則の一部改正)

4 高知県職員被服貸与規則(昭和45年高知県規則第41号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(高知県庁舎管理規則の一部改正)

5 高知県庁舎管理規則(平成5年高知県規則第29号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正)

6 高知県防災行政無線電話施設管理規則(昭和52年高知県規則第52号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(河川法施行細則の一部改正)

7 河川法施行細則(昭和40年高知県規則第25号の2)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鏡ダム操作規則の一部改正)

8 鏡ダム操作規則(昭和42年高知県規則第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(下田川水門等操作規則の一部改正)

9 下田川水門等操作規則(昭和57年高知県規則第40号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(廓中堰操作規則の一部改正)

10 廓中堰操作規則(昭和61年高知県規則第58号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鏡川堰操作規則の一部改正)

11 鏡川堰操作規則(昭和61年高知県規則第59号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(高知県用品等調達特別会計規則の一部改正)

12 高知県用品等調達特別会計規則(昭和32年高知県規則第22号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成18年4月1日規則第59号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年4月1日規則第50号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 略

3 略

(高知県個人情報保護制度委員会規則の一部改正)

4 略

- (高知県県民室設置運営規則の一部改正)
- 5 略
- (高知県損害賠償等審査会規則の一部改正)
- 6 略
- (知事等の期末手当に関する規則の一部改正)
- 7 略
- (次世代育成支援対策推進法第19条第1項に規定する特定事業主等を定める規則の一部改正)
- 8 略
- (高知県職員被服貸与規則の一部改正)
- 9 略
- (高知県予算規則の一部改正)
- 10 略
- (高知県財産規則の一部改正)
- 11 略
- (高知県庁内防火管理規則の一部改正)
- 12 略
- (高知県庁舎管理規則の一部改正)
- 13 略
- (私立学校法等施行細則の一部改正)
- 14 略
- (高知県住民基本台帳法施行細則の一部改正)
- 15 略
- (高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則の一部改正)
- 16 略
- (高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正)
- 17 略
- (貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)
- 18 略
- (高知県漁業専門委員設置規則の一部改正)
- 19 略
- (高知県漁船法施行細則の一部改正)
- 20 略
- (高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)
- 21 略
- (河川法施行細則の一部改正)
- 22 略
- (永瀬ダム操作規則の一部改正)
- 23 略
- (鏡ダム操作規則の一部改正)
- 24 鏡ダム操作規則(昭和42年高知県規則第12号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

(下田川水門等操作規則の一部改正)

25 略

(桐見ダム操作規則の一部改正)

26 略

(坂本ダム操作規則の一部改正)

27 略

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

28 略

(高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則の一部改正)

29 略

(江の口川水門操作規則の一部改正)

30 略

(浦戸湾水門等操作規則の一部改正)

31 略

(高知県契約規則の一部改正)

32 略

(高知県旅費支給事務集中処理規則の一部改正)

33 略

(高知県用品等調達特別会計規則の一部改正)

34 略

(高知県給与支給事務集中処理規則の一部改正)

35 略

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第27条関係)

第27条等の規定による連絡機関

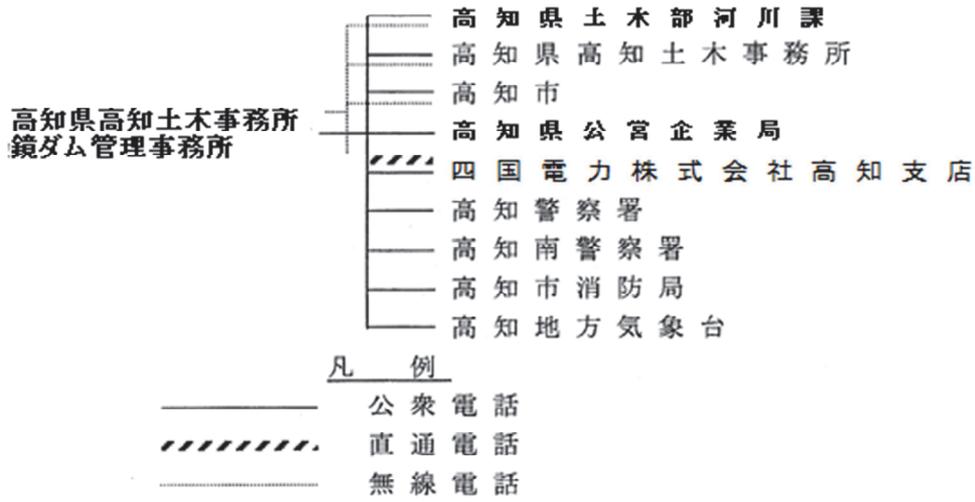
1 連絡機関



凡 例

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| A …… 第 2 7 条       | 放 流 に 関 す る 通 知         |
| B …… 第 1 5 条 第 1 項 | 洪 水 警 戒 態 勢 中 の 状 況 連 絡 |
| C …… 第 3 3 条       | 毎 日 定 時 通 報             |

2 連絡方法



別表第2(第33条関係)

第33条の規定による調査測定事項

事項	項目
気象	天候 気圧 気温 湿度 風向 風速 降水量
水象	水位 流量 貯水位 流入量 放流量 取水量 水温 堆砂
提体	揚圧力 漏水量
効果	洪水調節 発電 上水道 工業用水

## ○鏡ダム操作規程

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001151.htm>

(昭和42年3月17日訓令第6号)

改 正	昭和54年3月31日訓令第4号	昭和59年4月1日訓令第1号
	平成10年4月1日訓令第2号	平成15年11月7日訓令第18号
	平成17年4月1日訓令第3号	平成18年4月1日訓令第6号
	平成30年3月27日訓令第1号	

### 鏡ダム操作規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鏡ダム操作規則（昭和42年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、鏡ダム（以下「ダム」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(流 入 量)

第2条 規則第3条に規定する流入量（以下「流入量」という。）は、弘瀬地点の流量並びに瀬戸川及び地蔵寺川からの分水量をもとにして、次式によって算定するものとする。ただし、貯水池の水位の上昇及び低下の時間的な割合から算定した数値によって、流入量を修正することができる。

$$Q = F(g1) + g2$$

算式の符号は、

Qは、流入量

Fは、1.146

g1は、弘瀬地点の流量

g2は、瀬戸川及び地蔵寺川からの分水量

(地蔵寺川取水堰（えん）水路内水位計の流量)

(洪水警戒体制等)

第3条 規則第14条第2号の洪水が予想されるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) ダムの流域内（以下「流域内」という。）において、総雨量が120ミリメートル又は3時間雨量が40ミリメートルに達した後、なお、相当の降雨が予想されるとき。
- (2) 流水量が毎秒50立方メートルに達した後、なお、相当の増量が予想されるとき。
- (3) 流域内に、著しい影響をもたらすと予想される台風の中心が、東経125度から東経145度までの間において北緯26度に達したとき。

2 高知土木事務所鏡ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、規則第14条の規定により洪水警戒体制をとった場合における職員の招集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(洪水の予測等)

第4条 規則第15条第2号の最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化は、次に掲げるところにより予測するものとし、その後入手した気象情報等によって漸次これらを修正するものとする。

- (1) 最大流水量は、総雨量から推定すること。
- (2) 洪水継続時間は、総雨量から推定すること。
- (3) 流入量の時間的変化は、最大流量を頂点とする三角波形とすること。

2 洪水調節容量は、計算によって推定された容量に20パーセント程度の余裕を見込むものとする。

(洪水に達しない流水の調節)

第5条 所長は、規則第19条の規定に基づき洪水に達しない流水の調節を行う場合は、規則第14条及び第15条の規定の例により必要な措置をとらなければならない。

(洪水警戒体制の解除)

第6条 所長は、流入量が毎秒300立方メートル以下に減少し、気象及び水象の状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、規則第20条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、直ちに規則第15条第1号の関係機関に連絡しなければならない。

(貯留された流水を放流することができる場合等)

第7条 規則第22条第2号に該当する場合において放流を行うときの水位の低下は、サーチャージ部を除き平均して行い、1日について1メートル以内とする。

2 規則第22条第10号の特にやむを得ない理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) ダム本体、貯水池等の監査又は補修を行う必要があるとき。

(2) 下流の河川維持用水等のため特に必要があると認められるとき。

(放流の原則)

第8条 所長は、規則第17条に規定する場合を除き、ダムから放流を行う場合は、次の表に定めるところにより、下流に急激な水位の変動を生じないようにしなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、これによらないことができる。

放流量を増加しようとするときに行っている放流量	放流量の増加量
毎秒10立方メートル未満	30分ごとに毎秒10立方メートル以内
毎秒10立方メートル以上30立方メートル未満	30分ごとに毎秒20立方メートル以内
毎秒30立方メートル以上50立方メートル未満	30分ごとに毎秒30立方メートル以内
毎秒50立方メートル以上100立方メートル未満	30分ごとに毎秒40立方メートル以内
毎秒100立方メートル以上300立方メートル未満	30分ごとに毎秒50立方メートル以内

(放流に関する通知等を行わなければならない場合)

第9条 所長は、規則第27条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、通知をし、及び警報を発しなければならない。

(1) ダムから毎秒5立方メートル以上の放流を開始するとき。

(2) 第8条ただし書の規定により、やむを得ず放流を行う場合で、下流に急激な水位の変動が生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第10条 規則第27条の規定による放流に関する通知は、規則別表第1に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）に対し行うものとし、一般に対する警報は、下流に設置されたサイレンを吹鳴させ、ダムから河口まで警報車によって警報を行うものとする。

(放流に関する通知等の方法)

第11条 規則第27条の規定による放流に関する通知等は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 関係機関に対する通知は、少なくとも、放流を開始する約1時間前に行う。

(2) 一般に対するサイレンによる警報は、各地点とも、放流を開始する15分前に吹鳴する。

(3) 一般に対する警報車による警報は、放流を開始する約30分前にダム管理事務所を出発し、各地点の水

位が上昇すると認められる約15分前に警報を行う。

(サイレンの吹鳴の方法)

第12条 前条第2号の規定による警報は、1分間サイレンを吹鳴させ、その後10秒間の休止をし、更に1分間サイレンを吹鳴させる方法により行うものとする。

(警報車による警報の方法)

第13条 所長は、警報車により警報を行う場合は、警報車に設置したスピーカーにより放流量、河川の水位の増加時刻等を一般に周知させるよう警報を発しなければならない。

(ゲートの名称)

第14条 ゲートは、左岸側から順次「左岸ゲート」、「中央ゲート」及び「右岸ゲート」というものとする。

(ゲートの操作の方法)

第15条 ゲートは、平常時は通常電源により操作するものとし、通常電源故障の場合は予備電源によるものとする。予備電源も故障のときは、手動により操作するものとする。

2 オリフィスゲートを操作する場合は、点検、整備又は故障の場合を除き、左右ゲートを同時に、かつ、同じ開度で操作するものとする。

(放流管バルブの操作の方法)

第16条 放流管バルブの操作については、前条第1項に規定するゲートの操作の方法に準じて行うものとする。

(点検及び整備)

第17条 規則第32条に規定する点検及び整備の方法は、別に定める要領によるものとする。

(調査又は測定)

第18条 規則第33条に規定する調査又は測定は、別に定める要領によるものとする。

(報告事項等)

第19条 所長は、次に掲げる場合は、速やかにその状況を知事に報告しなければならない。

- (1) 規則第14条の規定により洪水警戒体制をとったとき又は規則第20条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- (2) 規則第16条の規定により予備放流を行ったとき。
- (3) 規則第17条の規定により洪水調節を行ったとき又は規則第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行ったとき。
- (4) ダム本体、付属施設、貯水池又は貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- (5) 貯水位が規則第9条に規定する最低水位以下に低下したとき。

(雑 則)

第20条 所長は、規則第15条第1号又は規則第26条第2項の規定により連絡、通報等を受ける内容、期間等について、あらかじめ四国電力株式会社高知支店と協議しておかななければならない。

第21条 所長は、この規程を実施するため必要がある場合は、ダム操作実施要領を定めることができる。

2 所長は、前項の規定に基づきダム操作要領を定めたとき又はこれを変更したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月31日訓令第4号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日訓令第1号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日訓令第2号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年11月7日訓令第18号）

この訓令は、平成15年11月7日から施行する。

附 則（平成17年4月1日訓令第3号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

# ○永瀬ダム操作規則

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001152.htm>

(昭和41年9月20日規則第87号)

改正	平成9年4月1日規則第58号	平成12年12月26日規則第234号
	平成13年4月1日規則第79号	平成15年4月1日規則第43号
	平成15年11月7日規則第111号	平成19年4月1日規則第50号
	平成20年3月28日規則第29号	平成22年10月15日規則第71号
	平成28年3月29日規則第6号	平成30年11月30日規則第76号

## 永瀬ダム操作規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条－第12条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第13条－第15条）
- 第4章 洪水調節等（第16条－第23条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第24条－第29条）
- 第6章 ゲート及びバルブの操作（第30条－第32条）
- 第7章 点検、整備等（第33条・第34条）
- 第8章 記録等（第35条－第38条）
- 第9章 雑則（第39条）

### 付則

#### 第1章 総 則

##### (趣 旨)

第1条 この規則は、永瀬ダムの操作に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (ダムの用途)

第2条 永瀬ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい及び発電をその用途とする。

#### 第2章 貯水池の水位等

##### (洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒500立方メートル以上である場合における当該流水とする。

##### (洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 洪水期間 7月1日から9月30日までの期間
- (2) 非洪水期間 10月1日から翌年の6月30日までの期間

##### (かんがい期間)

第5条 かんがい期間は、3月21日から9月30日までの期間とする。

##### (水位の測定)

第6条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた量水標により測定するものとする。

(常時満水位)

第7条 貯水池の常時満水位は、標高196メートルとし、第19条の規定により洪水調節を行う場合及び第21条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時満水位)

第8条 貯水池の洪水時満水位は、標高200メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第9条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高190メートルとし、洪水期間においては、第19条の規定により洪水調節を行う場合及び第21条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(維持水位)

第10条 かんがい期間のうち、7月1日から9月30日までの間においてかんがい用水の補給のために維持すべき水位は、次の各号に掲げる日にあつては、原則として、それぞれ当該各号に掲げる水位を基準とし、第18条又は第27条第1項の規定による放流により水位を低下させる場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

- (1) 7月1日にあつては、標高188.5メートル
- (2) 7月15日にあつては、標高188.5メートル
- (3) 8月10日にあつては、標高185.0メートル
- (4) 8月20日にあつては、標高181.5メートル
- (5) 9月5日にあつては、標高181.5メートル
- (6) 9月15日にあつては、標高188.0メートル
- (7) 9月25日にあつては、標高188.0メートル
- (8) 9月30日にあつては、標高185.0メートル

(最低水位)

第11条 貯水池の最低水位は、標高167メートルとする。

(予備放流水位)

第12条 洪水期間における予備放流水位は、標高187メートルとする。

2 非洪水期間における予備放流水位の最低限度は、標高187メートルとする。

### 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第13条 洪水調節は、標高187メートルから標高200メートルまでの容量最大2,300万立方メートルを利用して、洪水期間にあつては水位を制限水位より上昇しないよう制限するほか、予備放流により水位を低下させて行い、非洪水期間にあつては予備放流により水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、標高190メートルから標高200メートルまでの容量最大1,830万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第13条の2 流水の正常な機能の維持は、7月1日から9月30日までの間にあつては標高167メートルから標高190メートルまでの容量最大2,700万立方メートルを、10月1日から翌年の6月30日までの間にあつては標高167メートルから標高196メートルまでの容量3,700万立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがいのための利用)

第14条 かんがい用水の補給は、かんがい期間のうち、3月21日から6月30日までの間にあっては標高167メートルから標高196メートルまでの容量最大3,700万立方メートルを、7月1日から9月30日までの間にあっては標高167メートルから標高190メートルまでの容量最大2,700万立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第15条 発電は、洪水期間にあっては標高167メートルから標高190メートルまでの容量最大2,700万立方メートルを、非洪水期間にあっては標高167メートルから標高196メートルまでの容量最大3,700万立方メートルを利用して行うものとする。

#### 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第16条 高知県中央東土木事務所永瀬ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 高知地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第17条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 高知県土木部河川課、高知県公営企業局、高知地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- (3) 洪水調整計画を立て、非洪水期間にあっては、予備放流水位を定めること。
- (4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第18条 所長は、第16条の規定により洪水警戒体制をとった後、水位が洪水期間にあっては第12条第1項に規定する予備放流水位を、非洪水期間にあっては次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において前条第3号の規定により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第19条 所長は、次に掲げるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、これによらないことができる。

- (1) 洪水期間にあっては、次によるものとする。

ア クレストゲートを全開して放流量が毎秒2,300立方メートルに達するまで放流すること。

イ 放流量が毎秒2,300立方メートルに達した後は、流入量が一度最大に達した後毎秒2,300立方メートルに減少するまで毎秒2,300立方メートルの流水を放流すること。

- (2) 非洪水期間にあっては、次によるものとする。

ア 第17条第3号の規定により定めた予備放流水位が標高187メートルの場合は、前号の規定による放流を行うこと。

イ 第17条第3号の規定により定めた予備放流水位が標高187メートル以上の場合は、流入量を限度として極力放流に努めるものとし、放流量が毎秒2,300立方メートルに達した後は、流入量が一度最大に

達した後毎秒2,300立方メートルに減少するまで毎秒2,300立方メートルの流水を放流すること。

(洪水調節後等における水位の低下)

第20条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては制限水位を、非洪水期間にあつては第7条に規定する常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度としてダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第21条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合は、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第22条 所長は、第16条の規定による洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第23条 所長は、気象、水象その他の状況により第12条第1項に規定する予備放流水位又は第17条第3号の規定により定めた予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合は、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

## 第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第24条 ダムによって貯留された流水は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に限り放流することができる。

- (1) 水位が第8条に規定する洪水時満水位を超えるとき。
- (2) 非洪水期間において、水位が第7条に規定する常時満水位を超えるとき。
- (3) 非洪水期間から洪水期間に移るに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- (4) 洪水期間において、水位が制限水位を超えるとき。
- (5) 第18条の規定により予備放流を行うとき。
- (6) 第19条の規定により洪水調節を行うとき。
- (7) 第20条の規定により洪水調整後又は洪水に達しない流水の調節後に水位を低下させるとき。
- (8) 第21条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- (9) 第26条の2の規定により流水の正常な機能の維持のための放流を行うとき。
- (10) 第27条第1項の規定によりかんがい用水の供給のための放流を行うとき。
- (11) 第33条の規定によりゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特にやむを得ない理由により放流を行うとき。

(放流の原則)

第25条 所長は、ダムから放流を行う場合は、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第26条 ダムから放流を行う場合におけるダムからの放流量は、次に掲げる量から永瀬発電所の使用水量(毎秒30立方メートル以内とする。)を控除した量を超えないようにしなければならない。

- (1) 第24条第1号、第2号、第4号又は第8号に掲げる場合は、流入量に相当する量
- (2) 第24条第3号、第5号又は第9号から第12号までに掲げる場合は、毎秒500立方メートル以内の量

(3) 第24条第6号又は第7号に掲げる場合は、それぞれ第19条又は第20条の規定による放流量  
(流水の正常な機能の維持のための放流)

第26条の2 所長は、流水の正常な機能の維持のため、次に掲げる量からダムから杉田ダム直下流までの  
利用可能流量及び永瀬発電所を通じて供給される流量の合計量を控除した量をダムから放流しなければ  
ならない。

- (1) 1月1日から3月20日までの間にあっては、杉田ダム直下流における流量が毎秒1.107立方メートル
- (2) 3月21日から4月20日までの間にあっては、杉田ダム直下流における流量が毎秒1.260立方メートル
- (3) 4月21日から7月31日までの間にあっては、杉田ダム直下流における流量が毎秒1.00立方メートル
- (4) 8月1日から9月30日までの間にあっては、杉田ダム直下流における流量が毎秒1.050立方メートル
- (5) 10月1日から同月15日までの間にあっては、杉田ダム直下流における流量が毎秒0.847立方メートル
- (6) 10月16日から12月31日までの間にあっては、杉田ダム直下流における流量が毎秒2.747立方メートル  
(かんがい用水等供給のための放流)

第27条 所長は、かんがい期間にあってはかんがい用水、非かんがい期間（かんがい期間以外の期間をい  
う。第2号において同じ。）にあっては下流既得用水として、次に掲げる量からダムから杉田ダム直下流  
までの利用可能流量及び永瀬発電所を通じて供給される流量の合計量を控除した量をダムから放流しな  
ければならない。

- (1) かんがい期間のうち、3月21日から7月31日までの間にあっては杉田ダム直下流における流量が毎  
秒15.50立方メートル、8月1日から9月30日までの間にあっては杉田ダム直下流における流量が毎  
秒11.21立方メートル
- (2) 非かんがい期間のうち、10月1日から11月30日までの間にあっては杉田ダム直下流における流  
量が毎秒7.00立方メートル、12月1日から翌年の3月20日までの間にあっては杉田ダム直下流にお  
ける流量が毎秒5.99立方メートル

2 所長は、異常渇水その他異常な気象、水象等の状況において下流のかんがい用水権者を代表するもの  
から要請があったときは、かんがいのために、前項の規定による放流量を制限することができる。

(放流量等の決定)

第28条 所長は、ダムからの放流を行おうとする場合は、永瀬発電所の使用水量を確認して放流の時期及  
び放流量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の規定による決定をしようとする場合は、洪水期間において第19条の規定により洪水調  
節を行う場合及び第20条の規定により洪水調節後に水位を低下させる場合を除き、あらかじめ高知県公  
営企業局総合制御所長の意見を聴かなければならない。

(放流に関する通知)

第29条 所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずる  
と認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別表第1に  
定める関係機関に対し、同表に定める方法により通知するとともに、知事が別に定めるところにより一般  
に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

## 第6章 ゲート及びバルブの操作

(ゲートの操作の方法)

第30条 ゲートを操作してダムから放流を行う場合は、クレストゲートの操作により行うことを原則とし、  
これによって所要の放流を行うことができないときは、オリフィスゲートを操作して放流を行うものとする。

(ゲートの操作)

第31条 ゲートは、次に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- (1) 第24条各号のいずれかに該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- (2) 第33条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(高圧バルブの操作)

第32条 高圧バルブは、次に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- (1) 貯水位が標高187メートル以下に低下している場合において、ダムから放流を行うとき。
- (2) 次条の規定により高圧バルブの点検又は整備を行うため必要があるとき。

## 第7章 点検、整備等

(点検及び整備)

第33条 所長は、ダム本体、ゲート又はバルブ（以下「ゲート等」という。）を操作するため必要な機械及び器具、警報、通信連絡、観測等のため必要な設備、監視のため必要な船舶、警報のため必要な車両並びにこれらの操作のため必要な資材等を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行い、特にゲート等及び予備電源設備については、適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第34条 所長は、別表第2に定める事項に関し、それぞれ同表に定める項目について調査又は測定を行わなければならない。

## 第8章 記録等

(ゲート等の操作記録)

第35条 所長は、第18条若しくは第20条の規定により放流を行ったとき、第19条の規定により洪水調節を行なったとき又は第21条の規定により洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次に掲げる事項を記録しておかななければならない。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) ゲート等の操作の理由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日並びに時刻、ゲート等の開度並びにゲート等の操作による放流量及び水位の変動
- (3) ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床変動の状況
- (4) 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に記載を必要とする事項

2 所長は、前項に規定する場合を除き、第31条各号又は第32条各号に該当する場合においてゲート等を操作したときは、その状況を同項の規定に準じて記録しておかななければならない。

(調査結果等の記録)

第36条 所長は、第34条の規定により調査又は測定を行った結果を記録しておかななければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第37条 所長は、知事が別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(報告事項)

第38条 所長は、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) ダムから放流を行ったときの状況
- (2) 前条のダム管理月報及びダム管理年報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

## 第9章 雑 則

(委 任)

第39条 この規則に定めるもののほか、永瀬ダムの操作に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日規則第58号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月26日規則第234号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。（後略）

附 則（平成13年4月1日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第43号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年11月7日規則第111号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第50号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 略

3 略

(高知県個人情報保護制度委員会規則の一部改正)

4 略

(高知県県民室設置運営規則の一部改正)

5 略

(高知県損害賠償等審査会規則の一部改正)

6 略

(知事等の期末手当に関する規則の一部改正)

7 略

(次世代育成支援対策推進法第19条第1項に規定する特定事業主等を定める規則の一部改正)

8 略

(高知県職員被服貸与規則の一部改正)

9 略

(高知県予算規則の一部改正)

10 略

(高知県財産規則の一部改正)

11 略

(高知県庁内防火管理規則の一部改正)

12 略

(高知県庁舎管理規則の一部改正)

13 略

(私立学校法等施行細則の一部改正)

14 略

(高知県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

15 略

(高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則の一部改正)

16 略

(高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正)

17 略

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

18 略

(高知県漁業専門委員設置規則の一部改正)

19 略

(高知県漁船法施行細則の一部改正)

20 略

(高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

21 略

(河川法施行細則の一部改正)

22 略

(永瀬ダム操作規則の一部改正)

23 永瀬ダム操作規則(昭和41年高知県規則第87号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(鏡ダム操作規則の一部改正)

24 略

(下田川水門等操作規則の一部改正)

25 略

(桐見ダム操作規則の一部改正)

26 略

(坂本ダム操作規則の一部改正)

27 略

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

28 略

(高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則の一部改正)

29 略

(江の口川水門操作規則の一部改正)

30 略

(浦戸湾水門等操作規則の一部改正)

31 略

(高知県契約規則の一部改正)

32 略

(高知県旅費支給事務集中処理規則の一部改正)

33 略

(高知県用品等調達特別会計規則の一部改正)

34 略

(高知県給与支給事務集中処理規則の一部改正)

35 略

附 則 (平成20年3月28日規則第29号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年10月15日規則第71号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日規則第6号)  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

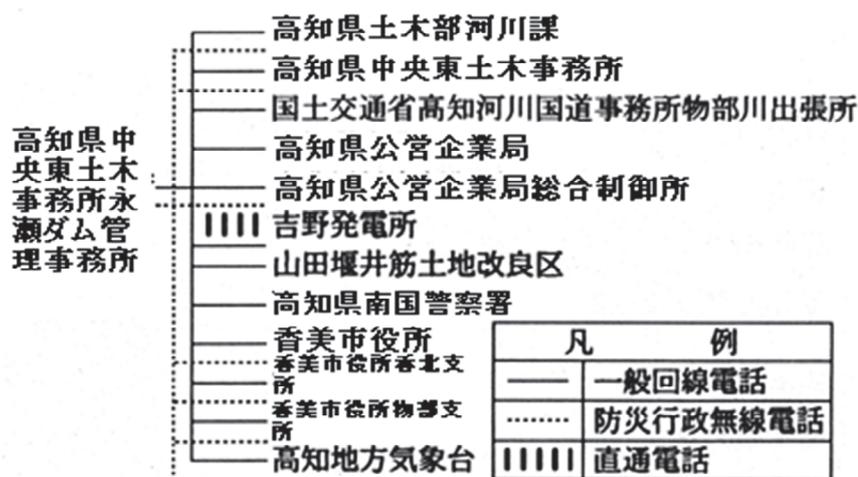
附 則 (平成30年11月30日規則第76号)  
この規則は、平成30年12月1日から施行する。

## 別表第1 (第29条関係)

### 1 関係機関

A 移動警報班 (警報車) 沿岸全般		凡 例					
		通報先	基準条項	摘 要			
ABC	高知県土木部河川課	A	第29条	放流に関する通 知			
AB	高知県中央東土木事務所						
AB	国土交通省高知河川国道事務所物部川出張所						
AB	高知県公営企業局						
ABC	高知県公営企業局総合制御所						
AB	吉野発電所				B	第17条	洪水警戒体制中の状況連絡
ABC	山田堰井筋土地改良区				C	第34条	毎日定時通報
AB	高知県南国警察署						
AB	香美市役所						
A	香美市役所香北支所						
A	香美市役所物部支所						
B	高知地方气象台						

## 2 通知方法



別表第2（第34条関係）

事項	項目
気象	天候 気圧 降水量 風向 風速 気温 湿度 蒸発量
水象	物部川の水位及び流量 上葦生川の水位及び流量 貯水位 流入量 放流量（ゲート等開度） 永瀬発電所の使用水量 水温 水質
堤体	堤体温度 揚圧力 排水量 堤体応力 堤体のたわみ及び震動
効果	洪水調節 発生電力量 かんがい
その他	堆砂 洪水被害 その他

## ○永瀬ダム操作規程

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001153.htm>

(昭和41年11月11日訓令第58号)

改正	平成3年8月1日訓令第6号	平成13年4月1日訓令第10号
	平成18年4月1日訓令第6号	平成19年4月1日訓令第18号
	平成23年6月28日訓令第8号	令和3年3月26日訓令第2号

永瀬ダム操作規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、永瀬ダム操作規則（昭和41年高知県規則第87号。以下「規則」という。）第39条の規定に基づき、永瀬ダム（以下「ダム」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成23年6月訓令第8号〕

(流 入 量)

第2条 規則第3条に規定する流入量（以下「流入量」という。）は、安丸地点の流量及び楮ヶ谷地点の流量をもとにして予測するものとする。ただし、水位の上昇及び低下の時間的な割合から算定した数値によって、流入量を修正することができる。

一部改正〔平成23年6月訓令第8号〕

(洪水警戒体制等)

第3条 規則第16条第2号の洪水が予想されるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 貯水位が標高185メートル以上であって、ダム地点における連続降雨量が120ミリメートル又は4時間雨量が40ミリメートルに達した後、なお、相当の降雨が予想されるとき。
- (2) 貯水位が標高185メートル以上であって、流入量が毎秒200立方メートルに達した後、なお、相当の増量が予想されるとき。

一部改正〔平成23年6月訓令第8号〕

- (3) 台風が中心が東経125度から東経145度までの間において北緯26度に達したとき。

一部改正〔平成23年6月訓令第8号〕

2 中央東土木事務所永瀬ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、規則第16条の規定により洪水警戒体制をとった場合における職員の招集、作業分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

一部改正〔平成19年4月訓令第18号・23年6月8号〕

一部改正〔平成19年4月訓令第18号・23年6月8号〕

(洪水の予測等)

第4条 規則第17条第2号の最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化は、次に掲げるところにより予測するものとし、その後入手した気象情報等によって漸次これらを修正するものとする。

- (1) 最大流入量は、総雨量から推定すること。

一部改正〔平成23年6月訓令第8号〕

- (2) 洪水継続時間は、総雨量から推定すること。

一部改正〔平成23年6月訓令第8号〕

- (3) 流入量の時間的変化は、最大流入量を頂点とする三角形とすること。

一部改正〔平成23年6月訓令第8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令第8号〕

2 洪水調節容量は、計算によって推定された容量に20パーセント程度の余裕を見込むものとする。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(洪水に達しない流水の調節)

第5条 所長は、規則第21条の規定に基づき洪水に達しない流水の調節を行う場合は、規則第16条及び第17条の規定の例により必要な措置をとらなければならない。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(洪水警戒体制の解除)

第6条 所長は、流入量が毎秒500立方メートル以下に減少し、気象及び水象の状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、規則第22条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、直ちに規則第17条第1号の関係機関に連絡しなければならない。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(貯留された流水を放流することができる場合等)

第7条 規則第24条第3号又は第4号に該当する場合において放流を行うときの水位の低下は、サーチャージ部を除き平均して行い、1日について1メートル以内とする。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

2 規則第24条第12号の特にやむを得ない理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) ダム本体又は貯水池等の監査又は補修を行う必要があるとき。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(2) 下流既得水利のため必要があるとき。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(3) その他特に必要があると認められるとき。

一部改正〔令和3年3月訓令2号〕

(放流の原則)

第8条 所長は、ダムから放流を行う場合は、次の表に定めるところにより、下流に急激な水位の変動を生じないようにしなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、これによらないことができる。

放流量を増加しようとするときに行っている放流量	放流量の増加量
毎秒30立方メートル未満	20分ごとに毎秒10立方メートル以内
毎秒30立方メートル以上90立方メートル未満	20分ごとに毎秒20立方メートル以内
毎秒90立方メートル以上210立方メートル未満	20分ごとに毎秒40立方メートル以内
毎秒210立方メートル以上500立方メートル未満	20分ごとに毎秒80立方メートル以内

全部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(放流に関する通知等を行わなければならない場合)

第9条 所長は、規則第29条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、通知をし、及び警報を発しなければならない。

(1) 毎秒30立方メートル以下の放流量で、ダムから放流を開始するとき。

全部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(2) ダムからの放流量が毎秒30立方メートル以上の場合又は放流量を毎秒30立方メートル以上増加する場合で、下流に著しい水位の変動を生ずると予想される時。

全部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(放流に関する通知等を行う範囲)

第10条 規則第29条の規定により規則別表第1に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）に対して放流に関する通知を行う場合において、前条第1号に掲げる場合に該当するときは、その範囲をダム地点から発電所地点までの間とすることができる。

全部改正〔平成23年6月訓令8号〕

2 一般に対する警報は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に掲げる区域で行うものとする。

(1) 前条第1号に掲げる場合 ダム地点から発電所地点までの区域

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(2) 前条第2号に掲げる場合 ダム地点から杉田ダム地点までの区域

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(放流に関する通知等の方法)

第11条 規則第29条の規定による放流に関する通知等は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 関係機関に対する通知は、少なくとも、放流を開始する約1時間前に行う。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(2) 一般に対するサイレンによる警報は、各地点とも、放流を開始する15分前に吹鳴する。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(3) 一般に対する警報車による警報は、次に掲げる方法により行う。

ア 第9条第1号に掲げる場合にあっては、警報車は、放流を開始する約30分前にダム管理事務所を出発し、各地点の水位が上昇すると認められる約15分前に警報を行う。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

イ 第9条第2号に掲げる場合にあっては、警報車は、放流を開始する約1時間前にダム管理事務所を出発し、放流開始までに終わるよう警報を行う。

一部改正〔平成3年8月訓令6号・23年6月8号〕

一部改正〔平成3年8月訓令6号・23年6月8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成3年8月訓令6号・23年6月8号〕

(サイレンの吹鳴の方法)

第12条 前条第2号の規定による警報は、1分間サイレンを吹鳴させ、その後10秒間の休止をし、更に1分間サイレンを吹鳴させる方法により行うものとする。

全部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(警報車による警報の方法)

第13条 所長は、警報車による警報を行う場合は、警報車に設置したスピーカーにより放流量、河川の水位の増加時刻等を一般に周知させるよう警報を発しなければならない。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(ゲート等の名称)

第14条 ゲートは、右岸側から順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」、「第3号ゲート」、「第4号ゲート」及び「第5号ゲート」というものとする。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

2 高圧バルブは、右岸側のものを「右バルブ」と、左岸側のものを「左バルブ」というものとする。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(ゲートの操作の方法)

第15条 ゲートは、平常時は通常電源により操作するものとし、通常電源故障の場合は予備電源によるものとする。予備電源も故障のときは、手動により操作するものとする。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

2 ゲートを操作する場合は、1門を始動した後、15秒以上を経過しなければ次のゲートを始動してはならない。

3 第2号ゲートから第4号ゲートまでの開度は、点検、整備又は故障の場合を除き、できるだけ同一とし、1メートル以上の差をつけてはならない。

4 第1号ゲート及び第5号ゲートを操作する場合は、点検、整備又は故障の場合を除き、クレストゲートと同程度の開度とし、特に必要がある場合は、両門を同じ開度で操作することができる。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(高圧バルブの操作の方法)

第16条 高圧バルブの操作については、前条第1項に規定するゲートの操作の方法に準じて行うものとする。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

2 高圧バルブは、やむを得ない場合を除き、主バルブ（下流側のものに限る。）を操作するものとし、副バルブは、常に開放しておかななければならない。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(点検及び整備の方法)

第17条 規則第33条に規定する点検及び整備の方法は、知事が別に定める要領によるものとする。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(報告事項等)

第18条 所長は、次に掲げる場合は、速やかにその状況を知事に報告しなければならない。

(1) 規則第16条の規定により洪水警戒体制をとったとき又は規則第22条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(2) 規則第18条の規定により予備放流を行ったとき。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(3) 規則第19条の規定により洪水調節を行ったとき又は規則第21条の規定に基づき洪水に達しない流水の調節を行ったとき。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(4) ダム本体、附属施設、貯水池又は貯水池の上下流に異常を認めたととき。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(5) 異常な水象状況にあつて、規則第10条に規定する維持水位に達しないとき。

(6) 貯水位が規則第11条に規定する最低水位以下に低下したとき。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

2 所長は、毎日時刻を定めて、関係機関に、貯水位、流入量、貯水池からの放流量等の管理概況を通報しなければならない。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

3 所長は、規則第37条のダム管理月報を翌月10日までに知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

4 所長は、規則第32条第1号の放流を行う場合は、知事の承認を得なければならない。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

(雑 則)

第19条 所長は、規則第17条第1号又は第28条第2項の規定により連絡、通報等を受ける内容、期間等について、あらかじめ高知県公営企業局総合制御所長と協議しておかなければならない。

一部改正〔平成13年4月訓令10号・19年4月18号・23年6月8号〕

第20条 所長は、この規程を実施するため必要がある場合は、ダム操作実施要領を定めることができる。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

2 所長は、前項の規定に基づきダム操作実施要領を定めたとき又はこれを変更したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

一部改正〔平成23年6月訓令8号〕

# ○桐見ダム操作規則

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001154.htm>

(平成13年4月1日規則第73号)

改正 平成15年4月1日規則第43号 平成18年4月1日規則第59号  
平成19年4月1日規則第50号 平成21年4月1日規則第43号

## 桐見ダム操作規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条－第8条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第9条・第10条）
- 第4章 洪水調節等（第11条－第16条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第17条－第22条）
- 第6章 計測、点検、整備等（第23条－第25条）
- 第7章 雑則（第26条）

### 第1章 総 則

#### (趣 旨)

第1条 この規則は、桐見ダム（以下「ダム」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。  
(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

### 第2章 貯水池の水位等

#### (洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒300立方メートル以上である場合における当該流水とする。

#### (洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 洪水期間 7月1日から10月10日までの期間
- (2) 非洪水期間 10月11日から翌年6月30日までの期間

#### (水位の算出)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

#### (常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高122.5メートルとし、第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位を非洪水時（流入量が毎秒300立方メートル未満であるときをいう。）にこれより上昇させてはならない。

#### (サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高132.8メートルとし、第13条の規定により洪水調節を行う場合及び第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合は、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第8条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高114.0メートルとし、第13条の規定により洪水調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

### 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第9条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあつては標高114.0メートルから標高132.8メートルまでの容量541万立方メートル、非洪水期間にあつては標高122.5メートルから標高132.8メートルまでの容量341万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第10条 流水の正常な機能の維持は、洪水期間にあつては標高107.5メートルから標高114.0メートルまでの容量105万立方メートル、非洪水期間にあつては標高107.5メートルから標高122.5メートルまでの容量305万立方メートルを利用して行うものとする。

### 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第11条 高知県中央西土木事務所越知事務所長（以下「所長」という。）は、高知地方气象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一部改正〔平成21年規則43号〕

2 所長は、前項に規定する場合のほか洪水が予想される場合又は別に定める場合は、洪水警戒体制をとることができる。

一部改正〔平成18年規則59号・21年43号〕

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 高知県土木部河川課、高知地方气象台その他の別に定める関係機関（第21条において「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

一部改正〔平成19年規則50号〕

(2) ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備発電機の試運転その他ダムの操作に必要な措置

一部改正〔平成15年規則43号・18年59号・19年50号〕

(洪水調節)

第13条 所長は、流入量が毎秒300立方メートルに達した後は、上段オリフィス及び下段オリフィスからの自然放流並びにコンジットゲートの開度を洪水期間にあつては96.3パーセント、非洪水期間にあつては87.6パーセントに固定する方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が、洪水期間にあつては制限水位、非洪水期間にあつては常時満水位をそれぞれ超えているときは、速やかに水位をそれぞれ制限水位又は常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては前条本文に定める方法による操作中における最大放流量、洪水に達しない流水の調節を

行った後には毎秒300立方メートルの水量を限度としてダムからの放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合は、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第15条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合は、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第16条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

## 第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第17条 ダムに貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流を行うことができる。

- (1) 非洪水期間から洪水期間に移行するに際し、水位を第8条に規定する制限水位に低下させるとき。
- (2) 第23条第1項の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で別に定めるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒300立方メートルとする。

(放流の原則)

第18条 所長は、ダムから放流を行う場合は、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第19条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあっては当該規定に定める量、その他の場合にあっては流入量に相当する量を超えてはならない。

(流水の正常な機能を維持するための放流)

第20条 所長は、流水の正常な機能を維持するため必要があると認める場合は、遊行寺基準地点において別表に掲げる水量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第21条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第22条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、別に定める。

## 第6章 計測、点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第23条 所長は、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため、必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、別に定める事項について基準を定めなければならない。

(観 測)

第24条 所長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(記 録)

第25条 所長は、ゲート等を操作し、第23条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかななければならない。

## 第7章 雑 則

第26条 この規則に定めるもののほか、ダムの操作について必要な事項は、知事が別に定める。

別表（第20条関係）

期 間	遊行寺基準地点の水量（単位 立方メートル／秒）
1月1日から5月26日まで	0.40
5月27日から6月10日まで	1.55
6月11日から同月20日まで	1.32
6月21日から7月10日まで	1.47
7月11日から同月31日まで	1.55
8月1日から同月20日まで	1.47
8月21日から9月20日まで	1.32
9月21日から12月31日まで	0.40

## ○桐見ダム操作規程

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001155.htm>

(平成13年4月1日訓令第7号)

改正	平成15年4月1日訓令第4号	平成16年3月12日訓令第3号
	平成18年4月1日訓令第6号	平成19年4月1日訓令第18号
	平成21年4月1日訓令第4号	

### 桐見ダム操作規程

#### (趣 旨)

第1条 この規程は、桐見ダム操作規則（平成13年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、桐見ダム（以下「ダム」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (流 入 量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、ダム貯水池の水位の上昇又は低下の時間的な割合から次式により算定するものとする。

$$Q = V / T + Q1$$

ただし、Q：流入量（ $m^3$ /秒）

V：単位時間に増減した貯水量（ $m^3$ ）

T：単位時間（秒）

Q1：放流量（ $m^3$ /秒）

#### (洪水警戒体制)

第3条 規則第11条第2項の別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) ダムの流域内において、総雨量が130ミリメートルを超えると予想される時。
- (2) ダムの流域内において、3時間雨量が40ミリメートルに達した後、なお、引き続き降雨が予想される時。
- (3) 台風の中心が東経125度から140度までの間において北緯25度に達したとき。

2 中央西土木事務所越知事務所長（以下「所長」という。）は、規則第11条の規定により洪水警戒体制をとった場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

一部改正〔平成21年4月訓令第4号〕

一部改正〔平成21年4月訓令第4号〕

#### (関係機関)

第4条 規則第12条第1号の別に定める関係機関（以下「関係機関」という。）は、別表第1に掲げる機関とする。

#### (洪水警戒体制の解除)

第5条 所長は、流入量が毎秒150立方メートル以下に減少し、気象、水象その他の状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、規則第16条の規定によりこれを解除しなければならない。

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、関係機関（高知地方気象台を除く。）に連絡するものとする。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第6条 規則第17条第1項第3号の別に定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) ダム本体、貯水池等について調査又は補修を行う必要があるとき。
- (2) その他特に必要があると認められるとき。

(放流の原則)

第7条 所長は、規則第18条の規定によりダムから放流を行う場合は、次に定めるところによらなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、これによらないことができる。

放流量を増加しようとする時行っているダムからの放流量 (単位 立方メートル/秒)	放流量の増加割合 (単位 立方メートル/秒)
4 未満	10分ごとに2以内
4以上10未満	10分ごとに4以内
10以上20未満	10分ごとに6以内
20以上40未満	10分ごとに8以内
40以上60未満	10分ごとに10以内
60以上100未満	10分ごとに12以内
100以上300未満	10分ごとに14以内

(土木部長の承認)

第8条 所長は、規則第13条ただし書による放流を行うときは、ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)の操作の方法について、あらかじめ土木部長の承認を受けなければならない。

(放流に関する通知等を行わなければならない場合)

第9条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係機関に対する通知を行い、及び一般に周知させる措置をとらなければならない。

- (1) 貯水位が非常用洪水吐きを超えると予想されるため、放流を行うとき。
- (2) ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これにより生ずる危害を防止するため必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、ダムから放流を開始するとき。

(一般に対する周知を行う範囲)

第10条 前条に規定する一般に対する周知は、ダム地点から仁淀川本川合流点までの必要な区間で警報により行うものとする。

(放流に関する通知等の方法)

第11条 関係機関(高知地方気象台を除く。)に対する通知は、第9条各号の放流を行う約1時間前までに行うものとする。

2 一般に対する周知は、別表第2に掲げる警報所及び警報車から、サイレンの吹鳴、スピーカーによる放送等により行うものとする。

(警報所による警報)

第12条 ダムの警報所のサイレンの吹鳴は第9条各号の放流を行う約30分前及び放流の直前に、ダム以外の警報所のサイレンの吹鳴は各警報所地点の水位が急激に上昇すると予想される約30分前に行うものとする。ただし、必要に応じてスピーカーによる疑似音に切り替えることができる。

一部改正 [平成19年4月訓令18号・21年4月4号]

2 前項のサイレンの吹鳴の方法は、次のとおりとする。

1 分	10秒	1 分	(合計 2分10秒)
吹鳴	----- 休止	吹鳴	

一部改正〔平成19年4月訓令18号・21年4月4号〕

(警報車による警報)

第13条 警報車による警報は、放流開始又はダム下流の水位が上昇すると予想される約30分前に、警報車に設置したスピーカーによる放送及びサイレンの吹鳴により行うものとする。

2 前項のスピーカーによる放送はダムからの放流による水位の上昇の見込み等を示して行い、サイレンの吹鳴は必要に応じ、前条第2項に規定する方法に準じて行うものとする。

3 所長は、第1項の警報を行うための経路をあらかじめ定めておかなければならない。

(下段オリフィスゲートの操作の方法)

第14条 下段オリフィスゲートは、次に掲げる場合を除き、洪水期には常に全開、非洪水期には常に全閉しておくものとする。

(1) 規則第23条第1項の規定によりオリフィスゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(2) その他特に必要があると認められるとき。

(コンジットゲートの操作の方法)

第15条 コンジットゲートは、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

(1) コンジットゲートの操作により放流を行う必要があるとき。

(2) 規則第23条第1項の規定によりコンジットゲート又はコンジット予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(コンジットゲートの操作の開度)

第16条 コンジットゲートの1回の操作による開度は、30センチメートル以内とする。

(コンジット予備ゲートの操作の方法)

第17条 コンジット予備ゲートは、次に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

(1) 規則第23条第1項の規定によりコンジットゲート又はコンジット予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(2) その他特に必要があると認められるとき。

2 コンジット予備ゲートは、前項各号のいずれかに掲げる場合は全閉するものとする。

3 コンジット予備ゲートは、コンジットゲートを閉塞した後に操作するものとする。

4 コンジット予備ゲートは、操作の必要が認められなくなった場合には、速やかに所定の位置に格納するものとする。

(表面取水設備)

第18条 表面取水設備のゲートは、一定の流入水深を保つように操作するものとする。ただし、水象等の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

(導水管補修用ゲートの操作の方法)

第19条 導水管補修用ゲートは、次に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

(1) 規則第23条第1項の規定により導水管補修用ゲート、導水管又は導水管に附属するゲート等の点検又は整備を行うため必要があるとき。

(2) その他特に必要があると認められるとき。

2 導水管補修用ゲートは、前項各号のいずれかに掲げる場合は全閉するものとする。

- 3 導水管補修用ゲートは、放水管予備ゲート及びバタフライバルブを全閉した後に操作するものとする。
- 4 導水管補修用ゲートは、操作の必要が認められなくなった場合は、速やかに所定の位置に格納するものとする。

(放水管バルブの操作の方法)

第20条 放水管バルブは、次に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- (1) 規則第17条第1項の規定に基づき、ダムから放流を行うとき。
- (2) 規則第23条第1項の規定により放水管バルブ又は放水管予備バルブの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- (3) その他特に必要があると認められるとき。

(放水管予備バルブの操作の方法)

第21条 放水管予備バルブは、次に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- (1) 規則第23条第1項の規定により放水管バルブ又は放水管予備バルブの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- (2) その他特に必要があると認められるとき。

2 放水管予備バルブは、常に全開又は全閉しておくものとする。

(バタフライバルブの操作の方法)

第22条 バタフライバルブは、次に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- (1) 水車停止時
- (2) 規則第23条第1項の規定により、バタフライバルブ又は水車の点検又は整備を行うため必要があるとき。
- (3) その他特に必要があると認められるとき。

(水車案内羽根の操作の方法)

第23条 水車案内羽根は、規則第20条の規定によりダムから放流を行うときは、次に掲げる場合を除き、毎秒2.0立方メートルを限度として放流するよう操作するものとする。

- (1) 規則第23条第1項の規定によりバタフライバルブ、水車案内羽根又は水車の点検又は整備を行うため必要があるとき。
- (2) その他特に必要があると認められるとき。

(計測、点検及び整備)

第24条 規則第23条第2項の別に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ダム本体及び貯水池
- (2) ゲート等
- (3) ゲート等を操作するため必要な機械及び器具
- (4) 警報設備、電気設備、通信設備及び観測設備
- (5) 船舶及び車両

(観測)

第25条 規則第24条第2項の別に定める事項は、気象及び水象とする。

(記録)

第26条 規則第25条の別に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ゲート等の操作記録
- (2) 規則第23条第1項の規定による計測、点検及び整備の結果
- (3) 規則第24条第1項の規定による観測の結果

- (4) 放流に関する関係機関に対する通知及び一般に対する周知に関する事項
- (5) その他特記すべき事項

(報告事項)

第27条 所長は、次に掲げる場合においては、速やかにその状況を土木部長に報告しなければならない。

- (1) 規則第11条の規定により洪水警戒体制をとったとき及び規則第16条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- (2) 規則第13条の規定により洪水調節を行ったとき及び規則第15条の規定に基づき洪水に達しない流水の調節を行ったとき。
- (3) ダム本体、貯水池、ダムに係る施設又は貯水池の上下流に異常を認めたととき。
- (4) 地震により点検を行ったとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

(雑 則)

第28条 所長は、規則第12条第1号及び第21条の規定による連絡及び通知の内容、通知系統等について、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

第29条 所長は、この規程を実施するために必要がある場合は、ダム操作実施要領を定めることができる。

2 所長は、前項の規定に基づき要領を定めたとき又は変更したときは、土木部長に報告するものとする。

別表第1(第4条関係)

機関名	通知の方法
土木部河川課	行政無線電話又は一般回線電話
高知地方气象台	行政無線電話又は一般回線電話
四国地方整備局高知河川国道事務所	一般回線電話
越知町	行政無線電話又は一般回線電話
高知県佐川警察署	一般回線電話
高吾北広域市町村事務組合消防本部	行政無線電話又は一般回線電話

一部改正〔平成19年4月訓令18号・21年4月4号〕

別表第2(第11条関係)

名 称	設 置 場 所	備 考
桐見ダム警報局	高岡郡越知町五味字根笹2,427-7	サイレン0.75kw スピーカー50w×2
五味警報局	〃 〃 越知字大元乙852	サイレン0.75kw スピーカー50w×2
遊行寺警報局	〃 〃 〃 字梶木乙757	サイレン0.75kw スピーカー50w×2
大樽警報局	〃 〃 〃 字土居乙102-3	スピーカー50w×2
越知警報局	〃 〃 〃 字行者甲2,237-14	サイレン0.75kw スピーカー50w×2

一部改正〔平成19年4月訓令18号・21年4月4号〕

# ○坂本ダム操作規則

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001156.htm>

(平成13年4月1日規則第74号)

改正 平成18年4月1日規則第59号 平成19年4月1日規則第50号

## 坂本ダム操作規則

### 目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条－第6条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第7条－第9条）
- 第4章 洪水調節等（第10条－第14条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第15条－第19条）
- 第6章 計測、点検、整備等（第20条－第22条）
- 第7章 雑則（第23条）

### 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、坂本ダム（以下「ダム」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。

### 第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒200立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位の算出)

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高81.0メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高102.3メートルとする。

### 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高81.0メートルから標高102.3メートルまでの容量1,437万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高76.0メートルから標高81.0メートルまでの容量173万立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第9条 発電は、標高76.0メートルから標高81.0メートルまでの容量173万立方メートルを利用して

行うものとする。ただし、前条の流水の正常な機能の維持のための利用に支障を与えないように行うものとする。

#### 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第10条 高知県幡多土木事務所宿毛事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想される場合又は別に定める場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。

一部改正〔平成18年規則59号・19年50号〕

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 別に定める関係機関（第18条において「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

(洪水調節等)

第12条 洪水調節又は洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後は、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

#### 第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第15条 ダムに貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流を行うことができる。

- (1) 第20条第1項の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で別に定めるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒16.25立方メートルとする。

(放流の原則)

第16条 所長は、ダムから放流を行う場合は、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能を維持するための放流)

第17条 所長は、流水の正常な機能を維持するため必要があると認める場合は、宿毛基準地点において別表に掲げる水量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第18条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート及びバルブの操作)

第19条 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ(第22条において「ゲート等」という。)の操作については、別に定める。

#### 第6章 計測、点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第20条 所長は、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため、必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、別に定める事項について基準を定めなければならない。

(観測)

第21条 所長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(記録)

第22条 所長は、ゲート等を操作し、第20条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかななければならない。

#### 第7章 雑則

第23条 この規則に定めるもののほか、ダムの操作について必要な事項は、知事が別に定める。

別表(第17条関係)

期 間	宿毛基準点の水量(単位立方メートル/秒)
1月1日から4月30日まで	1.99
5月1日から同月19日まで	2.31
5月20日から同月31日まで	2.63
6月1日から9月30日まで	2.31
10月1日から12月31日まで	1.99

## ○坂本ダム操作規程

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001157.htm>

(平成13年4月1日訓令第8号)

改正 平成15年4月1日訓令第4号 平成18年4月1日訓令第6号  
平成19年4月1日訓令第18号 平成21年4月1日訓令第4号

### 坂本ダム操作規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、坂本ダム操作規則（平成13年高知県規則第74号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、坂本ダム（以下「ダム」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(流 入 量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、ダム貯水池の水位の上昇又は低下の時間的な割合から次式により算定するものとする。

$$Q = \frac{V(t) - V(t-T)}{60 \times T} + Q_1$$

ただし、 $Q$  : 流入量 (m<sup>3</sup>/秒)  
 $Q_1$  : 流入量計算中の平均放流量 (m<sup>3</sup>/秒)  
 $V(t)$  : 現流入量算出時総貯水量 (m<sup>3</sup>)  
 $V(t-T)$  : 前流入量算出時総貯水量 (m<sup>3</sup>)  
 $T$  : 貯水位変化に要した時間 (分)

(洪水警戒体制)

第3条 規則第10条の別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、幡多土木事務所宿毛事務所長（以下「所長」という。）が必要と認める場合とする。

- (1) ダムの流域内において、累加雨量が60ミリメートルに達した後、なお、引き続き降雨が予想されるとき。
- (2) ダムの流域内において、総雨量が150ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (3) 高知地方气象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (4) その他洪水の発生が予想されるとき。

一部改正〔平成19年4月訓令第18号〕

2 所長は、規則第10条の規定により洪水警戒体制をとった場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

一部改正〔平成19年4月訓令第18号〕

(関係機関)

第4条 規則第11条第1号の別に定める関係機関（以下「関係機関」という。）は、別表第1に掲げる機関とする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 所長は、流入量が毎秒100立方メートル以下及び放流量が毎秒200立方メートル以下に減少し、気象及び水象その他の状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、規則第14条の規定によりこれを解除しなければならない。

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、関係機関（高知地方气象台を除く。）に連絡するものとする。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第6条 規則第15条第1項第2号の別に定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) ダム本体、貯水池等について調査又は補修を行う必要があるとき。
- (2) その他特に必要があると認められるとき。

(放流の原則)

第7条 所長は、規則第16条の規定によりダムから放流を行う場合は、次に定めるところによらなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、これによらないことができる。

放流量を増加しようとする時行っているダムからの放流量 (単位 立方メートル/秒)	放流量の増加割合 (単位 立方メートル/秒)
1.0 未満	10分ごとに0.2以内
1.0 以上 2.0 未満	10分ごとに0.5以内
2.0 以上 7.0 未満	10分ごとに1.0以内
7.0 以上	10分ごとに2.0以内

(放流に関する通知等を行わなければならない場合)

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係機関に対する通知を行い、及び一般に周知させる措置をとらなければならない。

- (1) 規則第12条の規定による放流を行い、下流に急激な水位の上昇が生ずると予想されるとき。
- (2) 貯水位が非常用洪水吐きを超えると予想されるため、放流を行うとき。
- (3) 前条ただし書の規定に基づく放流を行い、下流に急激な水位の上昇が生ずると予想されるとき。

(一般に対する周知を行う範囲)

第9条 前条に規定する一般に対する周知は、ダム地点から篠川合流点までの必要な区間で警報により行うものとする。

(放流に関する通知等の方法)

第10条 関係機関(高知地方気象台を除く。)に対する通知は、第8条各号の放流を行う約1時間前までに行うものとする。

2 一般に対する周知は、別表第2に掲げる警報所及び警報車から、サイレンの吹鳴、スピーカーによる放送等により行うものとする。

(警報所による警報)

第11条 警報所のサイレン又はスピーカーによる疑似音の吹鳴は、各警報所地点の水位が急激に上昇すると予想される約30分前に行うものとする。この場合において、必要があると認められるときは、放送による警報も併せて行うものとする。

2 前項のサイレンの吹鳴の方法は、次のとおりとする。

1分	10秒	1分	10秒	1分
吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴
(合計3分20秒)				

(警報車による警報)

第12条 警報車による警報は、水位が上昇すると予想される約30分前に、警報車に設置したスピーカーによる放送及びサイレンの吹鳴により行うものとする。

2 前項のスピーカーによる放送はダムからの放流による水位の上昇の見込み等を示して行い、サイレンの吹鳴は必要に応じ、前条第2項に規定する方法に準じて行うものとする。

(放流管及びゲートの名称)

第13条 放流管は、左岸側で吐け口が上流にあるものを利水放流管、下流にあるものを発電放流管という。

2 ゲートは、堤体上流側にある選択取水設備のシリンダーゲートを選択取水ゲート、ダム下段にあるスライドゲートを低水取水ゲートという。

3 利水放流管ゲートは、下流側にあるものを利水放流管主ゲート、上流側にあるものを利水放流管副ゲートという。

(選択取水ゲートの操作)

第14条 選択取水ゲートは、次の各号のいずれかに掲げる場合に操作するものとする。

- (1) 規則第17条の規定によりダムから放流を行うとき。
- (2) 規則第20条第1項の規定により選択取水設備の点検又は整備を行う必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないと認められるとき。

2 前項第1号の場合は、貯水池の状況により一定の取水水深を保つことができるよう操作するものとする。ただし、水象等の状況によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(低水取水ゲートの操作)

第15条 低水取水ゲートは、常に全閉しておくものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

(利水放流管主ゲートの操作)

第16条 利水放流管主ゲートは、次の各号のいずれかに掲げる場合に操作するものとする。

- (1) 規則第17条に規定する場合で、発電放流管で発電流量の不足を生じたとき又は発電しないとき。
- (2) 規則第20条第1項の規定により選択取水設備の点検又は整備を行う必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないと認められるとき。

(利水放流管副ゲートの操作)

第17条 利水放流管副ゲートは、次に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- (1) 規則第20条第1項の規定により利水放流管主ゲート又は利水放流管副ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないと認められるとき。

2 利水放流管副ゲートは、前項各号のいずれかに掲げる場合は全閉するものとする。

(計測、点検及び整備)

第18条 規則第20条第2項の別に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ダム本体及び貯水池
- (2) ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）
- (3) ゲート等を操作するため必要な機械及び器具
- (4) 警報設備、電気設備、通信設備及び観測設備
- (5) 船舶及び車両

(観測)

第19条 規則第21条第2項の別に定める事項は、気象及び水象とする。

(記 録)

第20条 規則第22条の別に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ゲート等の操作記録
- (2) 規則第20条第1項の規定による計測、点検及び整備の結果
- (3) 規則第21条第1項の規定による観測の結果
- (4) 放流に関する関係機関に対する通知及び一般に対する周知に関する事項
- (5) その他特記すべき事項

(報告事項)

第21条 所長は、次に掲げる場合においては、速やかにその状況を土木部長に報告しなければならない。

- (1) 規則第10条の規定により洪水警戒体制をとったとき及び規則第14条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- (2) 規則第12条の規定により洪水調節を行ったとき。
- (3) ダム本体、貯水池、ダムに係る施設又は貯水池の上下流に異常を認めたととき。
- (4) 地震により点検を行ったとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

(ダム管理月報及びダム管理年報の作成)

第22条 所長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(雑 則)

第23条 所長は、この規程を実施するために必要がある場合は、ダム操作実施要領を定めることができる。

2 所長は、前項の規定に基づき要領を定めたとき又は変更したときは、土木部長に報告するものとする。

別表第1(第4条関係)

機 関 名	通 知 の 方 法
土木部河川課	防災行政無線電話又は一般回線電話
高知地方気象台	防災行政無線電話又は一般回線電話
宿毛市役所	防災行政無線電話又は一般回線電話
高知県宿毛警察署	一般回線電話
幡多西部消防組合消防本部	一般回線電話

一部改正〔平成19年4月訓令18号・21年4月4号〕

別表第2(第10条関係)

名 称	設 置 場 所	備 考
坂本ダム警報局	宿毛市橋上町坂本字鳥居郷山515-4	サイレン2.2kw スピーカー70w×2
上坂本警報局	〃 〃 〃 字八ヶ森428-1	スピーカー100w×2
坂本警報局	〃 〃 〃 字上ダバ154-5	スピーカー100w×2
大野警報局	〃 〃 〃 字大野69-2	スピーカー100w×2
下坂本警報局	〃 〃 〃 字小藤山455-4	スピーカー100w×2
神有警報局	〃 〃 神有字大川ゾエ831	スピーカー100w×1
瀬戸崎警報局	〃 〃 〃 字新井出171-12	スピーカー50w×3
奥奈路警報局	〃 〃 奥奈路字沖ノナロ177-1	スピーカー50w×2
橋上警報局	〃 〃 橋上字ハチ分1,447地先	スピーカー50w×2
平野警報局	〃 〃 平野字平野前727地先	スピーカー50w×2
中角警報局	〃 和田字小高田3,732地先	スピーカー100w×1
二ノ宮警報局	〃 二ノ宮字柳ヶ久保539-2地先	スピーカー50w×2

一部改正〔平成19年4月訓令18号〕

# ○鎌井谷ダム操作規則

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001158.htm>

(平成16年5月21日規則第67号)

改正 平成18年4月1日規則第59号

## 鎌井谷ダム操作規則

### 目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条－第6条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第7条－第9条）
- 第4章 洪水調節等（第10条－第14条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第15条－第20条）
- 第6章 計測、点検、整備等（第21条－第23条）
- 第7章 雑則（第24条）

### 第1章 総 則

#### (趣 旨)

第1条 この規則は、鎌井谷ダム（以下「ダム」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。  
(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及びかんがい用水の補給をその用途とする。

### 第2章 貯水池の水位等

#### (洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒1.0立方メートル以上である場合における当該流水とする。  
(水位の算出)

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。  
(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高66.8メートルとする。  
(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高70.6メートルとする。

### 第3章 貯水池の用途別利用

#### (洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高66.8メートルから標高70.6メートルまでの容量52,000立方メートルを利用して行うものとする。

#### (流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高57.2メートルから標高66.8メートルまでの容量76,000立方メートルのうち最大55,000立方メートルを利用して行うものとする。

#### (かんがい用水の補給のための利用)

第9条 かんがい用水の補給は、標高57.2メートルから標高66.8メートルまでの容量76,000立方メートルのうち最大21,000立方メートルを利用して行うものとする。

## 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第10条 高知県中央東土木事務所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想される場合又は別に定める場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。

一部改正〔平成18年規則59号〕

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 別に定める関係機関(第19条において「関係機関」という。)及び高知地方気象台との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置

(洪水調節等)

第12条 洪水調節又は洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後は、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

## 第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第15条 ダムに貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流を行うことができる。

- (1) 第21条第1項の規定によりダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で別に定めるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒0.183立方メートルとする。

(放流の原則)

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合は、別に定める方法を基準とし、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第17条 所長は、流水の正常な機能を維持するため必要があると認める場合は、鎌井谷利水基準点において別表第1の左欄に掲げる期間に応じ同表の右欄に掲げる水量を上限として確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。ただし、山北川合流点における流量が別表第2の左欄に掲げる期間に応じ同表の右欄に掲げる水量を超える場合には、同地点の流量から同表に掲げる水量を引いた流量を限度として、ダムに貯留することができる。

(かんがい用水の補給のための放流)

第18条 前条に定めるもののほか、所長は、かんがい用水の補給のため必要があると認める場合は、鎌井谷ダム地点において別表第3の左欄に掲げる期間に応じ同表の右欄に掲げる水量を上限として確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。ただし、当該放流は、河川法（昭和39年法律第167号）第23条の規定に基づく流水の占用の許可の範囲内で行うものとする。

(放流に関する通知等)

第19条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第20条 放流管から放流を行う場合のゲート等の操作については、別に定める。

## 第6章 計測、点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第21条 所長は、別に定める基準に従い、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため、必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第22条 所長は、別に定める基準に従い、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第23条 所長は、ゲート等を操作し、第21条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかななければならない。

## 第7章 雑則

第24条 この規則に定めるもののほか、ダムの操作について必要な事項は、知事が別に定める。

別表第1(第17条関係)

期 間	水量 (単位 立方メートル/秒)
4月11日から4月15日まで	0.028
4月16日から9月15日まで	0.017
9月16日から4月10日まで	0.006

別表第2(第17条関係)

期 間	水量 (単位 立方メートル/秒)
1月1日から12月31日まで	0.0037

別表第3(第18条関係)

期 間	水量 (単位 立方メートル/秒)
1月1日から1月31日まで	0.0022
2月1日から4月30日まで	0.0038
5月1日から8月31日まで	0.0054
9月1日から10月31日まで	0.0033
11月1日から11月30日まで	0.0017
12月1日から12月31日まで	0.0022

# ○鎌井谷ダム操作規程

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame10001159.htm>

(平成16年5月21日訓令第10号)

改正 平成19年4月1日訓令第18号 平成28年3月29日訓令第1号  
平成29年6月1日訓令第9号

## 鎌井谷ダム操作規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鎌井谷ダム操作規則（平成16年高知県規則第67号。以下「規則」という。）の規定に基づき、鎌井谷ダム（以下「ダム」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(流 入 量)

第2条 規則第3条の流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）は、貯水池の水位の上昇又は低下の時間的な割合から次の算式により算出するものとする。

算式

$$Q = (V + q) / t$$

算式の符号

Q 流入量（立方メートル／秒）

V 単位時間に増減した貯留量（立方メートル）

q 単位時間内の積算全放流量（立方メートル）

t 単位時間（秒）

(洪水警戒体制)

第3条 規則第10条の別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、中央東土木事務所長（以下「所長」という。）が必要があると認める場合とする。

- (1) ダムの流域内を含む地域について、高知地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発表されたとき。
- (2) ダムの流域内において、総雨量が110ミリメートルを超えると予想される時。

2 所長は、規則第10条の規定により洪水警戒体制をとった場合における職員の呼集、作業分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(洪水警戒体制時における関係機関への連絡)

第4条 規則第11条第1号の別に定める関係機関（以下「関係機関」という。）及び当該関係機関との連絡の方法は、別表第1に定めるとおりとする。

2 所長は、規則第11条第1号の連絡の内容、時期等について、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

(洪水警戒体制の解除等)

第5条 所長は、流入量が毎秒1立方メートル以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、規則第14条の規定によりこれを解除しなければならない。

2 所長は、規則第14条の規定により洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に定める方法により、その旨を関係機関に連絡するものとする。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第6条 規則第15条第1項第2号の別に定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) ダム本体、貯水池等について調査又は補修を行う必要があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要があると認められるとき。

(放流の方法)

第7条 規則第16条の別に定める方法は、次の表に定めるとおりとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、これによらないことができる。

放流を増加しようとする時に行っているダムからの放流量（立方メートル／秒）	放流量の増加割合（立方メートル／秒）
0.047未満	10分ごとに0.047以内
0.047以上0.136未満	10分ごとに0.088以内
0.136以上	10分ごとに0.109以内

(放流に関する通知等をしなければならない場合)

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第19条の規定により関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(1) 貯水池の水位が非常用洪水吐きを超えると予想されるため、放流を行うとき。

(2) 規則第15条第1項の規定に基づき放流を行い、下流に急激な水位の上昇が生ずると予想される時。

(一般に周知させるための必要な措置を行う範囲)

第9条 規則第19条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダムから山北川合流点までの1.2キロメートルの区間において行うものとする。

(放流に関する通知等の方法)

第10条 規則第19条の規定による関係機関への通知は、第8条各号の放流を行う約1時間前までに、別表第1に定める方法により、放流を行う日時のほか放流量又は放流を行うことにより上昇する下流の水位の見込みを示してするものとする。

2 規則第19条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダムに設置されたサイレンの吹鳴、スピーカーによる放送等により行うものとする。

(サイレンの吹鳴による警報等)

第11条 ダムに設置されたサイレン又はスピーカーによる疑似音の吹鳴は、第8条各号の放流を行う約30分前に行うものとする。

2 前項のサイレン又はスピーカーによる吹鳴の方法は、1分間吹鳴させ、その後10秒間休止をし、更に1分間吹鳴させる合計2分10秒間の一式を3回繰り返す方法とする。

3 前2項の規定による措置のほか、必要に応じて警報車等による下流の巡視を行うものとする。

(ゲートの名称)

第12条 ダム本体の上流側にあり、選択取水を行うためのゲートを取水ゲートといい、設置標高の高いものから順に1号ゲート、2号ゲート、3号ゲート、4号ゲート及び5号ゲートという。

2 利水放流管のゲートは、ダム本体の下流側にあるジェットフローゲートを利水放流管主ゲートと、ダム本体の上流側にあるスライドゲートを利水放流管予備ゲートという。

(取水ゲートの操作)

第13条 前条第1項の取水ゲート（以下この条において「取水ゲート」という。）は、河川環境の保全に配慮し、次に掲げる方法により操作するものとする。ただし、水象、気象その他の状況により特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 常に全開し、又は全閉しておき、半開の状態においてはならないこと。

(2) 原則として、前条第1項の1号ゲートから5号ゲートまでのうちいずれか1門を全開し、他の取水ゲートは全閉しておくこと。

(3) 取水ゲートの切替え時には、次に使用する取水ゲートを全開した後に、それまで使用した取水ゲートを全閉すること。

(利水放流管主ゲートの操作)

第14条 第12条第2項の利水放流管主ゲートは、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

- (1) 規則第15条第1項又は第17条の規定に基づき放流を行うとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要があると認められるとき。

(利水放流管予備ゲートの操作)

第15条 第12条第2項の利水放流管予備ゲート（以下この条において「利水放流管予備ゲート」という。）は、次に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- (1) 規則第15条第1項第1号の規定により利水放流管予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要があると認められるとき。

2 利水放流管予備ゲートは、前項各号に掲げる場合は、全閉しておくものとする。

(計測、点検及び整備)

第16条 規則第21条の規定による計測は別表第2に定める調査測定基準により、同条の規定による点検及び整備は別表第3に定める点検整備基準により行うものとする。

2 所長は、ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が25ガルを超えたとき又は高知地方気象台土佐山田町宝町震度観測所において気象庁震度階が4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより、臨時の点検を行わなければならない。

(観測)

第17条 規則第22条の規定による観測は、別表第2に定める調査測定基準により行うものとする。

(記録事項)

第18条 規則第23条の別に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) ゲート等（規則第11条第2号に規定するゲート等をいう。以下同じ。）の操作の理由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度並びにゲート等の操作による放流量及び水位の変動
- (3) 放流に関する関係機関への通知及び一般に周知させるための必要な措置に係る事項
- (4) 点検及び整備を行った結果
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に記録しておく必要があると認められる事項

(報告)

第19条 所長は、次に掲げる場合においては、速やかにその状況を土木部長に報告しなければならない。

- (1) 規則第10条の規定により洪水警戒体制をとったとき又は規則第14条の規定によりこれを解除したとき。
- (2) 規則第12条の規定により洪水調節を行ったとき。
- (3) ダム本体、ダムの附属設備、貯水池又は貯水池の上下流に異常を認めたととき。
- (4) 第16条第2項の規定により地震が発生し、臨時の点検を行ったとき。
- (5) 貯水池において水質事故が発生したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、特に必要があると認められるとき。

(管理月報及び管理年報の作成等)

第20条 所長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成し、土木部長に報告しなければならない。

(検 査)

第21条 所長は、別に定めるところにより、必要に応じて、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の検査を実施するものとする。

(雑 則)

第22条 所長は、この規程を実施するため必要がある場合は、ダム操作実施要領を定めることができる。

2 土木部長は、この規程が一部改正された場合は、その内容を速やかに水利権者である香南市長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年5月21日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第18号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日訓令第9号）

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

#### 別表第1（第4条、第5条、第10条関係）

関係機関の名称	連絡又は通知の方法
土木部河川課	防災行政無線電話又は一般回線電話
香南市	防災行政無線電話又は一般回線電話
高知県南国警察署	一般回線電話
香南市消防本部	防災行政無線電話又は一般回線電話

#### 別表第2（第16条、第17条関係）

調査測定基準

事項	項目	計測又は観測の場所	測定機器	計測又は観測の基準
気象	気圧 気温 湿度 風向 風速 雨量	中央東土木事務所鎌井谷 ダム管理事務所	自記記録計 ・気圧は管理事務所室内 ・気温・湿度は百葉箱 ・風向・風速は3要素	洪水時その他の必要なとき。
水象・水質	水位	ダム観測所 鎌井谷地点 (利水基準点) 治水基準点	自記水位計 遠隔水位計 自記水位計	通常は毎正時、洪水時は必要なとき。

事項	項目	計測又は観測の場所	測定機器	計測又は観測の基準
水象・水質	流入量 放流量	鎌井谷ダム	ダム水位計  利水放流管の ゲート	流入量は、貯水池水位及び放流量により算出する。 放流量は、貯水池の水位及びゲート等の開度により算出する。 流入量及び放流量とも、毎正時及び必要なとき。
	水温 濁度	ダム付近貯水池	水温計 濁度計	自記水温濁度計による連続観測
堆砂		貯水池	測深器	年1回及び洪水時の必要なとき。
その他	漏水量			月1回
	揚圧力			3月に1回

### 別表第3(第16条関係)

#### 点検整備基準

区分	細分		実施回数
ダム本体	外観		週1回
	堤体各種調査及び観測計器		月1回
取水放流設備	外観		週1回
	点検	長期間閉塞時	月1回
	給油		必要に応じて
	点検整備	平常時	2年に1回
出水後		その都度	
貯水池周辺(管理用道路を含む。)	外観		週1回
予備発電機	点検及び試運転	平常時	月1回
		洪水時	作動前
放流警報設備	管理所内	一般点検	週1回
		各部点検	月1回
	テスト制御	平常時	月1回
		洪水時	その都度
警報用立札の巡視		年2回	
テレメーター設備	監視装置	一般点検	週1回
		各部点検	月1回
	観測所巡視点検		必要に応じて
	中継局巡視点検		必要に応じて
I T V監視設備	点検整備		月1回
電気設備	点検整備		月1回
警報車等	点検整備		月1回
流木防御設備	フロート、係留ブイ、メインロープ、アンカー等		年1回
救命具等	点検整備		月1回
水位計及び気象観測設備	点検整備		月1回
標識及び手すり照明設備	点検整備		週1回
その他	塗装		5年に1回
備考 ダム本体の周辺及び貯水池の周辺の外観巡視は、崩壊等の変化を調べ、速やかに処理、記録等を行うこと。			

# ○以布利川ダム操作規則

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame11200365.htm>

(平成27年9月4日規則第56号)

## 以布利川ダム操作規則

### 目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 貯水池の水位等（第3条－第6条）
  - 第3章 貯水池の用途別利用（第7条－第9条）
  - 第4章 洪水調節等（第10条－第14条）
  - 第5章 貯留された流水の放流（第15条－第20条）
  - 第6章 計測、点検、整備等（第21条－第23条）
  - 第7章 雑則（第24条）
- 附則

### 第1章 総 則

#### (趣 旨)

第1条 この規則は、以布利川ダム（以下「ダム」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。  
(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

### 第2章 貯水池の水位等

#### (洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒9立方メートル以上である場合における当該流水とする。  
(水位の算出)

第4条 貯水池の水位（第12条及び第13条において「水位」という。）は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

#### (常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位（以下「常時満水位」という。）は、標高32.9メートルとする。

#### (サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高37.8メートルとする。

### 第3章 貯水池の用途別利用

#### (洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高32.9メートルから標高37.8メートルまでの容量16万立方メートルを利用して行うものとする。

#### (流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高22.1メートルから標高32.9メートルまでの容量173,000立方メートルのうち最大154,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第9条 水道用水の供給は、標高22.1メートルから標高32.9メートルまでの容量173,000立方メートルのうち最大19,000立方メートルを利用して行うものとする。

#### 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第10条 高知県幡多土木事務所土佐清水事務所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想される場合又は別に定める場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 別に定める関係機関(第19条において「関係機関」という。)及び高知地方気象台との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

(2) 必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合は、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後は、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、第10条の規定による洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、これを解除しなければならない。

#### 第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第15条 ダムに貯留された流水は、この規則に定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流を行うことができる。

(1) 第21条の規定によりダム本体、貯水池又はダムに係る施設等の点検又は整備を行うため特に必要があると認めるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で別に定めるとき。

2 前項の規定に基づく放流量の限度は、毎秒0.331立方メートルとする。

(放流の原則)

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合は、別に定める方法を基準とし、ダムから放流を行うことにより下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第17条 所長は、流水の正常な機能を維持するため必要があると認めるときは、広畑利水基準点において別表第1の左欄に掲げる期間に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる水量を確保することができるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第18条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認めるときは、以布利川ダム地点において別表第2

の左欄に掲げる期間に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる水量を確保することができるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第19条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第20条 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ（第23条において「ゲート等」という。）の操作については、別に定める。

## 第6章 計測、点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第21条 所長は、別に定める基準に従い、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため、必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第22条 所長は、別に定める基準に従い、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第23条 所長は、ゲート等を操作し、第21条の規定により計測、点検若しくは整備を行い、又は前条の規定により観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかななければならない。

## 第7章 雑則

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、ダムの操作に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第17条関係）

期間	水量
1月1日から3月9日まで	0.0304 m <sup>3</sup> /秒
3月10日から同月16日まで	0.0317 m <sup>3</sup> /秒
3月17日から7月31日まで	0.0310 m <sup>3</sup> /秒
8月1日から12月31日まで	0.0304 m <sup>3</sup> /秒

別表第2（第18条関係）

期間	水量
1月1日から12月31日まで	0.0047 m <sup>3</sup> /秒

規則

◎以布利川ダム操作規則

# ○以布利川ダム操作規程

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame11200366.htm>

(平成27年9月4日訓令第9号)

改正 平成29年6月1日訓令第10号

以布利川ダム操規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、以布利川ダム操作規則（平成27年高知県規則第56号。以下「規則」という。）の規定に基づき、以布利川ダム（以下「ダム」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(流 入 量)

第2条 規則第3条の流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）は、貯水池の水位の上昇又は低下の時間的な割合から次の算式により算出するものとする。

算式

$$Q = \frac{V_{(t)} - V_{(t-T)}}{60 \times T} + Q_1$$

算式の符号

Q	流入量（立方メートル／秒）
$V_{(t)}$	現流入量算出時総貯水量（立方メートル）
$V_{(t-T)}$	前流入量算出時総貯水量（立方メートル）
T	貯水池の水位の変化に要した時間（分）
$Q_1$	流入量計算中の平均放流量（立方メートル／秒）

(洪水警戒体制)

第3条 規則第10条の別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、幡多土木事務所土佐清水事務所長（以下「所長」という。）が必要があると認める場合とする。

- (1) ダムの流域内（以下この項において「流域内」という。）において、3時間雨量が30ミリメートルに達した後、なお引き続き1時間雨量が35ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (2) 流域内において、総雨量が150ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (3) 流域内を含む地域において、高知地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発表されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、規則第10条の規定により洪水警戒体制をとった場合における職員の呼集、作業分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(洪水警戒体制時における関係機関への連絡)

第4条 規則第11条第1号の別に定める関係機関（以下「関係機関」という。）及び当該関係機関との連絡の方法は、別表第1に定めるとおりとする。

2 所長は、規則第11条第1号の連絡の内容、時期等について、あらかじめ関係機関及び高知地方気象台と協議しておくものとする。

(洪水警戒体制の解除等)

第5条 所長は、流入量が毎秒9立方メートル未満に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第14条の規定によりこれを解除しなければならない。

2 所長は、規則第14条の規定により洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に定める方法により、その旨を関係機関に連絡するものとする。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第6条 規則第15条第1項第2号の別に定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) ダム本体、貯水池又はダムに係る施設等の調査又は補修を行うため必要があると認めるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

(放流の方法)

第7条 規則第16条の別に定める方法は、次の表に定めるとおりとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、これによらないことができる。

放流管から放流を行う直前における放流量	放流管の1回の操作における最少時間間隔	放流管の1回の操作における放流量の増加割合
0.05 m <sup>3</sup> /秒未満	10分	0.04 m <sup>3</sup> /秒以内
0.05 m <sup>3</sup> /秒以上0.20 m <sup>3</sup> /秒未満	10分	0.15 m <sup>3</sup> /秒以内
0.20 m <sup>3</sup> /秒以上	10分	0.25 m <sup>3</sup> /秒以内

(放流に関する通知等をしなければならない場合)

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第19条の規定により関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

- (1) 貯水池の水位が非常用洪水吐きを超えると予想されるため、ダムから放流を行うとき。
- (2) 規則第15条第1項の規定に基づき放流を行い、下流に急激な水位の上昇が生ずると予想される時。

(一般に周知させるための必要な措置を行う範囲)

第9条 規則第19条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダムから下流方向について必要があると認める範囲内において行うものとする。

(放流に関する通知等の方法)

第10条 規則第19条の規定による関係機関への通知は、第8条各号の放流を行う約1時間前までに、別表第1に定める方法により、ダムから放流を行う日時のほか放流量又は放流を行うことにより上昇する下流の水位の見込みを示してするものとする。

2 規則第19条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点に設置された警報設備等により、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) ダム地点に設置されたサイレン又はスピーカーによる擬似音の吹鳴は、第8条各号の放流を行う約30分前に行う。
- (2) 警報車に設置されたスピーカーによる吹鳴は、必要に応じて、ダムから下流の水位が上昇すると予想される約30分前に行う。
- (3) 前2号に掲げる方法のほか、警報車によるダムから下流の巡視を行う。
- (4) 第1号又は第2号のサイレン又はスピーカーによる吹鳴は、約1分間吹鳴させ、その後約10秒間休止をし、更に約1分間吹鳴させる合計約2分10秒の一式を必要に応じて繰り返す方法により行う。

(ゲートの名称)

第11条 規則第20条のゲートの名称は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ダムの堤体上流面の取水塔の外側にあり、選択取水を行うためのゲートを取水ゲートといい、設置標高の高いものから順に1号ゲート、2号ゲート、3号ゲート、4号ゲート及び5号ゲートという。
- (2) 利水放流管のゲートは、下流側にあるジェットフローゲートを利水放流管主ゲートと、上流側にあるスルースゲートを利水放流管予備ゲートという。

(取水ゲートの操作)

第12条 前条第1号の取水ゲート（以下この条において「取水ゲート」という。）は、河川環境の保全に配慮し、次に掲げる方法により操作するものとする。ただし、水象、気象その他の状況により特に必要が

あると認めるときは、この限りでない。

- (1) 常に全開し、又は全閉しておき、半開の状態においてはならないこと。
- (2) 原則として、前条第1号の1号ゲートから5号ゲートまでのうちいずれか1門を全開し、他の取水ゲートは全閉しておくこと。
- (3) 取水ゲートの切替え時には、次に使用する取水ゲートを全開した後に、それまで使用していた取水ゲートを全閉すること。

(利水放流管主ゲートの操作)

第13条 第11条第2号の利水放流管主ゲートは、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

- (1) 規則第15条第1項、第17条又は第18条の規定に基づき放流を行うとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

(利水放流管予備ゲートの操作)

第14条 第11条第2号の利水放流管予備ゲート（以下この条において「利水放流管予備ゲート」という。）は、次に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- (1) 規則第21条の規定により利水放流管予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

2 利水放流管予備ゲートは、前項各号に該当する場合は、全閉しておくものとする。

(計測、点検及び整備)

第15条 規則第21条の規定による計測は別表第2に定める調査測定基準により、同条の規定による点検及び整備は別表第3に定める点検整備基準により行うものとする。

2 所長は、ダムの堤体底部に設置された地震計により観測された地震動の最大加速度が25ガルを超えたとき又は気象庁土佐清水市足摺岬震度観測点における気象庁震度階が4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより、臨時の点検を行わなければならない。

(観測)

第16条 規則第22条の規定による観測は、別表第2に定める調査測定基準により行うものとする。

(記録事項)

第17条 規則第23条の別に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) ゲート等（規則第20条に規定するゲート等をいう。以下同じ。）の操作の理由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度並びにゲート等の操作による放流量及び水位の変動
- (3) 放流に関する関係機関への通知及び一般に周知させるための必要な措置に係る事項
- (4) 点検及び整備を行った結果
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に記録しておく必要があると認める事項

(報告)

第18条 所長は、次に掲げる場合においては、速やかにその状況を土木部長に報告しなければならない。

- (1) 規則第10条の規定により洪水警戒体制をとったとき又は規則第14条の規定によりこれを解除したとき。
- (2) 規則第12条の規定により洪水調節を行ったとき。
- (3) ダム本体、ダムの附属施設、貯水池又は貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- (4) 第15条第2項の規定により地震が発生し、臨時の点検を行ったとき。
- (5) 貯水池において水質事故が発生したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

(管理月報及び管理年報の作成等)

第19条 所長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成し、土木部長に報告しなければならない。

(検 査)

第20条 所長は、別に定めるところにより、必要に応じて、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の検査を実施するものとする。

(雑 則)

第21条 所長は、この規程を実施するため必要があるときは、ダム操作実施要領を定めることができる。

2 所長は、前項の規定に基づきダム操作実施要領を定めたとき又は当該ダム操作実施要領を変更したときは、速やかに土木部長に報告するものとする。

3 土木部長は、この規程が一部改正されたときは、その内容を速やかに水利権者である土佐清水市長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成27年9月4日から施行する。

附 則 (平成29年6月1日訓令第10号)

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

#### 別表第1 (第4条、第5条、第10条関係)

関係機関の名称	連絡又は通知の方法
土木部河川課	防災行政無線又は一般回線電話
土佐清水市	防災行政無線又は一般回線電話
高知県中村警察署清水警察庁舎	一般回線電話
土佐清水市消防署	防災行政無線又は一般回線電話

別表第2（第15条、第16条関係）

調査測定基準

事項	項目	計測又は観測の場所	測定機器	計測又は観測の基準
気象	気圧 気温 湿度 風向 風速	気象庁清水特別地域気象観測所	気象庁清水特別地域気象観測所が設置する測定機器	洪水時その他の必要なとき。
	雨量	ダム管理棟	自記記録計	
水象 水質	水位	ダム地点	自記水位計	通常は毎正時、洪水時は必要なとき。
		広畑利水基準点	遠隔水位計	
	流入量	ダム本体	ダム水位計	流入量は、貯水池の水位及び放流量により算出する。 放流量は、貯水池の水位及びゲート等の開度により算出する。 流入量及び放流量とも、毎正時及び必要なとき。
	放流量		利水放流管ゲート	
	水温	貯水池	水温計	自記測定機器による連続観測
濁度	濁度計		年2回（夏季1回及び冬季1回）	
堆砂	深度		測深器	年1回及び洪水後の必要なとき。
その他	漏水量	ダム本体		月1回
	揚圧力			3月に1回

別表第3（第15条関係）

点検整備基準

区分	細分		実施回数
ダム本体	外観		週1回
	堤体各種調査及び観測計器		月1回
取水放流設備	外観		週1回
	点検	長期間閉塞時	月1回
	給油		必要に応じて
	点検整備	平常時	年1回
		出水後	その都度
貯水池の周辺（管理用道路を含む。）	外観		週1回
予備発電機	点検及び試運転	平常時	2月に1回
		洪水時	作動前
放流警報設備	ダム管理棟	一般点検	週1回
		各部点検	月1回
	テスト制御	平常時	月1回
		洪水時	その都度
テレメーター設備	観測所	巡視点検	必要に応じて
	監視装置（ダム親局装置）	一般点検	週1回
		各部点検	月1回
CCTV監視設備	ダム管理棟	点検整備	月1回

電気設備	点検整備	2月に1回
警報車等	点検整備	月1回
流木防除設備	フロート、係留ブイ、メインロープ、アンカー等	年1回
巡視船	点検整備	月1回
水位計及び気象観測設備	点検整備	月1回
標識及び手すり照明設備	点検整備	週1回
調査測定用機械器具	点検整備	適宜
記録		点検ごと
備考 ダム本体の周辺及び貯水池の周辺の外観巡視は、崩壊等の変化を調べ、速やかに処理、記録等を行うこと。		

訓 令

◎以布利川ダム操作規程

## ○河戸堰（せき）操作規則

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001148.htm>

（平成17年4月22日規則第78号）

改正 平成18年4月1日規則第59号

### 河戸堰（せき）操作規則

#### （趣 旨）

第1条 この規則は、河戸堰（せき）（以下「堰（せき）」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。

#### （操作の目的）

第2条 堰（せき）の操作は、河川流量及び堰（せき）の下流部の状況に応じ洪水の安全な流下を図るとともに、海水の遡（そ）上の防止及び堰（せき）の上流部の水位の調節により取水の安定及び水源のかん養を図ることを目的とする。

#### （水位の測定）

第3条 堰（せき）の上下流部の水位は、堰（せき）の上下流に取り付けられた水位計により測定するものとする。

#### （危害防止のための通知等）

第4条 高知県幡多土木事務所宿毛事務所長（以下「所長」という。）は、堰（せき）を操作することにより流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定める関係機関（第6条において「関係機関」という。）に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

一部改正〔平成18年規則59号〕

#### （洪水警戒体制）

第5条 所長は、洪水が予想される場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。

#### （洪水警戒体制における措置）

第6条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 関係機関との連絡、気象及び水象の観測並びに情報収集を密にすること。
- (2) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の整備状況の確認その他堰（せき）の操作に関する必要な措置

#### （洪水警戒体制の解除）

第7条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

#### （海水の遡（そ）上の防止のための操作）

第8条 海水の遡（そ）上の防止のための操作は、すべての引上げゲートを全閉し、別に定めるところにより行うものとする。

#### （洪水の疎通機能の確保のための操作）

第9条 所長は、前2条の規定にかかわらず、洪水の疎通機能を確保する必要があると認めるときは、すべてのゲートを全開しなければならない。

#### （操作の方法の特例）

第10条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、堰（せき）を操作することができる。

(操作に関する記録)

第11条 所長は、ゲートを操作したときは、別記様式の河戸堰（せき）操作記録に記録しておかなければならない。

(点検及び整備)

第12条 所長は、堰（せき）及び堰（せき）の操作に必要な機械、器具等を常に良好な状態に保つため、必要な点検及び整備を行わなければならない。

(調査又は測定)

第13条 所長は、堰（せき）を操作するため、別に定める事項の調査又は測定を行わなければならない。

(雑 則)

第14条 この規則に定めるもののほか、堰（せき）の操作について必要な事項は、知事が別に定める。



# ○河戸堰（ぜき）操作規程

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001149.htm>

(平成17年4月22日訓令第8号)

改正 平成18年4月1日訓令第6号 平成19年4月1日訓令第18号

## 河戸堰（ぜき）操作規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、河戸堰（ぜき）操作規則（平成17年高知県規則第78号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、河戸堰（ぜき）（以下「堰（せき）」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

### (操作に関する通知等)

第2条 幡多土木事務所宿毛事務所長（以下「所長」という。）は、洪水を流下させるための放流を開始する場合は、規則第4条に規定する操作に関する通知を別表第1に掲げる関係機関に対して行うものとする。

2 規則第4条の一般に周知させるための必要な措置は、ゲートにより放流を開始する場合に、警報車による警告を行うこととする。

### (一般に対する周知を行う範囲)

第3条 前条第2項に規定する一般に周知させるための必要な措置は、堰（せき）の湛たん水区域上流地点から松田川を横断する国道321号橋梁りょうまでの区間で行うものとする。

### (洪水警戒体制)

第4条 規則第5条の洪水が予想される場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 高知地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発表された場合であって、篠山雨量観測局又は御槇雨量観測局の雨量が1時間雨量が40ミリメートル又は3時間雨量が70ミリメートルを超えたとき。
- (2) 高知地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合であって、堰（せき）の上流部の水位（以下「上流水位」という。）がTPプラス3.30メートルを超え、更に上昇が予想される時。
- (3) 上流水位がTPプラス3.30メートルを超え、更に上昇が予想される場合であって、かつ降雨が予想される時。

### (洪水警戒体制における措置)

第5条 規則第6条第2号の堰（せき）の操作に関する必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 洪水時において堰（せき）を適切に操作することができる要員を配置すること。
- (2) 警報設備の作動を確認すること。
- (3) 堰（せき）及び堰（せき）を操作するため必要な機械、器具等の準備点検を行うこと。
- (4) その他堰（せき）の操作に必要な措置をとること。

### (洪水警戒体制の解除)

第6条 所長は、松田川水系の水位観測所の水位が通報水位未満に減少し、気象及び水象の状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、規則第7条の規定によりこれを解除しなければならない。

### (ゲートの名称)

第7条 堰（せき）の本体に設置された引上げゲートは、左岸側から順に1号ゲート、2号ゲート、3号ゲート及び4号ゲートという。

2 両サイド2門のゲートに設けられた起伏ゲートは、左岸側から順に1号調節ゲート、2号調節ゲート、3

号調節ゲート及び4号調節ゲートという。

(水位の保持)

第8条 規則第8条の海水の遡上の防止のための操作は、上流水位をTPプラス3.15メートル未満に保つように、起伏ゲートを操作することにより行うものとする。

(起伏ゲートの操作)

第9条 起伏ゲートの操作は、第5条第1号の要員による操作を原則とするが、上流水位がTPプラス3.40メートル未満の場合に自動操作できるものとする。

(引上げゲート等の操作)

第10条 規則第9条の規定によりゲートの操作を行うときは、堰（せき）の上下流の安全性を判断し、次の各号の順序により操作するものとする。

- (1) 2号ゲートを全開する操作をすること。
- (2) 前号の操作中に4号調節ゲートを起立し、4号ゲートを全開すること。
- (3) 2号ゲートの全開後、1号調節ゲートを起立し、1号ゲートを全開すること。
- (4) 4号ゲートの全開後、3号ゲートを全開すること。

2 所長は、堰（せき）を全開している場合において、上流水位が約TPプラス1.70メートル未満になったときは、潮位の状況を勘案しながら、次の各号の順序によりゲートの操作を行うことができるものとする。

- (1) 3号ゲートを全閉する操作をすること。
- (2) 前号の操作中に1号ゲートを全閉し、1号調節ゲートの開度を0.2メートル以上とすること。
- (3) 3号ゲートの全閉後、4号ゲートを全閉し、4号調節ゲートの開度を0.2メートル以上とすること。
- (4) 1号調節ゲートの開度を0.2メートル以上とした後、2号ゲートを全閉すること。

3 洪水の規模、特性等から前2項の操作が必要ないと判断される場合は、この限りでない。

(点検及び整備)

第11条 規則第12条の点検及び整備は、別表第2に定める点検整備基準により行うものとする。

(調査又は測定)

第12条 規則第13条の調査又は測定は、別表第3に定める調査又は測定基準により行うものとする。

(異常時における報告)

第13条 所長は、次に掲げる場合は、速やかに土木部長に報告するものとする。

- (1) 規則第10条の規定に基づき操作を行ったとき。
- (2) 堰（せき）の本体若しくは付属施設又は堰（せき）の上流若しくは下流に異常を認めたととき。
- (3) その他事故等が発生したとき。

(雑 則)

第14条 所長は、この規程を実施するために必要な事項がある場合は、堰（せき）操作実施要領を定めることができる。

2 所長は、前項の規定に基づき堰（せき）操作実施要領を定めたとき又は変更したときは、土木部長に報告するものとする。

別表第1(第2条関係)

関係機関	備考
土木部河川課	水防体制時は、水防本部とする。
宿毛市役所	
高知県宿毛警察署	
幡多西部消防組合消防本部	
水利組合	

一部改正〔平成19年4月訓令18号〕

別表第2(第11条関係)

## 点検整備基準

区分	細分	回数	要領	
堰(せき)本体	外観	1回/週以上	1 水叩きの洗掘、堤体の劣化、磨耗、ひびわれ、漏水、沈下その他外観上の異常を監視すること。 2 堰(せき)本体の各種調査、観測設備及びこれに使用する計器、用具等は、常に機能を発揮し得るよう毎月1回点検整備を行うこと。	
	各種調査計測機器	1回/月		
放流設備(引上げゲート及び起伏ゲート)	外観	1回/週以上	1 外観上の点検は、毎週1回以上行うこと。 2 長期にわたる閉鎖の場合は、ゲートに錆(さび)が浮くことのないよう毎年1回ストロークさせること。 3 各機器への塗油は適時、各軸受歯車等への給油は毎月1回行うこと。 4 各鎮座部分の漏水又は漏油が多いときは、パッキング押さえを均等に締めこむこと。 5 各ゲート前面及び背面の塵芥(じんかい)等については、必要に応じて除去すること。 6 上記のほか、ゲート取扱説明書による点検整備を行うこと。	
	点検整備	1回/年		
	給油	1回/月		
貯水池周辺(管理用道路、管理道を含む。)	外観	1回/週以上	日常点検は、毎週1回以上行うこと。 引上げゲート作動後において、適時堰(せき)周辺を巡視すること。	
予備発電機	点検及び試運転	平常時	1回/月 作動前	洪水時以外のときは、毎月1回点検及び試運転を行うものとし、洪水警戒体制又は堰(せき)からの放流が予想される場合は、これを再確認すること。 燃料潤滑油、冷却水等及び始動用蓄電池、給排気設備等について点検を行うこと。
		洪水時		

堰(せき)管理用制御 処理設備(堰(せき) コン)	管理棟 内	一般 点検	1 回/ 週	日常点検は、毎週 1 回以上行うこと。 各機器の状態を監視し、故障等の場合は、直ちに修理すること。
放流警報設備	管理棟 内	一般 点検	1 回/ 月	1 管理棟内の設備は、毎月 1 回各部の状態及び機能確認を行い、取扱説明書の規定状態に保つこと。 2 平常時は毎月 1 回、洪水警戒体制又は堰(せき)からの放流が予想される場合にはその都度、管理棟よりテスト制御を行うこと。 3 毎月 1 回、各警報局を巡視し、管理棟よりテスト制御を行うこと。 4 警報用立札は、適時設置箇所を巡視し、枚数及び塗装破損状況を調べ、修理を要するものは、その対策を講じること。
		各部 点検		
	テスト 制御	平常 時	1 回/ 月	
		洪水 時	そ の 都度	
	警報局の巡 視		1 回/ 月	
警報用立札 の巡視		適時		
CCTV 監視カメラ設 備	点検整備		1 回/ 週	ITV カメラ及び静止画像伝送装置については、取扱説明書による点検整備を行うこと。
電気設備	点検整備		1 回/ 月	保安規定に基づく点検を行うこと。
水位計	点検整備		1 回/ 年	取扱説明書による点検整備を行うこと。
標識及び照明設備	点検整備		適時	適時点検整備を行うものとし、部分塗装は必要に応じて行うこと。
	塗装		適時	
記録			点 検 ご と	各機器の状態及びその特性の変化等を知り、修理資料とするため、機器の点検を実施した場合は、その各データを詳細に記録し、保存すること。
その他				本点検整備基準に合致しない施設又は本基準により点検整備が困難な施設については、この限りでない。

別表第 3(第 12 条関係)

調査測定基準

事項	項目	調査又は測定場所	測定機器	調査又は測定基準
気象	雨量	篠山雨量局 御槇雨量局 山北雨量局	雨量計(転倒ます式雨量計)	平常時：毎正時 洪水時：適時
		河戸堰(ぜき)上流水位観測局	1号水位計(水晶水圧式水位計)	
水象	水位	河戸堰(ぜき)上流水位観測局	1号水位計(水晶水圧式水位計)	
	放流量	引上げゲート起伏ゲート	ゲート	
その他		堰(せき)周辺の巡視は、毎週 1 回以上とし、堰(せき)周辺の変化を調べ、速やかに処理記録等を行うこと。		

# ○江ノ口川水門操作規則

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001142.htm>

(昭和49年4月1日規則第18号)

改正	昭和50年9月26日規則第52号	昭和53年4月1日規則第14号
	昭和57年1月26日規則第1号	昭和59年4月1日規則第20号
	平成9年4月1日規則第58号	平成10年4月1日規則第65号の3
	平成16年3月12日規則第22号	平成18年4月1日規則第59号
	平成19年4月1日規則第50号	平成20年3月21日規則第15号
	平成20年4月1日規則第41号	平成22年4月1日規則第36号

## 江ノ口川水門操作規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 水位等の測定等（第3条－第6条）
- 第3章 警戒体制（第7条－第11条）
- 第4章 水門等の操作の原則等（第12条・第13条）
- 第5章 水門の操作（第14条）
- 第6章 点検、整備等（第15条・第16条）
- 第7章 水門等の操作の特例（第17条）
- 第8章 記録等（第18条－第20条）
- 第9章 雑則（第21条）

### 第1章 総 則

#### (趣 旨)

第1条 この規則は、江ノ口川水門（新堀水門を含む。）及び排水機（以下「水門等」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年規則15号〕

#### (水門等の操作の目的)

第2条 水門等の操作は、江ノ口川への高潮及び津波の流入の防止及び洪水による市街地への浸水氾（はん）濫の防御を目的とする。

一部改正〔平成20年規則15号〕

### 第2章 水位等の測定等

一部改正〔平成20年規則15号〕

#### (高 潮)

第3条 高潮は、江ノ口川水門の外水位（以下「外水位」という。）がDLプラス2.0メートルを超える場合における当該潮位とする。

一部改正〔平成20年規則15号〕

#### (津 波)

第4条 津波は、江ノ口川水門の直近における波の振幅が0.5メートルを超える場合における当該現象とする。

追加〔平成20年規則15号〕

(洪水)

第5条 洪水は、江ノ口川円満橋地点の流量が毎秒20立方メートル以上である場合における当該流量とする。  
一部改正〔平成20年規則15号〕

(水位等の測定)

第6条 外水位、江ノ口川水門の内水位（第10条第1項第4号を除き、以下「内水位」という。）及び江ノ口川水門の直近における波の振幅は、水門本体に取り付けられた量水標等により測定するものとする。  
一部改正〔平成20年規則15号〕

### 第3章 警戒体制

全部改正〔平成20年規則15号〕

(警戒体制)

第7条 高知県高知土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、洪水警戒体制、高潮警戒体制又は津波警戒体制（以下「警戒体制」という。）をとらなければならない。

- (1) 高知地方気象台（以下「気象台」という。）から大雨、洪水、高潮又は津波の各警報が発表されたとき。  
全部改正〔平成20年規則15号〕
- (2) 気象台から大雨、洪水、高潮又は津波の各注意報が発令された後、気象及び水象の状況等により所長が必要があると判断するとき。  
全部改正〔平成20年規則15号〕
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、洪水、高潮又は津波が予想されるとき。  
一部改正〔平成20年規則15号〕  
一部改正〔平成20年規則15号・41号〕  
一部改正〔昭和50年規則52号・53年14号・59年20号・平成10年65号の3・18年59号・20年15号・41号〕

(警戒体制における措置)

第8条 所長は、前条の規定により警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 高知県土木部河川課及び港湾・海岸課、気象台並びに高知市との連絡並びに気象及び水象に関する観測を行うとともに、情報の収集を密にすること。  
一部改正〔平成20年規則15号・22年36号〕
- (2) 水門等の操作に必要な機械及び器具の点検、整備等の必要な措置をとること。  
一部改正〔平成20年規則15号・22年36号〕

2 所長は、前条の規定により警戒体制をとった場合において津波の到来が予想されるときは、水門を閉鎖し、気象台から発令された津波警報又は津波注意報が解除されるまで水門を閉鎖しておくことにより江ノ口川への津波の逆流防止を図らなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、これによらないことができる。

追加〔平成20年規則15号〕

一部改正〔昭和50年規則52号・53年14号・平成20年15号・22年36号〕

(洪水、高潮及び津波に対する水門等の予備操作)

第9条 所長は、第7条の規定により警戒体制をとった後、江ノ口川の増水等により市街地への逆流が予想される場合又は外水位がDLプラス2.0メートル以上になるおそれのある場合は、あらかじめ、水門等を操作し、内水位の低下を図らなければならない。

一部改正〔平成20年規則15号〕

(洪水、高潮及び津波の防御)

第10条 所長は、第7条の規定により警戒体制をとった後、水門等进行操作する場合は、次に掲げるところにより内水位の低下を図らなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、これによらないことができる。

(1) 外水位が内水位より高くなるおそれがある場合は、水門を閉鎖し、排水機の運転を併用して内水位の低下を図ること。

全部改正〔平成20年規則15号〕

(2) 水門を閉鎖した後における内水位は、DLプラス2.5メートル（以下この号において「最高内水位」という。）以下とし、内水位が最高内水位より高くなるおそれのある場合は、排水機の運転により、内水位が常に最高内水位以下となるよう措置すること。

全部改正〔平成20年規則15号〕

(3) 内水位が外水位より高くなった場合で、その水位差が0.1メートル以上0.5メートル未満となったときは、水門を開放して内水位の低下を図ること。

追加〔平成20年規則15号〕

(4) 堀川水門（中の島）の閉鎖後、新堀川の内水位と江ノ口川の内水位とが同一になるまでの間は、新堀水門を閉鎖し、新堀川の内水位と江ノ口川の内水位とが同一になったときに、新堀水門を開放して江ノ口川水門の内水位の低下を図ること。

追加〔平成20年規則15号〕

2 所長は、設定震度以上の地震が発生した場合は、自動降下により閉鎖された水門を確認し、閉鎖されていないときにあつては直ちに水門を閉鎖するとともに、気象台から発令された津波警報又は津波注意報が解除されるまでの間は、水門を閉鎖しておかななければならない。ただし、災害等の発生により水門を確認し、又は水門を閉鎖することが困難と認める場合は、この限りでない。

追加〔平成20年規則15号〕

一部改正〔昭和57年規則1号・20年15号〕

(警戒体制の解除)

第11条 所長は、警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

一部改正〔平成20年規則15号〕

#### 第4章 水門等の操作の原則等

一部改正〔平成20年規則15号〕

(水門等の操作の原則)

第12条 所長は、水門等の操作を行う場合は、当該操作により水門の上流及び下流（次条において「上下流」という。）に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

一部改正〔平成20年規則15号〕

(水門等の操作に係る通知等)

第13条 所長は、水門等の操作により上下流に流水の状況の著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、高知県土木部河川課及び港湾・海岸課に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

一部改正〔平成20年規則15号・22年36号〕

## 第5章 水門の操作

一部改正〔平成20年規則15号〕

(水門の開放)

第14条 水門は、次に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。

- (1) 第9条又は第10条第1項の規定により内水位の低下を図るとき。  
一部改正〔平成20年規則15号〕
- (2) 第8条第1項第2号又は次条の規定による水門の点検又は整備のため必要があるとき。  
一部改正〔平成20年規則15号〕
- (3) 第17条の規定により水門等の操作の必要が生じたとき。  
一部改正〔平成20年規則15号〕  
一部改正〔平成20年規則15号〕  
一部改正〔昭和50年規則52号・20年15号〕

## 第6章 点検、整備等

(点検及び整備等)

第15条 所長は、水門等の操作に必要な機械及び器具、観測等に必要な設備等を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行うとともに、適時試運転等を行わなければならない。

一部改正〔昭和57年規則1号・20年15号〕

(調査又は測定等)

第16条 所長は、天候、降水量、内水位、外水位、震度、津波高、ゲートの開度等について、必要に応じて調査又は測定を行うとともに、必要な情報を収集しなければならない。

一部改正〔平成20年規則15号〕

## 第7章 水門等の操作の特例

一部改正〔平成20年規則15号〕

(水門等の操作の特例)

第17条 所長は、事故その他緊急やむを得ない場合において水門等の操作を必要と認めたときは、第9条及び第10条の規定による水門等の操作以外の方法により水門等の操作を行うことができるものとする。

一部改正〔平成20年規則15号〕

## 第8章 記録等

(水門等の操作記録)

第18条 所長は、第9条及び第10条の規定により水門等の操作を行ったときは、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) 水門等の操作の理由、操作の開始及び終了の年月日及び時刻、操作前後の内水位及び外水位の変動、操作前後の津波の状況並びに操作を行った当該水門の名称及びゲートの開度  
一部改正〔平成20年規則15号〕
- (3) 水門等の操作に伴う連絡に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、特に記録しておく必要があると認められる事項

一部改正〔平成20年規則15号〕

一部改正〔平成20年規則15号〕

2 所長は、第14条各号又は前条の規定により水門等の操作を行ったときは、前項の規定に準じて、その状況を記録しておかなければならない。

一部改正〔平成20年規則15号〕

一部改正〔昭和50年規則52号・20年15号〕

(調査結果等の記録)

第19条 所長は、第16条の規定により調査若しくは測定を行い、又は情報を収集した結果を記録しておかなければならない。

一部改正〔平成20年規則15号〕

(報告義務)

第20条 所長は、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1) 第18条の規定により水門等の操作を行ったときに記録した事項

全部改正〔平成20年規則15号〕

(2) 前号に掲げる事項のほか、報告の必要があると認められる事項

一部改正〔平成20年規則15号〕

一部改正〔平成20年規則15号〕

一部改正〔昭和50年規則52号・20年15号〕

## 第9章 雑 則

(委 任)

第21条 この規則に定めるもののほか、水門等の操作に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成20年規則15号〕

# ○江ノ口川水門操作規程

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001143.htm>

(昭和49年4月1日訓令第5号)

改 正	昭和50年9月26日訓令第39号	昭和53年4月1日訓令第3号
	昭和57年1月26日訓令第2号	昭和59年4月1日訓令第1号
	平成10年4月1日訓令第2号	平成18年4月1日訓令第6号
	平成20年3月21日訓令第2号	平成20年4月1日訓令第8号
	平成22年4月1日訓令第7号	令和6年4月23日訓令第13号

## 江ノ口川水門操作規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、江ノ口川水門操作規則（昭和49年高知県規則第18号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、江ノ口川水門（新堀水門を含む。）及び排水機（以下「水門等」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年3月訓令第2号〕

### (警戒体制)

第2条 高知土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第7条第2号又は第3号の規定により警戒体制（同条に規定する警戒体制をいう。以下同じ。）をとらなければならない。

(1) 江ノ口川水門の外水位（以下「外水位」という。）がDLプラス1.8メートル以上であって、気象、水象、潮の干満等の状況により、なお相当の潮位の上昇が予想されるとき。

全部改正〔平成20年3月訓令第2号〕

(2) 江ノ口川水門の直近における波の振幅が0.5メートルを超える状況であって、地震の程度又は気象、水象、潮の干満等の状況により、なおこれ以上の振幅のある波の再来が予想されるとき。

全部改正〔平成20年3月訓令第2号〕

(3) 台風（河川又は海岸に相当の被害をもたらすと予想されるものに限る。次条第1項第3号において同じ。）の中心が東経125度から140度までの間において北緯26度に達したとき。

一部改正〔令和6年4月訓令第13号〕

(4) 前3号に掲げる場合のほか、異常潮位が予想されるとき。

追加〔平成20年3月訓令第2号〕

(5) 外水位がDLプラス1.8メートル以上であって、高知地方気象台において観測された連続雨量が100ミリメートル又は1時間雨量が30ミリメートルに達した後、引き続き相当の降雨が予想されるとき。

追加〔平成20年3月訓令第2号〕

(6) 外水位がDLプラス1.8メートル以上であって、江ノ口川円満橋地点の流量が毎秒約20立方メートルに達した後、引き続き相当の増量が予想されるとき。

追加〔平成20年3月訓令第2号〕

一部改正〔平成20年4月訓令第8号〕

一部改正〔平成20年3月訓令第2号・4月8号〕

### (警戒体制の解除)

第3条 所長は、次に掲げる場合に該当するときは、規則第11条の規定により警戒体制を解除しなければ

ならない。

- (1) 外水位がDLプラス2.0メートル以下に減少し、気象、水象、潮の干満等の状況から警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 江ノ口水門の直近における波の振幅が0.5メートル以下に減少し、地震の程度又は気象、水象、潮の干満等の状況から警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるとき。
- (3) 台風の中心が東経125度から140度までの間において北緯35度に達し、高潮のおそれがなくなったと認めるとき。
- (4) 江ノ口川円満橋地点の流量が毎秒20立方メートル未満に減少し、気象及び水象の状況から警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるとき。

全部改正〔平成20年3月訓令2号〕

- 2 所長は、規則第11条の規定により警戒体制を解除したときは、土木部河川課及び港湾・海岸課、高知地方気象台並びに高知市（第5条第2項において「関係機関」という。）に連絡しなければならない。

一部改正〔平成20年3月訓令2号・22年4月7号〕

一部改正〔平成20年3月訓令2号・22年4月7号〕

（水門の操作の原則）

第4条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、水門を開放してはならない。

- (1) 外水位が江ノ口水門の内水位（以下この条において「内水位」という。）より高いとき。
  - (2) 内水位が外水位より高くなった場合で、その水位差が0.5メートル以上であるとき。
- 2 所長は、規則第10条の規定により水門を閉鎖した場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特にその必要がないと認める場合は、これによらないことができる。
- (1) 外水位が内水位より高いときは、水門を開放してはならない。
  - (2) 内水位が外水位より高くなった場合で、その水位差が0.5メートル以上であるときは、水門を開放してはならない。

追加〔平成20年3月訓令2号〕

（水門等の操作に係る通知等）

第5条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第13条の規定による水門等の操作に係る通知等をしなければならない。

- (1) 水門等の操作を開始するとき。
- (2) 水門等の操作により著しい水位の変動を生じ、水門の上流及び下流（第9条第1項第4号において「上下流」という。）に危害が生ずると予想されるとき。

全部改正〔平成20年3月訓令2号〕

一部改正〔平成20年3月訓令2号〕

- 2 所長は、規則第10条第2項ただし書の規定により水門を閉鎖することが困難と認める場合は、直ちに関係機関に通知しなければならない。

追加〔平成20年3月訓令2号〕

一部改正〔平成20年3月訓令2号〕

（水門等の操作に係る一般への周知の範囲及び方法）

第6条 規則第13条の規定による一般への周知は、水門等の操作を行う前に、水門から下流の国分川合流点までの江ノ口川の沿線において、拡声器等により行うものとする。

全部改正〔平成20年3月訓令2号〕

（水門等の操作の方法）

第7条 水門等の操作は、平常時は、自家発電源からポンプ用エンジンを稼動して行うものとし、自家発電源若しくはポンプ用エンジンが故障し、又はこれらにより難い緊急やむを得ない事情が発生した場合は、捲（まき）上機用ディーゼル・エンジンを稼動して行うものとする。ただし、自家発電源若しくはポンプ用エンジン及び捲（まき）上機用ディーゼル・エンジンが故障し、又はこれらにより難い緊急やむを得ない事情が発生した場合は、手動により行うものとする。

2 江ノ口水門の操作においては、左岸側水門と右岸側水門とを同時に稼動させてはならない。

3 新堀水門は、江ノ口水門の始動開始後、直ちに始動するものとし、水門の閉鎖後においては、水位、排水量等について江ノ口水門との調整を十分に行い、江ノ口水門の内水位の低下を図らなければならない。

全部改正〔平成20年3月訓令2号〕

（点検及び整備の方法等）

第8条 規則第15条の規定による点検及び整備は、所長が別に定めるところにより行うものとする。

一部改正〔平成20年3月訓令2号〕

（報告義務等）

第9条 所長は、次に掲げる場合は、速やかにその状況を知事に報告しなければならない。

(1) 規則第7条の規定により警戒体制をとったとき及び規則第11条の規定によりこれを解除したとき。

一部改正〔平成20年3月訓令2号〕

(2) 規則第9条の規定により水門等の予備操作を行ったとき。

(3) 規則第10条第1項各号の規定により水門等の操作を行ったとき。

一部改正〔平成20年3月訓令2号〕

(4) 水門等の本体又は上下流に異常を認めるとき。

一部改正〔平成20年訓令2号〕

一部改正〔平成20年3月訓令2号〕

2 所長は、水門等の管理日誌に水門等の点検、整備、操作等の状況を記録し、保管しなければならない。

追加〔平成20年3月訓令2号〕

3 所長は、水門等の管理月報を翌月10日までに知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年3月訓令2号〕

一部改正〔平成20年3月訓令2号〕

（雑 則）

第10条 所長は、この規程を実施するために必要がある場合は、水門等操作実施要領を定めることができる。

2 所長は、前項の規定に基づき水門等操作実施要領を定め、又は当該水門等操作実施要領を変更したときは、知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成20年3月訓令2号〕

一部改正〔平成20年3月訓令2号〕

# ○浦戸湾水門等操作規則

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001215.htm>

(昭和49年5月21日規則第34号)

改 正	昭和50年11月4日規則第59号	昭和52年6月3日規則第34号
	昭和53年4月1日規則第14号	昭和54年5月22日規則第24号
	昭和59年4月1日規則第20号	平成2年4月1日規則第17号
	平成10年4月1日規則第65号の3	平成15年4月1日規則第43号
	平成18年4月1日規則第59号	平成19年4月1日規則第50号
	平成20年3月21日規則第17号	平成20年4月1日規則第41号
	平成22年4月1日規則第36号	

## 浦戸湾水門等操作規則

題名改正〔昭和50年規則59号・52年34号・54年24号〕

(趣 旨)

第1条 この規則は、浦戸湾に設置された堀川水門及び排水機、竹島川水門及び排水機、横浜水門及び排水機並びに十津水門及び排水機（以下「水門等」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和50年規則59号・52年34号・54年24号・20年17号〕

(水門等の操作の目的)

第2条 水門等の操作は、堀川、竹島川、西谷川及び十市川への高潮、津波等の流入の防止を図り、市街地への浸水氾（はん）濫を防御することを目的とする。

一部改正〔昭和50年規則59号・52年34号・54年24号・20年17号〕

(高 潮)

第3条 高潮は、堀川水門、竹島川水門、横浜水門又は十津水門の十津1号水門の外水位（以下「外水位」という。）がDLプラス2.0メートルを超える場合における当該潮位とする。

一部改正〔昭和50年規則59号・52年34号・54年24号・20年17号〕

(津 波)

第4条 津波は、堀川水門、竹島川水門、横浜水門又は十津水門の直近における波の振幅が0.5メートルを超える場合における当該現象とする。

一部改正〔昭和50年規則59号・52年34号・54年24号・20年17号〕

(水位等の測定)

第5条 外水位、堀川水門、竹島川水門、横浜水門及び十津水門の十津1号水門の内水位（以下「内水位」という。）並びに堀川水門、竹島川水門、横浜水門及び十津水門の直近における波の振幅は、水門本体に取り付けられた水位計等により測定するものとする。

一部改正〔昭和50年規則59号・52年34号・54年24号・20年17号〕

(警戒体制)

第6条 高知県高知土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、高潮警戒体制又は津波警戒体制（以下「警戒体制」という。）を執らなければならない。

(1) 高知地方気象台（以下「気象台」という。）から高潮又は津波の各警報が発表されたとき。

一部改正〔平成20年規則17号〕

(2) 気象台から高潮又は津波の各注意報が発表された後、気象及び水象の状況により所長が必要があると判

断するとき。

一部改正〔平成20年規則17号〕

(3) 前2号に掲げる場合のほか、高潮、津波等が予想されるとき。

一部改正〔平成20年規則17号〕

一部改正〔平成20年規則17号・41号〕

一部改正〔昭和50年規則59号・53年14号・59年20号・平成10年65号の3・18年59号・20年17号・41号〕

(警戒体制における措置)

第7条 所長は、前条の規定により警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 高知県土木部河川課及び港湾・海岸課、気象台並びに高知市との連絡並びに気象及び水象に関する観測を行うとともに、情報の収集を密にすること。

一部改正〔平成19年規則50号・20年17号・22年36号〕

(2) 水門等の操作に必要な機械及び器具の点検、整備等の必要な措置を執ること。

一部改正〔平成19年規則50号・20年17号〕

一部改正〔昭和50年規則59号・54年24号・平成2年17号・10年65号の3・15年43号・18年59号・19年50号・20年17号・22年36号〕

(警戒体制を執った後等の水門の操作)

第8条 所長は、第6条の規定により警戒体制を執った後、水門上流への逆流が予想される場合は、あらかじめ水門を閉鎖しなければならない。

一部改正〔平成20年規則17号〕

2 所長は、設定震度以上の地震が発生した場合は、自動降下により閉鎖された水門を確認し、閉鎖されていないときにあっては直ちに当該水門を閉鎖するとともに、気象台から発令された津波警報又は津波注意報が解除されるまでの間は、当該水門を閉鎖しておかなければならない。ただし、災害等の発生により水門を確認し、又は水門を閉鎖することが困難と認める場合は、この限りでない。

追加〔平成20年規則17号〕

一部改正〔昭和50年規則59号・20年17号〕

(水門の操作後の措置)

第9条 所長は、前条の規定により水門の操作を行ったときは、次に掲げるところにより内水位の低下を図らなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特にその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 水門を閉鎖した後における内水位は、堀川水門にあってはDLプラス2.3メートル、竹島川水門にあってはDLプラス2.0メートル、横浜水門にあってはDLプラス2.5メートル、十津水門の十津1号水門にあってはDLプラス1.7メートル（以下この号において「最高内水位」という。）以下とし、内水位が最高内水位より高くなるおそれのある場合は、排水機を操作し、内水位が常に最高内水位以下となるよう措置すること。

一部改正〔平成20年規則17号〕

(2) 内水位が外水位より高くなった場合で、その水位差が0.1メートル以上0.5メートル未満となったときは、水門を開放して内水位の低下を図ること。

一部改正〔平成20年規則17号〕

一部改正〔平成20年規則17号〕

一部改正〔昭和50年規則59号・52年34号・54年24号・20年17号〕

(警戒体制の解除)

第10条 所長は、警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

一部改正〔平成20年規則17号〕

(水門等の操作の原則)

第11条 所長は、水門等の操作を行う場合は、当該操作により水門の上流及び下流（次条において「上下流」という。）に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

一部改正〔平成20年規則17号〕

(水門等の操作に係る通知等)

第12条 所長は、水門等の操作により上下流の船舶等に影響を与えるおそれがあると認める場合は、高知県土木部河川課及び港湾・海岸課に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

一部改正〔昭和50年規則59号・20年17号・22年36号〕

(水門の開放)

第13条 水門は、次に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。

(1) 第8条の規定により水門を閉鎖するとき。

一部改正〔平成20年規則17号〕

(2) 第7条第2号又は次条の規定による水門の点検又は整備のため必要があるとき。

一部改正〔平成20年規則17号〕

(3) 第16条の規定により水門等の操作の必要が生じたとき。

一部改正〔平成20年規則17号〕

一部改正〔平成20年規則17号〕

一部改正〔平成20年規則17号〕

(巡回、点検及び整備等)

第14条 所長は、水門等の操作に必要な機械及び器具、観測等に必要な設備等を常に良好な状態に保つため、巡回、点検及び整備を行うとともに、適時試運転等を行わなければならない。

一部改正〔平成20年規則17号〕

(調査又は測定等)

第15条 所長は、天候、降水量、内水位、外水位、震度、津波高、ゲートの開度等について、必要に応じて調査又は測定を行うとともに、必要な情報を収集しなければならない。

一部改正〔平成20年規則17号〕

(水門等の操作の特例)

第16条 所長は、事故その他緊急やむを得ない場合において水門等の操作を必要と認めるときは、第8条及び第9条の規定による水門等の操作以外の方法により水門等の操作を行うことができるものとする。

一部改正〔昭和50年規則59号・20年17号〕

(水門等の操作記録)

第17条 所長は、第8条及び第9条の規定により水門等の操作を行ったときは、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

(1) 気象及び水象の状況

一部改正〔平成20年規則17号〕

(2) 水門等の操作の理由、操作の開始及び終了の年月日及び時刻、操作前後の内水位及び外水位の変動、操作前後の津波の状況並びに操作を行った当該水門の名称及びゲートの開度

一部改正〔平成20年規則17号〕

(3) 水門等の操作に伴う連絡に関する事項

(4) 前3号に掲げる事項のほか、特に記録しておく必要があると認められる事項

一部改正〔平成20年規則17号〕

一部改正〔平成20年規則17号〕

2 所長は、第13条各号又は前条の規定により水門等の操作を行ったときは、前項の規定に準じて、その状況を記録しておかなければならない。

一部改正〔平成20年規則17号〕

一部改正〔平成20年規則17号〕

(調査結果等の記録)

第18条 所長は、第15条の規定により調査若しくは測定を行い、又は情報を収集した結果を記録しておかなければならない。

一部改正〔平成20年規則17号〕

(報告義務)

第19条 所長は、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1) 第17条の規定により水門等の操作を行ったときに記録した事項

全部改正〔平成20年規則17号〕

(2) 前号に掲げる事項のほか、報告の必要があると認められる事項

一部改正〔平成20年規則17号〕

一部改正〔平成20年規則17号〕

一部改正〔平成20年規則17号〕

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、水門等の操作に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成20年規則17号〕

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

# ○浦戸湾水門等操作規程

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001216.htm>

(昭和49年5月21日訓令第19号)

改正	昭和50年11月4日訓令第41号	昭和52年6月3日訓令第8号
	昭和53年4月1日訓令第3号	昭和54年5月22日訓令第8号
	昭和59年4月1日訓令第1号	昭和63年4月1日訓令第7号
	平成2年4月1日訓令第7号	平成9年4月1日訓令第3号
	平成10年4月1日訓令第2号	平成15年4月1日訓令第4号
	平成18年4月1日訓令第6号	平成19年4月1日訓令第18号
	平成20年3月21日訓令第3号	平成20年4月1日訓令第8号
	平成22年4月1日訓令第7号	令和6年4月23日訓令第15号

## 浦戸湾水門等操作規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、浦戸湾水門等操作規則（昭和49年高知県規則第34号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、堀川水門及び排水機、竹島川水門及び排水機、横浜水門及び排水機並びに十津水門及び排水機（以下「水門等」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年3月訓令第3号〕

### (警戒体制)

第2条 高知土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第6条第2号又は第3号の規定により警戒体制（同条に規定する警戒体制をいう。以下同じ。）を執らなければならない。

(1) 外水位が、堀川水門にあつてはDLプラス2.1メートル、竹島川水門にあつてはDLプラス1.8メートル、横浜水門にあつてはDLプラス2.3メートル、十津水門の十津1号水門にあつてはDLプラス1.8メートル以上であつて、気象、水象、潮の干満等の状況により、なお相当の潮位の上昇が予想されるとき。

一部改正〔平成20年3月訓令第3号〕

(2) 堀川水門、竹島川水門、横浜水門又は十津水門の直近における波の振幅が0.5メートルを超える状況であつて、地震の程度又は気象、水象、潮の干満等の状況により、なおこれ以上の振幅のある波の再来が予想されるとき。

一部改正〔平成20年3月訓令第3号〕

(3) 台風（河川又は海岸に相当の被害をもたらすと予想されるものに限る。次条第1項第3号において同じ。）の中心が東経125度から140度までの間において北緯26度に達したとき。

一部改正〔令和6年4月訓令第15号〕

(4) 前3号に掲げる場合のほか、異常潮位が予測されるとき。

追加〔平成20年3月訓令第3号〕

一部改正〔平成20年3月訓令第3号・4月8号〕

一部改正〔平成20年3月訓令第3号・4月8号〕

### (警戒体制の解除)

第3条 所長は、次に掲げる場合に該当するときは、規則第10条の規定により警戒体制を解除しなければならない。

(1) 外水位が、堀川水門、竹島川水門又は横浜水門にあつてはDLプラス2.0メートル、十津水門の十津

1号水門にあつてはDLプラス1.8メートル以下に減少し、気象、水象、潮の干満等の状況から警戒体制を維持する必要がなくなつたと認めるとき。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

(2) 堀川水門、竹島川水門、横浜水門又は十津水門の直近における波の振幅が0.5メートル以下に減少し、地震の程度又は気象、水象、潮の干満等の状況から警戒体制を維持する必要がなくなつたと認めるとき。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

(3) 台風の原因が東経125度から140度までの間において北緯35度に達し、高潮のおそれなくなつたと認めるとき。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

2 所長は、規則第10条の規定により警戒体制を解除したときは、土木部河川課及び港湾・海岸課、高知地方気象台並びに高知市（第5条第2項において「関係機関」という。）に連絡しなければならない。

一部改正〔平成20年3月訓令3号・22年4月7号〕

一部改正〔平成20年3月訓令3号・22年4月7号〕

（水門の操作の原則）

第4条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、水門を開放してはならない。

(1) 堀川水門、竹島川水門、横浜水門又は十津水門の十津1号水門の外水位（次号において「外水位」という。）が堀川水門、竹島川水門、横浜水門又は十津水門の十津1号水門の内水位（同号において「内水位」という。）より高いとき。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

(2) 内水位が外水位より高くなつた場合で、その水位差が0.5メートル以上であるとき。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

（水門等の操作に係る通知等）

第5条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第12条の規定による水門等の操作に係る通知等をしなければならない。

(1) 水門等の操作を開始するとき。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

(2) 水門等の操作により著しい水位の変動を生じ、当該水門の上流及び下流（以下「上下流」という。）に危害が生ずると予想されるとき。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

(3) 水門等の操作により上下流の船舶の航行、係留等に支障があると予想されるとき。

追加〔平成20年3月訓令3号〕

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

2 所長は、規則第8条第2項ただし書の規定により水門を閉鎖することが困難と認める場合は、直ちに関係機関に通知しなければならない。

追加〔平成20年3月訓令3号〕

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

（水門等の操作に係る一般への周知の範囲及び方法）

第6条 規則第12条の規定による一般への周知は、水門等の操作を行う前に、堀川にあつては大鋸屋橋から鏡川との合流点まで、竹島川にあつては竹島川橋から孕橋まで、西谷川にあつては県道桂浜はりまやと

の交点から横浜水門まで、十市川にあっては十津橋から十津水門の十津1号水門までの沿線において、拡声器等により行うものとする。

一部改正〔平成19年4月訓令18号〕

全部改正〔平成20年3月訓令3号〕、一部改正〔平成19年4月訓令18号〕

(水門等の操作の方法)

第7条 水門等の操作は、平常時は、自家発電源からポンプ用エンジンを稼動して行うものとし、自家発電源若しくはポンプ用エンジンが故障し、又はこれらにより難い緊急やむを得ない事情が発生した場合は、捲(まき)上機用ディーゼル・エンジンを稼動して行うものとする。ただし、自家発電源若しくはポンプ用エンジン及び捲(まき)上機用ディーゼル・エンジンが故障し、又はこれらにより難い緊急やむを得ない事情が発生した場合は、手動により行うものとする。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

(巡回、点検及び整備の方法等)

第8条 規則第14条の規定による巡回、点検及び整備は、所長が別に定めるところにより行うものとする。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

(報告義務等)

第9条 所長は、次に掲げる場合は、速やかにその状況を知事に報告しなければならない。

(1) 規則第6条の規定により警戒体制を執ったとき及び規則第10条の規定によりこれを解除したとき。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

(2) 規則第8条の規定により水門を閉鎖したとき。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

(3) 規則第9条又は第16条の規定により水門等の操作を行ったとき。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

(4) 水門等の本体又は上下流に異常を認めたととき。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

2 所長は、水門等の管理日誌に水門等の点検、整備、操作等の状況を記録し、保管しなければならない。

追加〔平成20年3月訓令3号〕

3 所長は、水門等の管理月報を翌月10日までに知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

(雑 則)

第10条 所長は、この規程を実施するために必要がある場合は、水門等操作実施要領を定めることができる。

2 所長は、前項の規定に基づき水門等操作実施要領を定め、又は当該水門等操作実施要領を変更したときは、知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

一部改正〔平成20年3月訓令3号〕

## ○下田川水門等操作規則

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001144.htm>

(昭和57年9月1日規則第40号)

改正	昭和59年4月1日規則第20号	平成10年4月1日規則第65号の3
	平成15年4月1日規則第43号	平成17年4月1日規則第61号
	平成18年4月1日規則第59号	平成19年4月1日規則第50号
	平成29年4月1日規則第38号	

### 下田川水門等操作規則

#### (趣 旨)

第1条 この規則は、下田川水門、小久保川樋（ひ）門及び排水機（以下「水門等」という。）の操作について必要な事項を定めようとするものである。

#### (操作の目的)

第2条 水門等の操作は、下田川への高潮（下田川河口左岸のタナスカ地点の潮位（以下「潮位」という。）がTPプラス1.0メートル以上となる高潮をいう。以下同じ。）の流入及び朔（さく）望時の塩水の遡上の防止並びに小久保川の洪水（小久保川樋（ひ）門に取り付けられた水位計の水位（以下「小久保川水位」という。）がTPプラス0.7メートル以上となる洪水をいう。以下同じ。）による背後地への浸水氾濫の防御を目的とする。

一部改正〔平成29年規則38号〕

#### (水位の測定)

第3条 下田川水門の外水位（以下「外水位」という。）及び内水位（以下「内水位」という。）は、下田川水門に取り付けられた水位計により測定するものとする。

#### (高潮警戒体制又は洪水警戒体制)

第4条 高知県中央東土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、高潮警戒体制又は洪水警戒体制（以下「高潮警戒体制等」という。）をとらなければならない。

(1) 高知地方气象台（以下「气象台」という。）から高潮警報、洪水警報又は暴風雨、大雨等に関する気象警報が発表されたとき。

一部改正〔平成29年規則38号〕

(2) 气象台から高潮注意報、洪水注意報又は風雨、大雨等に関する気象注意報が発表された後、気象・水象の状況等により高潮又は洪水が予想されるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、高潮又は洪水が予想されるとき。

一部改正〔平成19年規則50号〕

一部改正〔平成19年規則50号・29年38号〕

一部改正〔昭和59年規則20号・平成10年65号の3・17年61号・19年50号・29年38号〕

#### (高潮警戒体制等における措置)

第5条 所長は、高潮警戒体制等をとった場合は、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 高知県土木部河川課、南国市、高知市及び气象台との連絡並びに気象・水象に関する観測及び情報の収集

一部改正〔平成19年規則50号〕

(2) 水門等の操作に必要な機械及び器具の点検、整備等

(3) 水門等の操作に支障があると予想される浮遊物その他障害物の除去等

一部改正〔平成15年規則43号・18年59号・19年50号〕

(高潮又は洪水の防御)

第6条 所長は、前条の規定による措置をとった後、気象・水象の状況により内水位又は小久保川水位の低下を図る必要がある場合は、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、気象・水象の状況により特に必要と認める場合は、これによらないことができる。

- (1) 高潮警戒体制の下にあるとき、又は高潮警戒体制とともに洪水警戒体制の下にあるときは、下田川水門のゲート（以下「本川ゲート」という。）を閉鎖するとともに、下田川取水門のゲートを開放し、排水機を操作しなければならない。
- (2) 洪水警戒体制の下にあるときは、下田川取水門のゲートを閉鎖し、排水機を操作して吸水槽の水位を低下させ、小久保川樋（ひ）門のゲートを開放しなければならない。

(高潮警戒体制等の解除)

第7条 所長は、高潮警戒体制等を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

(塩水の遡上の防止)

第8条 所長は、4月1日から7月31日までの間において、下田川の朔（さく）望時の塩水の遡上により背後地に塩害を生ずるおそれのある場合は、本川ゲートについて閉鎖又は内水位が外水位より0.17メートル以上高くなるような操作を行うことにより、塩水の遡上を防止しなければならない。この場合において、内水位は、TPプラス1.0メートルを超えないようにしなければならない。

一部改正〔平成29年規則38号〕

- 2 前項の規定は、高潮警戒体制等をとった場合における本川ゲートの操作については、適用しない。

一部改正〔平成29年規則38号〕

(水門等の操作の原則)

第9条 所長は、水門等の操作を行う場合は、操作により下田川水門の上流及び下流に急激な水位の変化を生じさせないように努めるものとする。

(水門等の操作に関する通知)

第10条 所長は、水門等の操作により流水の状況に著しい影響を与えるおそれがあると認めるときは、高知県土木部河川課、南国市及び高知市に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

一部改正〔平成15年規則43号・18年59号・19年50号〕

(ゲートの操作)

第11条 第6条、第8条第1項、次条又は第13条の規定によりゲートを操作する場合を除き、常に、本川ゲートは、全開し、小久保川樋（ひ）門のゲートは、閉鎖しておくものとする。

(水門等の操作の特例)

第12条 所長は、事故その他緊急の場合において水門等の操作を必要と認めたときは、第6条及び第8条第1項に規定する方法以外の方法により水門等の操作を行うことができるものとする。

(点検及び整備)

第13条 所長は、水門等を操作するため必要な機械及び器具、気象・水象の観測等のため必要な設備等を常に良好な状態に保つよう点検及び整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については、適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第14条 所長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

(水門等の操作記録)

第15条 所長は、第6条又は第8条第1項の規定により水門等の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 気象・水象の状況
- (2) 操作した水門等の名称及びゲートの開度並びに操作の理由並びに開始及び終了の年月日及び時刻
- (3) 水門等の操作に伴う連絡に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 所長は、前項に規定する場合のほか、第12条又は第13条の規定により水門等の操作を行った場合は、その状況を前項の規定に準じて記録しておかなければならない。

(調査結果の記録)

第16条 所長は、第14条の規定により調査又は測定した結果を記録しておかなければならない。

(報告事項)

第17条 所長は、次の各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 水門等の操作を行ったときの状況
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(雑 則)

第18条 この規則に定めるもののほか、水門等の操作に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表(第14条関係)

事項	項目
気象	天候 降水量
水象	潮位 外水位 内水位 土井橋地点の下田川の水位 小久保川水位

# ○下田川水門等操作規程

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110001145.htm>

(昭和57年9月1日訓令第12号)

改正	昭和59年4月1日訓令第1号	平成10年4月1日訓令第2号
	平成15年4月1日訓令第4号	平成17年4月1日訓令第3号
	平成18年4月1日訓令第6号	平成19年4月1日訓令第18号
	平成29年4月1日訓令第6号	令和6年4月23日訓令第14号

## 下田川水門等操作規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、下田川水門等操作規則（昭和57年高知県規則第40号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、下田川水門、小久保川樋（ひ）門及び排水機（以下「水門等」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(高潮警戒体制等)

第2条 中央東土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第4条第2号又は第3号の規定により高潮警戒体制等（同条に規定する高潮警戒体制等をいう。以下同じ。）をとらなければならない。

一部改正〔令和6年4月訓令14号〕

- (1) 下田川河口左岸のタナスカ地点の潮位（以下「潮位」という。）がTPプラス0.8メートルに達した後、なお相当の上昇が予想される時。
- (2) 高知地方気象台後免観測所において観測された連続雨量が100ミリメートル又は1時間雨量が20ミリメートルに達した後、なお相当の降雨が予想される時。

一部改正〔令和6年4月訓令14号〕

- (3) 台風(河川又は海岸に相当の被害をもたらすと予想されるものに限る。次条第1項第2号において同じ。)の中心が東経125度から140度までの間において北緯26度に達したとき。

一部改正〔令和6年4月訓令14号〕

- (4) 小久保川樋門に取り付けられた水位計の水位（以下「小久保川水位」という。）がTPプラス0.5メートルに達したとき。

2 所長は、規則第4条の規定により高潮警戒体制等をとった場合における職員の招集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

一部改正〔平成29年4月訓令6号〕

一部改正〔令和6年4月訓令14号〕

(高潮警戒体制等の解除)

第3条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第7条の規定により高潮警戒体制等を解除しなければならない。

一部改正〔令和6年4月訓令14号〕

- (1) 潮位がTPプラス0.8メートル以下となり、以後上昇のおそれがないと認められるとき。
- (2) 台風(中心が東経125度から140度までの間を外れ、又は東経125度から140度までの間において北緯35度に達し、以後潮位又は小久保川水位が異状に上昇するおそれがないと認められるとき。
- (3) 小久保川水位がTPプラス0.5メートル以下となり、以後上昇のおそれがないと認められるとき。

2 所長は、規則第7条の規定により高潮警戒体制等を解除したときは、土木部河川課、南国市及び高知市に連絡しなければならない。

一部改正〔平成19年4月訓令18号〕

一部改正〔令和6年4月訓令14号〕

(塩水の遡上の防止)

第4条 所長は、潮位がTPプラス0.7メートルを超えるおそれがある場合は、規則第8条第1項の規定により塩水の遡上を防止しなければならない。

一部改正〔平成29年4月訓令6号〕

一部改正〔令和6年4月訓令14号〕

(ゲートの操作の方法)

第5条 ゲートは、通常電源により操作するものとし、通常電源が故障したときは予備電源により、通常電源及び予備電源が故障したときは手動により操作するものとする。

一部改正〔令和6年4月訓令14号〕

2 下田川水門のゲートを操作する場合は、一方のゲートを始動した後15秒以上を経過しなければ、他方のゲートを始動してはならない。

3 規則第6条第2号の規定による洪水警戒体制の下における小久保川樋(ひ)門のゲートの開放は、吸水槽に取り付けられた水位計の水位がTPプラス0.7メートル以下である場合に行うものとする。

一部改正〔令和6年4月訓令14号〕

(点検及び整備)

第6条 規則第13条に規定する点検及び整備は、所長が別に定める要領により行うものとする。

(報告事項等)

第7条 所長は、次に掲げる場合は、速やかにその状況を知事に報告しなければならない。

一部改正〔令和6年4月訓令14号〕

(1) 規則第4条の規定により高潮警戒体制等をとったとき及び規則第7条の規定によりこれを解除したとき。

一部改正〔令和6年4月訓令14号〕

(2) 規則第6条、第8条第1項又は第12条の規定により水門等の操作を行ったとき。

一部改正〔令和6年4月訓令14号〕

(3) 水門等若しくは水門等の附属施設又は水門の上流若しくは下流に異常を認めるとき。

2 所長は、水門等の管理月報を翌月10日までに知事に提出しなければならない。

(雑 則)

第8条 所長は、この規程を実施するために必要がある場合は、水門等の操作実施要領(次項において「操作実施要領」という。)定めることができる。

一部改正〔令和6年4月訓令14号〕

2 所長は、前項の規定に基づき操作実施要領を定め、又は当該操作実施要領を変更したときは、知事に報告しなければならない。

一部改正〔令和6年4月訓令14号〕

## 第14章 水防活動における役割と具体的措置

洪水等の災害の危険が具体化した場合には、何よりも先ず住民に対してその情報を提供するとともに、避難の誘導や救出救護、収容等の応急対策を施すなど、人命及び財産の被害を最小限にするための水防活動を迅速に行う体制整備を急ぐことが大切である。

県及び市町村は、これらの災害に際しこれを防止し、また被害を軽減するための応急措置を取る責務があり、市町村の役割は水防を十分果たすべき第一義の責任を持ち、県の役割はその水防活動が十分行われるように指導と水防能力の確保に努めることになっている。

これらの責務に立脚し、水防指令の各段階での具体的な行動内容を、県（水防本部、土木事務所等）及び市町村（水防管理団体）別に以下に示す。

### 1 準備配備のとき

（水防本部）

- ・ 本部長は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認めたときは、河川砂防班（河川課）に指示し準備配備を取る。河川砂防班（河川課）は水防に関する連絡業務を担当する。
- ・ 各班は、河川砂防班（河川課）と連絡を密にし職員を待機させるなど、それぞれの役割に応じた体制を整える。

（土木事務所等）

- ・ 土木事務所等は、河川砂防班（河川課）と連絡をとり職員を待機させるなど、それぞれの地域の状況に応じた体制を整える。
- ・ 土木事務所等は、雨量、水位、流量、潮位等の観測データを収集し、その状況を水防管理団体に通報するとともに、必要に応じて水防本部及び管内関係機関にも連絡する。
- ・ 土木事務所等は、水防管理団体から水防活動についての相談・連絡を受けたときには適切に指示するとともに、その状況を水防本部に報告する。

（水防管理団体）

- ・ 水防管理団体は、土木事務所等と連絡をとり職員を待機させるなど、それぞれの地域の状況に応じた準備体制を整える。

### 2 水防指令1号が発令されたとき

（水防本部）

- ・ 本部長は、水防指令第1号を発令したときは所要の体制を整えるとともに、1号の発令を水防関係機関に通知する。
- ・ 水防1号における水防本部の体制は、原則、河川砂防班、道路班、港湾海岸班の三班をもって編成し、各班は常に水防本部と情報の交換を行い、本部長の指示を受け水防事務の完全な遂行に努める。
- ・ 高知県ホームページの「こうち防災情報」の中で、水防本部が収集している被害状況などの情報を提供する。

（土木事務所等）

- ・ 土木事務所等は、水防本部の水防1号の通知を受け、または土木事務所等の長が水防1号を発令したときは、直ちに所要の水防体制に入るとともに、管内巡視及び警戒活動を行うほか、その内容を水防本

部に報告する。

- ・ 土木事務所等は、水防管理団体等に対して水防1号時における地域の特性、規模及び実状に応じて適切な警戒体制をとるよう指示するとともに、雨量、水位、流量、潮位の各観測所並びに管内関係機関にも所定の指示を行う。
- ・ 土木事務所等は、雨量、水位、流量、潮位等の観測データを収集し、その状況を水防管理団体に通報するとともに、必要に応じて水防本部及び管内関係機関にも連絡する。
- ・ 土木事務所等は、水防管理団体から水防活動についての通報・連絡を受けたときには適切に指示するとともに、その状況を水防本部に報告する。

(水防管理団体)

- ・ 水防管理団体は、土木事務所等から第1号の発令を了知したときは、直ちに水防体制に入るとともに、水防関係者に所定の指示を行う。
- ・ 水防管理団体が水防本部を設置したときは、直ちに土木事務所等に通知する。

### 3 水防指令2号が発令されたとき

(水防本部)

- ・ 本部長は、気象等の変化を見極め水防指令第2号を発令したときは、直ちに所要の体制を整えるとともに、2号の発令を水防関係機関に通知する。
- ・ 洪水予報及び水防警報については、報道機関や協力部等と連絡を取り合うなど、その発令に向けて準備体制を整える。
- ・ 水防2号における水防本部の体制は、引き続き、原則、河川砂防班、道路班、港湾海岸班の三班をもって編成し、各班は常に水防本部と情報の交換を行い、本部長の指示を受け水防事務の完全な遂行に努める。
- ・ 高知県ホームページの「こうち防災情報」の中で、水防本部が収集している被害状況などの情報を提供する。

(土木事務所等)

- ・ 土木事務所等は、水防本部の水防2号の通知を受け、または土木事務所等の長が水防2号を発令したときは、直ちに所要の水防体制に入るとともに、管内巡視及び警戒活動を強化するほか、その内容を水防本部に報告する。
- ・ 土木事務所等は、水防管理団体等に対して水防2号時における地域の特性、規模及び実状に応じて万全の体制をとるよう指示するとともに、雨量、水位、流量、潮位の各観測所並びに管内関係機関にも所定の指示を行う。
- ・ 土木事務所等は、雨量、水位、流量、潮位等の観測データを収集し、その状況を水防管理団体に通報するとともに必要に応じて水防本部及び管内関係機関にも連絡する。
- ・ 土木事務所等は、水防管理団体から水防活動についての通報・連絡を受けたときには適切に指示するとともに、その状況を水防本部に報告する。

(水防管理団体)

- ・ 水防管理団体は、土木事務所等から第2号の発令を了知したときは、引き続き万全の水防体制を整える。
- ・ 水防2号における水防管理団体は、特に次の事項に留意する。
  - a 水防団の準備
  - b 水防資器材の整備

- c 避難場所、経路の再確認
- d 輸送の再確認
- e 他の水防管理団体への応援要請の必要性
- f 自衛隊派遣要請の必要性
- g 警察署長に対する避難誘導、警戒警備の準備態勢要請
- h 諸報告の円滑な業務確認

## 4 水防指令 3 号が発令されたとき

(水防本部)

- ・ 本部長は、河川水位が氾濫注意水位に達するなど気象の状況が厳しくなったときは水防指令第 3 号を発令し、さらに所要の体制を整えるとともに、3 号の発令を水防関係機関に通知する。
- ・ 洪水予報及び水防警報については、報道機関や協力部と積極的に情報交換を行い時期を失することのないよう努める。また、本部長が水防警報を発令した場合は、これをラジオ・テレビ又は電話等の放送・通信メディアに協力を求めて他の水防関係者並びに住民に対して迅速な周知・連絡に努める。また、高知県ホームページの「こうち防災情報」によっても、住民に対し情報を提供する。
- ・ 水防 3 号における水防本部の体制は、全班体制とし各班はそれぞれの体制を充実させ常に水防本部と情報の交換を行い、本部長の指示を受け、また関係機関等を指導して水防事務の完全な遂行に努めるものとする。

(土木事務所等)

- ・ 土木事務所等は、水防本部の水防 3 号の通知を受け、または土木事務所等の長が水防 3 号を発令したときは、直ちに所要の水防体制に入るとともに、管内巡視及び警戒活動をさらに重点強化するほか、その内容を水防本部に報告する。なお、事務所の長が水防 3 号を発令した場合は管内土木事務所長に報告する。
- ・ 土木事務所、所内事務所は情報交換を密に行い、状況に応じた体制をとる。
- ・ 土木事務所等は、水防管理団体等に対して水防 3 号時における地域の特性、規模及び実状に応じて万全の体制をとるよう指示するとともに、雨量、水位、流量、潮位の各観測所並びに管内関係機関にも所定の指示を行う。
- ・ 土木事務所等は、雨量、水位、流量、潮位等の観測データを収集しその状況を水防管理団体に通報するとともに、必要に応じて水防本部及び管内関係機関にも連絡する。
- ・ 土木事務所等は、水防管理団体から水防活動についての通報・連絡を受けたときには適切に指示するとともに、その状況を水防本部に報告する。
- ・ 土木事務所等は、水防管理団体の水害の状況を的確に把握するとともに、水防管理者からの技術上の協力及び知事に対する自衛隊派遣等の要請を受けた場合は迅速に対応するなど、不測の事態に対する万全の措置を講じる。

(水防管理団体)

- ・ 水防管理者は、出動命令を出した時から水防区域の巡視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と裏側の二班に分れ巡回し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに所轄土木事務所等の長及び警察署長に報告すると共に水防作業を開始する。
  - a 堤防の溢水状況
  - b 表法で水当りの強い場所の亀裂又は洗掘

- c 天端の亀裂又は沈下
- d 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び法崩れ
- e 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- f 橋梁その他の建造物と堤防との取付部分の異常
- ・ 水防管理者は、必要があれば次の事項を要請する。
  - a 土木事務所長等に対する技術上の協力及び県水防本部長に対し自衛隊派遣の連絡
  - b 隣接する水防管理団体に対する協力要請（法第16条）
- ・ 水防管理者は、重要な水防箇所に伝令を配置する。
- ・ 水防管理者は水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し無用の者の立入を禁止し、もしくは制限し或いはその区域内の居住者又は水防現場に居る者をして水防に従事させる。
- ・ 水防管理者は必要があれば危険区域の住民に対し避難の準備を命ずることができる。

## 5 決壊の恐れや、決壊したとき（4～5号）

（水防本部）

- ・ 本部長は、堤防その他の施設に決壊溢流の恐れが出た時や決壊溢流したときは水防指令第4～5号を発令し、一層嚴重な体制を整えるとともに、4～5号の発令を電話・電信等の方法により水防関係機関に通知する。
- ・ 水災時の対応は県民・住民に対する情報の提供を第一義とし、報道機関や協力部と積極的に情報交換を行い、その状況等をラジオ・テレビ又は電話等の放送・通信メディアに協力を求めて他の水防関係者並びに関係住民に対して迅速な周知・連絡に努める。また、高知県ホームページの「こうち防災情報」によっても住民に対し情報を提供する。
- ・ 知事は、非常に危険が切迫し人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、危険地域の居住者に対し立ち退きを指示をする。また、知事は自衛隊の派遣を要する必要性が生じた場合は協力を要請する。
- ・ 水防4～5号における水防本部の体制は、全班体制とし、各班はそれぞれの体制を充実させ常に水防本部と情報の交換を行い、本部長の指示を受け、また関係機関等を指導して水防事務の完全な遂行に努めるものとする。

（土木事務所等）

- ・ 土木事務所等は、水防本部の水防4～5号の通知を受け、または土木事務所等の長が水防4～5号を発令したときは、水防体制の一層の強化を図るとともに、水防本部に所定の報告を行う。
- ・ 土木事務所、所内事務所は情報交換をさらに密にし土木事務所等の長は所内事務所の長と今後の支援体制を構築する。
- ・ 土木事務所等は、雨量、水位、流量、潮位等の観測データを収集しその状況を水防管理団体に通報するとともに、必要に応じて水防本部及び管内関係機関にも連絡する。
- ・ 土木事務所等は、水防管理団体から水防活動についての通報・連絡を受けたときには適切に指示するとともに、その状況を水防本部に報告する。
- ・ 土木事務所等は、河川管理施設等の警戒を一層強化し、洪水または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、危険地域の居住者に対し立ち退きを指示しなければならない。また、水防管理団体等に対して適切な指示を行うなど、出来る限り氾濫による被害を最小限に止めるよう最善の努力をしなければならない。

- ・ 土木事務所等は、水防管理団体の活動の状況を的確に把握すると共に、水防管理者から破堤溢流等による被害の報告があった時は、付加事項があれば追加して、水防本部及び所轄警察署に連絡する。

(水防管理団体)

- ・ 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を可能な限りの方法を用いて地域住民に周知するとともに、土木事務所等の長及び氾濫のおそれのある隣接水防防管理者、並びに関係機関等に通報しなければならない。水防団長又は消防機関の長も同様とする。
- ・ 水防管理者は、出来る限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- ・ 水防管理者は、必要な時に警察署長に対し、警察官の出動を要請し、居住者の避難誘導、立退き後の家屋及び避難場所の警戒警備等を求めることができる。
- ・ 水防管理者は上記の要請のほか、洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、時機を失することなく必要と認める地域内の居住者に対し、避難のため立退きを指示することができる。この場合、所轄警察署にその旨を通知しなければならない。
- ・ 協力を要請せられた水防管理者は水防団体等に対し、所要の器具資材を携行させ、できうる限り応援する。この派遣せられる者は、要請をした水防管理者の所轄下に行動する。
- ・ 水防管理者は、破堤溢流等により被害を生じた時は土木事務所等の長に対し、次の報告を行うものとする。
  - a 日時
  - b 場所
  - c 人の被害
  - d 家屋・田畑・橋の流失・道路の決壊・破堤等の事実
  - e 被災害概算
  - f 復旧見込等の所要事項
  - g これによる周辺への影響

## 6 水防解除について

(水防本部)

- ・ 水防本部は、氾濫注意水位以下となり洪水の危険がなくなった時、又は、高潮、津波の危険がなくなった時、本部長が状況判断し解散を命じて水防本部は解散する。また解散になったことを水防関係機関に通知する。

(土木事務所等)

- ・ 土木事務所等は、水防本部からの指示、又は土木事務所等の長が状況判断し解散を命じたときに水防体制は解散する。
- ・ 水防体制の解除、又は水防管理団体からの通報を受けた場合は、直ちに水防本部にその旨を報告するものとする。

(水防管理団体)

- ・ 水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなった時又は高潮のおそれがなくなった時は、水防活動の停止を命ずる。
- ・ 水防活動の停止は、これを一般住民に周知するとともに、土木事務所等に通報するものとする。

## 水防関係機関電話一覧表

関係機関の種類	所在地	名称	局名	市外局番	番号
国土交通省	高知市六泉寺町96-7	高知河川国道事務所	高知	088	833-0111 832-0779
	高知市春野町弘岡上1992	仁淀川出張所	春野	〃	894-2044
	南国市立田古番所1347-1	物部川 〃	南国	〃	863-2720
	高知市春野町東諸木 字名村1298-1	高知海岸 〃	春野	〃	848-0038
	四万十市右山2033-14	中村河川国道事務所	中村	0880	34-7301 34-7306
	〃 山路カウカ峯山 1629-2	四万十川出張所	〃	〃	36-2320
	高知市江陽町2の2	土佐国道事務所	高知	088	882-9161
	〃 種崎874	高知港湾・空港整備事務所	〃	〃	847-3511
	吾川郡仁淀川町高瀬3815	大渡ダム管理所	仁淀	0889	32-2120
	宿毛市平田町黒川字櫛ヶ崎 山5312-48	渡川ダム統管理事務所	宿毛	0880	66-2501
独立行政法人 水資源機構	土佐郡土佐町田井6591-5	早明浦ダム・高知分水管理所	田井	0887	82-0485
林野庁	高知市丸ノ内1丁目3-30	四国森林管理局	高知	088	821-2160
海上保安庁	〃 棧橋通5丁目4番55号	高知海上保安部	〃	〃	832-7111
気象庁	〃 本町4丁目3-41	高知地方气象台	〃	〃	822-8883
N T T	〃 帯屋町2丁目5-11	N T T 西日本高知支店	〃	〃	837-0478
J R	〃 栄田町3-2-3	四国旅客鉄道株式会社 高知保線区	〃	〃	822-8127
土佐くろしお鉄道	四万十市駅前町7-1	土佐くろしお鉄道(株) 中村施設車両区	中村	0880	34-4531 35-5240
	安芸市東浜300-4	土佐くろしお鉄道(株) 安芸施設車両区	安芸	0887	34-8805
自衛隊	香南市香我美町上分3390	陸上自衛隊第50普通科連隊	香我美	0887	55-3171
警察庁	香川県高松市サンポート3番 33号サンポート合同庁舎9階	中国四国管区警察局 四国警察支局	高松	087	821-3111
市長会	高知市本町5-1-45 (高知市役所秘書課内)	高知市市長会	高知	088	823-9443
町村会	高知市本町4-1-35 (自治会館)	高知市町村会	〃	〃	823-3216

関係機関の種類	所在地	名称	局名	市外局番	番号
新聞社	高知市本町4-1-24	高知新聞社	高知	088	822-2111
	〃 本町1-1-3	読売新聞社高知支局	〃	〃	825-2220
	〃 本町4-2-44	毎日新聞社	〃	〃	822-2211
	〃 本町5-1-13	朝日新聞社高知総局	〃	〃	823-5115
	〃 上町1-4-9	産業経済新聞社高知支局	〃	〃	822-9131
	〃 本町3-2-15	共同通信社高知支局	〃	〃	822-5515
	〃 上町2-5-1	時事通信社高知支局	〃	〃	872-1717
	〃 本町4-2-44	日本経済新聞社高知支局	〃	〃	872-2334
放送局	〃 本町3-3-12	N H K 高知放送局	〃	〃	823-2300
	〃 本町3-2-8	(株)高知放送	〃	〃	825-4200
	〃 北本町3-4-27	(株)テレビ高知	〃	〃	880-1111
	〃 若松町10-11	高知さんさんテレビ(株)	〃	〃	880-0033
	〃 鷹匠町2-1-5	(株)エフエム高知	〃	〃	872-1100
	〃 若松町10-12	高知ケーブルテレビ(株)	〃	〃	880-1520
	〃 大津乙324-1	高知シティFM放送	〃	〃	856-5500
電力	〃 本町4-1-11	四国電力(株)高知支店	〃	〃	822-9211
	〃 宗安寺タナダ130	四国電力送配電(株) 高知系統制御所	〃	〃	840-7461
	安芸郡北川村長山177	電源開発(株)高知電力所	安芸	0887	38-4003
交通	高知市棧橋通4-12-7	とさでん交通(株)	高知	088	833-7111
	〃 大津乙1879-9	(一社)高知県バス協会	〃	〃	866-0505
	〃 大津乙1879-9	(一社)高知県ハイヤー協会	〃	〃	866-6555
	〃 南の丸5-17	(一社)高知県トラック協会	〃	〃	832-3499
アマチュア無線	南国市駅前町2丁目5-14	日本アマチュア無線連盟 高知県支部	南国	088	863-6028

関係機関の種類	所在地	名称	局名	市外局番	番号
県警察	高知市丸ノ内2-4-30	高知県警察本部	高知	088	826-0110
	〃 北本町1-10-12	高知警察署	〃	〃	822-0110
	〃 棧橋通4-15-11	高知南警察署	〃	〃	834-0110
	〃 大津乙807-1	高知東警察署	〃	〃	866-0110
	長岡郡本山町本山850-1	本山警察庁舎	本山	0887	76-0110
	室戸市室戸岬町5523-1	室戸警察署	室戸	0887	22-0110
	安芸市矢ノ丸2-9-2	安芸警察署	安芸	0887	34-0110
	南国市大桶乙799-1	南国警察署	南国	088	863-0110
	香南市赤岡町1375	香南警察庁舎	赤岡	0887	55-0110
	香美市土佐山田町栄町12-2	香美警察庁舎	土佐山田	0887	52-0110
	土佐市高岡町甲1842-1	土佐警察署	高岡	088	852-0110
	吾川郡いの町1290-4	いの警察庁舎	伊野	〃	893-1234
	高岡郡佐川町丙3555	佐川警察署	佐川	0889	22-0110
	須崎市山手町1-8	須崎警察署	須崎	0889	42-0110
	高岡郡四万十町榊山町4-19	窪川警察署	窪川	0880	22-0110
	四万十市右山2034-17	中村警察署	中村	0880	34-0110
	土佐清水市幸町3-5	清水警察庁舎	清水	0880	82-0110
	宿毛市希望ヶ丘5番地1	宿毛警察署	宿毛	0880	65-0110
消防	高知市本町1-7-45	高知市消防局	高知	088	822-8151
県庁	〃 丸ノ内1-2-20	高知県庁	〃	〃	823-1111
	〃 丸ノ内1-2-20	県水防本部（河川課）	〃	〃	823-9838
	〃 丸ノ内1-2-20	災害対策本部 （危機管理・防災課）	〃	〃	823-9018
	〃 丸ノ内1-2-20	土木政策課	〃	〃	823-9822

関係機関の種類	所在地	名称	局名	市外局番	番号
県庁	高知市丸ノ内1-2-20	技術管理課	高知	088	823-9826
	〃 丸ノ内2-4-1	用地対策課	〃	〃	823-9816
	〃 丸ノ内1-2-20	道路課	〃	〃	823-9828
	〃 丸ノ内1-2-20	防災砂防課	〃	〃	823-9845
	〃 丸ノ内1-2-20	港湾・海岸課	〃	〃	823-9887
	〃 丸ノ内1-2-20	港湾振興課	〃	〃	823-9882
	〃 丸ノ内1-7-52	漁港漁場課	〃	〃	821-4837
	〃 丸ノ内1-2-20	都市計画課	〃	〃	823-9846
	〃 丸ノ内1-2-20	公園上下水道課	〃	〃	823-9854
	〃 丸ノ内1-2-20	建築課	〃	〃	823-9870
	〃 丸ノ内1-2-20	建築指導課	〃	〃	823-9893
	〃 丸ノ内1-2-20	住宅課	〃	〃	823-9860
土木事務所	室戸市浮津71	室戸事務所	室戸	0887 Fax 〃	22-1531 23-2918
	安芸市矢ノ丸1-4-36	安芸土木事務所	安芸	0887 Fax 〃	34-3135 34-0313
	南国市大埴甲1592	中央東土木事務所	南国	088 Fax 〃	863-2171 864-0987
	長岡郡本山町本山946-6	本山事務所	本山	0887 Fax 〃	76-2105 76-4253
	高知市稲荷町11-26	高知土木事務所	高知	088 Fax 〃	882-8141～ 882-8145 884-6154
	吾川郡いの町1381	中央西土木事務所	伊野	〃 Fax 〃	893-2111～ 893-2117 893-3513
	高岡郡越知町越知甲2228-1	越知事務所	越知	0889 Fax 〃	26-1161 26-2553
	須崎市東古市町6-26	須崎土木事務所	須崎	〃 Fax 〃	42-1700 42-1725
	高岡郡四万十町琴平町 474-1	四万十町事務所	窪川	0880 Fax 〃	22-1212 22-3812
	四万十市古津賀4-61	幡多土木事務所	中村	〃 Fax 〃	34-5222 35-5328
土佐清水市清水ヶ丘28-10	土佐清水事務所	清水	〃 Fax 〃	82-1232 82-4188	

関係機関の種類	所在地	名称	局名	市外局番	番号
土木事務所	宿毛市希望ヶ丘2番地	宿毛事務所	宿毛	0880 Fax 〃	63-9101 65-5031
ダム管理事務所	香美市香北町永瀬1328-1	永瀬ダム管理事務所	大栃	0887 Fax 〃	58-2046 58-2040
	高知市鏡今井2552-1	鏡ダム管理事務所	鏡	088 Fax 〃	896-2437 896-2179

# 高知県水防計画書

令和7年度

発行 高知県土木部河川課  
高知市丸ノ内1-2-20  
☎ 088(823)9838

印刷 西富謄写堂  
高知市城山町36  
☎ 088(831)6820



